昭和四十七年
第二回定例会（六月十二日開会 六月三十日閉会）

日野市議会会議録

（第十三号 第十九号）

日野市議会

K10196
K
日野市立図書館

昭和四十七年第二回定例会　日野市議会会議録目次

○六月十二日（第一日）　午後五時五十四分開会　午後六時二十二分散会
出席議員……1
欠席議員……1
出席説明員……2
議事日程……2
開会……4
会議録署名議員……4
会期の決定……4
（議案上程）
議案第七三号　昭和四十七年六月における期末手当支給の件……5
散会……5
○六月十九日（第二日）　午後五時五十八分開議　午後零時流会
出席議員……7
欠席議員……7
出席説明員……8
議事日程……8
開議……9
流会……9

○六月二十日（第三日）　午後五時二十一分開議　午後七時五十三分散会
出席議員……11
欠席議員……11
出席説明員……11
議事日程……12
開議……12
代表者会議報告……14
全員協議会報告……14
議会運営委員長報告……15
会期延長の件……18
散会……19
○六月二十一日（第四日）　午後一時十八分開議　午後六時十一分散会
出席議員……19
欠席議員……19
出席説明員……21
議事日程……21
開議……22
市政経過報告……22
市長……25
助役……25
収入役……25
総務部長……26
市民部長……27
都市計画部長……27
福祉事務所長……27
教育長……28
水道部長……29
病院事務長……30
建設部長……31
市政経過報告についての質疑……31
（議案上程）
議案第五八号　多摩平二号線雨水管埋設工事負担金受領の専決処分の報告承認について……32
議案第五九号　昭和四十六年度日野市一般会計補正予算（第七号）専決処分の報告について……32
議案第六〇号　昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）専決処分の報告承認について……33
議案第六一号　昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第三号）専決処分の報告承認について……48
議案第六二号　昭和四十七年度日野市一般会計補正予算（第一号）……51
議案第六三号　昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）……54
議案第六四号　昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算（第一号）……56
議案第六五号　昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）……57
議案第六六号　日野市役所支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について……69
議案第六七号　日野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……70
議案第六八号　日野市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について……71
議案第六九号　市道路線の一部廃止について……71
（議案上程）
議案第五八号　多摩平二号線雨水管埋設工事負担金受領の専決処分の報告承認について……73
議案第五九号　昭和四十六年度日野市一般会計補正予算（第七号）専決処分の報告について……75
議案第六〇号　昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）専決処分の報告承認について……76

議案第七〇号　市道路線の廃止について……76
議案第七一号　市道路線の認定について……76
議案第七二号　東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更について……77
議案第七四号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について……78
議案第七五号　昭和四十七年度における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について……78
報告第　一号　昭和四十六年度日野市水道事業会計継続費繰越額の報告について……79
請願第　七号　大坂西地域への地区センター早期建設に関する請願……80
請願第　九号　高幡台団地への地区センター設置に関する請願……80
請願第一三号　〇歳児保育に関する陳情……80
請願第一四号　乳幼児の医療費の無料化に関する陳情……80
請願第一五号　予防接種もれ乳幼児の接種料の無料化に関する請願……80
請願第　八号　高幡六〇九番地先用水路改修に関する陳情……80
請願第一一号　夏季手当支給に関する陳情……80
請願第一二号　市道豊田九三号線拡幅に関する請願……80
請願第一六号　市立第八小学校進入路の排水溝整備に関する請願……80
請願第一〇号　工場建設に反対する請願……80
請願第五八号一～九　立川基地再開に反対する請願……81
散会……83

○六月二十三日（第五日）　午後一時六分開議　午後六時三十八分散会

出席議員……83
欠席議員……83

出席説明員……84
議事日程……84
開議……84
一般質問……84
百済　勇　議員（市財政計画の問題点について）……85
〃（市民の市政への参加について）……86
正国　務　議員（日野市衛生処理場からの悪臭について）……86
〃（新地域地区制の指定基準について）……86
杉山寅三郎　議員（新地域地区制の改訂について）……86
米沢　照男　議員（用途地域の指定替えについて）……92
市川芳太郎　議員（農業用水路と下排水の問題点について）……95
杉山寅三郎　議員（排・下水溝対策について）……97
鈴木美奈子　議員（光化学スモッグの被害から児童をどう守るかについて）……99
石川佐太郎　議員（学校の充足状況と集団住宅の増加見通しについて）……99
散会……109

○六月二十四日（第六日）　午前十時十四分開議　午後五時三十二分散会

出席議員……116
欠席議員……122
出席説明員……128
議事日程……145
開議……146
散会……146

149　148　147　146　146　145　128　122　116　109　99　99　97　95　92　86　86　86　85　84　83　83　81　80　80　80　80　80　80　80　80　80　80　80　80　79　78　78　77　76　76

一般質問……
森田喜美男　議員（建築に関する行政相談について）……
〃　（浅川流域の水防対策について）……
秦　正一　議員（工場建設についての問題点について）……
〃　（公害対策について）……
板垣正男　議員（街路樹の植樹について）……
米沢照男　議員（図書館行政の充実について）……
散会……

○六月三十日（第七日）　午後三時一分開議　午後十一時一分閉会
出席議員……
欠席議員……
出席説明員……
議事日程……
開議……
（委員会審査報告）
議案第六二号　昭和四十七年度日野市一般会計補正予算（第一号）……
議案第六三号　昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）……
議案第六四号　昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算（第一号）……
議案第六五号　昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）……
議案第六六号　日野市役所支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について……
議案第六七号　日野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……
議案第六八号　日野市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について……
議案第六九号　市道路線の一部廃止について……
議案第七〇号　市道路線の廃止について……
議案第七一号　市道路線の認定について……
議案第七二号　東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更について……
議案第七四号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について……
請願第　五号　市道丸山一号線ほか三路線舗装及び側溝整備に関する請願……
請願第六号の一　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願……
請願第六〇号　さくら学童クラブに関する請願……
請願第六七号　教育予算に関する請願……
請願第　三号　三井団地に子供の遊び場設置に関する請願……
請願第　七号　大坂西地域の地区センター早期建設に関する請願……
請願第一一号　夏季手当支給に関する陳情……
議案第五三号　日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について……
議案第六五号　日野市道路占用料徴収条例の制定について……
請願第五八号一～九　立川基地再開に反対する請願……
請願第五七号　万願寺地区への市立保育園設置に関する請願……
請願第三八号　保育時間延長に関する陳情……
請願第四〇号　ダストボックス購入費用の一部補助に関する請願……
請願第四五号　在日朝鮮公民の国民健康保険適用に関する請願……
請願第四七号　公立幼稚園設置の適正化に関する陳情……
請願第五五号　公立幼稚園設置に関する請願……

請願第五六号　幼児教室存続に関する請願……247
請願第　一号　高幡台団地内に幼児教室のための施設提供に関する請願……247
請願第　九号　高幡台団地への地区センター設置に関する請願……247
請願第一三号　〇歳児保育に関する陳情……247
請願第一四号　乳幼児の医療費の無料化に関する請願……247
請願第一五号　予防接種もれ乳幼児の接種料の無料化に関する請願……247
請願第　二号　市道市場線拡幅に関する請願……247
請願第一六号　新井五六番地先道路拡幅に関する請願……248
請願第　八号　高幡六〇九番地先用水路改修に関する陳情……248
請願第一二号　市道豊田九三号線拡幅に関する請願……248
請願第一六号　市立第八小学校進入路の排水溝整備に関する請願……248
請願第二一号　万願寺土地区画整理事業から中万願自治会地区除外に関する請願……248
請願第　九号　都市計画道路計画変更に伴う取付道路の工事計画中止に関する請願……248
請願第二八号　住宅街を縦断する無計画道路一・三・四号線建設反対に関する請願……248
請願第五七号　平山台区画整理補償に関する請願……248
請願第六号の三　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願……248
請願第一〇号　工場建設に反対する請願……248
請願第一九号　メッキ工場団地建設反対に関する請願……248
請願第五一号　百草団地住民の生活環境保全に関する請願……248
請願第六号の四　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願……248
請願第六号の二　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願……248
多摩川架橋対策特別委員会の継続審査議決の件……251
市庁舎建設特別委員会の継続審査議決の件……251
請願第一七号　日野市衛生処理場からの悪臭に関する請願……254
諸般の報告……254
（請願の上程）
請願第一八号　小西六工場の悪臭公害阻止に関する請願……259
請願第一九号　零歳児保育死亡事故発生に関する請願……259
閉会……260

六月十二日　月曜日

（第一日）

昭和四十七年第二回定例会　日野市議会会議録　第十三号

六月十二日月曜日（第一日）

出席議員（二十八名）

一番	鈴木美奈子君	十五番	剣持佐吉君
二番	板垣正男君	十六番	杉山寅三郎君
三番	市川芳太郎君	十七番	名古屋史郎君
四番	秦正一君	十八番	石川佐太郎君
五番	滝瀬敏朗君	十九番	大下博君
六番	池田重太郎君	二十番	森田喜美男君
七番	林重義君	二十一番	高橋通夫君
八番	谷栄吉君	二十二番	滝瀬政吉君
九番	百済勇君	二十三番	日野源作君
十番	米沢照男君	二十四番	杉山亘君
十一番	西沢保君	二十六番	吉冨繁枝君
十二番	大柄保君	二十七番	清水芳雄君
十三番	岩沢哲夫君	二十八番	佐々木昭雄君
十四番	伊藤松之輔君	二十九番	正国務君

欠席議員（二名）

二十五番	伊藤定君	三十番	三浦重春君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄君	都市計画部長	杉本好次郎君
助役	葛西正彦君	水道部長	加藤一男君
収入役	市川晴夫君	福祉事務所長	田中若一君
企画財政部長	篠崎美雄君	病院事務長	成井正夫君
総務部長	遠藤政之君	秘書課長	佐藤智春君
市民部長	赤松行雄君	教育長	永野弘君
民生部長	松村清栄君	教育庶務課長	落合豊君
建設部長	中島武男君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光君	書記	川上輝子君
書記	朝倉敏夫君	書記	深海弘子君
書記	武居一茂君	書記補	安原清美君

議事日程

一、会議録署名議員の指名
二、会期の決定
三、議案第七十三号　昭和四十七年六月における期末手当支給について

昭和四十七年六月十二日（月）
午後一時開会

本日の会議に付した事件
日程第一から第三まで

午後　五時五十四分　開会

○副議長（石川佐太郎君）　議長が所用がございまして外出をしておりますので副議長が代って本日の議事をいたします。よろしくどうぞお願いいたします。

それではこれより昭和四十七年度第二回日野市議会定例会を開会し直ちに本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は二十八名であります。本日の日程につきまして事務局長をして報告させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　御報告申し上げます。日程の第一が会議録署名議員の指名でございます。日程の第二会期の決定、日程の第三、議案第七十三号、昭和四十七年六月における期末手当支給について、以上でございます。

○副議長（石川佐太郎君）　ただいま事務局長が報告いたしましたとおり、本日の日程とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石川佐太郎君）　御異議ないものと認め、本日の日程は事務局長が報告したとおりに決定いたしました。

日程第一、会議録署名議員の指名については議長において指名したいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石川佐太郎君）　御異議ないものと認め、二番、板垣正男君、三番、市川芳太郎君を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定についてを議題といたします。おはかりいたします。本定例会の会期は、本日より六月二十三日まで期日、十一日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石川佐太郎君）　異議ないものと認めます。よって本定例会の会期は本日より六月二十三日まで期日十一日と決定いたしました。

おはかりいたします。本日の会議時間はこの際、あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石川佐太郎君）　異議ないものと認めます。よって本日の会議時間はこれを延長することに決定いたしました。

これより議案第七十三号、昭和四十七年六月における期末手当の件を議題といたしますけれども、前回の臨時議会におきまして、代表者会議をもって議会の正常化に努めることになっておりましたけれども、残念ながらそのことはまだ未解決のままに今日に至っております。きわめて遺憾に思う次第でございます。しかしながら非常に緊急な議題が本日の、今回の定例会にございますので、その件だけを先議して行なうことを御了解をお願いいたします。

○副議長（石川佐太郎君）　詳細の説明を担当部長より求めます。

○総務部長（遠藤政之君）　特別にございません。

○副議長（石川佐太郎君）　担当部長から特別ないとのことでございますので、ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石川佐太郎君）　異議ないと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。ないものと認めます。ほかになければこれより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石川佐太郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七十三号、昭和四十七年六月における期末手当支給の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程は終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後　六時二十三分　散会

お願いいたします。

これより議案第七十三号、昭和四十七年六月における期末手当支給の件を議題といたします。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○副議長（石川佐太郎君）　どうも議長不慣れでございまして、提案を間違えましたが、ただいまの提案の宣言を取り消しまして暫時休憩いたします。

午後　六時　休憩

午後　六時二十分　再開

○副議長（石川佐太郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第七十三号、昭和四十七年六月における期末手当支給の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第七十三号を朗読。

○副議長（石川佐太郎君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は一般職員に支給する昭和四十七年度夏期期末手当に関する議案でございまして、職員組合と数回にわたる交渉の結果、一・七五カ月プラス一律二万二千円で妥決を見たものでよろしく御審議のほどお願いいたし

六月十九日　月曜日（第二日）

昭和四十七年
第二回定例会

日野市議会会議録　第十四号

六月十九日月曜日（第二日）

出席議員（十九名）

五番	滝瀬敏朗君	二十二番	滝瀬政吉君
六番	池田重太郎君	二十三番	日野源作君
七番	林重義君	二十四番	杉山亘君
八番	谷栄吉君	二十五番	伊藤定君
十三番	岩沢哲夫君	二十六番	吉冨繁枝君
十四番	伊藤松之輔君	二十七番	清水芳雄君
十五番	剣持佐吉君	二十八番	佐々木昭雄君
十六番	杉山寅三郎君	二十九番	正国務君
十八番	石川佐太郎君	三十番	三浦重春君
二十一番	高橋通夫君		

欠席議員（十一名）

一番	鈴木美奈子君	十一番	西沢保君
二番	板垣正男君	十二番	大柄保君
三番	市川芳太郎君	十七番	名古屋史郎君
四番	秦正一君	十九番	大下博君
九番	百済勇君	二十番	森田喜美男君
十番	米沢照男君		

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄君	
助役	葛西正彦君	
収入役	市川晴夫君	
企画財政部長	篠崎美雄君	
総務部長	遠藤政之君	
市民部長	赤松行雄君	
民生部長	松村清栄君	
建設部長	中島武男君	

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光君	
書記	朝倉敏夫君	
書記	武居一茂君	

議事日程

昭和四十七年六月十九日（月）
午後　一時　開議

一、会議時間の延長

本日の会議に付した事件

なし　自然流会

都市計画部長	杉本好次郎君	
水道部長	加藤一男君	
福祉事務所長	田中若一君	
病院事務長	成井正夫君	
秘書課長	佐藤智春君	
教育長	永野林弘君	
教育庶務課長	落合豊君	

書記	川上輝子君	
書記	深海弘美君	
書記	安原清君	
補記	補記	

午後　五時五十八分　開議

○議長（伊藤　定君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十九名でございます。おはかりいたします。本日の会議時間はこの際あらかじめ、これを延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本日の会議時間はこれを延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　休憩いたします。

午後　五時五十九分　休憩

六月二十日　火曜日　（第三日）

昭和四十七年
第二回定例会

日野市議会会議録　第十五号

六月二十日火曜日（第三日）

出席議員（三十名）

一番	鈴木美奈子君	十六番	杉山寅三郎君
二番	板垣正男君	十七番	名古屋史郎君
三番	市川芳太郎君	十八番	石川佐太郎君
四番	秦正一君	十九番	大下博君
五番	滝瀬敏朗君	二十番	森田喜美男君
六番	池田重太郎君	二十一番	高橋通夫君
七番	林重義君	二十二番	滝瀬政吉君
八番	谷栄吉君	二十三番	日野源作君
九番	百済勇君	二十四番	杉山亘君
十番	米沢照男君	二十五番	伊藤定君
十一番	西沢保君	二十六番	吉冨繁枝君
十二番	大柄保君	二十七番	清水芳雄君
十三番	岩沢哲夫君	二十八番	佐々木昭雄君
十四番	伊藤松之輔君	二十九番	正国務君
十五番	剣持佐吉君	三十番	三浦重春君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄君
助役	葛西正彦君
収入役	市川晴夫君
企画財政部長	篠崎美雄君
総務部長	遠藤政之君
市民部長	赤松行雄君
民生部長	松村清栄君
建設部長	中島武男君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光君
書記	朝倉敏夫君
書記	武居一茂君

議事日程

都市計画部長	杉本好次郎君
水道部長	加藤一男君
福祉事務所長	田中若一君
病院事務長	成井正夫君
秘書課長	佐藤智春君
教育長	永野林弘君
教育庶務課長	落合豊君
書記	川上輝子君
書記	深海弘子君
書記補	安原清美君

昭和四十七年六月二十日（火）

午後　一時　開議

一、代表者会議報告

二、全員協議会報告

三、議会運営委員長報告

四、会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第一から第四まで

午後　五時二十一分　開議

○議長（伊藤　定君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は二十六名であります。代表者会議の結果を高橋通夫議員より求めます。

（二十一番議員登壇）

○二十一番（高橋通夫君）　昭和四十七年第一回臨時会におきまして、三月定例会における議長の議会運営上起こした問題について解明を行なってきましたがその責任処理については結論に至らず、よって次回本会議までに代表者会議の中でこのことについて結論を出して議会の正常化をはかることの決議がなされました。代表者会議といたしましては、その後、十数回にわたって連日連夜、会議を開き協議を重ねてまいりましたが、第二回、六月の定例会前におきまして、その結論に至らなかったことは、まことに遺憾に存ずるわけでございます。この間、各派の意見を話し合い、議長の責任の取り方について協議しましたところ議長が心から反省して、議会の正常な運営に当たることを誓い文書をもって具体的に誠意ある態度を示し今後再び前回のごとき問題を起こした場合は、みずから責任を取るとの申し出がありましたので代表者会議といたしましてはこれを了承いたしました。これをもって報告を終わります。

○議長（伊藤　定君）　御質疑があれば許します。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　ざきほど代表者会議で確認したことがちょっと抜けてますので指摘をしたいと思いますが、それは六月議会までにこの問題について結論を出すということで何回となく話し合いをやったわけですけれども結論には至らなかった。その原因は与党会派のほうでは当初は議長の反省に期待をするというふうにとどめて、この問題の処理をしたい、こういう意向であったし、野党各派の意見はあのような問題を引き起こした議長としてはみずから責任を取って辞めるべきではないか、あるいは所属会派が責任持ってその処理に当たるべきではないか、こういう二つの意見が対立したために、えんえん今日までこの問題の決着を見ることができなかった、こういう経過をはっきり本会議の場で確認しないと、何のために今日まで日時を費やしたのか分らんと、こういうことになるからその点は入れましょう、こういう確認だったと思いますがね。

○二十一番（高橋通夫君）　一応、全協におきまして報告いたしまして御了承を求めたわけなんです。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　もう一度確認します。今、私が申し上げたことは代表者会議で確認されましたね。それをいわゆる加筆しようということを。その辺ちょっと。そうですね。

○二十一番（高橋通夫君）　はい。

○十番（米沢照男君）　それでいいです。

○議長（伊藤　定君）　ほかにありませんか。なければ代表者会議の結果報告を終わります。

○二十一番（高橋通夫君）　なお、つけ加えますがこの……。

（「終わったぞ」「やれやれ」と呼ぶ者あり）

○十番（米沢照男君）　議事進行。それから代表者会議でもう一つ確認したことは、いわゆる特別多数議決がよかったのか、悪かったのかまた起立採決中の休憩の取り扱いですね、この問題がどうだったのか、もう一点あったと思いますけれども、三点について、過去においては全員協議会の場では、はっきり確認はされたけれども本会議の場で、その点の解釈と取り扱いについて確認がされていないのでこの点については石川副議長が発言をして本会議での確認をはかろうと、こういうことが代表者会議では皆さんで確認されてると思うんですが。

○議長（伊藤　定君）　そのとおりですか。

○二十一番（高橋通夫君）　そういうことでありますので……。

○議長（伊藤　定君）　じゃ、石川議員の発言を求めます。

（十八番議員登壇）

○十八番（石川佐太郎君）　さきほど高橋議員から説明がありました事件に関しまして、先般臨時会におきまして、ただいま米沢議員から発言がありましたような特別多数議決の可否、それから表決中の休憩の可否、それから、議事録を抹殺するんぬん、といった当時の議長の、要するにどの点を抹殺するか、こういう点を明確にすべきである、なお、調査すべき事項は調査をして顛末を報告するようにと、こういうことでございましたので、今会議に報告を申し上げます。特別多数議決につきましては、結論だけを申し上げますというと、法に明文がない以上は、普通議決でよい。行政実例でもこれは福岡県議会のいわゆる特別多数議決が是か非か、こういう問い合わせに対しましても、これは普通議決でいいと、こういう回答が明確に出ておる。したがいまして、今後、こういう前例とすべきではない、こういうふうに確認をしております。

それから表決中に議長が休憩をしたことにつきましてでございますけれども表決の前後に議場に混乱があれば議長の判断であり得ないことはない、表決中の休憩はそういう状態であればあり得ないことはない。ただし、表決できない程度の状態であったかどうかということは客観的な面で議員全体の判断に待つべきであろう、こういうようなこと言われております。これはなかなか微妙なことでございまして、これはなかなかむずかしいんですけれどもそういったような調査の結果を得ております。

それから議事録の抹消を後日において点検うんぬんということを議長が言ったわけでございますけれども詳細に議事録署名

議員の立ち合いのもとに調査いたしましたところ、やはり事実経過を詳述する議事録の使命に鑑みまして、間違って発言した点もありましたけれども、発言者の中に間違って発言した点と考えられる点もありましたけれども経過を明確にする意味で削除しないほうがよろしい、そのまま事実として残したほうがよろしい、こういう署名議員との意見が一致しまして、削除はいたしませんでした。以上三点につきまして調査の結果、確認をしておりますので、本会議に御報告を申し上げておきます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　御質疑があれば許します。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　ただいま述べられた三点の問題点につきまして副議長みずから調査に当たられて、明快を調査結果が出された、ということにつきまして、敬意を表したいと思います。ただいまの御報告の中で特別多数議決は、たしか三月十八日の議場であったと思いますが伊藤議長不信任案の上程の場におきまして、副議長が司会をされて特に特別多数議決方式が取られてその後に起きた疑問ということであるわけでありました。そこであの際の表決の方法は過去のことですから、それをやり直すというわけにはまいりませんが明らかに過誤であった、誤りないしは過ちであった、したがって、今後、このような市議会においてのそのような場合に前例にはならないということが出てくると思うのでありますが、そのことをひとつ確認をするということを、確認ができるということを私はお伺いしたいわけであります。

それからもう一点はこの表決中の休憩のことでありますが、私どもの常識で考えますと、表決というのは議会の態度決定の一つの頂点である、したがって不謹慎な採決中の休憩の宣言なんていうことは恐らく前代未聞である、こういうふうに想像するわけであります。したがって、そういうことが前例とはむろんならないでありましょうが、まさに議場を茶番化した、茶番の場にしたということがこれが議長の責任であったということにおいて、今回の問題が発展したんだと私どもは考えております。その点につきまして、今日代表者会議の結論として報告された一つの取りまとめは必ずしも議会の自律能力、みずからを律する能力を完全に発揮したものとは言えないと思っておりますが、やはり多数意見で決まる議場でありますからして、こういう決まり方もあり得る、ということで了承せざるを得ない気持ちでおります。したがって今後このような議場の秩序を維持する責任にある議長自身が議場を茶番の場にするということは許されない、ということを議会自身が肝に銘ずるべきであると考えるわけであります。第一点の確認のことをもうひとつ石川議員より御回答をお願いしておきます。

○議長（伊藤　定君）　石川佐太郎君。

○十八番（石川佐太郎君）　これはさきほど申し上げましたように、全く自治法に明文がございまして、そういう明文があったにもかかわらず特別多数議決という違法な処置を取ったということは議長として重大な責任であった。このようにおわびを申し上げます。自治法では、こういう時には特別多数議決を取りなさい、ということが明文してあるわけです。それ以外の場合にはすべて普通議決であるということは、はっきりしてるわけなんです。したがいましてあの事件の際に議長の取った処置は喋々申すまでもなく重大な過ちでございまして、今後、こういうことは前例とすべきでないということは言うまでもないことでございますけれども、その点を御確認をお願いしたいと思うわけでございます。まことにどうもそういう明白ないわゆる法律解釈を誤ったということに対しましては、責任の重大なことを痛感しております。よろしくお願いいたします。また後段に述べられました表決中の休憩については、これは自治法では、休憩を取ってはいけませんよ、とは書いてありませんけれどもすべて、考えようによっては、解釈のしようによっては議長の整理権のようにも受け取れますけれども、さきほども申し上げましたように客観的にあの際は混乱があって表決中に休憩を取らなければならなかったかどうか、ということは、並居る議員が十分に判断できることであろうと思うのでございます。したがいまして、私が調査した範囲におきましても、それは一応自治法の上では表決中の休憩といいますか、そういうのは混乱があったと判断すればないとは言えないけれども、それは客観的な問題ではなかろうか、こういうような調査の結果でございますから、私どもがその後議事録署名議員と共に議事録を詳細に調べた結果におきましてもはっきりと議長の意思が非常に通っているのでございまして、私どもはこの点は極めて遺憾であったと、かように考えるのでございます。しかしながら、これが明らかに、全く第一点の問題のように違法と断定することは私といたしましてはでき得ない事情でございましてこれは並居る議員がそれぞれ判断をすべきことであろう、こういうふうに考えるのでございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　なければこれをもって報告を終わります。

○二十番（森田喜美男君）　議長。

○議長（伊藤　定君）　終わりました。

○二十番（森田喜美男君）　議事進行で。

（「終わり終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　報告は終わりました、ということですから、たぶん意見が取られるだろうと思って、

ちょっと先走って手をあげましたが、意見を言いたい。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　申すまでもなく、議会は、これは議員のためにあるわけでもなく、また議員自身の私物でもありません。したがって今日の報告内容にあるごとく、議長自身の議事運営の失宜によることから端を発して、本来六月議会の前に処理されていなければならなかった約束事が、えんえんこの本会議に食い込んでここのところ約十日になんなんとする日時を、いわば議会自身の責任において空白に終わってしまったという事実はわれわれが誠に自責に耐えないところであります。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

そこで議長自身の発言なり議会自身の決議なりによって議会自身の責任を明らかにするということで、このことの終結をはからなければならないと考えるのでありますが、議長自身はいかにお考えになりますか。

（「意見だよ意見。」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）　ただいまの森田議員の発言は意見ということでございまして、あえて議長が答弁する必要がないというふうに私、判断するわけです。もし、仮に議長に質問するなら質問というふうな考え方だろうというふうに思いますけど、意見ですからそれは答弁の必要はないというふうに私は判断しますがその点よろしく……

（「それは議長自身がきめる……」「議長自身……」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　これをもって終わります。

おはかりいたします。本日の会議時間はこの際あらかじめこれを延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。

よって本日の会議時間はこれを延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。

よって暫時休憩いたします。

午後　五時四十五分　休憩

午後　七時五十分　再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。休憩中に議会運営委員会が開かれましたので委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（剣持佐吉君）　御指名がありましたので議会運営委員会の報告をいたします。本日はこれで散会をいたしまして、明二十一日は午後一時開会、市政報告、それから議案、請願の上程、二十二日は休会、二十三日は午後一時から一般質問、二十四日は土曜日でありますので一般質問を午前十時から、それから二十五日は日曜日で休み、二十六日特別委員会は午前十時から、常任委員会は午後二時から、二十七日八日、九日は休み、三十日は委員会審査報告を午後一時から、それで会期の延長は一週間となります。大体以上のことで委員会は全員一致をみた次第でございます。以上報告をいたします。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの議会運営委員長の報告の中に会期延長に関する部分の報告がありましたので、会期延長の件を本日の日程とし、直ちに議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は六月二十三日までと議決されておりますが、議事の都合により六月三十日まで期日七日間延長いたしたいと思います、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本定例会の会期は六月三十日まで七日間延長することに決定いたしました。

なお本日以後の日程につきましては議会運営委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、本日以後の日程については議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日はこれをもって終りたいと思います、本日の会議はこれにて散会いたします。

午後　七時五十三分　散会

六月二十一日　水曜日（第四日）

昭和四十七年
第二回定例会

日野市議会会議録　第十六号

六月二十一日水曜日（第四日）

出席議員（二十八名）

一番	鈴木美奈子君	
二番	板垣正男君	
三番	市川芳太郎君	
四番	秦正一君	
五番	滝瀬敏朗君	
六番	池田重太郎君	
七番	林重義君	
八番	谷栄吉君	
九番	百済勇君	
十番	米沢照男君	
十一番	西沢保君	
十二番	大柄保君	
十三番	岩沢哲夫君	
十四番	伊藤松之輔君	
十五番	剣持佐吉君	
十六番	杉山寅三郎君	
十七番	名古屋史郎君	
十九番	大下博君	
二十番	森田喜美男君	
二十一番	高橋通夫君	
二十二番	滝瀬政吉君	
二十三番	日野源作君	
二十四番	杉山亘君	
二十五番	伊藤定君	
二十六番	吉冨繁枝君	
二十八番	佐々木昭雄君	
二十九番	正国務君	
三十番	三浦重春君	

欠席議員（二名）

十八番	石川佐太郎君	
二十七番	清水芳雄君	

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄君	
助役	葛西正彦君	
収入役	市川晴夫君	
企画財政部長	篠崎美雄君	
総務部長	遠藤政之君	
市民部長	赤松行雄君	
民生部長	松村清栄君	
建設部長	中島武男君	
都市計画部長	杉本好次郎君	

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光君	
書記	朝倉敏夫君	
書記	武居一茂君	

議事日程

昭和四十七年六月二十一日（水）
午後一時開議

一、市政経過報告
二、議案第五八号　多摩平二号線雨水管埋設工事負担金受領の専決処分の報告承認の件
三、議案第五九号　昭和四十六年度日野市一般会計補正予算（第七号）専決処分の報告について
四、議案第六〇号　昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）専決処分の報告承認について
五、議案第六一号　昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第三号）専決処分の報告承認について
六、議案第六二号　昭和四十七年度日野市一般会計補正予算について（第一号）
七、議案第六三号　昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第一号）
八、議案第六四号　昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算について（第一号）
九、議案第六五号　昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）
一〇、議案第六六号　日野市役所支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一一、議案第六七号　日野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
一二、議案第六八号　日野市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について
一三、議案第六九号　市道路線の一部廃止について
一四、議案第七〇号　市道路線の廃止について
一五、議案第七一号　市道路線の認定について
一六、議案第七二号　東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更について
一七、議案第七四号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
一八、議案第七五号　昭和四十七年度における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について
一九、報告第一号　昭和四十六年度日野市水道事業会計継続費繰越額の報告について
二〇、請願第七号　大坂西地域への地区センター早期建設に関する請願
二一、請願第八号　高幡六〇九番地先用水路改修に関する陳情
二二、請願第九号　高幡台団地への地区センター設置に関する請願
二三、請願第一〇号　工場建設に反対する請願

二四、請願第一一号　夏期手当支給に関する陳情
二五、請願第一二号　市道豊田九三号線拡幅に関する請願
二六、請願第一三号　〇歳児保育に関する陳情
二七、請願第一四号　乳幼児の医療費の無料化に関する陳情
二八、請願第一五号　予防接種もれ乳幼児の接種料の無料化に関する請願
二九、請願第一六号　市立第八小学校進入路の排水溝整備に関する請願
三〇、請願第五八号の一～九　立川基地再開に反対する請願

本日の会議に付した事件

日程第一から日程第三〇まで

午後　一時十八分　開議

○議長（伊藤　定君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十七名であります。遅刻の通知のありました議員、清水議員、石川議員であります。

日程第一市政経過報告を行います。市長より市政経過報告を求めます。

（市長登壇）

○市長（古谷　栄君）　御報告を申し上げます。まず第一点は開発行為指導基準並びに中高層建築物建設事業指導要綱の制定についてでございます。開発行為指導基準並びに中高層建築物建設事業指導要綱の制定につきまして御報告申し上げる次第でございます。昭和四十五年七月一日に制定いたしました日野市宅地造成事業指導基準が法体形の変化等に伴いまして、現状にマッチしないという面が出てまいりましたのでこれを改正し、日野市開発行為指導基準といたした次第でございます。改正の主な点を申し上げますると、まず公共施設、公益施設という新都市計画法の考え方に基づきまして組み立てを行ないました。道路築造、排水等の技術的な指導基準につきましては細則を別に設けた次第でございます。義務教育施設の整備につきましては建設予定戸数千戸で一校分の学校用地の確保を可能といたしました。緑化の推進といたしましては施行区域面積の二%に相当する緑地の確保と開発前に自生しておりました植物の保護を義務づけた次第でございます。また学校、公園、緑地等の用地につきましては無償提供を原則といたしておりまするが、確保すべき面積が基準に満たない場合にありましては、当該用地を取得するために必要な費用を行政協力費といたしまして徴するように定めたのでございます。さらに市が移管を受ける公共、公益施設を明らかにいたしました。この改正を機会にいたしまして中高層建築物建設事業指導要綱を制定いたしましたので、合わせて御報告を申し上げます。御承知のとおり土地の高度利用は時代の要求でございまして、当市におきましても中高層ビルの建設が各所で進められておりますので、健全な住居環境を守る予定で新設した次第でございます。主な内容を申し上げまするると、まず市への事前協議を前提といたしました。さらに周辺住民に影響の大きい日照の障害、あるいはテレビの電波障害、工事中の騒音、振動等につきまして周辺住民の同意取り付け義務を事業主に負担させるとともに、公共、公益施設の整備を開発行為指導基準の準用によりまして義務付けたことなどでございます。なお報復措置につきましては市の水道の給水を拒否するというような強力なものは考えておりませんけれども、事前協議のないまま給水申請がなされた場合等におきましては、運用の中で事前協議の指導をして行く考えでございます。以上概略申し上げましたが細部につきましては印刷物をお届けいたしておりますので御承知おき

願いたいと存じます。

次に特別職の報酬についてでございます。特別職の報酬につきましては昭和四十五年に改訂されましたが、一般職の職員の給料は四十二年以降人事院勧告によりまして、毎年度改訂されておりますので特別職の報酬等と一般職員の給料とに不均衡を生ずるのが現状でございます。また他市との関連等をも合わせ考えますると改訂の必要があるものと思われますので、特別職報酬等審議会条例に基づきまして、去る五月二十四日特別職の報酬等のあり方とその額について諮問いたした次第でございます。特に報酬等の改訂に当たりましては市民の強い関心を呼ぶものでございますので、十分審議の上答申されるようお願いいたしましたので御承知おき願いたいと存じます。

第三番目といたしまして乳児の死亡事故につきまして御報告を申し上げます。皆さま方もすでに新聞紙上等で御承知のことと思いまするが、六月十六日金曜日でございますが、午後二時ごろ家庭福祉員宅におきまして保育中の乳児が死亡した事故が発生いたしました。死亡いたしました乳児は多摩平五丁目十一番地の六佐藤謙二さんの長男裕さん八カ月、家庭福祉員は昭和四十五年九月一日から日野市の家庭福祉員制度要綱に基づき、児童の保育を実施しておりまする多摩平六丁目十四番地の一、大野妙子さんでございます。事故の原因等につきましては現在日野警察署におきまして調査が進められているところでございまして、後日でないとはっきりしたことが判明できない状況でございます。この点調査の結果が判明いたしましたならばさらに詳細について御報告申し上げたいと存じております。いずれにいたしましてもこの事故で尊い生命を失われたことにつきましては本当にお気の毒でございまして御遺族の方々の御心情を心からお察し申し上げる次第でございます。市といたしましても今後このようなことが繰り返されることがないように十分に注意を払っていきますと同時に、今回の事故につきましても関係機関と連絡をとりまして、その結果に従いまして御納得のいけるような処理に当たりたいと存じております。以上簡単ではございますが乳児の死亡事故につきまして御報告を申し上げる次第でございます。

○議長（伊藤　定君）　次に助役より市政経過報告を求めます。登壇願います。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　去る三月議会で市政経過報告におきまして御報告申し上げましたが、日野市の組織規則及び、日野市教育委員会事務局処務規則の一部改正いたすことを五月一日付けで施行いたしましたので、これに伴いまして規則改正の趣旨にそって正確、迅速な執行体制を確立すべく昇格、異動基準を設けて適材適所主義に重点を置いて、同日付けで人事異動を実施いたしました。今回の人事発令では庁舎の建設の検討

及び市史編さんを行なうために両担当主幹を設置するほか課長一名、課長補佐四名、並びに係長八名の昇格を行ないますとともに、新規採用職員二十六名を含み課長以下百二十七名の異動を発令いたしましたので御報告申し上げます。なお実施後の職員配置状況は別紙事務局を通じてお手元にお届けいたしましたが、日野市人事機構図のとおりでございますので御参照願いたく申し添える次第でございます。

○議長（伊藤　定君）　次に収入役より市政経過報告を求めます。

（収入役登壇）

○収入役（市川晴夫君）　御報告申し上げます。お手元にプリントが差し上げてあると存じますが、最初のプリントは四十六年度の五月末の集計でございます。一般会計の款別の表が二枚目にございますがこの中で中程の都支出金、これが予算より収入が少なくなっておりますが、これは最終補正予算に事務の手続き上落ちがございましたので、当然これは補正すべきでありましたけれども、その落ちがございましたので予算残が出た次第でございます。次に昭和四十七年度、本年度の会計事務でございますが、これは会計の報告としましても大体数字の御報告でございますので、重複を避けるために次回からこの報告書で代えさしていただきたいとこういうふうに考えまして、一応様式を若干従来の様式を変えました。それはこの収入。

支出の現状につきましては今までは前回報告分というのがありませんでしたけれども、これを各定例議会ごとに報告しますので前回報告した後の収入が、支出がどのくらいになったということが分かるようにと思いまして、前回までの収入額、支出額と、前回までの欄を挿入しました。なお会計別あるいは款項別のにつきましては従来どおりでございます。款項別につきましては一般会計だけを承認いたしております。なお今回の分は空欄が多くありますが、できるだけ摘要に主なるものを記載して口頭の報告と重複を避けるためにこのように変えましたので、次回からよろしくお願いいたします。以上。

○議長（伊藤　定君）　次に総務部長より市政経過報告を求めます。

（総務部長登壇）

○総務部長（遠藤政之君）　それでは総務部関係につきまして御報告申し上げます。最初に誠に申しわけございませんが御訂正を願いたいと思います。総務部管財課と書いてございますが契約課に御訂正願いたいと思います。それでは工事請負契約の状況につきまして御説明いたします。この御報告につきましては三月定例会報告以降の五月二十三日までの契約金額二百万以上のものでございます。件数といたしまして十六件、その内四十六年度分が十件、その四十六年度分の主なものにつきましては三小、八小、第二中学校の仮設校舎の十四教室分の

賃貸借の契約、それと駒形の公園の擁壁、整地、遊具等の工事でございます。それとごみ焼却炉四〇トン炉の補修工事等でございます。昭和四十七年度分につきましては高幡台小のプールの新設、市民プールの改修工事、特にこのプールの関係につきましては、新設の分につきましては、七月中旬市民プールの改修につきましては六月末を完成目標として発注をいたしました。その他は消防法の改正等に伴いまして小学校の火災設備工事でございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　次に市民部長より市政経過報告を求めます。

（市民部長登壇）

○市民部長（赤松行雄君）　市民部関係の御説明を申し上げます。最初に世帯数でございますが五月一日現在ということで世帯数は三万五千九百八十五でございます。六月の一日でございますが、御説明申し上げますので御記録願いたいと思います。三万六千五百五十八でございます。それから人口でございますが十万八千百四十六人でございますが、六月一日現在を申し上げますと十万九千二百四十九人でございます。それから次にまいりまして外国人の数でございますが、五月一日現在ではここに記録されているように二百六十八人でございます。三月の御報告と比較しますと三月は二百五十人でございますから十八人の増加ということになるわけでございます。次に六ページへまいりまして市税関係でございます。四月三十日現在でございますがここにございますように、一番最後にございますが収入率でございますが、昨年は四月現在で九六・七%四十六年度の四月末としましては九六・九というふうにわずか上向いておるわけでございます。これにつきましては非常に不景気だというふうなことで収納体制のほうにそれなりの対策を講じておるわけでございます。そういうふうな関係で前年度分が効果が格段に上がったわけでございますが、滞納しております過年度分につきましては非常に行方不明等が多くて、会社の従業員等の動きが激しいというふうな状況で過年度分が悪いと、こういう現状になっております。そういうふうな傾向で決算を迎えそうでございます。

　次に国民健康保険でございますが、御説明申し上げる点は医療費でございますが、昨年よりも五千三百八十八万殖えておるというふうな増減関係に医療費がなっております。これは大体二月三月医療費の値上げがございましたので、一月現在では一六%の大体上げぎみでございましたけれども、四月末では一八%の医療費の増高の傾向になっております。そういうことでございます。それから国民健康保険税のほうでございますが収納率が昨年と比べると高くなっておると、こういうことでございます。滞納分の大幅な増加をみていると、こういうふうに印刷なっておりますが、ここのところは滞納分の収納率もよくなっている、こういう意味合いでございます。八ページにまいりまして数字でそのことを御報告申し上げておるわけでございますが、四十五年度は八九・一%、四十六年度の収納率は九〇・五%というふうにわずか上がっておるわけでございます。それから国民年金のほうでございますが、ここに記録されておりますが特に御報告申し上げたいことは今年の四月から納付書制度を、税金と同じような収納方式を取っております。経過といたしましては非常に順調でございます。一年間分をまとめて納める方が大体一割近くございます。それから六月が第一期の納期でございますが、納付状況は非常にいいようでございます。それから年金の加入あるいは受給者の状況でございますがここに印刷されているとおりでございます。以上御報告に替えさせていただきます。

○議長（伊藤　定君）　次に都市計画部長より市政経過報告を求めます。

（都市計画部長登壇）

○都市計画部長（杉本好次郎君）　続いて都市計画部都市計画課関係、一点はさきほど総務のほうから報告がありました都市計画公園、駒形公園でございますが、それぞれ印刷のとおり本年度事業を完了をいたしました。二点目は多摩平汚水管布設工事でございますが、これは四十五年度に請願第五一号によるものであります。五月末日で事業が完了をいたしました。

　次に区画整理課関係、平山台の土地区画整理事業関係から申し上げます。工事について印刷のとおり三九号ほか五工事、街路四八整地、六六、六七号これらが完了いたしました。補償については十一件。次が神明上の土地区画整理事業関係でありますが、審議会の任期が二月の十三日で切れました。そういうような関係から審議会委員の選挙を行なったわけですが、定員十三名、定員いっぱいでありましたので選挙の執行はいたしません。学識経験者としては三名を推選をいたしまして合計十五名四月の十七日に決定いたしました。次が審議会を第一回の審議会を開催をいたしました。印刷のとおり会長あるいは会長代理議席というような委員会の構成が行なわれました。次に仮換地の指定でございますが、逐次進めておりまして今回二百二十五件の指定を終わりました。累計千六十五件になります。一部日野駅周辺と台地等二、三点残っておりますが、これらも逐次進めていきたいと思います。後わずかで仮換地の指定は完了をいたします。次に工事について区画街路の三一号、水路の築造、これら六件、六件の内訳は整地の七、八、九号、障害物の除去関係、仮排水街路築造二一号でございます。これらを竣工をいたしました。水路築造につきましては今年度事業でありますのでただいま実施中でございます。水害防止工事は完了いたしました。実施中と印刷になっておりますが完了いたしました。これは旧甲州街道日野駅の踏切のところでございます。次が四ッ

谷下の土地区画整理事業関係、四ッ谷下につきましても五月の九日にそれぞれ法定の任期が満了いたしました。選挙事務を進めたのであります。そこで定員としては七名ほかに借地権者が一名という八名でございますが、それぞれ届け出定員いっぱいでございましたので選挙を執行せずに終わりました。学識経験者二名については日野源作さん、山梨幸郎さん、この二名を推選いたしまして合計十名決定をみました。次に印刷にはございませんけれども、六月の九日に第一回の審議会を開催をいたしまして、会の構成を行なったわけです。そこで会長としては日野源作委員、会長代理として松本功委員、両委員がそれぞれ会長、会長代理として決定をいたしました。次に四ッ谷下の事業計画の変更についてでございますが、収入関係保留地の処分の収益、それから工事費あるいは用地費、補償費これらの関係がございまして収入がみれたためにそれぞれの事業もしなければならないというようなことから事業計画の変更を行ないました。その内容につきましては資金計画、それから施行年度の延長、一年間を延長しまして四十六年を四十七年度までと、資金につきましては七千八百九十六万円の増額をみれましたので資金計画の変更をいたしました。次が工事についてでございますが、公園工事その他五工事をそれぞれ終わり、整地については実施中でございます。補償については記録のとおりそれぞれの実施をみました。次に万願寺の土地区画整理事業関係でありますがこれについてはそれぞれ記録されている四会場で懇談会となっておりますけれども報告会でございます、御訂正を願えればと思います。この報告につきましてはそれぞれ説明、懇談会等を行ないました。それを集計をいたしまして集計の結果の報告をいたしたのであります。今後の市の方針としては土地所有権者合計四百六十四名おります。この中で三百六十名七八%の意向調査ができたのでございます。その中で八二・九%の方々が開発すべきであると、こう回答が出ております。さらには八三%の方々が区画整理をすることに賛成であると、しかも八五・五%の方々が早期に実施に入ってほしいと、こう答えております。これらを総合しまして報告をし、市といたしましては都に対しまして事業の実施を表明いたしました。現形測量に入り調査方を申請をいたしました。その結果七月から十一月ごろまでの間に都でそれぞれの基本調査を実施をするという予定になっております。以上で終わります。

○議長（伊藤　定君）　次に福祉事務所長より市政経過報告を求めます。

（福祉事務所長登壇）

○福祉事務所長（田中若一君）　一四ページでございます。福祉事務所関係、社会課でございます。小地区センター児童館、遊び場等の設置状況でございますけれども、四十六年度事業のものでございます。それから一五ページ、児童手当支給状況でございます。この分は三月にお支払いをいたしたものでございまして、十一月から二月分までをお支払いをしたというのがこの数字でございます。

次にめくりまして一六ページ、福祉課でございますが、民生委員の増員が認められまして、ここに書いてございますように八名の民生委員の増員が相なったということでございます。従来三十七名、合わせまして四十五名、こういう数字に相なったということでございます。以上です。

○議長（伊藤　定君）　次に教育長より市政経過報告を求めます。

（教育長登壇）

○教育長（永野林弘君）　教育委員会関係の御報告を申し上げます。さきほど助役のほうから市長部局の機構の改正の報告がありましたが、教育委員会としましても新しく体育課を新設いたしました。これは五月一日付で新設。昨年の三月社会教育委員会の答申もございましたし、また学校開放や遊び場開放、その他スポーツ開放等、非常に体育のほうも進行しておりますのでこの機会に体育課を新設するということになったわけであります。それに伴いまして従来社会教育課の中にありました社会体育の係の仕事が体育課にいきましたので、その後に家庭教育係というのを新設いたしました。なお体育課のほうには従来社会体育のほうでやりました社会体育係の仕事と、それから学校教育課の学務係に置いてありました保健体育と給食の仕事、これを新しく体育課の方に持っていくようにしたわけであります。以上で終わります。

○議長（伊藤　定君）　次に水道部長より市政経過報告を求めます。

（水道部長登壇）

○水道部長（加藤一男君）　それでは水道部関係の計画を報告させていただきます。一八ページでございます。予算関係の執行状況でございますが、まず収益的収入並びに支出関係でございますけれども、収入におきましては水道料金でございます。それから支出におきましてはほとんどが人件費が占めておりまして、執行率はまだ非常に低い率を示しております。それから資本的収入並びに支出関係でございますが、これも執行率は非常に低い数値を示しております。収入におきましてはわずかに負担金の収入があったのみでございます。それから一九ページのほうへまいりまして支出関係は資本的に従事します職員の人件費がほとんどでございます。

それから第二の一でございますが有収水量並びに調定料金関係でございますが、一月から三月までの状況をここに御報告申し上げる次第でございます。それから二番の給水工事実施状況でございますが、これもごらんのようにこのような数値を示しております。それから修繕工事につきましては合計で八十一件内容につきましてはここに掲げたとおりの修繕を実施いたした

わけでございます。それから二〇ページにまいりまして建設工事関係でございますが、これはミスプリントがございますので御訂正をいただきたいと思いますが、一番上の工事内容の五千トンのところでございますが、トンがちょっと違っておりましてこれを御訂正いただきたいと思います。それから一番下の新井橋云々の千四百二十万九千円という数値がございますが、これもミスプリントでございまして千三百四十六万二千円と御訂正をいただきたいと思います。それから一つ置きまして竣功月日が六月十日とありますものが五月二十日の誤りでございますので御訂正をいただきたいと思います。建設工事関係につきましては二件の工事請負契約をいたしました。第一点は平山台の浄水場の建設、それから今一つはここに掲げましたとおり新井橋の添架工事でございます。契約金額はここに掲げたとおりでございます。よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　次に病院事務長より市政経過報告を求めます。

（病院事務長登壇）

○病院事務長（成井正夫君）　市立病院につきまして御報告申し上げます。二一ページでございますが、診療状況でございますが、そこに三月、四月分について掲載してあるわけでございますが、入院につきましては相当一日当り患者数がふえてきたと、こういう状況でございます。次に四十六年度の決算でございますが、公益企業でございますので五月いっぱいに決算の事務を終わりました。そこに書いてございますように昨年度より約一千万増の四千万の単年度欠損金と、こういう状況でございます。なお付け加えますと、去る六月の七日に病院の運営委員会が開かれたわけでございます。この中でいろいろな問題につきまして御検討、御審議をいただいたわけでございますが、特に医師会側の委員の前々からの要望でございます准看の施設につきまして検討したわけでございますが、これらにつきましては三多摩の他の公立病院、二病院が准看施設を持っている、こういう状況を御報告いたしまして、その中でいろいろ審議をしていただいたわけでございますが、結論的には准看の施設ということにこだわらないで看護婦不足に対処する方法についてさらにいろいろな方面から検討を続けると、なおまた日野市一市だけと、こういうことではなくて三多摩のほかの病院、ほかの市を含めまして広域的にこれを建設経営する、こういう形、あるいは国、都からの施設の誘致、こういうものを含めましてさらに検討を続けると、こういう結論になったわけでございます。以上報告終ります。

○議長（伊藤　定君）　次に建設部長より市政経過報告を求めます。

（建設部長登壇）

○建設部長（中島武男君）　印刷物は現在渡してございませんが機構改革に伴いまして六月の四日に巡回班というのが設けられましてその巡回班におきまして、これは道路パトロールでございまして現在作業員を乗せまして四名で市内を隔週ごとに巡回してございます。大体一日の件数が六件ぐらいございます。小さいものが多うございますが、ごみがたまったもの、どぶがつまっちゃったもの、それから路肩が壊れたもの、こういうものが出てきております。まだ日が浅いので印刷には間に合いませんでしたがそういう事業が行なわれております。それだけ御報告申し上げます。それから各学校の増改築については設計中でございますので印刷物はお渡ししませんでした。御了承願いたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの市政経過報告について御質疑はありませんか。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　助役に質問いたします。ただいま人事異動のことについてお話がありましたけれども、職員の人事管理は行政運営の上で極めて大切なポイントを成すものと考えます。したがって十分な給与体系、それから厚生面いろいろ市なりの配慮が行なわれていると思います。また一面公務員でありますからしてそのモラルの上においてもある基準があるものだと考えます。特に市民側から考えまして公務員の心構えが主観があってはいけないと思いますし、また何か内部規律が厳しすぎてそしてやる気を失うといいますか、長縮があってもやはりまずいと考えます。そういうことにつきまして、日常なり職員管理上どういうふうなことが指導されておるかということをひとつまず一点お伺いいたします。

○議長（伊藤　定君）　助役。

○助役（葛西正彦君）　ただいまのお話でございますが私たち仕事をする上に本来、人間的にあれとか正しくあれとかいろいろなことがございますので御指摘のように具体的にどういう基準かといわれると実際問題として日常のそれぞれの心構えの一つ一つの問題になろうと思います。その一例として今どういうところに基準を持っているかというお尋ねでございますが、現在職員の給与を引き上げるということ、これも重要なことでございますが、市長がいつもいっていらっしゃるように一つの方針としてこのところしばらく新しい意味の増強をやっておりますが、一つの行政基準に合わせたいという希望もございます。今ここで大体他市に比べて一つの姿が具体的に出てきたわけでございます。来年度あたりから具体的に一人一人の職員の重荷にならないように人の数でも具体的にやっていきたいと思います。こういったものに処する一番大事な道としてともかく相互に理解し合うということを十分徹底いたしたいということが現在持っている一つの方針でございます。それは大は庁議を中心といたしましていろいろなもろもろの問題について相互に連絡し合う、理解し合うというか、相互に戒め合うということ

とでございますが、これは各部各課においてもそれぞれの部課の実情において朝一度皆さんが会う、それから一定の期間に一回は相互に話し合いの機会を持つ、そういった相互に十分の連絡を取ってこの際人手の足りないところも十分補い合えるような方針を現在顕示しておるわけでございます。将来にわたってはそれぞれの具体的な仕事を検討しながら十分活躍できる余地のあるような人員配置ということを考えておるのが現状でございます。

○議長伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　たいへんむずかしい内容を持つものだと思いますが、私のさきほどお伺いしましたのは職員その人その人の公務員としての心構えがたいへん大切だと思います。それからまた自分の本来の客観的な位置というものが自分なりに他との均衡の中でも納得され、安心され、そしてやる気が生まれると、進んで勤めようという気持が生まれると、そういうことがひとつ大切だと思いますのでその点についてどういうふうな内部指導がございますかという一点を伺いましたことと、一つのモラルといたしまして人間関係、あるいは社会関係でいろいろ接触があるわけですけれども、おのずから役所あるいは公務員としてのみずからを律するものがなければいけない。昨年の夏に助役さんにも一度具体的な例をもって御指摘したこともあったんですが、そういうことについてどういうふうな指導なり措置が行なわれましたか。その点をひとつ伺います。

○議長（伊藤　定君）　助役。

○助役（葛西正彦君）　その点はさきほど申し上げたように十分話し合いをしたいという中に、もちろんそれぞれ管理責任を持っておる部課長がおりますので、それぞれの職員にそういったことを示すとともに私自身もそういった点で具体的な事実で当たったものについては私自身も本人に会って考えておるところを本人に伝えて本人が納得するような形において仕事に励めるように私も努力いたしておるのが実情でございます。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　この場での質問は以上で終わります。もう一点いいですか。市内にいろいろ事業所があるわけですが、最近平山台に都立工科短大が開校されて日野市としては一つの学術教育機関の新しい設置でひとつの市としても大学を招致というほどのことでもなかったでしょうけれども、存在されたというのでいいことだ、よかったことだと考えております。そこで市としても行政上の、行政上というとおおげさかもしれませんが、ひとつ十分関連を持って有機的な何か一つ通ずるものをということで、学校の先生は主として工業系統の先生でしょうから余り市民に向けての講演とかそういう役割を働いていただくことは無理かもしれませんけれども、何か友好関係と、あるいは有機的な関連をもって市にもひとつ大いに役

立っていただくという連係を保っていただきたい、こういうふうな気がするのでありますがその点につきましていかようにお考えになっておられますか、あるいはどういうふうな、これまで連係を取っておられますか、それをひとつお伺いします。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　都立工業短大は別に誘致運動したんじゃないんじゃないか、というふうなお話がありましたけれどもこれはたいへんな誤りで、たいへんな誘致運動があったわけであります。これはもう随分古い昔になりますけれども非常な誘致運動をして八王子と取り合いをした。八王子の方には高専を持っていったので日野へは短大というふうなことで妥協をした、というのが実際の姿でございます。誘致運動のほうはそうなんですけれども今の短大につきましてはいろいろな考え方があるわけなんですね。一部には三多摩に都立の都立大学の分校というとおかしいんですけれども、三多摩にも一つ都立の総合大学がほしい、というふうな考え方もないわけでもないわけでして、都立工業短大というふうなものを将来の都立大学の工学部の何といいましょうか母体にしたらどうかというような考え方も一部には、一部ではなくかなりあるわけですけれども私は正直申し上げて、あの短大が大学の工学部に昇格をしていく、という姿がいいのか悪いのか、一体この市の行政なり特にこの地区の産業構造の面から見まして、どっちがプラスかというふうになると疑問であろうと思っております。御承知のとおり、なかなか現在大企業でも工学部の出身者を迎えるというのが困難な時代に、まあ短大であれば三多摩のこの地区の中小企業等についても入社といいますか、就職といいますか、そういう可能性も若干はあるのに、そういう希望を捨ててもあれを大学に昇格させる、というふうなことはどうであろうかというふうに私自身は個人的な見解でございますが考えておるわけでございます。ひとつ日野市でそういう音頭を地元で取ってくれないか、というふうな話もございましたけれども私の趣旨に、私の考え方に余りぴったりこないものがございましたので、私はその任ではないということで実はお断りをしたこともございました。それともう一つは、やはりこういうことを申し上げて、決して私が申し上げると何か工学部のほうが高度で、短大のほうが低いんだということではないのでございますけれども一応むしろ短大というものを歴史的に希望をいたしたのは、どちらかといえば中小企業でございます。東京都内の中小企業が大学出身者というよりもむしろ何といいましょうか、職長さんというんでしょうか、私はよく分りませんけれどもそういうふうな中堅技術者の、大学まで行かない人でも工員さんのリーダーといいますか、そういう形のものが欲しいんだ、実務にたけたそういう人材が欲しいんだということが工業短大がかって鮫洲にできました当時からの都民の特に中小企業、中小工場関係の希

望であったわけであります。ですから私どももそういう経緯を考えますと、いかに工業技術が進歩したといえどもやはり短大は短大なりの使命があるのじゃなかろうか、したがってあそこの先生方においてもそういう中小企業の諮問に応ずるというとおかしいんですけれども相談に応ずるという形のものが当然出てくるのじゃなかろうかこういうふうに考えておるわけです。いずれ機会を見てそういう御意見が出てくれば当然そういう姿のものをやはり市の行政面からも捕えていかなければならないのではないか、というふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。次、鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君）　市長に質問いたします。今回の保育ママの仕事のことについてですけれども非常に保育ママや、私たち子供を持つ親にとってショックでした。これは長い間公立の保育園でゼロ歳保育をやってほしいという要望があるにもかかわらず無認可保育室や、また保育ママという余り費用をかけないそういう制度の中で運営されてきたそこに一番の原因があると思うんです。それで今回この赤ちゃんを解剖した結果、肺炎を再発しているということですけれども小児科の医師に聞きますと、赤ちゃんの場合だと熱を出さないでも肺炎が起きるとそういうことを聞きました。大野さん一人の私は責任ではないと思うんです。市が委託してやっている以上、やはり市にも責任があるので、この責任の所在と、それから家庭福祉員の運営要綱、これを改めない限りまた第二の事故が起きると思うんです。この運営要綱も市だけの運営要綱でなくて保育ママも含めた運営要綱に改めていかなければならないと思います。それでその運営要綱をこの機会に改めていく意思があるのか。それから事故の責任の所在についてどうお考えになるか、その二点について質問いたします。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　私はあなたの考え方には賛成ではございません。直営の保育所を造りましてもそういう事故は起こり得るんです。現に三鷹では起こりました。それから家庭においても起こり得るわけです。現にあの新聞にも東村山のお母さんが同じようなやはり事故を起されておられる、たいへん不幸な事故でありますけれども市立の公営の完備したほんとうに莫大なお金をかけたそういうものならどうかしりませんけれども現在のような形で現在の保育園のような形での市立保育園であったならば事故が絶無であるという断言はできないと思うんです。たとえば今、八王子に御承知のとおり都立の乳児院がございます。あの当時、私もあれができる当時よく知っておりますけれども、あれはもっとも非常に虚弱な赤ちゃんを預かる未熟児等も預かっておるわけですが、これは特別といえば特別ですけれども職員が一・五倍います、収容する赤ちゃんの数の。

そういうふうでなくとも、もし、零才児保育をほんとうにするんだという形になったら莫大な経費と莫大な施設が私はいると思うんです。もちろん医者も常時いてもらうというような姿にしないとこれは事故が絶無であるとは言い切れないと私は思うんです。公立にしたから事故は起きないんだ、市立だからあるいは事故が起きるんだというふうには私は断言できないと思っております。それには莫大な経費を要する貧弱な自治体でその財政負担に耐えられるかということと、少数のごく一部の方々のためにそういう莫大な経費を市の税金で負担するという形が財政運営上、行政運営上妥当であるかどうか、そういう点にも私は非常な疑問を実は持っておるわけなんです。市長が、あるいはこの保母さんが安心するというような形でのいわゆる零歳児保育のやり方ということにはほんとうに私はたいへんなお金がかかるし、保母さん自体も恐らくそういう手不足な形での保育園では拒否されると思うんです。お仕事をされるのを。責任ばかり重くて。ですから二人に一人とか、三人に一人とか、というふうに保母さんを置かなきゃならんし、お医者さんも置かなきゃならん、ということになるとなかなかたいへんな問題だろうというふうに考えておるわけです。果たしてそういう施設を市が必置しなきゃならん義務があるかどうか、ということについて実は大きな疑問を持っております。それからそういうところへ施設へ入れられる方々の収入基準というふうな断定のしかたをだれがするかということも非常に難しいと思います。同じ収入の方でも一方の方は家庭で保育される。もっと収入が欲しいためにあるいは共働きをされる方も家庭もおありじゃなかろうか。そういう基準を一体どこにするか。ただ生活がおれは苦しいから、あるいは私は苦しいから共働きをしなきゃならんというふうなことだけでは済まない。現実の問題としてそれを無制限にやるわけにはいかない。財政がそれに伴いますので、当然そういう基準を何らかの点によって設定しなきゃならん、ということは非常に難しいと思っております。

それから保母さんの責任で市は責任はないのかというお話でございましたが、法律的な問題はともかくとしまして、道義的な責任は当然市長にあると思います。したがって市でもできるだけの手段といいましょうか、お慰めの、まあ後の祭りと言ってしまえばそれまでではございますけれども、できるだけのことをいたさなければ相済まないこういうふうに当然思っております。なお、今度、わずかではございますが福祉員の方々に予算盛りましたけれどもたいへん少額で申しわけないと思っております。順次これも増額をいたしまして、またお医者さんに、医師会のほうとも連絡を取りまして、できるだけ不安のないようなまたママさんたちにも不安のないような、できるだけの措置を、改善措置を取っていきたい、というふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君）　ゼロ歳保育を必要とする人がほんの一部だと今、市長がおっしゃいましたけれども、ほんとうに私は一部じゃないと思うんですね。そこ市長と違うと思いますけれども、そして、もし公立でできないんだったら、保育室の運営についてもっと市が責任持ったやり方でやってほしいと思います。嘱託医の場合も、今度の四十七年度の嘱託医ですけれども嘱託医の承諾を得ないうちに保育室のほうに今度こういう方が嘱託医になりましたというそういう報告がいってるわけです。それで毎月保育ママの家に回ることになっているけれどもやはり回らない。そういうことなんか、かなりずさんな面があるので、これからこれを機会にぜひ新しく出発してほしいと思います。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。西沢保君。

○十一番（西沢　保君）　ただいま鈴木さんのほうからいろいろと質問があって回答がなされましたので大体分ってるわけですが、細部については後日ということなんでこれはまた後日、お聞きしたいと思いますが、私は、この個人的なこの一つの事件でなく、これを見て非常に現在の家庭保育の点は非常に悪条件といいますか、現在事件として警察のほうとして取り上げられている人の、二時間の見なかった時間ということと、本人のあれを聞いてみますというと、見ないというのは見るには始終何回も見たんだけれどもさわって見なかった、というそこらの食い違いなんですが、家庭ではあたりまえの状態でずっと行なわれて現在も行なわれているわけです。保育家庭というのは。それが事件として出たために一つの問題としてなったわけですがこういうことを考えますというとこういう今の家庭保母制度ですか、ゼロ歳保育については、今鈴木さんのほうから市長の政策的な考え方からそういうあれで、また後日の問題でしょうが今度の問題通じて、やっぱり市はもう少しこの事件に対してやはり市で委託しながらやって指導もしてるんですから警察のほうとの連絡をもう少し市の責任なんですから、個人的な範囲だとか状態というのをもう少しどんどん言ってやって、この事件に対する解決が現在やってる市の全体的な保育ママの行政ひいては子供を預けたいという親たちに影響していくというふうに感ずるわけですが、現在、預けてる母親たちの集まりや家庭福祉員たちの会合なんかが持たれてそういう話し合いが行なわれているわけですけれどももしかするというと事態が今度出た場合にはこれが混乱というか困る親たちが相当出てくるという現実なので早期にひとつ、市のほうで責任を感じて、責任を分担的に感じて何かやるということなんですが十分ひとつその結果を早く進めてもらって行政処分ということで書類送検になって長引きますというといつまでもかかりますので、市のほうで積極的にひとつやってもらいたいというふうに思います。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。秦正一君。

○四番（秦　正一君）　三ページの工事請負契約の状況のこれに関連して、すでに二月十一日以前に契約した中で特に大きな工事で例えば焼却炉の増設とかまた多摩平の汚水処理場とかそういった面の工事で特に遅れているとかまた状況が何というんですかスムーズでないとかいろいろなそういった面のあれがありましたら御報告願いたいと思います。なければけっこうですけれども、特にそういった現在進行されている工事を進めてる中のいろいろなそういった問題の内容的な問題とか簡単でけっこうですから。

○議長（伊藤　定君）　建設部長。

○建設部長（中島武男君）　お答えいたします。たぶん衛生処理場のことだと思いますが衛生処理場につきましては、昭和四十六年度の事業は全部終わっておりまして当初はかかるときに非常に遅れてまいりました。しかし、突貫工事で四十六年全部終わりまして、現在四十七年度の事業に入っている、順調に進んでおるわけです。遅れておりません。

○四番（秦　正一君）　ほかはないですか。

○建設部長（中島武男君）　ありません。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。百済勇君。

○九番（百済　勇君）　先ほどの森田議員の質問の時に関連で質問すればよかったんですが、うっかりしてて申しわけないんですが、人事異動の問題について若干質問したい。この人事異動というものは私が申すまでもなく、こういう組織体の重大なポイントだこういうふうに思ってるわけです。そういうことから私も長年経験してきたんですけれどもこの人事異動の際にややもするとやはり情実的に流れがちである、こういうことが非常に心配されるわけです。今回のこの人事異動について助役、市長のほうで各部課長にいろいろな問題点を問い合わせられたかどうか、いわゆる勤務評定といいますかそういうものをもとにして人事異動がなされたかどうか、その点をひとつお聞かせ願いたい。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　これはもう御承知のとおり人事権というのは執行権でございまして、私どもの権利なんですが、ただ、私どもが私は何といいましょうかごく役所的な考え方といいますかね、で、実はあとはそういう基本方針であとは各部課長なり、助役を中心としたそういう方に、助役さんにお任せしているんですが私はいろいろ不公平はあると思うんです。どんな方法をやりましても。例えば東京都の私、長い間東京都におりましたけれども東京都では試験があるわけですね。課長になるのにはどうしても管理職試験に合格しなければ課長になれないわけですが、もっとも長期というのがありまして、長い間やっていた人は比較的易しい問題でやってるんですがそれでも

なかなか受からない。行政については非常にエキスパートだけれどもやっぱり大学を出て長い年月経ってしまうと実務ばっかりやっておると法律の問題なんか、試験問題ができなくなるというふうなことで暇なところはかえって管理職試験に受かる。現場で忙しいところにおられる職員は管理職試験に受からないというようないろいろの矛盾があると思うんです。そういう試験制度でも。市の場合は私はできるだけ、年度ですね。その職員が何年に学校を出て何年に市役所へ入ったという年度を中心にして考えたらよかろう、特段のミスがなければそれが一番公平でいいんじゃなかろうか格段のミス、格段の不能力な場合は別といたしまして普通のまじめに勤務しておる職員ならばそういう姿が大体いいんじゃなかろうか。もちろんそれはやはり課長クラスまではそれでいいんじゃなかろうか、それ以上になるとなかなかやはりその人の才能とかいうことがありますけれども係長程度まではそれでいいんじゃなかろうかたいへん総花式になってまずいんじゃないか、という比判もありますけれでも情実とか何とかが一番入らないで卒業年次とかで係長ぐらいまでやっていく。あと部長とか何とかということになればこれはまたいろいろな配慮が入っていくでしょうけれどもそういうことでいいんじゃなかろうか、ということに私は考えておるわけなんです。もちろんその係の人を係長にするなりあるいは係長を課長補佐なりにする場合はその部課長なり上司の了承を得ておりますし、またそういう形で助役を中心にしてやっていると思います。関係部長が全部集ってやっておると思います。情実とか何とか言いましてもそれが情実であるかないかなかなか判定が難しいと思うんですけれども私の基本方針としてはたいへんイージーな考え方じゃないかとおっしゃるかもしれませんが、それでもやはり不平もあるし、彼が係長になっておれは平かというふうないろいろあろうかと思うんです。これはまあどんな方法でやってもそれを絶滅してしまうわけにいきませんし、非常に難しい問題だと思うんですけれどもしかしほかにどうも、私どもにははかりようがない。同じ課員がおったら先輩のほうが同じぐらいの仕事をしているんだったら先輩がまず係長になるということがいいんじゃなかろうか、というふうに非常にイージーな考え方じゃないかとおっしゃるかもしれませんが役所の人事というのは大体それでやっておりますので会社と違いますので企業ならばこれはうんともうけた販売課なら販売課の職員でうんと成績を上げた人はすっと上に偉くなっちまうというふうなことがあり得るでしょうけれども役所の場合の人事はそういうふうなものでいいんじゃなかろうかというふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　百済勇君。

○九番（百済　勇君）　確かに市長がおっしゃるように役所においては人事運営権とか、あるいは管理運営権とかこういうものが、何といいますか名刀、正宗みたいな切れるものをもっておられるとこういうふうには思ってはおります。しかしながらやはり市政をうまく運営していく、そのためには、やはり人事のいわゆる用兵ではないだろうか、こういうふうに思うわけです。そういうことがややもすると情実みたいに流れて、不平、不満が蔓延してくる、こういうことになればこれはたいへんなことだこういうふうにも思うわけです。これは果してこういうことがあるかどうか分りませんけれども、やはり市にも職員組合というものがありますのでこの組合とのこういう人事運用の問題について話し合いがなされるのか、そこのところをひとつ聞かしていただきたい。

○議長（伊藤　定君）　助役。

○助役（葛西正彦君）　なかなか限られた時間で限られた結論を得るという一つの前提の中では時間的な問題がありますが今後のことについては私たちも努めて組合と話して、組合を通じても職員一人一人が納得するような方法を取っておるのが実情でございます。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。百済勇君。

○九番（百済　勇君）　人事の問題についてはそれで終わりますが、次に教育関係の問題一点お伺いしたいんですが、さきほど教育長からお話がありました体育課が新設されたその中で保健給食係というものができた、この保健給食係というものの内容をもう少し説明していただけないか。どういう仕事をするのかそれをひとつ。

○議長（伊藤　定君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　お答え申し上げます。保健給食係と申しますのは従来学校教育課の学務係の中で処理しておりました学校保健に関することそれから学校給食に関すること、それの事務を体育課の保健給食係に移した、こういうことでございまして、特に新たな仕事を作り出した、というものではございません。

○議長（伊藤　定君）　百済勇君。

○九番（百済　勇君）　この前一小の給食会だったですか、その席で私ももう少し教育委員会のほうで学校給食にタッチをして、いろいろな問題を解決していくべきじゃないか、こういうふうな話をしましたら、学校給食はこれは教育委員会とは関係ないんだ、こういうふうな話を私は聞いたんですけれども、そこのところの兼合いが、じゃ、今後は学校給食を、今、私が申し上げたように、学校給食のいろいろな栄養の問題といいますか、あるいは給食係の人事の問題といいますか、あるいはいろいろな材料の購入の問題とか、いろいろなそういう面について、父兄の負担を軽くするとか、あるいは父兄の要望を満たしていくとか、そういうことをやっていく、こういうことで

すか。

○議長（伊藤　定君）　学校教育課長。

○学校教育課長（松本　武君）　学校給食が、教育委員会と関係ないという意味は小学校の場合は単独経営です。独立してやってるわけです。ですから行政の立場では給食をやるような条件整備をする。給食の施設を造る。あるいは公費で負担すべきような燃料費であるとか、消耗品は公費でやる。食べること自体の問題になりますと受益者負担でございますから給食費をどうするかということは校長の権限になります。しかし、こういう時代でございますから、給食費の値上げ云々とか単価を安く、しかもカロリーを高くということになりますと、これはやはり小学校十二校の校長が共同してやっていかなければならないし、こと値上げに関する問題については委員会に聞きに参ります。それから当然こちらで補助金対象で出すような経費は監査の対象になりますけれども給食費そのものはこれは私費会計でございますから監査の対象にはなりません。強いて言えば行政監査という角度でやる、ということです。ただし、これが給食センターのように教育委員会直営でやるようになりますと、徴収から献立から一切は行政が責任持つようになります。ただ将来の問題として共同購入とかということになりますと、これは入札制にしていきますので、しかも一校の金額が一千万近くなりますので、約一億近いものが、たった一人の担当者でやっていくということは、これは現実的に無理だと思います。将来、中学校の共同調理場通称給食センターと申しますが、それができた暁の段階に一諸に購入するものを小学校のほうでも、使うものは購入するとか、そういうことは手だてとして取れると思いますが、現在の時点では担当者は一人しかおりませんし、しかもそれは管理栄養士じゃありませんので一般行政事務職員をあてている現状ですから、今後の課題だと思います。

○議長（伊藤　定君）　百済勇君。

○九番（百済　勇君）　ただいまの説明を聞いて、要はこういう一つの、職員の担当者が一人だという今、お話ですけれども例え一人であろうともやはり設けたということは将来はそういう学校給食にしたって、あるいは保育園等の給食にしてもそういうものをやっぱりよりよいものにしていく、そのために作った、こういうふうに理解していいですね。はい分りました。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　ただいまの百済議員の教育委員会の機構改革についての関連ですが体育課というのは前回も今回も御説明はいわゆる学校教育の中の体育ということじゃなくて、体育行政といいますか、独立をさせて体育振興という意味の学校教育の中の狭い意味の体育じゃないように聞いております。今の給食のことのやり取りで聞いておりますと何やら学校教育の範疇にあったものをそうでない課のところへ持っていってつけたような感じがしますけれども、全然そういうことじゃなく本来的にこの体育係というのと保健給食係というのは、全く関連がある非常に似た一つの課の中に包含するに最もふさわしいというふうにお考えなのか、課を作るには係が一つじゃどうもぐあいが悪いじゃないかといったようなことから持ってこられたのか。どういうふうに変えられてもそちらの御自由でしょうけれども、市民の側からみれば体育課というもの、それから保健給食係というのは今御説明ですと、市負担以外の関係の給食のめんどうは一切そこで見るんだというと、やはり学校教育の範疇の問題だろうと思いますが、なぜここに同じ体育課の中に二つつけられたのか。さらに社会教育の中に仕事が非常に、はがき通信とかいろいろ広範にわたって都下でも有数な社会教育の盛んな市であるということはよく分かりますが、この社会教育課の中の社会教育係というのと、家庭教育係というのを分けられた理由をお伺いできれば、市民に説明する場合に非常にありがたいと思いますが……

（「委員会でやんなよ」「細か過ぎるぞ」「委員長答弁」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（伊藤　定君）　教育長。

○教育長（永野林弘君）　新しい体育課の方に学校教育の学務係がやっていた保健の方と給食ですね。あれを持っていったのはどうも、どういうふうになるかいろいろこれは私の方でも必ずしもはっきりした強い理由はないんですよ。（笑声）それで文部省の方でも東京都の方も調べてみました。そしたら国の方では体育局の方に置いてあるんです。学校給食と保健は。東京都の方も体育部の方に置いてあるんですね、それで八王子もね、それから武蔵野もやっぱり体育課の中に入れてる。別にどうというそんな根拠のあるそんなものじゃないんです。やっぱり保健体育というのは体育課に置くのが筋としてはいいんじゃないかと。それから何でしたかね、家庭教育係ですね、（笑声）家庭教育係は家庭教育が大いに進行しているとお賞めをいただきましたが、社会教育課の中に社会教育係と、社会体育係があったんです従来は。それで社会体育係は体育課に行きましたのでね、それで家庭教育というものは実際係はなくても家庭教育はずっとやっておったんです。ですからこれをひとつこの際家庭教育係というものを一つ作ろうということで、大いにはがき通信なんかはまだどんどんこれからやるべきことはたくさんありますから進行させようという意味があるんです。そういう意味です。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　体育課の中に保健給食係を入れる理由は特段ないんだと、ないけれども最後にはそれが筋だとおっしゃるのはちょっと分からないですがね。一番最初に

は特段の意味はなく適当に作ってみたんだとこういうお答えですね、はっきり言って。それで最後にこれが筋だと、武蔵野もそうだとこういうことではね、やっぱり説明にならないと思うんですよね、（教育長「そうそうですよ。」）（笑声）それからですね、社会教育係と家庭教育係とですね分けたのも、これもまた社会教育でないわけですね家庭教育はそうすると。特段の意欲を持って作ったって言うんならですね、われわれも聞こえるわけですよね。市民に聞かれても何とも言えるわけですよ。だ、けれども教育長の話ですとね、保健給食係にしてもこれにしても特段の意欲はないんだと、何となく作ったんだと、そういうふうに聞こえますよ、いいんですかそれで。

○議長（伊藤　定君）　教育長。

○教育長（永野林弘君）　どうも私の説明が……（十七番議員「悪いね」）悪いですか。それであなたの御質問もその……（笑声）（十七番議員「どうして質問が悪いんだよ。どうして質問が悪いんだよ」）いや今言うから……

（「十七番議員「まじめに答えろ、まじめに」）そんなにガーガー言いなさんなよ。まじめに話しておりますよ私は。それでですね、東京都においては給食と保健とを学校教育課においているところが今のところは多いですね。だからそれだから日野においてはそれじゃ、多いし、そして今度は東京都におきましては体育部の中に保健と給食を持ってきております東京都は。国の方においてはもちろんそうではないと思います。ですからそういう方面からいけば筋が通っているんじゃないかというような程度の筋なんですよ、私の言うのは。どっちでも、置いてもいいということなんですね。どっちでも置いたって差しつかえないと。こっちに置いちゃ悪いとか、こっちに置かなくちゃならんというような、積極的なものはないんです、今の、現自治体においては。だ、けれども私の方では日野の状況を考えた場合、これがいいだろうということですね、筋としては悪くはないんだし、（笑声）別に筋が通るといったら少し印象が悪かったですけれども、そういう意味じゃないんです。よろしゅうございますか、そういうふうにひとつ……もう非常にたいへん失礼なことになって……（笑声）

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。もうほかに御質疑はありませんか。三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　簡単に。病院の事務長にちょっとお尋ねいたしますが、入院患者の数でですね、三月が百四というわけで、相当低いんじゃないかと考えるわけなんですが二月には百二十二というわけで、これはまた多いなあ、と思って見ていたわけなんですが、この前年の平均の一日当たりの患者数が何名になるか。もう決算も済んでいるということでございますのでお分かりだと思いますので、それをお聞きすると同時にもう一つは総人数の中で、これは入院だけでけっこうです

が、市民と市民でない人、いわゆる日野市民である人と日野市民でない人とがどのくらいの程度になっているかと。この二つをちょっとお尋ねいたします。

○議長（伊藤　定君）　病院事務長。

○病院事務長（成井正夫君）　昨年度の、昨年の三月、四月ですか、このころは正確な数字は覚えておりませんが……（三十番議員「昨年の三月、四月じゃないんです。対比じゃないんです。昨年度一年間の……」）一年間ですか。四十六年度ですか、四十六年度の入院の一日当り平均患者数は決算にも出てございますけれども、百四ぐらいでございますか、それから市内と市外でございますが、入院におきましては市内が八十から八十五、それから外来でございますが、外来は九十から九十ちょっと増しと、こういう状況でございます。

○議長（伊藤　定君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　実はですね、私ども病院の会計につきましてはこの説明にもありまして四千万の赤字が出るんだということで、九月の議会にはこれが発表できるということになって御説明があったわけでございますが、大体公的医療機関の病院としての経営分析の経営分岐点は三百ベットかあるいは三百五十ぐらいだろうと。大体ほかのデータを見ましても三百ベットぐらいが分岐点になるんだろうと、後のそれ以下のものは赤字になるんだと、それ以上のものはけっこうよくやれるんだというふうに書いてあるデータも見てるわけなんで、大部日野でも八十から、百二十になりまたいろいろの問題点の中で殖えてくるであろうというところで、もちろん公益的か収益的かどちらを重点にみるかという問題につきましては、後でちょっと私の意見を述べたいと思いますが、そういう中でだんだん殖えてくるであろうというところで赤字もだんだんになくなるんではないかというふうに見ておったんですが、昨年一年の実績を見ましても百二十ベット、昨年は途中でできているんじゃないかと思うんですがそんなに多くはないと。また今年も精精いっぱいぐらいのものだということになって、いわゆる潜在患者があまりないとすれば、先行きの三百ベットないし四百ベットが非常に実態の中から望み薄であるとかように考えることは考えるわけですが、この点につきましてはどのようなお考えを持っているかと、これをひとつお聞きしたいと思います。それからですね、ついでに申し上げてしまいますが、私は今一つの質問と同時にですね、医療機関というのは設立の当初から公共的であるか収益的であるかと。どっちをみるかということで、公共性を優先するという原点に立ち返って考えているわけでございまして、若干の赤字はやむを得ないと。しかしやはりあくまでも経営の考え方は独立採算でございますので赤字はけっこう、けっこうだというわけじゃないんですが、病院、医療行政のためには公共的を、公共性を優先とすれば赤字はやむを

得ない。赤字であっても計上してどんどん医療機関をやっていかなきゃならないと、こういう考えは持っておりますが、できる限り努力を払って赤字でないようにしなきゃならないかように考えております。ちなみにこの文章を見ましても、給与改定による人件費の増加は著しく経営の合理化に努めたが、結果的には四千万の赤字を出したと、こういうふうに書いてあります。これはですね、九月議会に出るので九月議会に質問なりいろいろの考え方を述べればいいと思いますが、もうすでに本年度の第一、四半期を過ぎておるという現況で、九月になれば半年も経っちゃっていると。こういう問題はできるだけ早くやはり意見の開陳、意見の了解を得なくちゃならないというところで、今私あえて最後にどんじりで質問したわけですが、一般の病院ですね、一般病院、これは五十ベットとか二十ベットから病院でございますので、二十とか五十とか百ぐらいのと、たくさんあるわけです。日野におきましてもそういうベット数のお医者さんはございます。どこでもそうなんですが、一般の病院があまり赤字を叫ばないんですね。医院長さん当たりはですね高額所得者であると。高額所得者というと一千万以上ですね、そういう所得があってしかも病院の看護婦さんも医者も別に何ら労働問題も起こしておりませんし、二、八の問題も起こしていないと。いろんなそういう病院関係の問題点のところはほとんど問題が起こっていないような状況の中で、しかもそんなに赤字が出ていないと、何で公的医療機関の病院だけ出るかと。これを簡単に見ると人件費が、いわゆる給与の改定により人件費が上がったと。給与改定しても四千万ももらっているわけじゃないし、また人件費が上がったとしても人件費というものがじゃいわゆるお医者さんの人数等が一般病院の人数と比較してたまげるほど多くて、またその多くなければ十分なる患者の手配ができないんだということかどうか。そうなると一般の病院では非常に問題点が出てくると思うんですが。こういう中でですね、何で公的医療機関だけが赤字が出るんだろうと。百二十ベットといえばけっこうなベットだと思います。日々四百人ぐらいの患者数が、外来患者があればかなりあるわけです。ちょっと見ますと確かにちょっと考えただけでも入院患者の点数からいわゆる一件単価と申しますか、入院の一人当たりの点数が何かちょっと少ないようです。それから外来患者のたとえば一日平均三百五十名で百十一万六千点というのもなるほど少ないような気もいたします。これは何か一般病院とか一般のお医者さんはほかの方法で点数を付けるんだか何だか、あるいは点数の時点が甲とか乙とかによってこれだけ違うんだということかも分かりませんが、何かそういうことも考えられるんで、これからたとえば四千万の赤字ということは収入の一割が赤字であるということではないかと思うんです。大体一割ぐらい、四億ぐらいじゃないかと。予算も決算も見ておりませんから分かりませんが、収入、医療収入四億というところにくるんじゃないかと思うんですがその一割が赤字であると。今後もしも十年続ければ患者の数が殖えなければ、これは人口が殖えりゃ殖えるかも分かりませんが、現在の状況においてはあまりやっぱり百二十名か百三十名がいいところだっていえば三百ベットのものを作ってもこれは必要性がないということになるでしょう。そうなると赤字が十年なり二十年なり続くんではないかと、したらばそのリミットをどこに置くかということも考えてみなきゃならない問題で、さきほどの質問と合わせまして赤字のリミットはどのくらいに一体置かなきゃならないのか、置くべく経営の方針を考えておられるか、この点もお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　病院事務長。

○病院事務長（成井正夫君）　お答えいたします。四十五年度の決算の委員会の時にもいろいろ御質問を受けまして、赤字の点、その他いろいろ私どもの方で知っているところでお答えしたわけでございますが、その時にもお話し申し上げましたが、根本的には病院のいわゆる経営に見合う診療方針の体系こういうものが根本的に病院にマッチしていないと、こういうことを申し上げたわけでございますが、根本的に何か全国公私労連で試算したところによりますと、入院の一日の経費は二千八百円と、こういうふうな一人当たりでございますが、こういうふうなことで何か試算が出ておりますが、それが今度はようやく今回改正になりまして一日千九百円ですか、そういうふうなものになってきたと、こういうようなところが根本的にあるとこういうことが言えるんじゃなかろうかと思います。全国の自治体病院の約八〇％以上が赤字になるとこういうようなことからみましても、根本的な原因はそこらにあるんではないかとこういう中で、いろいろ努力しておるわけでございますが、昨年の対比で見ますと一千万殖えておるわけでございまして、それの内容を見ましてもやはり人件費がほとんどその増加の原因になっていると、こういうことを一応決算の中から見ておるわけでございますが、いずれにいたしましてもいろいろ四十六年度の決算についても、九月の認定の時にいろいろ御審議をいただきたいとこういうふうに思っております。その要するに赤字のリミット、こういうようなことにつきましてはまだ私の研究不十分でございますので……。

○議長（伊藤　定君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　いずれ九月にまた詳細に御説明を受けまして、また御質問したいと思うわけでございますがいずれにいたしましても病院の運営委員会もあることでございますので、その病院運営委員会の中にはお医者さんが半分ぐらいいらっしゃると。その中には病院の経営者もいらっしゃると。そういう中でひとつよくそういう点も建設的な意見を承って、できる限りロスのないような方法を、個人でやっている人は

よく分っていると思いますので、そういうことも教えていただきまして、またいろいろと皆さんの考え方も述べていただいてこういう病院の運営委員会は決して増床のためにだけの運営委員会ではないと思いますので、常時日常の契約関係にもどんどん話し合いをしていただいて、大きな努力をしていただきたいとかように思うわけです。以上で終わります。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって市政経過報告を終わります。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。

よって暫時休憩いたします。

午後　三時　二分　休憩

午後　三時四十分　再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第五八号多摩平二号線雨水管埋設工事負担金受領の専決処分の報告承認についてを議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第五八号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は多摩平二号線の雨水管埋設工事の負担金でございまして、専決処分により受領いたしましたので議会に報告し、御承認を求めるものでございます。詳細は部長より説明いたします。よろしくお願い致します。

○議長（伊藤　定君）　詳細説明を担当部長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　これは工事そのものは建設部でございますが、経緯になりますので経緯等を申し上げたいと思います。負担金ということにつきましては地方自治法の二百四十四条で分担金という項がありまして、法的解釈でも分担金と負担金の区分けというものが明確でないと。したがいまして二百四十四条に基づきます議会の議決、あるいは条例こういうものがないと負担金が取れないと、こういうことで議会の議案となったと。こういう法的解釈から専決処分をいたしたと。千百七十万円の根拠につきましては二年ほど前、四十四年度予算でいったん計上した一千万円の経緯につきましてはその当時申し上げたとおりでありまして、公団側としては負担金を出すべく理由もないと、現実に市がいわゆる移管を受けているとこういう中で、政治的な中で解決を市長が強引に向こうに申し入れまして、工事そのものの過去のものとしては当時は合法的であったかもしれませんけれども、今日の造成については排

水量等の関係からいきまして、非常に現実に合わないというようなことから、それを地方自治体の小さな団体が受けたからといってそれに対する負担金、工事費を全額出すということについては非常に無理もあるしできないんだと、こういうことで無理押しいたしまして首都圏の開発本部の方から直接にその一千万円について交渉して負担金という形で支出していただいたと。その端数につきましては公団側と共同で建設部の方で工事設計をいたしました。設計費の内訳の負担をその割合にいたしたいと、こういう経緯で合計いたしまして千百七十万円をここで受領すると。受領に当たって議決案件であるから案件といたしましてこの条文のとおり百七十九条の一項によって専決処分をしたとこういう経緯でございます。以上です。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　この工事に関連した補正予算はかって産業建設委員会で審議した際に、公団はもちろんそれから小西六の大量排水が下水冠水の大きな原因になっているんだから、当然やはり企業にも応分の負担をさせるべきだと、こういう委員会の確認の本で議会の場でその旨報告した経緯があるわけですけれども、この点についてその後一時折衝してみたけれどもだめだったという報告があったように聞いているんですけれども、それは一回だけの折衝であきらめたのかどうか。そ

の点ちょっとお伺いしたいわけです。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　これにつきましてはいろいろ私の方でも調べております。当時小西六の会社がありました時に専用の排水管があったわけです。その専用の排水管を公団が肩代わりしたと。その基準排水量が三万トンであるとこういう根拠があるわけで、現実的に現在三万トンであるかどうかということも土木の方で調べてあります。そこでやはりそれに応じて三万トン以上排水したと、あるいは特に降雨時、これによって支障があると、こういうことでは非常に行政的に困るので、会社の方と今取り交わしを、いわゆる協定書を取り交わしてそれ以上流すということについては、それによって損害が起きると、こういうものについては負担をすると、こういう内容で協定を結ぶべく今、土木の方で、会社と会社の社長あてに協定書を結ぶ段取りになっております。そういう経過でありますので、その負担金の取り扱いについての法令根拠、あるいはその当時の債権、債務というものについての明確なものはありませんでしたので、今後につきましてはやはり今後そのことによって、起因することによって起きる損害を、そのものについては負担をすると。根本的には、基本的には私の方では降雨時の操業を中止してもらいたいと。その量は一時間当たり二〇ミリ以上とか、そういう二〇ミリか、二〇ミリにつきましてそれ以

上の降雨時には操業を短縮するなり止めてもらいたい。水をくみ上げることは当然排水につながるわけですから、操業を中止してもらいたいと、こういうような内容で今協定の折衝を土木の方でいたしておるものでございます。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　この日本住宅公団の負担金は過去の無過失ではあったが、今になってみて責任も感じて負担をするんだということだと思います。そこで神明上の神鋼裏にある公団所有の土地の公団としての利用開発。何かこのことが一つの交渉の足場にもなっているというふうに受け取っておったいきさつがあると思いますけれども、これによってあの土地の公団自身の利用開発が、市としても認めるという関係を持つのか、全然無関係なのか。その点はいかがですか。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　当時公団では一団地建設ということで、神明上区画整理から離した単独に一団地の経営でということで認可を受けようとしたと、こういう経緯があるわけです。その当時の局長の、首都整備局の局長もそれでいいだろうといいましたけれども、いろいろ担当者の中で調べますと、区画整理事業の中でまだ仮換地もきまっていない中で、この一団地ということは非常にまずいんだということで区画整理の仮換地が終わった時に建設すると、こういうふうになったわけです。したがいまして排水系統としては当然神明上区画整理事業の中の雨水排水ということになろうと私は思います。そういう形でないと他のいわゆる資格不均衡、こういうものが当然生まれてくるんではなかろうかとこう思っておりますので、そのほか汚水につきましてはまだ検討をよくしておりませんけれども、今度の改修がどの程度であるかということについては、あそこだけというわけにはいきませんから、その周辺を含めた中で処理能力があるかどうか、これらもやっぱり検討の材料になろうと思いますけれども、いずれにしましても公団の方では早く建築をいたしたい。長年いわゆるお金を積んでいる。会計検査院の方でも昨年参りまして、どういう理由で延びているか。市の方の考えとしてはいろいろ連署も入っていることでありますけれども、会計検査院の方で認めていただくならば責任を取りまして買いもどしましょうと、こういう話をしておったんですけれども、公団側としてはいろいろの過去のいきさつがありまして、いわゆる売り渡すということについては全然考えていないと。そこでどうしても国の政策上から発注をしなきゃならなくなってきているということで、建設の方向にはなっているわけです。しかし市長から細目についての打ち合わせについてはまだ整っておりません。しかし公団側としてはどうしても建てたいんだと、そういう考えでありますけれども、その排水問題、汚水の処理の問題、そういうものからいきまして整っておりませんけれども、

公団側としては建てたい意向であります。しかし今言いましたような排水系統等が明らかになっておりませんので、そのものについての協議が成立していないと、こういうことです。またこの関係とはですね、したがって前にはそういう一団地の中でやるという中ではそういう形があったかとも思いますけれどもしたがって神明上区画整理の中だと、ですから前の関係とは全然関連ございません。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五八号多摩平二号線雨水管埋設工事負担金受領の専決処分の報告は原案のとおり承認されました。

これより議案第五九号昭和四十六年度日野市一般会計補正予算第七号専決処分の報告についてを議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第五九号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者より提案理由の説明を求めます。助役。（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十六年度日野市一般会計補正予算第七号の専決処分の報告でございまして補正総額は歳入歳出それぞれ一億二千四百七十万五千円でございます。今回の補正は国、都支出金、及び起債等の増収によるものでこれに対する支出といたしましては日野市土地開発基金に対する繰出金と、庁舎建設基金の積立金を計上いたした次第でございます。詳細につきましては担当部長より説明いたします。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　詳細説明を担当部長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　説明書のほうを御参照願いたいと思います。説明書の二ページ歳入の欄の自動車取得税の交付金でありますが、当初見込みより九百二十五万円増加になっております。というのは当初の自動車の新規買い替え等がわれわれの見込みより多かった、こういうことでございます。地方交付税ですが五百三十万六千円、これは特別交付税でござ

いまして当初一千百万円を見込んでおります。これは過去の実績から百万円ぐらいずつ殖えておりますから本年は千二百万ぐらいと思っておりますが、普通交付税で補足できないもの、すなわち特にこれは梅ガ丘の関係等の関係から五百三十万六千円殖えてきた、こういうことです。それから次のページ土木の負担金、これはさきほど申し上げました議案五八号の関係の百七十万円でございます。それから次の教育費でございますが、説明欄にありますように給食の設備の補助金の追加、高幡台小学校の校舎の補助金、それから七小の校地についての補助金の追加、これは全国の市長会並びに全国市長会で組織しております人口急増対策協議会、こういう中で人口急増のところについては特別ないわゆる法律的な裏付けによる措置を講ずべきだろうこういうことで昨年ようやく案が国会のほうで通りまして三年間に分けまして二十億ずつ六十億、これを人口急増の市町村で小学校あるいは中学校地を買う場合に政府のほうから補助金を出そう、なかなか大蔵省のほうでも土地というのは私有財産になるわけですから、その処分のほうも問題もあるのでなかなかむずかしかったんですが、ようやくこれが獲得できました。なおこれは交付団体に限るということでありまして昨年は交付団体のために一応一千万円を当初予定しておったわけですが、総額が四千八百万円ほどになりました。そのために六百七万三千円殖えております。したがいまして来年も千六百万ほど、次の年も千六百万ほど補助金がくる、こういう内容でございます。次の六ページ振興交付金の追加でございます。これは特定分というのはし尿とかごみとか学校、こういうものについては予算のとおりでありまして、そのほか地下壕とか排水の、昨年の暮れに行ないました新設あるいは改良、こういうものについて一千万余分につけてもらった、そういう関係で二千四百八十四万一千円振興交付金のほうが殖えてきた、こういう内容であります。次のじん芥の関係の補助金が五百万、それから汚泥脱水機改良工事については四百六十万円減額になっておりますが、これは工事費が申請の相違でございまして、申請費の工事費というものがもう少し高かった請負の中で下がってまいりますので補助金のほうがこれだけ減ってくる、こういう関係でございます。次は農業委員会関係の補助金の追加。それから学校教育関係ですが、滝合小学校のほうの都のほうの補助金でございます。高幡台も同じく都のほうでございます。第八小の屋内運動場、あるいは百草台、滝合小学校等も減額になっておりますが、これも請負金等の関係から事故の内容の関係から減額になっております。諸収入でありますが、次のページの八ページ、競輪競艇事業の収入が当初見込みより千六百四十八万円殖えておりますのでこれを追加をいたしました。それから諸収入では百三十三万四千円、これは住宅公団から高幡台小学校の建設の事業を受託をしておりますので経費をここで公団のほうから受託事

業の収入として受け入れた、こういう内容であります。次に市債でありますが民生費関係で児童館の建設の事業債を八百万増額。衛生債の汚泥脱水装置改良事業が百五十万減額。市営住宅の建設債が二百五十万増額。教育債では滝合小学校の校舎の新築事業の起債が五千五百万、後は運動場等が百万、あるいは七小の校地の取得が千九百万減額になっておりますが、これはさきほど申しました国の補助金の関係で取得の金額の相違ができますのでその分だけ減額になっている。それから十小の新築事業債六百二十万、こういう起債の減増額があります。

それから歳出へまいりまして財産管理費では庁舎の積立金でありますが、これが八千万計上いたしました。利子を入れまして積立金四千万、こういうふうになっておりますが、これは八千万の内、四千万を土地開発基金のほうに繰出金として積み替える、言い替えますと現金的にはそういう計数的にはそうでありますけれども、庁舎の基金の内容を申し上げますと四十五年度決算では三千百六十四万九千円でございます。そして四十六年の九月に二千万円補正しております。さらに今度八千万ですから合計一億三千万余庁舎の積立金があるわけです。計数的には日野市の開発基金の積立金のほうが前に積立金として四千万積み立てたものをここで繰り降して下のほうに繰出金、こういう形で一億してあります。実質的にはこれは六千万である、こういう形で一億してあります。

したがいまして限度額である一億にちょうどなったと、こういう内容でございますので、のちほど議案として出ます基金の額の改定が議案として出ておる関係であります。したがいまして土地開発基金のほうは現在一億、それから庁舎の積立金のほうは一億三千万余、こういう内容になっております。それから民生費関係ですが、繰出金、国民健康保険の繰出金が前に二千万出たものでございますが、これが八百万減額いたしまして、したがって四十六年度の繰り出しは千二百万こういうわけでございます。それから予備費でございますが、相殺いたしまして七百五十三万七千円不足しますので予備費のほうから充当して予備費の残が八百三十万二千円、こういうふうになっております。

それから議案書のほうに戻っていただきます。補正の七号の議案書の追加という第二表の地方債、ここで十小の当初追加がありまして六百二十万さきほど予算で説明しましたように六百二十万円増加になりましたので起債を六百二十万殖やす、利率は八%償還方法は従来のとおりでございます。変更のほうにつきましては児童館が四百万円が千二百万円、それから滝合小学校が七千六百五十万が一億三千百五十万、脱水関係の改良事業が三千六百万が三千四百五十万、屋内運動場滝合あるいは第八これが二千二百十万が二千二百万、百草台の運動場が千二百六十万が千二百七十万、七小の校地ですが三億八千九百万が三億七千万、市営住宅が三千五百五十万が三千八百万、合計いたし

ますと起債の補正前が五億七千五百七十万、補正後が六億二千七十万、さらにさきほど言いました六百二十万、こういうものを加えますと五千百二十万、さきほど提案いたしました補正の地方債の補正が五千百二十万、こういう内訳の根拠でございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。これをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五九号昭和四十六年度日野市一般会計補正予算第七号専決処分の報告は原案のとおり承認されました。

これより議案第六〇号昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第四号専決処分の報告承認についてを議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第六〇号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十六年度国民健康保険特別会計第四号の補正予算専決処分の報告でございまして、保険給付費に不足を生じましたので歳入歳出の補正を行なったものでございます。よろしく御審議の上、御承認お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　詳細説明を担当部長より求めます。市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　六〇号の説明を申し上げます。内容といたしましては議案書のほうでございますが、百九十五万二千円の歳入歳出の補正を行ないまして総額としまして三億二千五百八十九万六千円とする内容でございます。それで議案の予算の事項別明細のほうで御説明申し上げたいと思います。

二の歳入でございます。一番最初に保険税でございますが、保険税千三十八万四千円を増額補正すると、こういう内容でございます。これにつきましてはさきほど申し上げましたように税収が専決処分で一千万増収ということになりましたので二千万の繰り入れ議決をいただいておりますけれども八百万返上すると、こういうものでございます。それから返納金、返納金の内容でございますが四百万の返納金を予算に組んでおるわけでございますが、百五十一万七千円の欠損が生ずると、こういうふうな事態でございます。これにつきましては前から申し上げておりますように日野台にございます方倉病院からの一部返納金の未済がございます。そういうふうな事情で歳入の欠損ということでございます。

それから歳出でございます。歳出につきましては療養給付費が二月から医療費の値上げというふうなこともございまして急激に上昇しまして、当初見込みではやり切れなくなったというふうな事情で三百五十六万六千円の増額をお願いするわけでございます。それから一番最後に予備費でございますが、予備費につきましてはこれらの支出に充てるために予備費から百六十一万四千円の切りくずしを行なう、こういう内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。これをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六一号昭和四十六年度日野市一般会計補正予算第七号専決処分の報告は原案のとおり承認されました。

これより議案第六二号昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第四号専決処分の報告承認についてを議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第六二号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十六年度国民健康保険特別会計第四号の補正予算専決処分の報告でございまして、保険給付費に不足を生じましたので歳入歳出の補正を行なったものでございます。よろしく御審議の上、御承認お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　詳細説明を担当部長より求めます。市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　六二号の説明を申し上げます。内容といたしましては議案書のほうでございますが、百九十五万二千円の歳入歳出の補正を行ないまして総額としまして三億二千五百八十九万六千円とする内容でございます。それで議案の予算の事項別明細のほうで御説明申し上げたいと思います。

二の歳入でございます。一番最初に保険税でございますが、保険税千三十八万四千円を増額補正すると、こういう内容でございます。これにつきましてはさきほど申し上げましたように税収が専決処分で一千万増収ということになりましたので二千万の繰り入れ議決をいただいておりますけれども八百万返上すると、こういうものでございます。それから返納金、返納金の内容でございますが四百万の返納金を予算に組んでおるわけでございますが、百五十一万七千円の欠損が生ずると、こういうふうな事態でございます。これにつきましては前から申し上げておりますように日野台にございます方倉病院からの一部返納金の未済がございます。そういうふうな事情で歳入の欠損ということでございます。

それから歳出でございます。歳出につきましては療養給付費が二月から医療費の値上げというふうなこともございまして急激に上昇しまして、当初見込みではやり切れなくなったというふうな事情で三百五十六万六千円の増額をお願いするわけでございます。それから一番最後に予備費でございますが、予備費につきましてはこれらの支出に充てるために予備費から百六十一万四千円の切りくずしを行なう、こういう内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。これをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六二号昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第四号専決処分の報告は原案のとおり承認されました。

これより議案第六三号昭和四十六年度日野市一般会計補正予算第八号専決処分の報告承認についてを議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第六三号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十六年度日野市一般会計補正予算第八号専決処分の報告でございまして、歳入歳出の補正を行なったものでございます。よろしく御審議の上、御承認お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　詳細説明を担当部長より求めます。市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　六三号の説明を申し上げます。内容といたしましては議案書のほうでございますが、百九十五万二千円の歳入歳出の補正を行ないまして総額としまして三億二千五百八十九万六千円とする内容でございます。それで議案の予算の事項別明細のほうで御説明申し上げたいと思います。

二の歳入でございます。一番最初に保険税でございますが、保険税千三十八万四千円を増額補正すると、こういう内容でございます。これにつきましては三月の議会でお願いしましたのが千百二十七万一千円の保険税の増額を議決いただいたわけでございます。当然この一千万の補正は専決処分でなく三月の補正の際に含めて議決をお願いすべきものでございましたけれども、はっきりいいますと事務当局のほうの落ちがあったというふうなことでございます。それで具体的に申し上げますと、本年は譲渡所得がたいへん増加している、そういうふうなことで譲渡所得の所得の構成が税務署からの所得の構成が年度末にきたということ。それからもう一点は四十六年度中に国保に加入した転入世帯の所得表、所得の調査、所得の調査はおもに前住所地に向けましてその人間の所得が前年幾らあったか、前住所地の市役所に調査を依頼するわけでございます。その回答が年度末にきたと、こういうふうな二つのことで補正の要するに三月議会に間に合わなかった金額が八百十万六千円でございます。それに自然増の二百万を加えまして一千万専決せざるを得なかった、こういう点につきましてはさきほど申し上げましたように三月の議会で決められなかった理由もございますけれども、御了解を賜りたいと思います。それから同じ歳入のほうの老人十割給付補助金でございます。これについては八十七万七千円でございます。東京都からの支出分でございます。これは老人の十割給付をしますと受診率が高くなります。国保への跳ね返り支出がございますのでそのほうの東京都の補償分でございます。それから五の調整補助金でございます。これはボーダーライン家庭に対する保険税の減額をしておりますので、その分の調整補助金でございます。二十万八千円でございます。一枚めくっ

したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六〇号昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第四号専決処分の報告は原案のとおり承認されました。

これより議案第六一号昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算第三号専決処分の報告承認についてを議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第六一号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計を専決処分により補正いたしましたので報告申し上げ承認を求めるものでございます。内容を申し上げますと下水道処理施設改良工事の起債につきまして償還期限が据置期間を含めて二十五年以内であったものが三十年に延長されたものでございます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　詳細説明を担当部長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　この事業につきましてはいろいろ陳情請願等ございまして市長が特に中途でございましたので東京都のいわゆる基金から借り入れて一億一千万借り入れた、こういう内容でいろいろ交渉が成立したのでございますが、その基金の償還期限が二十五年、その後政府の資金のほうに変わりましたので政府資金の下水道についての起債が三十年、こういう関係から三十年で償還。したがいましてこの第一表の償還方法の上から三行目のところが前の二十五年が後のほうで三十年になった、こういう内容でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いた

します。本件は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六二号昭和四十六年度日野市一般会計補正予算第一号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十六年度日野市一般会計第一号の補正予算でございまして、補正総額は歳入歳出それぞれ一千九百六十九万円であります。今回の補正は緊急的なものと、国、都支出金の対象事業について計上いたしました。歳出の主なるものは公害対策の一環としてみどりの維持管理関係費五百二万四千円と、小地区センター二館分の建築費一千五十万円と、梅ヶ丘団地地下壕の沈下板設置工事費等を計上いたした次第でございます。細部につきましては担当部長より説明いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　歳入全般の説明を関係部課長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　説明書のほうを御参照願いたいと思います。説明書の二ページの民生費の国庫負担金児童手当の国庫負担金でありますが、これは当初予算では都の負担金に計上してあります。しかしこちらの額のほうが若干少なくなっております。これは当初の計数的な整理がいわゆる社保の関係、国保の関係、こういうものが明確でございませんでしたのでいわゆる概算でやりました。現在では確定しておりますので国のほうの負担金が二千五百二十七万八千円、こういう組み替え的なものでございます。次に国庫の教育関係ですが、千六百二十二万三千円、これは人口急増市町村の特別な補助金第七小学校のさきほど補正をいたしました内容でございます。千六百七万三千円決定しておりますのでここで計上いたしました。中学校の特殊学級の備品の設備の補助金、これが十五万円これは歳出のほうで関係がございます。それから消防費の自動車、消防ポンプの自動車の補助金ですが、従来不交付団体のために補助金がこなかったんですが昨年交付団体になった関係から補助金がくるということが確定しておりますので五十三万円計上いたしました。それから民生費の委託金、これは委託の事務の児童手当の事務の委託金、これが計算をいたしまして対象人員が、世帯が、人員は八百十七人ですが、世帯が七百五十八と、こういうことでそれに掛けることの定数を掛けまして六百六円でございますが、四十五万九千円、とうていこれでは足りないんですけれども、そういう積算基礎で事務委託金としてくる、細部については担当のほうから委員会等でお話があろうか

と思います。それから下の都の負担金の減額は国のほうの組み替えの関係で減額になります。それから総務費関係ですが、市町村の振興交付金三百五十万、これは地下壕、こういう関係の負担が負担交付金として振興交付金の中に含まれる、そのほかのものも若干入っておりますが大体そういうことでございます。それから民生費の都の補助金、これは産休代替職員あるいは学童、産休のほうは産休職員のほうを見込みをさらに多くするという関係で支出のほうとの関連で出てまいりますが、補助金を二十九万七千円殖やしました。学童保育のほうは一学級増、これは五小の学区内だと思いますが五十四万五千、一学級分でございます。それから中学校の特殊学級の設備の補助金十五万円これは国と同じ額で十五万円ずつ、こういうことです。それから都のほうの総務の委託金、商業統計調査の委託金が四万四千円、東京都の個人経済力調査、これもやはり支出のほうで細かく説明しますが、新しく追加がございましたのでその経費を計上いたしました。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ歳入全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。歳出全般の説明を関係部課長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　総務費関係一般管理費教育関係が従来ありました消防署の跡に移転をいたしました。その前にいた教育委員会の跡に都市計画がいくとそういう関連から消防署のあとの不足備品、こういうものを一応計上いたしました。四十三万円。それから「わたしの便利帳」これはのちほど決算の時に出てまいりますが、振興交付金の中にその内容が盛られるわけですが、一応ここで支出をする関係から十七万五千円負担金として出すと、こういうことです。それから土木の修繕料、これは作業員の詰所がコンクリートでありますので板張りいたしたい。それから役務費の三十九万円、これは電話が非常に不足しておりますのでなかなかふさがって使えないというので単式のほうを七つ、それからボタン式を二つ殖そうというので架設料が三十九万円。それから工事の関係ですが消防署の跡のいわゆる庁舎の改造改築をするのが六十七万、それから第二庁舎の間仕切りの除去補修工事、これが十万円、第二庁舎というのは元の土木と都市計画がいたところでございます。それから総務管理費の投資及び出資金で電話の債券代百二十二万円、これにつきましては、今、電々公社と話をしておりまして、公共的なものであるから減免をすべきではないか、ということで、大体減免をする方向にいっておりますが、当時はその債券代全額を出したものでございます。それから積立金、これは組み替えでございまして、当初積立金に一千万計上してあったものが繰出金が正当であるということから都市開発基金は繰出金というふうな科目にした、こういうことでございます。報酬ですが公害対策連絡協議会ごとで十七名あとは市職員が入るわけですから一般のほうは十万と

して千六百円で四回分十万九千円。それから人夫賃、これは後ほど出てまいります植樹の関係の人夫を五万円。それから報償費これは公害監視連絡員二十名に千円の九カ月、こういうことでございます。それから需用費、三百八十二万一千円、苗木が三百五十万円、これにつきましては、一応公害という観点から環境保全条例の中で市長がやはりその施策をしなきゃいけないということがうたってありますので範を垂れるということと、公共施設について積極的に植樹をしよう、ということでここに計上いたしましたけれどもいわゆる執行に当たっては、学校あるいは保育所、それから民生部、こういうところとの関連の中で消化をいたしたいというふうに考えております。プレートあるいは竹、その他、これは苗圃の資材でございます。それからその次のページ、委託料で除草剤の散布、これは平山台に公社が買います保留地の開墾をする、その際に除草剤を散布しよう、こういう委託料二万四千円、それから当然耕うん機を借り上げなければいけない、自動車を借り上げる、こういうことで自動車のほうは苗木の運搬、こういうことでございまして、三万円それから、みどりの看板の設置、現在集団的には四十カ所、それから樹木が三十カ所、それぞれ上のほうでは五千円の二千円下のほうでは管理費については集団が一万円以内、樹木については五千円以内、こういう補助金、あるいは交付金という形で行なうことによる工事費並びに補助金でございまして、二十六万と五十五万計上いたしました。それから税関係でありますが農地課税の審議会の委員の報酬七名の千六百円、五回。臨時職員の雇上賃金、職員がここで急に何人か辞めました関係から、いわゆる臨時職員を雇い上げなきゃならない、こういうことで千三百円の二百四日分七月から三月まで二十六万六千円、食糧費四万円これは農地課税の審議会による賄費でございます。それから指定統計、一六ページであります。商業統計関係、報酬これは三十三人殖えるわけです。それに対する費用弁償が二千円、個人の東京都の個人経済力調査員、これは八人でございまして、これについての報酬が一万円。

　それから社会福祉費関係でありますが、委託料で学童保育委託料、五小に増設したということで、さきほど歳入のほうでは五十何万ですが、当然市のほうで持ち出しがありますので、ここで七十万一千円、貸付金が五十万円、これは光の家の改築にあたっての貸付金でありまして、五十万円でございます。工事請負費で、これは小地区センターの建設二館、一千万円、請願採決されたものの消化のために、当初予算よりさらに加えませんと、住民要望に応えることができませんので、ここで追加をいたしまして、年内に建設をいたしたい、こういう考えです。これに伴うところの備品を五十万円。それから次のページ二〇ページ、児童福祉関係で三十四万六千円の補正、これは産休の代替職員の雇い上げ、当初より多く見込みがなったということ

で、三十四万六千円。それから児童遊園の損害賠償保険料、現在十九カ所児童遊園がありますので、これについて保険をかけよう、ということで、坪五円何十銭とか言っておりました。それについて学童が怪我をした場合、そういう事故の場合の損害保険をかけておく、こういうことで、十万円。それから保育室の保育料の委託料、それから家庭福祉員の委託料、非常に少ない額ですけれども二十七万円ずつ五十四万円、当初予算について千円上乗せする、こういう考え方で補正をいたしたという内容でございます。

それから衛生費でございますが、清掃総務費で、十一万四千円。手数料、これは六万円に減額しましたが、従来職員が兼務でいわゆる受電の施設の定期検査というものに当たってきたのでありますが、いわゆるいろいろの施設が改修あるいは増設されましたために、受電量が非常に多くなったということで職員では非常に不安であるということで下のほうに委託料として、自家用の電気設備の保安委託に切り替えたということで、十七万四千円。片方は減額いたしましたけれども、こちらのほうで十一万四千円ほど多くなる。しかし、これも安全のためにはいたしかたないということで、計上いたしました。それから二十五万円の工事請負費ですが塩素漏れ警報装置取付工事、これは労働基準監督署の指摘を受けまして、塩素が漏れた時に警報が鳴るような装置を当然すべきである、こういう指摘で二十五万円を計上いたしました。

それから労働諸費でありますが、これは三多摩地区の離職者対策センター、これは昭島に現在ありますが、当初五万円の維持管理の負担金を計上してありましたけれども、経費が多くなったというので三万円増になって八万円負担することに決定をいたしましたので三万円の増。

消防費でありますが、災害対策費、三百七十九万二千円、これは梅ケ丘の団地の下に地下壕がありますので、それを追跡調査をした結果、地下にいわゆる沈下をする測定盤を設けることが、進行度合いを調査する上に必要である、というようなことで、これにつきましては、自治省並びに東京都のほうともいろいろ打ち合わせまして、この経費についてはいわゆる負担を持ってもらうというたてまえで計上をいたし、歳入のほうにも組んだわけでございます。したがって、これの工事が終わり、さらにその測定についてもその会社がいわゆる責任持って測定をする、というようにいたしたい、かように考えております。それから負担金補助ですが二十九万二千円、これは医師会が救急隊というものを組織しておりまして、南多摩医師会で編成しておりますということで、日野の医師会の先生方に対する被服の購入の補助、雨がっぱ並びに半長靴、こういうものの補助を二十九万二千円計上いたしました。

それから教育振興費六十万円、さきほど十五万円ずつ都と国

円を計上いたしました。

それから労働諸費でありますが、これは三多摩地区の離職者対策センター、これは昭島に現在ありますが、当初五万円の維持管理の負担金を計上してありましたけれども、経費が多くなったというので三万円増になって八万円負担することに決定をいたしましたので三万円の増。

消防費でありますが、災害対策費、三百七十九万二千円、これは梅ケ丘の団地の下に地下壕がありますので、それを追跡調査をした結果、地下にいわゆる沈下をする測定盤を設けることが、進行度合いを調査する上に必要である、というようなことで、これにつきましては、自治省並びに東京都のほうともいろいろ打ち合わせまして、この経費についてはいわゆる負担を持ってもらうというたてまえで計上をいたし、歳入のほうにも組んだわけでございます。したがって、これの工事が終わり、さらにその測定についてもその会社がいわゆる責任持って測定をする、というようにいたしたい、かように考えております。それから負担金補助ですが二十九万二千円、これは医師会が救急隊というものを組織しておりまして、南多摩医師会で編成しておりますということで、日野の医師会の先生方に対する被服の購入の補助、雨がっぱ並びに半長靴、こういうものの補助を二十九万二千円計上いたしました。

それから教育振興費六十万円、さきほど十五万円ずつ都と国のほうから来る関係で三十万、それに対する市の持ち出しが三十万で特殊学級の備品を購入しよう、こういうものでございます。次に図書館、これは二百八十八万二千円の補正であります。報償費が二百五十万、中央図書館用地の謝礼でございます。次に使用料賃借料これは中央図書館の用地を借りるということで二千百五平米、平米二十円掛けることの九カ月分、三十七万九千円を計上しました。それから負担金補助では多摩平児童図書館の共益費でございます。それから保健体育について二百十万円、これは第一、第二中学校の防球柵を設置した、これはもちろん当初予算に計上すべきでありましたけれども、なかなか間に合いませんでした。しかし、住民要望としては、中学の生徒あるいは学校開放等で当然大きな付近の被害がある。またその球を取りに行く時に非常に生徒なり子供が飛び出すということから危険度が増す、両方のほうから、当然防球柵を早急につけるべきである、ということで、ここに計上しまして早速工事にかかって、シーズン中に完了し、その安全に寄与しよう、ということで二百十万円、したがいまして、今までの歳入歳出を計上し、予備費の中から千百二十五万二千円、取りくずしまして予備費は千六百八十五万三千円と相なるわけでございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。秦正一君。

○四番（秦　正一君）　一点伺います二七ページ、中央図書館用地謝礼ですけれども、今回二百五十万の追加がなされておりますけれどもどういう今回の場合は内容を持ったものか。これはすでに前回において当初予算において、六百万の謝礼の計上がなされたわけです。謝礼といえば本来金の額の大小にかかわらず一回払えばそれが一つの形となると思うんですけれども、向こうから請求されたものか、こっちから率先して出したものか知りませんけれども、いずれにしても今回の場合の二百五十万という形に対して、その内容的なものを詳しく説明してもらいたい。それによってまたあと関連してお話ししてみたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　当初あそこを六百三十坪ぐらいあるわけです。まあ一万円ぐらいでひとつ何とかしてほしいなあ、ということで正確に言えば六百二十何万ということになるんでしょうが六百万計上したところが、ぜひもう少し殖してほしい、というようなことでねばられまして、やむを得まいまあ一万二、三千円になるんですか、あそこは買えば坪二十万でもどうか、ということです。その程度のことはやむを得まい、ということで計上したわけであります。

○議長（伊藤　定君）　秦正一君。

○四番（秦　正一君）　その理由は分りますけれども、

ここの場所的な面においても、以前にちょっと話をしたことがありますけれども将来を考えた時に、やはりそこの場所が、何かのつながりがあって、そこへいったものなのか、いろいろないきさつあると思うんですけれども、あとあといろいろな面で問題が起きなきゃいいと思うんですが、土地の有力者かどうか知らないけれども、そういった方面でそのほうへ持っていく、そういうことであればあまり感心しないし、やはり市として大きく見て、将来展望の上に立って、ほんとうに将来の十五万、二十万の都市を形成した時に、まあ場所的にもまた用地の面積においても問題ない、ということであればこれはいいですけれども、少なくとも一億六千万ぐらいですが、かなりの金をかけてやるわけですから、そういった面でやはり相当なそういった面の論議をかわしてやるべきではなかったか、まず心配されるのは、駐車場あたりにしても相当、将来車の利用にしても、また小学校、中学校あたりの生徒の自転車等の利用も多いと思うんです。そういった面でスペースの面においても心配ないだろうか、そういった面も懸念されるわけです。一度建てればなかなか壊すということはもちろんできないし、ましてや中央図書館であれば将来のそういった面で半永久的にそれを使用していかなければならないし、そういった面で私はあえて中央図書館を反対してるわけじゃないんです。反対してるわけじゃないんですけれども、そういう面の懸念がされるわけで一応お聞きしたわけで、市長のほうでそういった面が絶対心配ない、また土地のそういった利用にあたってのいろいろな言い掛かりや、またそういう面の後腐れは絶対ないんだ、ということであれば、まあまあそういった面で納得はできますけれども、往々にしていろんなつながりもあるだろうし、それによって造らざるを得なかった、場所的な面においてそこへ持っていかざるを得なかったというそういったことでもあってはならないし、また、市の将来計画の展望の中において、やはりここならば行政的な面においてもまた、地理的なあらゆる面においてもどこからもスムースに行ける、ということも心配ないし、また駐車場とか、そういう面も心配ないということがあればいいわけですけれども、その点についての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　何か有力者云々というお話がありましたけれども、それはそういう問題は全然ないと思いますね。将来、この土地に対して、何らかのトラブルが起きるということはまずまず私はあるまい、一〇〇％だということは断言できないかもしれませんが、それはどなたの土地を借りたって人の土地ですから、仮りに役所の土地、政府の土地を借りたって、これは一〇〇％とは言えないものがあるわけですから、一〇〇％とは言えないかもしれませんが、まずまず問題は起こり得まい、こういうふうに考えております。それからあそこの

場所が非常にいいと思っております。私は。図書館には最適の場所だと私は思っております。これはいつか申し上げたかもしれませんが、設計をお願いするのが日本では図書館建設の権威の方であります。その方などに聞きましても、まず図書館としては最適である、非常にいい場所だ、こう言っております。非常にほれ込んでおるわけです。ただ難を言えばちょっと狭い。ですから、駐車場等が十分なスペースが取れないということが難点であります。ただ私は今のところ、将来は別といたしまして、車に乗って本を読みに来るという人は比較的少ないんじゃなかろうか、常時三十台も四十台も車に乗って本を読みに来る人は当分の間はないんじゃなかろうか、むしろ、小学生、中学生等が自転車でやってくる、あるいは電車から歩いてやってくる、ということのほうが多いんじゃなかろうか。大人が車に乗って本を読みにいくという方は、常時二十人も三十人もあるということは、想定できないんじゃなかろうか。普通の役所やなんかと違うと思うんですね。本読みに行くんですから。ですから十台ほどの駐車場があれば十分では、もちろんないが、できればあの近所に百坪ほどの借地をして駐車場を持ちたいと思っております。問題があるとすれば職員の駐車場の問題でありまして、つまり市民が車に乗って本を読みに来られる人は十台もあればたくさんじゃなかろうか、ほかの役所と違いますから、市役所などのように、たくさん市民がしょっちゅう来られるというところと違いますから、本を読みに来る大人でございますから、私は二十人も三十人も車に乗って大人が本を読みに来るとは思っておりません。そうなればなおありがたいですけれども、まだまだ日野市ではそこまでいっていないんじゃなかろうか、遠い将来のことは知りませんけれどもむしろ子供たちが自転車に乗って、自転車の置き場、そういうふうなものは当然必要でしょうし、車もしたがってお客さんといいますか、市民のための駐車場としては十台もあれば十分ではなかろうか、何か行事をやる、あそこで図書館関係の会議がある、というふうな場合には車で来られる人もあるかもしれませんが、それは図書館本来の目的じゃございませんし、図書館というのは、本を読んでいただくためのものですから、私は言い訳になると思いますけれども、もちろん二十台も三十台も毎日大人の方が車に乗って本を読みにいくという時代が来れば、市としてもありがたいわけですが、これは別途また考えなければならないと思っています。ただ、私は図書館としては、決して悪い立地条件じゃない、見晴らしもいいですし、それから清水があそこ湧いてますね。非常にきれいで、下に清水が湧いておる。環境としては私は非常にいい所だと思っております。日野ではちょっとないようなところじゃないか、駅もそんなに遠くないですからね。駅までも歩いて四、五分で行けるんじゃないですか。非常にいい。もちろん理想的に言えば、将来はやはり仮に神明上に市

役所がいくということになれば、その付近が一番いいということになると思うんですが、それは何年か先のことであろうかと思います。だけど、そとし造るということになれば私は決して立地条件が悪くないと思います。非常にいい場所ではないか、まあ最適かどうか分りませんが最適のうちの一つだ、その一つじゃなかろうか、こう思っておるわけなんです。交通面からいっても環境面からいっても批判はそう受けないんじゃなかろうかさきほど申し上げましたように、もし難をいえば若干土地が狭いために十分なスペースが、車等のスペースが持てないということ、これは何とかあの近所の方にお願いして、駐車場を別に造ってもいいという考え方でございます。

○議長（伊藤　定君）　秦正一君。

○四番（秦　正一君）　市長の今の話で分りますけれども、一段と委員会で、これから申し上げる点を調査願いたいと思います。まず謝礼ですね。用地謝礼ということばになってますけれども、やっぱりこの点も前回も出してるわけですからその点の扱いですね。どういう名称にすれば一番妥当なのか。その点とそれから今お話がありましたスペースの面ですね、これは百台ぐらいは自転車が常時置けるような状態でないと、狭いんじゃないか、このように思うわけで、その点の解明、その二点ですね。あと、かって市長が言いました日野の中心は豊田というようなことを言ってましたから、中心は豊田だから豊田に

建つのはいいと思いますけれども。どこからも行けるということならば。その二点を一応委員会でなお一層検討してもらいたい、このように思います。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　ただいまの図書館の謝礼のことで、ちょっと関連で質問いたします。神社有地だと聞いておりますので、この謝礼なり地代なりが、どこに払われるか、その点、ここでもいいし、委員会でもやっていただいてもいいし要するに謝礼の対象者というのはどこであるか、ということだけ一つ質問いたします。

○市長（古谷　栄君）　責任役員ですね。神社に責任役員というのがいるんです。

○二十番（森田喜美男君）　神社というのは何か神社法で役所があるそうですけれども氏神さんであれば、氏子という関係があるでしょうし……。

○市長（古谷　栄君）　神主さんとか氏子総代とかいうので責任役員というのが何人かいて責任役員会ができております。その人に払うわけです。たぶんその場合には、将来のことを見込んで定期預金か何かにしておくのではないかと思います。従来はそういうふうにしておるようであります。この神社関係は。従来市で保育園をやっぱり借りておるわけです。この同じ神主さんのところから。やはりそうなっておるようです。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　要するに神社の後々の管理にそれは使用されるとか、あるいは氏子関係の共通の利益のために使われる、こういうことに払われた金は、これは余計なことかもしれませんがそういうことになるんですか。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　これはあまり詳しいことは私、知らないんですが、何かたくさん神社があるようですね。一番大きな神社が若宮神社というのがありましてみんな同じ神主さんがやっておられるわけです。合祀を本来、合祀というんですか、合わせてやられることが神主さん希望しておられるようですがやはり氏子は愛着があるんでしょうね。そこで片すみに置いておく。そのお金は恐らくは将来の本社といいますか、何というか分りませんけれども、そういうものの再建資金か新築資金にあてられるんじゃないか。高い、安い言いますと、私は非常に安いと思っております。実際に行きますと、これは神社がほんとうに片すみに行っちゃうんですよ。氏子の連中だいぶ憤慨したんですけれども、それほど大きいとは思わなかった、というんですがね。私どももそんなでないと思ったんですが、やはり半分ぐらい建てますし、そういうふうなことですから、実際には半分以上ということになって、ほんとうに片すみに神社がいってしまってもうほんとうに市の図書館だけオンリーだ、というような形になってしまうんですね。ですから私はいろいろお話がありましたけれどもそう高いものじゃなかろう、こう思っておるんですがね。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　高い、安いと言ってるんじゃないですね。市が払う金が、また問題になるようじゃ、やっぱりいけないと思いますのでやっぱりはっきりさせておいたほうがいいと思って質問したわけです。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。

高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　二五ページの工事負担金の梅ケ丘団地の地下壕の追跡調査沈下盤設置工事というのは具体的にどんなものか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　沈下盤測定器というのが正しいと思います。というのは地層ごとに沈下の度合いをはかるためずっと入れまして、土たんなら土たんのところに盤を入れましてそれが何個も入れるわけです。場所を決めまして、一つの穴に土たんのところもあるし、砂のところもある、砂礫のところもある、というぐあいに三つぐらい入れるわけです。一番下の土たんのところが落ちるのか、砂礫がゆるんでるのか、ゆるみぐあいがこれによって分るわけです。何ミリ下がったか何ミリ

か何千分か分りませんけれども細かい数字がそこに出てきてる、で、下のゆるみぐあい、そのまた上の地層のゆるみぐあい、こういうものをはかる測定の器械をそこに入れよう、こういうことです。

○二十一番（高橋通夫君）　何カ所ぐらい入れるんですか。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　十二カ所、今予定しております。

○二十一番（高橋通夫君）　そうすると何か自動的に記録できるような……。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　はい、そういうふうになっておりまして、その測定の委託をこの会社がやってくれるというわけです。

○議長（伊藤　定君）　正国務君。

○二十九番（正国　務君）　図書館で関連の意味でお願いしたいんですが、予算とは別になりますけれども、私は前の議会でも申し上げましたし、さらに社会教育委員会の中でもお願いはしておきましたけれども、意見も申し上げておきましたが、図書館は今できるのは中央図書館ができるのでありますが、市長の今お話の中でもやはり非常に理想的だということも言われておりますが、もちろん場所としては大切であります。環境がいいということにおいてはそういうことはもちろんでございますけれども、場所においてはですね。ところが私はその時にも意見も申し上げさらにお願いもしておきましたが、やはり私の考え方としてはあながち中央図書館に対しては反対をするものではありませんけれども、やはり税の公平なる負担という公平な使途ということになりますとですね、これに……（聞き取りがたし）……むしろこれよりは分館を一生懸命お造りになった方が利用価値が多いんじゃないかということを申し上げたんですが、今日に至ってはいたしかたがないと思いますが、その点についてはその時の答弁においてもちろん平行してそれを考えましょうということがありましたが、その点については今の時点では別に考えておりませんか、図書館長どうですか。

○議長（伊藤　定君）　図書館長。

○図書館長（前川恒雄君）　分館につきましては市としまして何年度にどこへ分館を建てるというふうな細かな計画はまだありませんけれども、今一応申し上げられることは結局短期の三カ年計画を作りました時に、一応昭和五十年度に何とか七生地区に分館を造りたいという考えは持っております。これは私の考えというだけではなくって市の企画財政部の方と十分相談しまして、一応そういう線で考えております。なお細かくどこにどういう規模のものをというとこまでいっておりませんけれども、できればまずそこへ分館を造りたいという考えでございます。これはさきほど正国議員おっしゃいましたとおり、

日野市のどこにいる方にも公平に図書館を使っていただくという考えからです。さらに申し上げますと、東京都の計画もございまして、東京都の計画では日野市に数館分館を造ってほしいと。そのために補助金を出すという計画は一応東京都では作っておるわけです。それに合わせてなるべく早い機会に御希望にそいたいと考えております。

○議長（伊藤　定君）　正国務君。

○二十九番（正国　務君）　ぜひひとつ五十年度を目途にして……（聞き取りがたし）……（笑声）それでそれができてもちろんいろいろと行きたいにもかかわらず行けないという地域もあると思うんです御存じのとおり……（聞き取りがたし）……したがって車でいくとか、買物をしつつ行くとか、自転車でいく学生もあると思うんですな、そういうものにはぜひひとつなるべく自転車で行かないように、バスを何とかひとつ私鉄のバスでもかまいませんから、そういうものの交渉は平行して考えていただきたいということを重ねてお願いして終わります。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。

森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　さきほどの質問の関連でしたが（笑声）公害対策費の中に緑対策が生まれてきたことはけっこうなことだとぼくは思うんです。そこで苗木を植えるということですが、苗木の樹種、種類であるとか、この金額で何本ぐらい……（発言する者多し）（「うるせえぞ」と呼ぶ者あり）何本ぐらい苗木が購入できるものであるか。それから今、工業用地に主として植えたいということでありましたが、市民にも要望があれば、というよりもむしろ積極的に道路縁のような場所にはむしろ植えていただくというふうな考え方が望ましいんではないかと思うわけです。それで特に樹種の問題は日野市にふさわしいといいますか、場合によれば日野市と共に象徴するような樹種が採用されることが、また有意義ではないかと思うわけでありまして、そのあたりの検討があっておればですね、深い検討というんじゃありませんよ、どういう樹種を採用されますかというところを中心にお伺いいたします。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　まだ、もう具体的にきまったかどうかまだ分かりませんけれども、事務局でどういうふうな検討をしたか分かりませんが、一応専門家に公害に強いといいますかね、そういう樹種といいますかね、そういうものを検討をしていただいております。市の木とか、市の花とかいうことも考えないわけじゃないんですが、そういうことも合わせて考えたいと思います。それから市民に頒布するという問題は御存じのとおり、本当に今年は暫定予算というふうな形で金額も少のうございますから、今直ちにそこへゆけるかどうか分かりませんけれども、将来はぜひそうしたいと。もう少し金額もふやし

ましてそういうふうにしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　金額ですが、一応苗木に公害対策室の人が当たったんですけれども、かなり、人間の背ぐらいになった植木というものについては二千円ぐらいすると。市長からは苗圃で育てなさいと、安いものを、そんなに高いものを買ったってしょうがないんだから、安いものを、ヒマラヤ杉とか何でもこう植えておけばですね、相当成長するからそれから配った方がいいと。苗圃でやりますからなかなか安くつくというものもなかなかむずかしいし、どういうふうに置こうかなと。今植木を植える時期が大体秋と春でございますから、十分その面も最も効率のいい方法を考えまして、執行に当たりたいとこう思っております。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　ただいまの質問につきましてはよく分かりましたのでけっこうです。次にもう一点ですが、税務総務費の中の農地課税審議会関係の予算計上がなされておるわけでございます。これはすでに審議会条例も設置されておりますし、当然発足があるものというふうには考えますが、ただいま国の段階におきましても、課税基準が確定していないというふうに新聞などで聞くわけですが、審議会を、発足はいいとしましてどういうこれから何回開いてというふうなことで、やっぱりおのずからこの金額などがあるはずでしょうから、どういう意図をもっておりますか。

○議長（伊藤　定君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　農地課税審議会につきましてはおっしゃるようなまだ東京都の方の取り扱い、指導方針ですね、市に対する指導方針、それから二十七市の方も税務課長が集まりまして、当初の東京都とか、自治省の考え方は固定資産の第二期の七月までには随時課税としてA農地分の課税をするようにというふうな指導方針でございましたけれども、具体的な自治省とか、東京都のA農地の特例を除いた部分の課税方針がまだ煮詰まっておりませんので、七月課税は東京都下全部見送りのようでございます。ですからもう少し三期に入るんじゃないかというふうに考えております。市の方としては農地課税審議会の委員さん等の内々の人選等はいろいろ考えておるわけなんですが、そういうふうなことで東京都の方の指導方針がきまり、二十七市で協議した結果に基づいて、日野市の中のA農地課税の特例の取り扱い、それから特例を除いたところの課税対象をきめていくという具体的な作業は今後になると。それで会議等は三回か四回ぐらいになるんじゃないかと思います。そういうふうな心づもりでございます。そういうことでございます。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。

○二十番（森田喜美男君）　はい、今の答弁の段階まで

で了解いたします。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければ歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。

歳入歳出全般について御意見があれば承ります。高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　図書館の用地の件ですが、駐車場がちょっと狭いというふうな心配もありますので、今の内ならば付近に空地もあるので、あの辺の反対側ですね、そういうのを今の内に取得しておいて……（笑声）今のうちにこの百坪なり、百五十坪なりを確保してですね、先に行かないで年内あたりにやっておいていただいた方がいいと思うんで、意見として……。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第六二号昭和四十七年度日野市一般会計補正予算第一号の件は歳入全般、歳出の内総務費、消防費、予備費を総務委員会へ、歳出の内、民生費、衛生費、労働費、教育費を文教厚生委員会へそれぞれ付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。それぞれ各委員会へ付託いたします。

これより議案第六三号昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第一号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は都市計画事業特別会計補正予算第一号でございまして、平山台、四ツ谷下区画整理費の報償費に不足を生じましたので、予備費より三百四十八万円の組み替えを行なったものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　歳出全般の説明を関係部課長より求めます。都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　説明を申し上げます。二ページお願いいたします。ただいま提案理由にありましたが、それぞれ予備費からの組み替えでございます。総務費におきましては三十三万円、これにつきましては償還金、利子及び割引料でございます。保留地処分に伴う還付金、これは市が処分をいたしました保留地、これの中に一部排水溝があったわけです。そういうふうなことで承知の上でお買いになったわけですけれども、申し出がありましたのでぜひ区分をしておいていただきたいというような要望がございましたので、それによって境界を明確にしたいと。排水溝については市が管理するということで還付をするということにいたしましたので三十二万九千九百四十四円と、これを還付金として総務費から支出をしたと。

それから次の四ツ谷下の区画整理事業でありますけれども、これについては昨年度事業を予定しておりましたけれどもできませんので新年度で補正をいたしたと。そして建物については一件でございます。その後以下立木
これら
につきましては予備費から減額をいたしまして補正をいたしたいと、以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第六三号昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第一号は、都市計画水道委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、都市計画水道委員会に付託いたします。

これより議案第六四号昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算第一号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算第一号でございまして、収益的並びに資本的の支出のみの補正であります。収益的支出で三万五千円、資本的支出で二百八十万円の追加補正をお願いするものでございます。詳細は水道部長より説明いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　収益的支出及び資本的支出の説明を関係部課長より求めます。水道部長。

○水道部長（加藤一男君）　議案第六四号の補正でございますが、ただいま助役の方から説明申し上げましたように、今回は支出のみの補正でございます。収益的支出につきましては合計で三万五千円の補正でございます。これは備考欄に掲げてございますようにくみ取り料金と自動車の重量税、この補正をお願いするものでございます。合計で三万五千円。それから資本的支出の二百八十万円は多摩平の幹線一号線の日野緑地の中に都分水の減圧弁を設置いたしたいということでございます。要するに水圧をそこで減圧いたすわけでございます。それで三沢浄水場に導水するための減圧弁でございます。これが二百八十万円を予想いたしております。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ収益的支出及び資本的支出に関する質疑はこれをもって終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。

これをもって議案第六四号昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算第一号は都市計画水道委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、都市計画水道委員会に付託いたします。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後　五時　十分　休憩

午後　五時三十分　再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案第六五号昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算第一号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計第一号の補正予算でございまして、電気関係の保守点検委託費並びに塩素漏洩の警報装置取付工事費、合わせて三十五万四千円を予備費より組み替え補正するものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　歳出全般の説明を関係部課長より求めます。民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　ただいま助役から説明がございましたとおりでございまして、清掃費においてもこれと同じ予算が計上されております。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければ歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。

これより議案第六五号日野市役所支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部改正の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第六五号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部改正でございまして、この七月一日に施行が予定されております豊田地区の町名地番変更に伴い所管区域の一部の改正を行なうものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　詳細説明を担当部長より求めます。市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　御説明申し上げます。この条例の一部改正は豊田の一番地から一、八八八番地までを、豊田の一丁目から四丁目及び東豊田一丁目から四丁目と町名の地番をすることによって支所の所管条例の改正を行なうものでございます。それで七生支所の中で変わりますものは、平山橋がございます。豊田の方から行きまして、豊田の方から行った平山橋のたもとの左下のところが七生支所の所管になっております。これが豊田の二丁目になります。そういうことで七生支所から豊田の多摩平支所に移管替えに一部がなったと。これは従来平山の一、三八〇番地から一、四〇九番地とこういったところでございます。それから本庁の中で一部が多摩平の支所に移管になったとこういう地域がございます。これは川辺堀之内の六〇一番地から六三二番地、延命寺の西側たんぼの埋め立てしたところでございます。現在阿川修理工場とか松崎木工の工場がございます。この地点でございます。この地点が本庁から多摩平、黒川を境にしまして多摩平支所に移管替えになります。こういう町名地番の変更と、それから七生支所からの一部移管本庁からの一部移管、こういうふうなことで、町名地番の変更に伴うところの支所の名称の移管替えでございます。そのように御承知願いたいと思います。それで七月の一日から施行するとこういうことでございます。それで新旧対照表の方を御覧になっていただきたいと思います。新旧対照表の真ん中でございます。新の所管区域でございますが、この中に、七生支所の中に平山というのがございます。これは京王団地として現在造成されている地域でございます。ですからまだ町名は付されていない。旧番地のままのものでございます。それから一枚めくっていただきまして豊田の一丁目、四丁目、東豊田の一丁目、四丁目、これが下の地番のところがこういうふうな町名に変更になるわけでございます。その隣りの大字豊田の九五七番地とございます。これは平山台の区画整理の中にございますところの豊田の旧番地でございます。ですから平山台の区画整理が町名地番変更になればですね、この旧番地が変更になるということで今後の問題でございます。それから大字日野六、七八八これは神鋼電機の裏の日野地番のものでございますこれが多摩平支所と。それからその次の平山がございますこれは、平山区画整理内にございますところの平山の飛地でございます。旧番地のままでございます。それからその次へまいりまして、大字川辺堀之内の六八一、隣りの上田の四九三、この二つがございます。これは従来この所管区域の中に載っていなかった地番でございます。畑の地番が落ちておりましたので（笑声）今回入れるわけでございますが、実践の南側、鉄道の、中央線の西側でございます。そういう地点でございます。そういう改正でございます。それからもう一点御了解を承りたいのは東豊田の三丁目と四丁目というのは、吹上団地の区画整理をした地域内でございますが、区画整理地域の東京都の認可が万が一遅れる場合には今のところ予定というふうに考えていただきたい。万が一東京都の方の了解が取れない場合には予定としまして審議過程におきまして、旧番地に置き換えてもらうことが万が一出てくるんではないかという事態もございますので、その点を審議の上でお願い申し上げますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第六六号日野市役所支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部改正の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第六七号日野市手数料条例の一部改正の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（勅倉敏夫君）　議案第六七号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市手数料条例の一部改正でございまして、国民年金法、厚生年金法等による受給権者の戸籍事項等の証明発行につきまして、明文規定により発行手数料を無料にするための改正でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　詳細説明を担当部長より求めます。市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　御説明申し上げます。理事者から提案理由の説明がございましたとおりでございます。従来も国民年金とか厚生年金、こういうものの受給権者が必要とするところの戸籍の証明とか、住民票の発行とかそういうものにつきましては、日野市としては従来も無料で発行しておるわけでございます。ただ条例ではっきり無料とするというふうなうたい方をしておりませんでしたので、今回条例ではっきり無料と明文化しょうとこういうことでございます。それで法律の

方は国民年金法とか厚生年金法の上では条例で無料とすることができるという、条例に委任した形態を取っております。ですからほかの市では一部東京都下でも有料で発行している市もございます。ほとんどが無料でございます。日野市は従来から無料でございます。取り扱いとして無料だった、今回条例の中にはっきり無料にするんだという明文を入れる、こういうことで改正をお願いするわけでございます。それから五条、五条の一項の改正でございますが本市発行の証紙というのは条例の中ではございましたけれども、全然証紙というものも日野市にはございませんで、制度として実施していなかった状態でそれを改正しようと、それで郵便の振替、あるいは有価証券とか小切手とか手形とか、そういうもので領収するというふうなものに現在の実態の取り扱いに条例のうたい方を直すというふうな改正でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君）　今の部長の説明ではすでにこれは実際にやっているんだけれども明文化したということで気持はわかるわけですけれども、そういう観点からいわゆる施行期日の猶予期間があるわけです、若干。施行期日は八月一日からと、こういうふうにあるわけです。その辺ちょっと現在やっているってもその辺がよくわからないんですけれども、どういう、たとえばよく条例の改正があって施行期日が即日施行とかいろいろございます。この場合は八月一日ということで施行期日に若干猶予期間というんですか、あるわけですけれども、その辺どういう決め方……

○議長（伊藤　定君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　十分な期間を持ったということだけなんですが。これを施行するにしましてもこの条例に食い付くまでの経過的な取り扱いなんですが、その取り扱いについては従来どおり要するに今までは取り扱いとして無料だったわけですから、その間の取り扱いの差違は出てこないというふうな考え方がございますので、議会が長くなるということも考えられますので、要するに八月一日ということで……（笑声）

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。

○十六番（杉山寅三郎君）　けっこうです。よくわかりました。（笑声）

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第六七号日野市手数料条例の一部改正の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第六八号日野市土地開発基金条例の一部改正の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第六八号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市土地開発基金条例の一部改正でございまして、積立金の限度額を二億円まで引き上げるものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　この開発基金とそれから日野市関発公社の運営の使い分けといいますか、開発基金にはよって来た法律があると思いますが、したがってその開発公社との日野市としての使い分けといいますか、どういうふうな運営の考え方があるか。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　現在、運営につきましても規則を制定しておりますが、まだ物件によりますが併用ということも考えております。また単独ということも考えております。ということは基金から取り崩しましてたとえばすみ切り、あるいは道路用地の一部を買おうと、予算計上がしてなかった、しかし開発基金の取り崩しによって歳入見込みができるわけですから、その開発基金から取り崩してその費用を充てる、したがって取り崩したものですから元にもどさないといけませんから当然それについての年度の年割額を切りまして返済をしていく、もどしていく、こういう措置が当然必要になってくる。それに対する利率というものも低利で運用するということがたてまえになっておりますから、そういう形で開発基金のほうから取り崩して一般会計の歳入に入れてそして年割額で返済をすることです。開発公社のほうは銀行から借りまして市が委託をいたしまして開発公社が銀行から借りて三者の補償で銀行補償していく。したがってこれも現在では七年の返済の年割額を決めまして返済をしていくわけですから、大きな物件については当然開発公社基金、開発公社のほうの委託の資金、並びに開発基金のほうからもちろん一億ではどうにもなりませんけれども、将来大きくなった場合には、両方併用してやる場合、二通りあろうかと思います。この運用につきましてはさらに先進のほうを研究しまして、現在一億になりましたから簡単な用地買収はこの取り崩しによって行なえる、容易に行なえる、こういうふうに思っております。

○議長（伊藤　定君）　　よろしいですか。

○二十番（森田喜美男君）　　はい、了解いたしました。

○議長（伊藤　定君）　　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第六八号日野市土地開発基金条例の一部改正の件は総務委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

この際議案第六九号、市道路線の一部廃止、議案第七〇号市道路線の廃止、及び議案第七一号市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　　御異議ないものと認め、議案第六九号、七〇号及び七一号を一括議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　　議案第六九号、七〇号及び七一号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　　議案第六九号、七〇号は道路法第十条の規定に基づく市道路線の一部廃止、並びに廃止でございます。七一号につきましては道路法第八条の規定に基づく市道路線の認定に関するものでございます。詳細担当部長より説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　　詳細説明を担当部長より求めます。

○土木課長（福田一夫君）　　それでは議案第六九号の市道路線の一部廃止につきまして御説明いたします。第四小学校の東隣りに市立第四幼稚園を新設するにあたりましてその敷地の中にあります袋市道の石田一四号線を一部廃止いたします。

それからその次のページの議案七〇号につきましては二本ございまして、一本の豊田九五号線につきましては現在市道が廃滅しておりまして、そこの地主さんから払い下げの申請が出ておりましたために今回廃止いたす予定でございます。それから下田二五号線につきましては七一号議案と関連しておりまして新井橋の上流、浅川の左岸の堤防敷を建設省に併用道路の申請をいたしまして、協議が成立したために下田の二五号線を一回廃止いたしまして、二五号線とそれから堤防敷の左岸側を含めまして一路線として認定するということで今回議案を提案した次第でございます。よろしくお願いいたします。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　　議案第六九号、七〇号は道路法第十条の規定に基づく市道路線の一部廃止、並びに廃止でございます。七一号につきましては道路法第八条の規定に基づく市道路線の認定に関するものでございます。詳細担当部長より説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　　詳細説明を担当部長より求めます。

○土木課長（福田一夫君）　　それでは議案第六九号の市道路線の一部廃止につきまして御説明いたします。第四小学校の東隣りに市立第四幼稚園を新設するにあたりましてその敷地の中にあります袋市道の石田一四号線を一部廃止いたします。

それからその次のページの議案七〇号につきましては二本ございまして、一本の豊田九五号線につきましては現在市道が廃滅しておりまして、そこの地主さんから払い下げの申請が出ておりましたために今回廃止いたす予定でございます。それから下田二五号線につきましては七一号議案と関連しておりまして新井橋の上流、浅川の左岸の堤防敷を建設省に併用道路の申請をいたしまして、協議が成立したために下田の二五号線を一回廃止いたしまして、二五号線とそれから堤防敷の左岸側を含めまして一路線として認定するということで今回議案を提案した次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　　これより質疑に入ります。伊藤松之輔君。

○十四番（伊藤松之輔君）　　六九号でございますが、幼稚園の建設用地のところの廃道だと思いますが、これは私、地主さんにちょっと聞いたところによりますと、これよりかちょっと先まで延長されているように考えるんですが、幼稚園の敷地だけ廃止してこの先は残るんですか。あるいは図面的にはっきりわからないんですが、お聞きするんですが、その先までないんでこの地点でおしまいになるのか、ひとつ。

○議長（伊藤　定君）　　土木課長。

○土木課長（福田一夫君）　　これは幼稚園の敷地と、それから最終点のところまでの土地ばかりです。（十四番「幼稚園の敷地内だけですか。」）いえ、それから先のところまでです。

○議長（伊藤　定君）　　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これをもって議案第六九号、七〇号、及び七一号を一括して産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　　御異議ないものと認め産業建設委員会に付託いたします。

おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間を延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

これより議案第七二号東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（朝倉敏夫君）　　議案第七二号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　　本議案は東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更でございまして、本年五月一日秋多町が秋川市となったため地方自治法第八条三項の規定に基づき、規約の一部を変更するものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第七二号東京都市

町村消防団員等災害補償等組合規約の変更の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第七四号日野市立公園条例の一部改正の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第七四号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市立公園条例の一部改正でございまして、去る三月東京都から譲与されました平山都営住宅内の公園を市立公園として公園条例に加えるものでございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　詳細説明を担当部長より求めます。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　特別ありません。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第七四号日野市立公園条例の一部改正の件は文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め文教厚生委員会に付託いたします。

これより議案第七五号昭和四十七年度における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例制定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（朝倉敏夫君）　議案第七五号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定でございまして、今期の支給率を百分の二百三十にするものでございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七五号昭和四十七年度における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

これより報告第一号昭和四十六年度日野市水道事業会計継続費繰越額の報告の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　報告第一号を朗読。

○議長（伊藤　定君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本件は昭和四十六年度日野市水道事業会計継続費繰越額の報告でありますが、別添、計算書のとおり、翌年度に繰り越して使用いたすもので、公営企業法施行令第十八条の二の規定により御報告申し上げる次第でございます。詳細は水道部長より報告いたさせますのでよろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　詳細説明を担当部長より求めます。水道部長。

○水道部長（加藤一男君）　御説明申し上げます。本件はただいま助役のほうから説明いたしましたとおりでございまして、公営企業法施行令の十八条の二の規定によりまして御報告申し上げるものでございます。継続費に係る支出予定額の内に年度内に支払い義務が生じなかったために逓次繰り越しをいたしまして使用するものでございます。一枚目は二拡変更事業分でございます。それから二枚目は第三期拡張計画の事業分でございまして、二拡につきましては新井橋の添架工事ほか三件でございます。それから三拡につきましては平山台の浄水場の配水池並びにポンプ室等の費用でございます。ここに計算書をもって御報告を申し上げる次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって昭和四十六年度日野市水道事業会計継続費繰越額の報告を終わります。

この際請願を付託委員会に区分して一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教厚生委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第七号、九号、一三号、一四号及び一五号の要旨を説明。

○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第七号、九号、一三号、一四号及び一五号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め文教厚生委員会へ付託いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）　ただいま最後の請願の中で種痘の無料化ということでございますが、それと同時にひとつ委員会では種痘あるいは予防接種などはそう数がございませんけれども、やはり公立病院もあることですのでそういうチャンスも作ってもらえたほうがよろしいんじゃないかというふうに私は考えます。なぜならば最近共かせぎの御夫婦が多く、その期日に行かれないという家庭が確かにございます。そういう点も考えて御審議されるようお願いしたいというふうに考えますので、担当委員会ではよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　次に産業建設委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第八号、一一号、一二号及び一六号の要旨を説明。

○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第八号、一一号、一二号及び一六号を産業建設委員会へ付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、産業建設委員会へ付託いたします。

次に都市計画水道委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第一〇号の要旨を説明。

○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第一〇号を都市計画水道委員会へ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、都市計画水道委員会へ付託いたします。

これより請願第五八号の一～九、立川基地再開に反対する請願を議題といたします。本請願は公害対策特別委員会より総務委員会へ付託替えをされたいとの申し出があります。おはかりいたします。本請願は申し出のとおり総務委員会へ付託替えいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、総務委員会へ付託替えすることに決しました。

本日の日程はこれをもって終わりました。次回本会議は二十三日午後一時といたします。時間厳守で御参集願います。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

午後　六時十一分　散会

六月二十三日　金曜日　（第五日）

昭和四十七年第二回定例会　日野市議会会議録　第十七号

六月二十三日金曜日（第五日）

出席議員（二十八名）

一番	鈴木美奈子君	十六番	杉山寅三郎君
二番	板垣正男君	十七番	名古屋史郎君
三番	市川芳太郎君	十八番	石川佐太郎君
四番	泰　正一君	十九番	大下　博君
五番	滝瀬敏朗君	二十番	森田喜美男君
七番	林　重義君	二十一番	高橋通夫君
八番	谷　栄吉君	二十二番	滝瀬政吉君
九番	百済　勇君	二十三番	日野源作君
十番	米沢照男君	二十四番	杉山亘君
十一番	西沢保君	二十五番	伊藤定君
十二番	大柄保君	二十六番	吉冨繁枝君
十三番	岩沢哲夫君	二十八番	佐々木昭雄君
十四番	伊藤松之輔君	二十九番	正国務君
十五番	剣持佐吉君	三十番	三浦重春君

欠席議員（二名）

六番	池田重太郎君	二十七番	清水芳雄君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄君
助役	葛西正彦君
収入役	市川晴夫君
企画財政部長	篠崎美雄君
総務部長	遠藤政之君
市民部長	赤松行雄君
民生部長	松村清栄君
建設部長	中島武男君
都市計画部長	杉本好次郎君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光君
書記	朝倉敏夫君
書記	武居一茂君
水道部長	加藤一男君
福祉事務所長	田中若一君
病院事務長	成井正夫君
都市計画課長	永原照雄君
公害対策室長	前田雅夫君
教育長	永野林弘君
教育庶務課長	落合豊君
学校教育課長	松本武君
体育課長	長谷川暢男君
書記	川上輝子君
書記	深海弘子君
書記	補原清美君

議事日程

一、一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

昭和四十七年六月二十三日（金）

午後一時　開議

午後一時六分　開議

○議長（伊藤　定君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十一名であります。遅刻の連絡があった議員、清水議員、正国議員、秦議員、滝瀬敏朗議員であります。そのほかの方は追々お見えになると思います。

これより一般質問を行ないます。一の一、市財政計画の問題点についての通告質問者、百済　勇君の質問を許します。

（九番議員登壇）

○九番（百済　勇君）　ただいま指名がありましたので一般質問を行ないます。まず市の財政計画の問題点というような観点から若干質問を行ないたい、こういうふうに思います。この問題についてはさきほどから市長、あるいは担当部課においていろいろ現在の社会情勢なりそういうものをふまえて、まことに苦しい財政である、こういうことが言われてきております。こういう中におきまして、市当局といたしましてもいわゆる地方自治体といたしまして、国や都の政策によりまして、いろいろと制約を受け、苦しいが上にも苦しくなってきている、こういうことから、はたしてこの苦しい問題をいかように処理をしていくか、こういう観点を申し述べていきたい、こういうふうに思っております。それで本年度の市の予算というものが三月議会におきまして、可決され、これに基づいて市の行政が施行されているところであります。しかし振り返って見ます時にさきほど申し上げましたような苦しい財政計画を立てて、この計画に基づいて難局を乗り切っていこうといたしておるところであります。そういたしましても内容的には、さきほども申し上げましたように国や都と関連する面についてはやはりみずからが矛盾を感じている点が数々あるのではないか、このように思っているところであります。こういう観点から市が苦しい中にも一層の苦しさを味わっているのではないか、こういうふうに思っているわけです。問題の第一点といたしまして、過去におきまして国が予算を作成するたびに地方財政の硬直化、このことが叫ばれてまいりました。その打開のために地方財政の制度、これの手直しが大蔵省を中心といたしまして要求されてきたところであります。しかしながら、昨年八月のドルショックによって、こうした財政の見せかけの大型化が跡形もなく吹き飛ばされてしまいました。しかも、地方財政はその運営上ますます窮屈になってきております。財政硬直化がかって叫ばれた以上に地方財政の硬直化こそ地方財政の根本的な危機の大きな特徴としての解決が叫ばれねばならないと思うわけです。こうした点からも四十七年度地方財政計画を見ますと、まず歳入上大きな問題点があります。それは総額十一兆七千四百九十八億円と伸び率が大体二〇・九％になっております。国の一般会計予算は十一兆四千七百億円、これの伸び率が二一・八％、という総額になっております。ここにおいて総額の面からいえば

上回っているが質的にはきわめて劣悪化したことであると言えます。すなわち地方税収入が四兆三千六百六十八億円という、七・七％の増加しか見込めておりません。前年度に比べて大幅にダウンしたのに対しまして、その半面地方債を九千三百七十九億円を計画しております。これを前年度に比べてみますと実に一〇九・八％と増加してきております。このことは地方財政の地方税の比率が四・九％減少しているのに対しまして地方債の比率が三・四％も増加しているということであります。このことはまさに地方財政が規模こそ大きくても、その中身は全く借金財政であることを示すものであります。以上のように国と地方との財政的矛盾というか、あるいは圧迫と申しますか、口には地方財政の健全を叫びながらその基本的な精神は自治体へ責任を転嫁するということが言えると思います。このような国の基本的な考え方から当市の実情を見るならば、教育面に、あるいは環境都市造りの面に数多くの財政的問題が市民要求としてクローズアップしてくるものと考えられるところであります。この、ますます激動、増大する市民の行政需要への対策を市長はどのように考えておられるかそのお考えをお聞かせ願いたい、これが質問の第一点でございます。それから次に第二点でございますけれども、さきほどちょっとふれましたけれども、地方債の問題について質問をしたいと思います。国家予算の中で、この地方債がさきほども申し上げましたように約二倍からに増加してきております。しかもその質が従来の地方債に占める資金運用部資金の比率は約六〇％であったのに対しまして、今回は五五％に低下しております。金利の高い、そして質の悪い起債への依存率が高くなってくるということは明確であります。このことは自治体の借金が二倍になっただけでなく将来にわたって大きな負債を抱えたことになります。畳、質共に地方財政が劣悪化したということが言えると思います。一方、地方交付税の面から見てみましても前年度当初と比較して四千四百七十九億円、これはパーセントで申し上げますと二一・九％となっておりますが国税、三税相当分は二兆一千四百六十一億円にすぎません。資金運用部から一千六百億もの借金をしてこのつじつまを合わせている始末であります。これは四十八年度以降の地方交付税の先食いでなくて一体何でありましょうか。しかも国の大幅な公債発行による公共事業と税収減に悩む自治体との間に大きなギャップを生じております。交付税の基準財政需要の算定を約二千九百億円カットして、そしてその分を地方債で賄おうとしているわけです。このような政府の政策こそ地方自治の空洞化、中央集権化を如実に物語っているものと言えましょう。政府のこのような政策を洞察しながら市の地方債に目を移して見ますと、本年度の末における現在高は二十二億三千三百七十九万一千円となっております。この額は本年度予算額の約五〇％近くになっています。この借金の償還に二億二千二百

五万円を支出することになっております。さきほどから申し上げているように国のずさんな政策によって市の財政も年々借金が増加の一途をたどっています。そこでお尋ねしたいことは、当市の地方債をどの程度まで考えているのかお答え願いたいと思うわけです。また地方自治法の第二百五十条の規定によって例年地方債許可方針の運用についてという自治事務次官通達が出ていると思いますが、それによって当市の地方債の比率が一体どうなっているのか。このこともひとつ説明していただきたい。なお、このような観点から当市の起債の展望と申しますか、市の基本的な構想、こういうものを御説明願えれば幸いだとこういうふうに思います。以上、二点についてお尋ねをいたします。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。　市長答弁。

○市長（古谷　栄君）　第一点の御質問は実は私もよく質問の御趣旨が理解できない点がございますので、はたして的確な御答弁ができるかどうか分りませんけれども、第二点の問題でございますけれども、これは国のほうが御承知のように公債政策を取っております。財政論議としては、一応公債政策を取ることがいいか悪いかということになりますと、公債を発行することがイコール悪いことだということにはならないと思うんです。それから日野市の場合でございますけれども、一応市町村のような自治体は公債の元利の支払いが年間予算の二〇％程度、これ以上になると余り健全とは言えないのじゃないかということが指導基準であり、また通説のように思うわけです。日野市の場合を見ますると、今年で大体元利支払いが七％程度でございます。年間予算のですね。それで日野市には公社というのがございます。これは一種のやはり起債であろうと思います。これを入れまして一二％程度ですから、まあ、まだまだ何と言いましょうか、健全な財政であろう、というふうに考えられるわけであります。それから特に起債というのは、日野市のようなあるいは東京近郊の都市のようなところでは、これは取るべき当然の措置であります。つまり例えば集団の団地ができる。そこへ学校を建てる、あるいは保育園を造る、これは税収が全然ないわけであります。例えば日野市の場合に高幡台団地であるとか、百草台団地というようなものができましたけれども御存じのとおり、まだ税金というものは、ここ一年程度ちょうだいしただけでありまして、微々たるものでございます。したがってそういうところへ造りました学校なり保育園はやはり将来の市民に負担をしていただく、これは当然の措置でありまして、日野市のような人口が急増しております地域においてはある程度の起債をあてにするといいますか、財源とするということは悪い措置ではない、財政的に見て決して無理もない措置である、こういうふうに考えます。したがって、二〇％程度

までは起債の能力がある、と私は考えております。したがって年間予算の二〇％といいますと年間予算そのものが年々十億なり何なり伸びていくわけですから、だんだんと起債能力も殖えていく、こういうことに相なろうかと思います。東京都のような膨大な財源を持っておりましても、なかなか起債が認められない。常にその起債をもっと増加してほしいという要望が非常に強いようでありますが、日野市の場合にはある程度の起債が認められておる。十分とは言えないかもしれませんけれども、まあまあこの程度というところではないか、というふうに考えておるわけであります。

それから第一点は、よく分らなかったのでございますが超過負担を解消しろ、ということかとも思うわけでありますが、これは当然の措置として私どもは全国的な団体を通じても、常に超過負担をやめてもらいたい、当然法律によって負担すべきものは負担してもらいたい、ということをやっておるわけですが、そのほかにも実は御存じのとおり、例えば教育費の場合などは基準が非常にきついためになかなか補助金がもらえない、というものがあるわけであります。補助対象にならんというものがあるわけであります。そういう問題については常々その基準をもう少し上げてほしい、という要望をいたしております。補助金等も若干ずつではございましたけれども、もちろん十分ではございませんけれどもだんだんと増加をしております。小学校にしても、御存じのとおり従来三分の一であった補助金が二分の一になり、あるいは人口急増地帯に対しまして、若干ではありますけれども、校地の買収資金に対して補助が出る、というような形になりまして、若干ずつではありますが、自治体の要望が入れられつつございます。そういった意味で、これからも強力にそういう運動を展開していくことは当然のことだというふうに考えております。以上であります。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　若干補足いたしますが、資金運用部の資金より縁故債のほうが非常に多いんだ、なるほど今年の財政計画がそうなっております。しかし、大蔵のほうでは都道府県がそういう縁故債をしょって地方の市町村には資金運用部のほうのいわゆる政府債を重点的に割り当てるんだ、こういうことが説明の中にあります。したがいまして、もちろん全般的ではありませんけれども、財政のいい悪いもあります。幸い日野市はいわゆる水準にいっております。まだまだ私のところが百ならば小さな市で、今度できましたのが一番悪いところで〇。五五ぐらいのところがあるわけですから、したがって家庭でいいますと、生活保護、こういうところの比較が若干ありますけれども、政府の方針では市町村に政府債を重点的に認めるべきである、そして都道府県が縁故債等をしょうんだ、こういう配分の、分配の方法が示されてありますので、

さほど心配はなかろうかと思います。それから比率ですけれども、いわゆる予算といいましても自主的な財源であります。不特定な財源は入っておりませんから予算総額ではなくて、自主的財源いわゆるよその援助とか補助金とか、こういうものは当然入らないわけですから自主性のある、日野市にある財政の収入額に対するパーセンテージであります。そういうことでありまして、さきほど市長が言いましたとおり、まだまだ余裕はございますけれども、なかなか起債というのは利子もかかります。そういうことでありますけれどもやはり起債のいわゆるできた起債制度があるという制度上は住民が現在の住民よりも将来にわたってやはり平等に負担をすべきである、過疎のところが一番今起債の償還では困ってるわけです。どんどん人口が殖えてるところではこの負担率はだんだん下がっている、こういう政府の方針でもあるし、人口増があるところではやむを得ず起債を生じ、また将来にわたって、その人たちが、住民が平等に返済する義務がある、こういうふうに私どもは見ておりますから、人口の鈍化が来るまで日野市の起債というものは上昇するであろう、こういうふうに思っております。

○議長（伊藤　定君）　百済　勇君。

○九番（百済　勇君）　ただいま市長のほうから、第一点についていろいろ詳しくは申せないというようなこともありましたけれども要するに私が申し上げてる要点といたしましては、国や都の影響を受け制約を受け自治体の財政計画が非常に苦しくなってきておる。市債あるいは起債等については、法に基づいて行なわれることでありますので、このことのよしあしは申し上げられませんけれども、やはり何と申しましても返済にあたっては市税の中から返済をしていく、こういう形でございますので、やはり市民といたしましては関心のあるところ、とこういうふうに考えますのでお尋ねをしたわけでございます。やはり安易な考えでこういう起債、いわゆる言うならば、ことばを変えて言うならば借金財政というものはできるだけ少なくしていく、こういうことが望ましいのじゃないか、ある市の市長の答弁ではこういうことが言われてるわけです。こういうふうにインフレの時代においては借金することが有利なんだ、それは償還金が市財政に占める割合は、国が基準としている二〇％よりは、はるかに低いんだからいいんだ、こういうふうな安易な考え方でこの問題を処理されるということは非常に問題があるんじゃないか、こういうふうに考えるわけです。そういう点をやはり明確に処理をしていかなければならないんじゃないか、こういうふうに思うわけです。それからこれはさきほどからも申し上げますように国や政府で一応の基準なり、あるいは額なりを決めてくることですから、市長個人としてどうこうすることはできない、ということも言えると思いますけれどもやはりそれに対しての市長の熱意といいますかそういうものがやはり望ましいのじゃないか、そういう観点から市長会なりそういう機関を通じながら過去何年もの間この地方交付税が三割ということになって、いわゆる三割自治だ、こういうことが言われてきておりますけれども、やはりそういうところに、現時点においては問題があるのじゃなかろうか、この問題点について、やはり打破していかなければならないんじゃないか、そのためにはどのような努力を考えておられるか、その点をもう一点お聞かせ願いたい。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　さきほど市長が申しましたとおり、全国市長会あるいは全国の人口急増都市協議会、あるいは教育委員会で結成しております期成会、こういういろいろな団体の中でこの問題についての配分問題、これは遠くさかのぼりますと終戦後シャープ勧告によって一応の税制の問題はなくなりましたけれども地方税との関連、これについては将来にわたって努力すべきだという勧告のようでございました。したがって中途半端になっている。ところが地方団体によってはなかなか目が届かないままにいわゆる医療の債務を重ねまして債権団体等になった例が全国に非常に多いわけです。そういうところも当然反省をしなきゃならないし、そういうことで国の方でも、あるいは都道府県等でもなかなかやっかいな問題をかかえていると。ある市では全国一の退職金等を出すと。いろいろの問題を出しておりますから地方団体そのものも正しい姿勢をして政府に示さなきゃならないと同時に、政府の方でもそういう考えをもたなきゃいけないということで昨年大蔵、文部、自治省、こういうところの代表的な役人と、それから全国市長会あるいは町村会等の代表並びに学識経験者等で、この税制の問題、特に学校、公共施設の整備に対する補助率、あるいは建物の基準、こういうものについて調査会が発足いたしまして、現在その調査会の資料集めをいたして、いわゆる超過負担補助率の不均衡、こういうものを目下検討しておりますので、今後さらに努力することによって現在の制度が徐々には良くなるだろうと。しかしわれわれとしては早急に改善をいたしたい、してもらいたいと、こういう要望で、目下いろいろの会議の中でそういう声は全国的なものでありますから相当強く要請いたしておると、こういうことです。

○議長（伊藤　定君）　百済　勇君。

○九番（百済　勇君）　それでは以上でこの問題について意見を述べて終わるといたしますが、いろいろ説明の中で努力を払っていると、こういうことでございます。たいへん今後とも努力を続けていただきたいと、こういうふうに考えるわけです。私が思うことは近隣の市町村の話を聞いても日野市は税金が安いというふうに言われてきております。その市民に対する税金が安いということは、市民の生活を擁護していくと、

こういうことにほかならないとこういうふうに考えておりますが、苦しいからといって市民の税金を上げていくということも問題があるのじゃないかと、こういうふうにも考えますので、この点を十分考えられて、さきほどの説明にもありましたように十分努力を重ねていただきたいとこういうことを意見として申し述べてこの質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これをもって一の一市財政計画の問題点に関する質問を終わります。

次に一の二市民の市政への参加についての通告質問者、百済勇君の質問を許します。

○九番（百済　勇君）　次に市民の市政への参加と、こういう問題について質問を行ないたいと思います。このことについてはさきほど、昨年の七月九日に日野市の基本構想が制定されました。その後やがて一カ年になりますが、この基本構想の中で一番終わりのところに、この市政への参加ということが載っているわけです。この、口で言うならば市民の市政への参加と簡単に言えますけれども、このことが非常な重みを持っているのじゃないかとこういうふうに私は考えるわけです。いわゆるこの基本構想の総括と申しますか、基本構想の中にあらゆる問題点が網羅されておりますけれども、その基本構想の中の一つ一つが確実に達成できるのはやはり市民の参加があって初めて達成できると、こういうふうに考えてこの市民参加という

ものが一番最後に総括として載っていると、こういうふうに私は理解しているところであります。そういう観点から考えてみまするに一年間、その間においてどのような経過があり、あるいは手段が取られてきたか、この一年間の実績と申しますか、こういうものについてまずお尋ねをしたい。そのお答えによりましてこれはたいへん失礼ですけれども私は私なりに考えたものがございますのでその点を披瀝をいたしまして、その点についていろいろな御意見、お考えを聞かしていただきたいと、こういうふうに考えておりますので、まず第一点のお答えを願ってからいたしたいとこういうふうに思いますのでよろしくお願いします。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。百済　勇君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（葛西正彦君）　昨年基本構想の議決をいただき市政の施行の大きい方針としていろいろな施策の具体化を進めてまいりましたが、市民の市政参加につきましては特に意を用いておりまして、昨年は従来にも増して積極的に市民の各種の会合に出まして市民の声を聞くとともに、相互理解を深め、そしてこれを市政に反映する努力を重ねてまいっております。一例を申せば自治会の連合会に出たり、P、T、A、の協議会に出たり、さらには民生委員の協議会にも出ると、小さく取り

上げては申しわけございませんが、人権擁護委員会の会合等に列席いたしまして一つ一つ具体的な例を聞く機会を重ねております。また昨年万願寺地区の区画整理の問題が取り上げられました時に、まず各地区ごとに区画整理の何物であるかということを御説明する機会を持った中で、市民にこれらに対する意見を聞きこうした機会を経てから実際問題として取り上げられる時の実情をお話申し上げまして、市政の実現する以前に相互理解を深める等の努力を重ねてまいっております。その後その会合に列席された方のアンケートを取りまして、この結論をまとめて市長の下に次に進むべきことを考えたりいたしております。特に皆さんお気付きのように昨年カドミの問題が起きました時にも各農業者とは数回の話し合いを持ちまして、将来に対する問題も検討したわけでございます。具体的にそういった問題のいろいろな情報を与え、そうして私たちも皆さんから御意見を聞くということを機会あるごとに重ねておったわけでございます。具体的な施策といたしましてはさっそくこの年度予算をきめてから実施に入りましたものといたしましては、御承知のように広報のページを増加いたしました。それから五月からは建設部の土木課に巡回係というものを設けまして、これは単に道路を補修するという仕事にとどまらず、パトロールしている間に実際に市民の苦情を聞くとともに、積極的に各種の部課に拾い上げた問題を提供して、これらの解決に当たるような係にいたしたいと思っておるわけでございますが、市民相談と広報活動を有益的につなぎ合わせまして、実際、市民の要望その他を生かしていきたいと思っております。七月よりは従来の単なる市民相談ではなく一定の計画の本に各部長がそれぞれ相談日を持って相談に応ずるとともに、積極的に市民の意識を市政に反映するような努力をいたしております。近くは公害監視員を置くと、経済モニターの委嘱をすると、一歩一歩市民の市政への参加について積極的な活動をしております。そのほかただいま計画しておるものの中には、各市内の駅頭に広報を置いて自由に市民がこの広報を読む機会を持つようにしたい。あるいは投書のしかるべき方法を考えたい。あるいは巡回相談をいたしたいということも考えております。なお昨年ごみ公害の問題から各自治体の婦人の方々が実情を知りたいということで、処理場の見学をなさって、その中で得たものはたいへん大きなものがあったわけでございます。今年は施設の見学ということも計画いたしまして、その中に市政の実際の中でいろいろな御意見も承りたいと思うわけでございます。成案を得ればこれらのこともさっそく実施していきたいと思っております。現況、昨年から今年にかけて実情を率直に申し上げて答弁にかえさしていただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　　百済　勇君。
○九番（百済　勇君）　　私が考えているところでは今助役の方からいろいろお話がありましたけれども、その実というものが、これは従来自治会もあるし、あるいはブロックごとに連合自治会というものがあるんで、これを基盤として今のお答えの中にも活動を続けてきているとこういう話ですけれども、私が聞くところによるとその連合自治体の形成すらうまくいっていないと、こういうふうなことも聞いておりますので、そういう面についてそういうことを聞くことによって、はたしてこの基本構想の中で打ち出されているものが実施されているのか、そういうふうな疑問を持ったもので、こういう質問をしているわけですけれども、やはり何と申しましても市民の皆さん方から陳情なりあるいは請願なりが次々出てくるということは、先だっての一般質問の中でも私申し上げましたように市民の皆さんの満足が得られていない。そのためにこういうものも出てくると、こういうふうにも考えられるところでありますので、そういう面をもっともっと突き進め、掘り下げて、そしてこの基本構想にうたったところの実を上げていかなければならないんじゃないかとこういうふうに考えます。そこでこんなことを言っていいかどうかわかりませんけれども、秘書課の中で係をつくって、広聴係と申しますか、そういうものをつくってやっていくと、やっているとこういうふうにお話がありましたけれども、やはりそれではまだまだ不十分ではないかと。もちろんこの基本構想を制定いたしましてまだ一年ですからそこまではいっていないといえばそれまでかもしれませんけれども、やはり将来展望から考えてみましてさきほど申し上げましたように、基本構想を完全に仕上げていくためにはやはりこの市民の市政への参加、これが大きなポイントではないかとこういうふうに考えるならば、やはり一つの専門の部課を作って、いわゆる庁内における仕事は各ブロックで市民と対話の中から積み上げてきたものを集約していくとこういうふうな面で、その他の一切の事務処理とか業務を行なわないとこういうふうな考え方で、いわゆる徹底したところの市民を包含したところの市政へもっていくべきではないかと、こういうふうに私は考えるんですが、その点についての御意見を伺いたい。
○議長（伊藤　定君）　　助役。
○助役（葛西正彦君）　　ただいまのお話、私たちも実際の中に生かさなければならないとも考えられますが、まだまだ私たちの方の組織全体、そういうところまで踏み切るだけの形までいっておりません。御指摘のようにそういった市民参加の特定の組織を今、早急に考えるつもりはございませんが、できるだけ現況においてはそれぞれの部課、一例を申せば福祉事務所が受け取った一つの市民の問題、それらを庁議その他に反映いたしまして、市全体の問題として討議はいたしてまいりたいと思いますが、現況まだ組織の中にそこまでは踏み込んでおらないのが現状でございますので御理解願いたいと思います。
○議長（伊藤　定君）　　百済　勇君。
○九番（百済　勇君）　　さきほど申し上げましたように、まだ基本構想についても緒についたばかりでありますし、あるいは基本構想に基づいたところの計画等もできていないことだし、あるいはこれに基づいたところの予算というものもできていないと、こういう段階ですから、私が申すのも無理かとも思いますけれども、そうかといって一たん基本構想なるものを作った以上は、これにやはりのっとって明るいそして住みよい町をつくっていかなければならないとこういうふうに考えて申し上げているところでございますので、助役からのいろいろな御説明、あるいはお考えも披瀝されましたが、そういうことにひとつ重点を置いてますます基本構想が軌道に乗るように努力をしていただきたいと、このように意見を述べまして私の質問を終わります。
○議長（伊藤　定君）　　これをもって一の二市民の市政への参加に関する質問を終わります。
　次に二の一日野市衛生処理場からの悪臭についての通告質問者正国　務君の質問を許します。
（二十九番議員登壇）
○二十九番（正国　務君）　　御指名によりまして質問をいたします。日野市の衛生処理場から少なくとも私の住みます落川、百草、三沢の一部、これはこの処理場ができました当初からにおいは非常にやってきたのでございます。その当時私は議員でございましたのでやはりこれについてはいろいろと申し上げましたんですが、その当時の町の事情もございましたし、ということで、そのままに今日まできておりますが、最近に至りまして非常に入居者が多くなりました関係もありまして、におう人が多くなったということでございましょうか、非常にそれがために不平が出てきているというような状況でございます。何とかこれをしてもらいたいというので私のところへおいでになりますが、それについては私もいろいろとこれについてはお話をしておるような状況でございますが、なかなかどうもにおいは去らないという状況で毎日これがくるというわけではございませんが、風の向き、天候、曇の具合ということで、一日に何回かくるようでございます。この時は何としても鼻をつまなくちゃならんというような状況であり、食事はもちろんのこと中にはこれがために頭痛を起こして寝るような人もあるわけです。そういう状況でございますから、私としてもどうも無下においでになる方をことわるわけにもいかないし、かがないようにしてくださいというわけにもいかないし、したがいましてここで御質問申し上げるわけですが、これがやはり最近特にひどくなったということはどういう理由であろうかということと、それからこれが対策は何とかできるものであろうかどう

かということ。それからさらにこれが今ごろやかましく言われておりますこのにおいが健康に害のあるものかどうかということを、市の当局の担当者としては御研究なさっていらっしゃると思いますので、ひとつこの点を御説明願いたいと思います。以上御質問いたします。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。正国　務君の質問についての答弁を求めます。民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　御説明をいたします。御存じのとおり現在日野市の衛生処理場のごみ施設というのは機械炉四〇トン、それから曝気炉、つまり固定炉が一基ございます。この連続式固定炉、機械炉の方には集塵機あるいはその他の施設が完備をいたしておるわけでございます。したがって機械炉の方からの煙というのは、現在全然出ておらないわけでございます。たまたま当初燃す時にはこの水蒸気等が出るのみでございまして、煙は全然集塵機がございますので出ないと。それからにおいも実は機械炉の火の中へにおいを引き抜いて、それから風と共に入れてにおいそのものを燃してしまうという形になっておりますので、機械炉の方からはそう悪臭が出ないんじゃないかと考えるわけです。しかしまあ三〇トンの固定炉の方は実は集塵機がございません。まあひいて言いますと煙を蒸気によって洗って、それから出しておるわけでございますが、当然煙はこの曝気炉の方からは出るわけでございます。特に最近ひどくなったということにつきましてはこれは理由があるわけでございます。と申しますのは現在四〇トンの炉の増設をいたしておるわけです。で、これの四〇トンの炉を増設する場合においては煙突と、それからこの集塵機の方へつなぎ合わせるとこういうことで約一カ月ほど炉を、四〇トンの方の炉を休んで現在やっておるわけです。しかも悪いことには今四〇トンの方に使うところの井戸水が非常に砂がつまりまして、これらのポンプの修理を現在やっておるわけでございます。そういうことでこれらの四〇トンで燃しております一日大体八〇トン近くのごみというものは、勢い三〇トンの炉で燃さざるを得ない。で、三〇トンの炉の方へウエートがかかってくるわけです。しかし実際は一日に三〇トンしか燃せない炉が八〇トンも出るごみでございますので、二部交替制で六〇トンほど無理して燃やしているわけです。後の二〇トンの方はこれはピットの方へ現在ためておるわけです。そういうことで悪臭が風の状況によりまして、北風が吹きますと百草地区の方にはなびいていくということもあろうかと思います。そういうことで御迷惑をおかけしておるわけでございますが、この四〇トン炉の増設が完成した暁にはこの三〇トン炉は使わなくなるわけですから、当然煙も今度は出ないようになるだろうと。しかもここで破砕機等も設置いたしましたものですから、外でごみを燃すということも

少なくなると、こういうことで九月の初めごろまでには炉が完成するわけでございますが、十二月末までの工事期間がありますが、その間に試運転等もやらなくちゃなりませんので、大体九月中旬、九月の初めごろこの炉が完成すると。そうすることによってこの煙害から免れることができるんじゃないかと。今、暫くの間ひとつ御協力を承りまして、その点を市民の皆さまにもお伝えしていただきたいとこのように考えております。

○議長（伊藤　定君）　正国　務君。

○二十九番（正国　務君）　今民生部長の御説明で分からないわけではありませんけれども、今御説明の中で煙は四〇トン炉を稼動すれば煙が出なくなるということですが、煙が出なくてもにおいはどうなるかということなんですが、煙が出なくてもにおいはくると思うんですが、その点はどうですかな。

○議長（伊藤　定君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　ちょっとさきほどお話申し上げたんですけれども、においそのものも千慶近くの炉の中を通してそうして集塵機の方へまいりますので、においそのものも消えるとこういうふうに私ども考えております。

○議長（伊藤　定君）　正国　務君。

○二十九番（正国　務君）　よくわかりますが、したがいましてこの問題については住民の方も非常に騒いでおりますので、請願を出したいというような機運もございますし、着着準備を進めておいでになるような状況でございますから、いずれまたこの問題については請願が出るやに承っております。したがいましてもちろんその時は担当委員会で十分審議していただくということと、それから九月までには何とかにおいを出さないようになるだろうというのが、九月の時点に出さないようになるだろうという民生部長の説明でございますので、私としては、一応私個人としては九月を楽しみに待っておるということにして質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これをもって二の一日野市衛生処理場からの悪臭に関する質問を終わります。

次に二の二新地域地区制の指定基準についての通告質問者正国　務君の質問を許します。

○二十九番（正国　務君）　この問題につきましては御承知のようにいわゆるこの都の方もこの規制の案ができましてからは数回新聞なりパンフレットなりでもってPRをしておいでになるようでございまして、十分皆さんも御了承のことでございますので、私は多くは質問いたしませんけれども、要するにこれは俗にいう色塗りであり、また一面新聞などでは色塗り並びに定規ということばをもってPRしておるようでございますが、これは私もまだ研究が足りないし、都市計画そのものもなかなかむずかしい問題でございますので研究をしておりませんけれども、しかしながら私のただいまの研究の段階なりに

質問いたしますと、やはりこれは都市計画の一つとしての公園なり下水道なりあるいは道路なりというような基本的な問題と同じような一つの大きな基本であろうというふうに私なりに察しております。したがいましてこれは非常に大きな、市民に大きな問題を投げかけておることであろうというふうに私は考えております。したがいましてこれではこの問題については受けて立たれたところの市においてはすでに審議会にはかっておるという段階であるというふうに仄聞はいたしておりますけれども、私としましては権威のあるところの審議会にすでにはかっておるという状況でございますならば、審議会を信頼いたしましてあえてこの具体的な問題につきましては質問はいたしませんが、ただ私なりに頭に浮かびますものは、これはもちろん皆さんと同じにたいへんな問題だというふうに考えるわけです。色塗りと申しまして簡単にいうようでありますけれども、これは色を塗り替えるということはたいへんな、地図を塗り替えるにしましてもたいへんな問題であるというふうに考えますので、私はこの点につきまして簡単に、平易に御質問申し上げたいというふうに考えます。さきほど申しましたようにいろいろ八種類に分かれていろいろと住居専用地域であるとか、工場地域であるとか、いろいろな八種類に分かれてPRをされておりますけれども、私はそういう具体的なことは別にいたしましてこれだけの重大な問題はどういうふうな手続の段階をもって市はこの問題を結論を出されるのかということを伺いたい。段階ですね、第一段階はどうで、第二段階はどうだ、第三段階はどうするんだと、そして第何段階目に結論が出るんであるということの段階の手続の状況をお聞きしたいということでございます。

ついでに全部質問いたしますが、さらにその中で一番今、問題になっております、昨日も都のほうへ押し掛けていかれたということが新聞にも出ておりますけれども、日照権の問題がこれはどういうふうに織り込まれているのか、日照権の問題はこの問題によって解決されるのかと、それが二点。それから今一つは私はこういう状況がくると、要するに高層住宅がどんどんできるんじゃないかというふうに考えるわけです。そういたしますと一番考えることは道路の問題もございますが、私どもとして一番考えるのは学校の問題です。公共用地の中でも学校の問題でございます。非常に高層住宅ができるというと学校がどんどん、今でもそういう状況にあるにもかかわらず高層ができますというと非常に人口が殖える、ものが殖えるという状況になれば公共用地はますます狭くなるんだということ、なくなるということです。そうなるというと学校の用地なんかはどういうふうになっていくのか、日野市においてはどうお考えになっているかということをお伺いしたい。それから最後にこの問題はよく私はわからないんですけれども、税金にはどういうふうに跳ね返ってくるかということです。固定資産

税とか不動産税というものがこれがどういうふうに跳ね返ってくるかということをお聞きしたい。この四点をひとつわかる範囲内において御説明をいただきたいということでございます。以上です。

○議長（伊藤　定君）　次に関連事項四の一杉山寅三郎君の質問を許します。

（十六番議員登壇）

○十六番（杉山寅三郎君）　それでは御指名によりまして正国議員さんがいろいろ御質問されたいわゆる新地域地区制の改定につきましてあるいは若干重複するかもしれませんけれどもひとつ御了承いただきたいと思います。いわゆる用途地域の変更でございますけれども、四十六年の法律の改正によりまして四十八年度中には新しい地域地区に塗り替えるんだということで都のほうでもそれなりのスケジュールによってこの作業を進めていると、したがって市のほう、たとえば今年中には市の案が出されるようなスケジュールも聞いております。そういうところでその辺の事務がどういうふうに進まれているのかということを伺いたいと思います。なおいわゆる用途地域の変更によりまして地主さんといいますか該当地域の方々の心配されているのは東京都下では大体八〇％を指定したいというようなことも聞いておりますし、その辺は定かではございませんけれども、そういう中で極めて指定された場所についてのいろいろな正国さんも話しますとおり問題がたくさんあるようでございますけれども、いわゆる指定を受けているとある程度拘束されますので、やはりそれの土地利用というのが極めて窮屈になる。さきほども話があった税金の問題にもいろいろかかってまいりますし、そういう中で市のほうとしてはこの問題には相当の何といいますか、決意といいますか、勇気といいますか、そういうものが相当あるんじゃないかと思うし、関係地主にしても非常にこれが作業の推移については重大な関心を持っているので、その点でできるだけひとつ細かい解明がいただければ幸いだと、こういうふうに考えております。いろいろ正国さんが出されておりますので簡単な質問ですけれども、その辺を意をくんでいただいて御回答の時にはひとつお願いしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　次に関連事項十の二米沢照男君の質問を許します。

（十番議員登壇）

○十番（米沢照男君）　すでに二人の方が質問しておりますので重複を避けて一点だけ質問したいと思います。すでに東京都から二月の十五日に指定基準案が示されております。それに基づいて各市町とも原案の作成に取り掛かっている段階だろうと思います。そこで一番重要なことはこの色塗りの作業を進める過程で具体的にどのように関係住民、市民の声をそこ

に反映させていくか、これが一番大きな問題だろうし、このことを抜きにこの色塗りの完成というのはあり得ないと、このように私は思っております。かつて、新都市計画法に基づく市街化区域、そして市街化調整区域、この線引きの問題について公聴会が行なわれました。これは極めて形式的な、ただ聞き置くと、こういう結果に終わったと思うんです。すでに固まった案ができていて、そして形だけ聞き置く場を市民に与えると、こういう経緯があったわけです。今度の色塗りの作業の段階ではこのようなことであってはいけないと思うんです。すでに二人の方からも指摘がありましたけれども、住民の生活環境に直接かかわりのある問題でありますし、さらには土地税制の問題にも直接関連してくるということからみてもいかに市民の声を反映させていくか、ここが問題の根幹であろうと思いますので、その点についての具体的な方針なり計画があったらお示しいただきたいと、以上御質問いたします。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。正国　務君登壇願います。

（二十九番議員登壇）

○議長（伊藤　定君）　正国　務君の質問についての答弁を求めます。都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　お答えをいたします。都からそれぞれ指定基準が示されました。一月それぞれ

正本がなされて市に説明があったわけでございます。その基準によって作業のスケジュールはどのようになっているかという最初の質問のようでございます。そこで市といたしましてはその基準に従いまして色塗り、これを進めているわけでございます。そこでこの色塗りに合わせて基礎調査、これは住民の調査でございますけれども、三月の議会で委託費がちょうだいしてございます。ここで基礎調査を第一点として行なう、その基礎調査は六、〇〇〇ヘクタールの地域で約四千戸の実態の土地利用関係、これを調査をするということがまず第一点。そこで調査の大要としてはどういうような調査を行なうかと申しますと、建物の用途別の現況の調査、それから土地利用の現況、それから用途別の土地利用の動態、それから建築物の容積率はどうなっているか、敷地面積はどうであるか、建坪率はどうであるか、これらを合わせたものを基礎調査として調査の実施に入りまして、それから七月の末で終わると、そういうことで事業を進めております。それがまず第一点。

二点目はその都の基準に従いまして市の試案の作成、色塗りを進めているわけですが、試案というのは試しの案でございますが、その試案を進めています。これは基準がそれぞれ出ておりますのを各現況の用途地区別に分かれておりますからこれらがどう移行されているか、たとえば用途地域というのがございました。そこが第一種住専、第二種住専、住居地域とこう三つ

に分かれております。そうするとそれがどういう移行になっているかというようなことをはじめ各それぞれ種類別に色を塗ったわけです。これらの作業をまず六月の二十日ごろまでにすでに終わっております。それから都との調整これらを作り上げよう、これは六月いっぱいに都と連絡を取りつつ調整を取る、調整を取りながらそれぞれ色分けの将来方法を見つけて見出そうということで、隣接行政区域の中との関連もいろいろ出てまいります。そういうようなことでこれらの連絡を取りつつまず六月の末日ごろまでにはそれを進めてまいろう。それから担当は御存じのとおり都市計画部が担当して中心になって進めております。したがいまして市の中の関連する部課に対しての説明を行なって、こういうような試案が出たので、基準の案が出たので市としてもこういう色分けにしたいんだと、それについてはやはり各それぞれの容積率、建坪率あるいは防火地区、非防火地区あるいは一種二種、あるいは工業、あるいは住専いろいろありますが、八種類に分かれてそれぞれの色塗りをしたものの説明をすでに終わっております。次の段階としては市議会の方々に説明を行なう、それは目標としては七月の十日ごろまでにいたそうと、どうしてかと申しますと審議会にはすでに説明を行なっております。日野市の都市計画審議会、これは基本方針が出ましてその直後いろいろと説明を行なったわけですが、合わせて住民の方々、あるいは広報等で行なっております。それ

と同じような説明を行なっておりますので、まず審議会に予定としては七月の三日の日に御説明をしようと、その後で議会関係の方々にはいずれ時期をお持ちいただいて全協等なりで説明をいたそうと、審議会を三日予定しております。議会のほうは十日ごろまでということ。それからその後は住民に説明を行なうと、そこで住民の説明については一応四会場行なうと、前には一応基本的なものをいろいろの説明を都の職員を招きまして説明を行なったわけですが、次はやはり会場も殖しまして四会場で、それぞれ現段階の予定では十日、十一日、十三日、十四日と四会場でそれぞれ説明を行なって、そして基本的なもの、基準がこういうものであると、現況がこうなっているのでこういうふうに移行されているというようなことで色塗りが終わったものについて図面をもって説明をしたい、そしてそれぞれの意見をお聞きすると、それからその後市の都市計画審議会に諮問をいたしたい。結果がこう出たのであるいは、いろいろの説明の中で住民の声も反映して一応基準に沿った線、あるいはその他のものを含めてこの程度がよろしいではなかろうかというような諮問をいたそう、その諮問をいたすのが八月の十日ごろになる、そこで諮問をいたしていろいろ検討していただき、答申が出たものを取りまとめて八月末日までに市の試案を完結させると、そしてなおいろいろと問題があろうから、また基準に合ったものでは適切でないというようなところもあると考えま

す。これらにつきましては市としては要望あるいは意見を付けて都に進達をいたしたい。これがこれからの作業でございます。

二番目の日照権あるいは高層住宅あるいは学校等はどうなるかと、これについては課長のほうから説明をいたさせます。

○議長（伊藤　定君）　永原課長。

○都市計画課長（永原照雄君）　御説明申し上げます。日照権につきましては現在三多摩高度と普通呼んでおりますが、一〇メーターが、最高限度一〇メーターでございます。それで北側斜線制限を行なっております。これは今回の改正によりましてなくなります。市はその後どのように考えているかということになりますが、第一種住居専用地域、これは低層で一戸建というような環境のよい地域に指定することになりますが、市におきましては大体一種を多く取りたいという具合に考えております。そういたしますとこれにつきましては原則的といたしまして第一種高度をかけるということになってまいります。これも一〇メーターが打ち切りでございます。高さの制限は一〇メーター。それと北側斜線制限は今までの三多摩高度とほとんど変わりないという具合に解釈なさってけっこうです。といいますのは冬至におけますところの十一時四十分、この時が最も太陽が高くなります。この時の角度に合わせますと大体十分の六ということになってまいります。でございますので十いって六上がるという斜線制限を、今までは三分の二でございますが、これになりますと〇・六六ほとんど変わりないという具合に解釈してけっこうです。これで日照権は十分かという問題にもなりますけれども、現段階においてはこの一種高度で最もきびしい制限でございます。これでいくよりないということでございます。

次にマンションとか高層建築の殖えることによりまして学校が急に大きくなって増築増築ということで後追い的なことをやらなければならないんじゃないかという御質問でございますが、これにつきましてはやはり一〇メーターというものをほとんどかけたいという具合に考えておりますので、さほど心配いらないのではないかという具合に解釈いたしておりますけれども、まだこれは特別に許可申請という手もございますのでこういうものについては市と打ち合わせるということで市長のほうからも御報告があったと思いますけれども、中高層の規制といいますか、そういう事前の打ち合わせということの中で解決していきたいという具合に考えております。

次に何か税金の件が出ましたわけでございますけれども、これにつきまして担当の部長さんのほうから説明していただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　それでは大きなかかわりはございませんけれども、税のことですので私のほうからお答え申し上げたいと思います。税のほうは土地の使う大要によって農地とか宅地それから雑種地、それから山林、こういうふうに大まかに分かれるわけでございますが、その使用の大要によって税金が賦課されている、こういうふうな状況でございますので、用途地域が変わりましても基本的には税金の面での変化はないんじゃないか、このように思っております。ただここで問題になりました農地課税の問題でございますけれども、この農地課税の問題がA農地につきまして今年だけ生産緑地的なところとか、現に耕作している市街化区域の農地、これは特例としまして調整区域と同じ従来の農地の税金を課せられるというのが四十七年度一年きりでございます。四十八年度から線引きを見直すと、調整区域の、要するに市街化区域の中を見直すと、こういうふうなことになりまして、ちょうどここで国の段階で建設省と自治省で農地の宅地並み課税の研究会をここで発足させたところでございます。この研究会の成果が秋の税制調査会に諮問される骨子になるわけでございます。これとのかかわり合いがもしかすると農地課税の面では多少出てくるんじゃないか、要するに用途地域を農地課税にするしないの判定にするとすれば多少のかかわり合いが出てくるんじゃないかと思います。いずれにしろまだ研究会のほうはそういう具体的な見直す方法を今後研究するということでございますので、基本的にはこの用途地域の変更によって税の変更はないというふうにおりますが、これにつきましては市と打ち合わせということの中で解決していきたいという具合に考えております。

次に何か税金の件が出ましたわけでございますけれども、これにつきまして担当の部長さんのほうから説明していただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　それでは大きなかかわりはございませんけれども、税のことですので私のほうからお考えいただければいいんじゃないかというふうに考えます。

○議長（伊藤　定君）　正国　務君。

○二十九番（正国　務君）　今の御説明によってわかりますが、一点の手続の点についてはやはりスケジュールの問題については一番重要視しなければならないところは先ほどの二人の方がおっしゃいましたように、やはり住民に説明するという段階が一番重大な時点であろうというふうに私は考えております。えてして前の線引きの時も何だかかってに雲の上のほうで決まってそれを降してきてばっと決まったような感じがしたものでございますが、したがって税の問題にもかかるわけですが、市街化の調整区域でも宅地並みの課税をするんだとかいうような問題でかなり後で騒いだようですが、こういうことのないようにしたいという考え方で組もうとした。少なくとも日野市ではそういうことを今後十分お考え願いたいということを申し上げるわけでございます。この研究会の成果が秋の税制調査会に諮問される骨子になるわけでございます。これとのかかわり合いがもしかすると農地課税の面では多少出てくるんじゃないか、要するに用途地域を農地課税にするしないの判定にするとすれば多少のかかわり合いが出てくるんじゃないかと思います。いずれにしろまだ研究会のほうはそういう具体的な見直す方法を今後研究するということでございますので、基本的にはこの用途地域の変更によって税の変更はないというふうにおりますが、これにつきましては市と打ち合わせということの中で解決していきたいという具合に考えております。

次に何か税金の件が出ましたわけでございますけれども、これにつきまして担当の部長さんのほうから説明していただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　それでは大きなかかわりはございませんけれども、税のことですので私のほうからお

会をやるというふうにいわれましたが、会場の都合で四回おやりになるというふうに私は考えますが、それでなくしてやはり対象の部落があればどんな小さい部落でも行ってひざを突き合わせて十分に意見の調整を取るということが私は大切ではないかと、それによってこそ初めてりっぱなものができてくるんじゃないかというふうに私は考えております。どうぞその点をひとつ留意していただきたいというふうに、非常に手間のかかることでしょうけれどもこれが大切だと私は考えております。

それから結論的にまた意見として申し上げればやはり何としても官僚的なやり方というんですか、どうも決めておいてそうしてなるべく寄らしむべからず知らしむべからずの態度で決めておいて、そうしてこれをいよいよできかかった時にはそれを知らすと、それを知らしておいていよいよ行った時にはもうこれは聞き置きましょうと。聞き置く程度にすべて終わっているというのが今までの例ではないかと私は考えますので、そのことも日野市においてはそういうことのないように十分に市民の理解を取ってやっていただくことを私は切にこの問題についてお願いしまして質問を終わります。以上です。

○議長（伊藤　定君）　杉山寅三郎君登壇願います。

（十六番議員登壇）

○議長（伊藤　定君）　次に杉山寅三郎君の質問についての答弁を求めます。都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　新地域地区制の改定について作業事務がどう進めているかというようなことでございますが、これについてはさきほど御回答いたしましたような順序で作業を進めております。それから指定を受けた土地利用が非常に窮屈になるのではないかというような、これにつきましてはやはり生活環境の保護、改善というようなのが目標に打ち出されております。そういうようなことで、その指定を受けた地区におきましては制限も受けます。しかし現行とはさほど変わりません。そういうようなことでございますので規制は受けますけれども生活環境の保護改善は進める、ということでございます。具体的に申し上げますと、たとえば今のところは四つの種類が出ております。これが今度は八つの地区に区分されるというようなことで、住居地域については今のところは市で約八〇％程度が住居地域になっております。これが第一種住居専用地区、第二種住居専用地区、それから住居地区と、こう三つに分かれておる。そうなりますと、第一種住居専用地区はどういうところがあるか、市のほとんどがそれでございます。そういうようなことで、概略、今の色塗りのでき上がったのを見ますと、約七〇％が第一種住居専用地区でございます。そういうふうでありましてやはり第一種住居専用地区には第一種の高度地区をかけるんだ、さきほど課長が説明したとおり。それから建ぺい率はどうかというと、今までの建ぺい率は七種が三

○％、八種が四〇、九種が五〇％、こういうふうなことになっておりましたけれども改定では三〇、四〇、五〇、六〇％こういうふうに変わってきます。それに対して容積率は六〇、あるいは八〇、一〇〇、というようなぐあいにそれぞれ地域の環境その他を勘案して、それらを当てはめていくんだということですから、そこで防火地区はどうかというと一種は防火地区は除かれる、低層住宅の環境のよろしいところをつくるんだということですから、一種につきましては最も良好な住居環境地区ができ上がる、その中にはもうマンションはできない、こういうふうに規制がされております。そういうふうによろしい面もありますけれども悪い面もある。例えば高層住宅を造りたい、マンションをつくりたい、といってもむやみに一種、二種の中にはつくれない、そういうふうな規制でありまして、良好な住環境を、最もよろしい高度地区をかけ建ぺい率を設け、容積率を設ける、こういうことでございます。以上であります。

○議長（伊藤　定君）　杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君）　さきほど成案といいますか、具体的な案が出ましたら来月十日ごろには議会に示したいということでございますので、そのほうはまたいろいろ御検討させていただきたい。ただ言えることは、まだ何も形が表われてこないのでそれに対する不安というのか何というのか、そういうものはたくさんあるわけなんです。具体的な案が出てくれば、またそれなりのものが出ようかと思いますけれどもまたその場で御検討させていただきたい、こういうふうに思います。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君登壇願います。

（十番議員登壇）

○議長（伊藤　定君）　次に米沢照男君の質問についての答弁を求めます。都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　色分けは原案に対する答申という中で、細かな質問が具体的にはどう市民に反映させていくかというようなことです。これは正国議員さんの際に説明をいたしましたそのスケジュールで進めてまいりたい。なお、正国議員さんからも御指摘ありましたけれども、形式的な公聴会だけで終わるな、当然私どもも考えております。また、都の最初の基本的な方針に基づきましても最初地元でそれぞれ説明会をもって、地元の意見を取りまとめて試しの案、試案を作り上げなさい、そしたらそれを今度は都でそれぞれの市町村、行政区域の関連等もいろいろ出てきますが、これらの中で一本化したものを、都の試案をまとめるんだ、そしてその後都としては、都知事の名前で公聴会を開く、こういうことですから最終的には公聴会もありますけれども説明会というものも四会場以上持ちたい、そういうふうに考えて進めております。以上で終わります。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　さきほどの答弁で大体のスケジュールが分ったわけですけれども、それによりますと、六月二十日、すでに試案がまとまった、そして今月いっぱい東京都との間で調整をはかるということですけれども三月三日の日付の都のお知らせ版にはこういうふうに書かれています。この基準案をもとにして各、区、市町村で各区域内の用途地域試案が作られますがその作成には説明会などを数多く聞いて、地域住民の意見を積極的に取り入れ従来の上意下達方式に変わる住民参加の用途地域指定を行なう計画だ、さらに用途地域は、その地域が将来、どのような形の街になるかに密接に関連しているため、地域住民全体が十分に関心を持ち意見を述べ討論し、その合意をもとに決めていくことがぜひとも必要だということで、住民参加を基本とするという方針がここでも明らかにされてるわけですけれども、その試案がすでに二十日にまとまったという、しかも、今月いっぱいに都との調整も終わって、関係部課に対する説明、さらに審議会での説明、市議会の説明、そして最後、住民側に四会場をもって説明会をやる、こういうことなんですけれども、この説明会で出された具体的な意見ですね、これを積極的に取り入れて変更していくという意思があるのかどうか、その点、極めて流動的な一つのたたき台として案を示してそして説明会で出たいろんな意見に基づいてさらに色塗りをしていくんだ、こういうことなのかどうか、その点ちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　都市計画課長。

○都市計画課長（永原照雄君）　御説明申し上げます。地域地区と申しますのは、私たちが守るといいますか、住宅は住宅、工場は工場というぐあいに造っていく上での最低限のルールでございます。ですから、これを示しますと、いろいろな意見が出ると思います。高層化のほうがいいから高い建物を建てたいんだという方も出てくるだろうと思います。中には商業地域なんていうものにしますと、建ぺい率が一挙に八〇％になる、ということでそうしてもらいたい、という意見も出ようかと思います。しかし、やはりそこには最低限のルールがあると思うんです。ですからそのルールの範囲内であれば、これはその意見によって変更すべきだろうとは考えております。ですから、その意見は参考にする、ということでございます。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　何か、今、都のお知らせ版を私も初めてお聞きしたんですが、たいへんうまいことが書いてありますけれども何ですね、さきほど御指摘のあった公聴会、形式的だったじゃないか、というのは、これは東京都がおやりになった公聴会なんですよね。今度も恐らく私は東京都のおやりになる公聴会はその程度のものじゃなかろうか、というふうに考えてるわけなんです。おしかりをこうむるのは私のほうでなく東京都のほうに公聴会の場合はおっしゃっていただきたい、こう思うんです。私のほうとすれば事前の説明会をできるだけやる、ていねいにやっていくということですね。それが一番大事だと思うんです。ただし、御存じのとおり、東京都が、あるいは国のほうもそうですが、特に東京都が意欲的に考えてることは住居環境をよくしていこうと、こういうことがねらいですから、東京都自身の持っておる基準というものがもちろんあるわけです。なるべく第一種住居地域にするとか、それをその将来、ここは発展していくんだから商業地域にしてくれとか、あるいは高層住宅も建てたいとか、いろいろ言ったところでこういう議論は通らないわけなんです。東京都自身もその点は日野市の場合などはもう第一種が圧倒的に多い。第一種というのは、御存じのとおり一番正常なといいますか、きれいな住居環境ですね。しかしそういう集会を開きますと、いわゆる二種にしてくれという希望もあろうと思うんですよ。二種から一種という希望もあるでしょうが、同時に一種から二種にしてくれ、おれのところにはアパートも建てたいんだ、あるいはマンションも建てたいんだとか、というような御希望もあろうかと思いますが、そういう御希望はなかなかこれは入れられないと思うんですね。率直に申し上げて。つまり住居環境をよくするということが目的ですから、やたらにマンションができるような地域を殖やしていくということは、いくら要望があっても、なかなか難しかろう。ですから住民要望に入れられるものと、入れられという方針のようですけれども、実際に宅地をお買いになる、例えばサラリーマンの方が宅地をお買いになる、なかなか五十坪も六十坪も買えないですよね。やっぱり三十坪か四十坪程度お買いになる方が多い。そうなりますと、三〇％といいますと、まあ三十五坪お買いになって、十坪しかできない、これはちょっとかわいそうじゃないか、もう少し建ぺい率を殖やしてほしい、というふうなことですね、こういうことは当然私ども考えるわけですけれども、それとて、東京都があくまでも住居環境をよくするためにこのほうがいいんだといって押し切られればなかなか通らないわけなんです。東京都自身もその点は日野市の場合などはもう第一種が圧倒的に多い。第一種というのは、御存じのとおり一番正常なといいますか、きれいな住居環境ですね。しかしそういう集会を開きますと、いわゆる二種にしてくれという希望もあろうと思うんですよ。二種から一種という希望もあるでしょうが、同時に一種から二種にしてくれ、おれのところにはアパートも建てたいんだ、あるいはマンションも建てたいんだとか、というような御希望もあろうかと思いますが、そういう御希望はなかなかこれは入れられないと思うんですね。率直に申し上げて。つまり住居環境をよくするということが目的ですから、やたらにマンションができるような地域を殖やしていくということは、いくら要望があっても、なかなか難しかろう。ですから住民要望に入れられるものと、入れられ

ないものとあろうと思います。それは、あくまでも東京都のやはり、シビアな基準にのっけた範囲内での調整にすぎなかろうと、こういうふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　最終決定は都知事がするわけですけれども、原案をまとめる段階では市町村がやる。この辺ははっきりしてますね、どうですか。

○議長（伊藤　定君）　都市計画課長。

○都市計画課長（永原照雄君）　法律の中にはそういうことは全く書いてございません。都市計画法上にはそういうことは書いてございません。しかし通達がございまして、建設省の次官通達でございます。都がつくらなければならない都市計画というものがあるわけですね。都知事の。その場合はできる限り市町村によって原案を作らせる。市町村が原案を作らん、私のほうでは断ると言った場合は都みずから、やってよろしい、というようなことも書いてあります。ですから法律上では市が原案をつくらなければならん、ということはないわけです。

○十番（米沢照男君）　しかし、今、現実問題、原案のまとめを市がやってるわけでしょう。

○都市計画課長（永原照雄君）　いや今、法律論議でおっしゃったかと思ったので法的に答えたわけです。

○十番（米沢照男君）　今、市長からも答弁があったわけですけれども、確かに御指摘のように説明会に出た意見をすべて聞いてそれをまとめた段階で取り入れていくということはできないだろう、というふうに思うんです。ただ問題は、その地域、地域の多数のやはり住民の意向がどうなのか、という、やはり尺度で問題案をまとめていく必要があるだろう、こういうふうに思うわけです。この用途地域の問題に関連して最後に一点はっきり聞いておきたいんですけれども、昨年の十二月の議会の場でボウリング場の建築反対、第二種住居専用地域指定の要求請願を議会の場でいろいろ論議した際に当時の総務委員長伊藤議員から、委員会の席での市側の説明は、あの地域は第一種の指定を予定している。しかし、請願は第二種の指定を要求する請願だから、したがって採択できないんだ、こういう意味の説明があったわけです。その、委員会での説明ではっきりそういうことを事務当局のほうでしたのかどうか、この辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　委員会での説明は恐らくは一種住専、一部あるいはもしくは二種ということを考えている、都の基準のほうもそうであろう、こういうようなことを私は説明した記憶があります。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　そうしますと、今度たたき台としてまとめられたいわゆる試案は、そういう意向を反映してまとめられていると、こういうふうに理解してよろしいですか。それじゃ、最後にいろいろ住民参加による色塗りとは言っても具体的な問題になりますと、さきほどの答弁の中でも、多少その点で限界というか、一つのルールに添った意見の集約がされなければ、最終的に作業がしにくい、というかまとめにくい、そういう点は理解できます。要は、その地域、地域の住民の多数の意向がどういう方向なのか、その点をやはり掌握するのが一番重要ではないか、というふうに思いますのでそういう点では型通りの説明会でなしに、ひとつ実のある説明会をもって、地域住民の理解と協力が得られるように努力をしていただきたい、ということを申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　これをもって二の二、四の一、及び十の二、新地域地区制の指定基準に関する質問を終わります。暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時五十八分　休憩

午後四時　四分　再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

三の一、農業用水路と下排水の問題点についての通告質問者市川芳太郎君の質問を許します。

（三番議員登壇）

○三番（市川芳太郎君）　私は農業用水路と下排水の問題について質問いたします。当日野市は地形から見て、近隣の立川、八王子と比較して、非常に異りのある地形にあると思います。日野市全域の中で神明上、多摩平、日野台、平山台と、このようなところを除いてはほとんどが農業用水が縦横に流れているような日野市の実情だと思います。そのような地形の中で最近都市化による文化的な建築がなされ、工場排水はもとより集団住宅よりの下水の流出、さらに家庭浄化槽の汚水により農業用水は年々汚染度を高めているわけでございますけれども、その中で農作物の被害はもとより、生活環境をも破壊し、それが原因となって公害問題を起こしております。日野市の現況から見て、農業用水路がほとんど下排水と化していると言っても過言ではないかと私は考えます。特に私は農業用水路としての、現に農繁期になっても利用されていない箇所についての問題を取り上げるものでございます。一例をあげれば平山の連合用水から取り入れられてる南平から高幡までの間の通称上田用水と申しますけれども、この用水は現在、全然農繁期になっても利用されておりません。さらに落川地区の程久保川から取り入れ

られてる一の宮用水でございますけれども、この一の宮用水も同じように現在農家の方々が利用しておらない用水路でございます。私は、このような用水路に対して管理上どこに責任があるか、今後また、使用されていない、利用されていない用水路に対して、まず責任のある用水組合が管理されておりますけれども、現実に用水組合は利用していないがために、管理も全然なされておらない。また、責任もなされておらない、こういう面についての市長に質問一点お伺いいたします。

次の一点でございますけれども、ただいま申し上げました上田用水の場合、毎年夏期になりますと、豪雨の増水により一年間も放置されております悪臭と汚泥の伴う下排水が付近の住宅浸水から川崎街道に流出し、毎年災害を起こしている現状の所でございます。これについては四十五年の三月、地元住民から請願が出ておりまして、この請願については、委員会としても現地調査の上で採択され、さらには本会議の中で全員一致で採択されております。地元住民は、また代表者は、今日か明日かと改修工事がなされることを待ち望んでおりましたけれども、現在、二年余経過した今日、何らの方策も改修もなされておらない、この実態を私はお伺いしたいと思いますけれども、地元住民と、また代表者の方にその四十五年の三月に採択された後の話し合いといいますか、それについてどのような指導、そういうものを今日まで行なってきたか、こういうことを一点お伺いいたします。なお、最近、文化住宅の中に設置されている家庭浄化槽でございますけれども、これの日野市の全域の中で市に届け出のあったものの件数、それから無届けで利用されている件数、そしてまたその中で農業用水に放流している件数、この点について掌握されておりましたらお伺いいたします。以上三点お伺いいたします。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。市川芳太郎君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中島武男君）　お答え申し上げます。この用水の管理の責任はどこにあるかとこういうお尋ねでございますが、この前確か森田議員さんの質問の時にもお答え申し上げたとおりでございまして、管理は、許認可権は東京都にございます。東京都に管理をこちらが申し出ますと、用水組合が管理をしているんだから、用水組合に監視を申し入れろとこういうような状態なんです。で、昨年、一昨年前から道路の移管と、この用水の管理問題について協議をやっておるわけです。非常に大きな問題でございますので道路の方につきましては、移管についてはいろいろ条件を付けまして協定を結べたんですが、用水の管理問題につきましては非常に問題が多ございます。そこで東京都では私たちから言いますと、管理権は東京都にあるんだと、いわゆる許認可を持っているところにあると、こう責

めるわけですけれども、東京都は非常に長に間用水組合という組合がある関係で、許認可は全部東京都がやっておりますけれども、改修その他については農業関係、農業サイドから考えました用水改修費用という補助を一昨年まで出したわけです。これが市街化区域になりましたために打ち切られたわけです。道路管理者、いわゆる建設部で今暫定的に昨年十二月からこれは台風のための急遽なこれは非常対策でございましたために、建設部で予算を盛りまして改修、一部改修を行ないました。これは改修と申しましても川ざらいでございまして全面的な改修ではございません。その時に申しましたように改修は当然東京都が、東京都から補助を取り、そしてやるのがあたりまえなんだとこういう考え方です。独自で市がやるということはとても大きな金額がかかりますので、これはできないんでしてね、そういう関係で暫定的に土木でやっておりますけれども農業サイドから考えますと、農業の方ではいわゆる市街化区域になったためにはずされたと。したがって、補助金も付けられないと、そのために東京都の農政部、建設部、地方課と、こういうように歩きましていろいろ市の苦しみ方を向こうへ陳情いたしたわけです。そういう関係で今東京都でもこの問題につきましては協議をしているようでございますけれども、何せ農業、用水、さきほど市川さんが話しましたように農業、用水、雑排水兼用でございまして、雑居なものでございますのでどれを取っていいか分からないわけですね、こういう関係で暫定的に土木でやっているわけですけれども、責任の問題については現在所在が、いわゆる東京都は管理条例を作ってやってくれということになりますと、この条例を作りますと非常に市単独で条例を作ると非常に問題がございます。そういうわけでこの南多摩、いわゆる八王子、町田、日野、稲城、多摩、これが主体になりまして東京都に申し入れている最中でございます。まだ結論は出ておりません。そういうわけでその間暫定的に、本来農業サイドで考えるべきなのでしょうけれども、いわゆる雑排水も入っておりますので、工事は当然産業課で工事費は組んでも、工事は土木でやるために土木に大体ウェートがかかってきているような状態でございます。そういうはっきりしたあれはございません現在は。それから農業関係には補助金を出して市の方でも産業課で補助金を出して、あるいは農業の取り入れる取り入れの時に改修を行なっているような状態が続いているようです。それ以外につきましては市の方で土木で改修を行なったりなんかして川ざらいをしているのが現状でございます。それから高幡の陳情、請願をいたした個所が二年もたっても何にもやっていないということでございましたが、これも昨年の十二月に急遽台風災害のために予算を約四千五百万かけまして、そして特に被害が大きいところを重点的に行なったわけでございます。そのためにそこをはずした

わけではございませんけれども、一応そこはその時に高幡の金剛寺の前の都道わきにふたがかかっているあそこは非常にいつも溢水しますので、あそこはさらってあるわけでございます。それからその請願の中に川ざらいと、改修と、それから舗装を要求しているわけでございます。舗装については全部できているわけです。そういう関係で回わっておりますけれども、ただあそこは地盤が非常に低いために普通の雨でも溢水するようなのが現状でございます。それからなお特に都道にふたをかけてある関係でできないのが現状でございます。それからこれは上田用水といっておりましたけれども、上田用水は市営住宅の前を高幡の方へ入っていくのが上田用水ではないかと思うんですけれども、市川さんがおっしゃったのは鹿島団地から降りてきて平美治さんですか、私の私有地の中を入ってくるあれがつまり高幡の駅前のたんぼ約一万坪ぐらいあるでしょう、今現在使っているのはあのたんぼだけだと思うんです。後はほとんど雑排水に使われているのが現状だと思うんです。今日も様子を見てきましたが非常に水がきれいでございます。ただ川ざらいがしてない関係で川床が、あのかご屋さんの前、それから自転車屋さんの前あたりが少し上がっているようでございます。これは当然用水が終われればそういう個所が何カ所かございますがそういうところは改修までは いかないかもしれませんけれども、川ざらい程度のものは行ないたいとこういうふうに考えております。それだけです。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　それからし尿浄化槽の件についてでございますけれども、し尿浄化槽の届け出というのは市にはございません。で、これは東京都の方へ届け出るわけでございまして市自体にはし尿浄化槽の権限というのが現在ないわけでございます。東京都から私どもの方に通知がございます。これが通知がありましたのが現在千三百八十一基ございます。無届けのものというのは全然私どももはっきりつかめないわけです。これは無届けはたとえば改修を、改築をするという場合は無届けでやるのが多いわけでございますので、さらに実態調査をしなければつかめないとこういう状況下にあります。したがって農業用水に流れ入れているということもはっきり分かりません。そこで今年度、あるいは来年度にかけましてこの浄化槽のいわゆる指定業者をしなければなりません。そこで現在私どもの方では市の浄化槽の実態調査中でございますから、これが得ますればはっきりどこへ流しているか、あるいはどういうふうな状況になっているか分かると思います。現在のところはまだはっきり分かっておりません。以上です。

○議長（伊藤　定君）　市川芳太郎君。

○三番（市川芳太郎君）　ただいまの建設部長の方から答弁がございましたけれども、昨日現地を見られたと言いま

すけれども、この一番ひどいところはお話にすればひざまでも汚泥がたまっているところでございます。今部長が言われたのは高幡不動からかご屋さんのところと、そのように答弁の中でありましたけれども、それから上と申しますか、都道を通って京王線の下を通りまして、それからずっとさきほど申し上げました平山の連合用水からの取り入れのところ、そこは全然もう悪臭で何とも言えないところの個所を部長は見ておられたかどうかということですけれども、これはどなたが見てもそのまま放置しておけるところではないということが申し上げられると思うんです。それから私が伺った点の中で地元と代表者と一昨年の、四十五年の三月採択された後の地元の代表者と市側との話し合いがどうなされたかと、こういうことを私は質問しているわけでございますけれども、その点についてお伺いいたします。さらに今民生部長から答弁がございましたけども、問題が起きてから駆けつけてそこで浄化槽に対する処置をなされておりますけども、問題が起きる前に今部長が話がありましたように、これから調査していくと、そういう答弁でございますけども、昨年落川地域の浄化槽で夜の夜中になって浄化槽の汚水を用水に放流している、地元住民は、その悪臭で非常に苦慮されております。こういう浄化槽の許可については当然市には何ら権限も責任もないということが言えるかもしれませんけども、問題が起きる前に浄化槽の設置の掌握は当然市としてなされていなければならない、こういうことを私は声を大にしてさっそくこの調査に当たっていただきたい。ただいま申し上げました上田用水という、通常上田用水ということは用水組合が上田用水として名付けられております。この上田用水がさきほど申し上げました二年後、今日になっても何ら改修されていない。またこのたびの六月の定例会に自治会長代表が変わりましたけども、住民の声は何ら四十五年と変わりない現実でございます。この六月に陳情が同地域から出ておりますけれども、担当の委員会ではこの上田用水に対する陳情を、委員会の中でさらに検討して何らかの方策を立てて住民の要望に応えていただきたいと思います。建設部長に再度質問いたします。

○議長（伊藤　定君）　建設部長。

○建設部長（中島武男君）　お答えいたします。住民との対話をしたかということですが、私は会っております。しかし場所としてはああいう場所が何カ所もございます関係で、あそこだけを残したように印象付けておるようですけれども、決してあそこだけを残したわけではございません。もっとひどいところもございます。ただ予算もありますし、ただこの前十二月、九月、十二月にやったのは、九月には雨水排水管、いわゆる多摩平、それから十二月にやったのは日野用水、これはもう皆さん御存じのように、これは日野は一面に湖になったためにそういう一番ひどい個所をやったわけです。計画としてはさ

きほど申しましたように、改修というのは非常に大きな金がかかるわけです。いわゆる護岸をし、それから川をさらいますね、そういう関係で非常に金がかかるので、全体計画を三年ぐらいにしてそしてやっていきましょうと、こういうことでこの前も答弁しているわけです。昨年やりましたのは暫定的にやったわけです。そういうことで実際にはここの個所は四十八年にいわゆる護岸をして、そして改修をしようという計画ではございますが、さきほどのお話のように川床が上がっているだけなんで、できれば川床だけぐらいなら人夫賃かなんかでやることはできるだろうと、こういうふうに考えております。ただ強いて言うならば用水組合も、用水組合が使っているんです。用水組合が全然手を入れないって言うのもおかしいんじゃないかと私は強いて言えばそう言いたいんです、実際には。だけれども用水もあるし、雑排水もあるので市の方で暫定的にやらざるを得ないということでやっているわけです。それから付近の皆さん方も使いながらごみを捨てっぱなしなんですね、見ていればね。やっぱりね議員さんがそう言っておっしゃってくださるならば、できるだけ土地の方にもやはり改修した後はもちろん協力してもらいますけれども、そういうことも是非ＰＲしてもらいたいんです。私どももちろんやりますけれどもね、（笑声）まあいたちごっこですね、さらいながら金をかけてやってたんじゃ何にもならないんですよ。（「いいぞ、いいぞ」「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういうふうなことじゃ声を大にしてどこでも言ってますが、にくまれても、実際に本当のことなんですから、言って歩くんですけれども、まあ怒られる方もいます。怒る方もいます。だけれども本当のことなんです。うそはついていないんです。だから工事はするけれどもぜひひとつ後の管理は、市が十人かそこいらっきゃ職員がいないんだと、その職員で道路もやり、路肩もやり、これは幾人あったって足んないんですよ、そういう関係で、まあわれわれも夜夜中も出ていくこともあるんですよ。ですから改修はいたしますけれども、いたちごっこを金をかけてやっていたんでは幾ら税金を払ったって何にもならないんです。だからそういうこともひとつぜひ地元の方にも、来れば私どもの方も直接申し上げます。ぜひそういうことでひとつお願いしたいと思うんです。（笑声）まあ川ざらいはしたいという考え方はもっております。（「いいぞ」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（伊藤　定君）　市川芳太郎君。

○三番（市川芳太郎君）　今部長さんの方から答弁がございまして、水害対策の面から用水路を五ヵ所か六ヵ所、昨年の秋からこの春にかけて行なったことは私も存じております。ただ水害対策の面から当然用水の下流を改修されたことについては非常によろしいことだと思いますけれども、下排水の処理に対しての考え方、こういう面についての今後の考え方を促進

していただきたい。このままの状態で二年、三年放置されていきますと、さらに問題が各地から起きてくることは必然と言えるんじゃないかと思います。それと今部長さんが話がありましたけれども、これは用水だけの問題でないと思いますけれども、たとえば生ごみの収集にしても、大型ごみの収集にしても、道路の側溝にしても市民の協力がなければ当然幾らいい設備をしても、そこを使う方が、使う市民が市に協力しなければ当然文化的な生活はできないということは申し上げるまでもございません。その市民が協力されるように、私たち議員も当然なさっていかなければならないことでございますけれども、市からまた各自治会を通してそういう市民の協力を得ることが一番の取り上げられることじゃないかと思います。用水路は年間を通して農繁期の三ヵ月か、四ヵ月流れておりますけれども、後の秋から冬、春にかけての間はほとんど流れていない用水路がほとんどではないかと思います。その用水路が流れていないところに下排水が落とされております。こういう実情を本当に市民の要求に応えて一つ一つの対策、または改修というものをやっていっていただきたいと、こういうふうに私は考えまして、また要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これをもって三の一……

（二十一番「はい、関連」（笑声）（発言する者多し）（二十一番「関連」）特に許します。（「だめだよ」「前例になるぞ」と呼ぶ者あり）

○二十一番（高橋通夫君）　この今の市川議員が質問したところの個所は、高幡の部落としても非常に困っていることでございまして、市長にも建設部長にも、その後もたびたび催促していたわけですが、昨年日野地区を相当方々を改修しまして、そうした点を市長に話しましたところが、市長としては水が切れたら今年にでもやってくださるというふうなことを私は聞いたんですが、建設部長の話では四十八年ということで一年延びたような感じもするんですが……（笑声）その点はどうですか。

○議長（伊藤　定君）　市長答弁。

○市長（古谷　栄君）　これはね、この用水の問題はなかなかむずかしいんですよね、いろいろ見ているとね。たいへんむずかしい問題が多いんです。私どもの用水というのは、用水組合がありましてね、ある程度お金を取っているわけですよね。それから団地なんかできて用水を流している地域住民は、やっぱりお金を取っているようですね。高橋君は組合長であられるからしてよく分かると思いますが……（笑声）したがいましてこれを全面的に市だけがやらなあならんということには若干のやはり問題点もあるわけなんです。用水組合としてもできることはやはりやっていただかないと、何といいましょうか、市で雑排水が主として流れておるんですから市でさらうという

ことはこれは当然でございますけれども、やはり組合、用水組合としてもお金をもらっておられるんですからそのための、そのためにやはりお金を集団住宅などができた場合にはちょうだいをしておるわけですね。ですからこれはもうその分に相応したものはやっていただかないとまずいと私どもは思うわけです。お金を取って何もしないでいるのは、これは一種の詐欺行為ですから……（笑声）やっていただかないとまずいと思うんです。私の方も実は率直に申し上げまして、昨年は日野用水関係、旧日野地区をやったわけですが、当然これは今年の秋にはやはり旧七生地区もやりたいということをこの前にも申し上げておると思います。やるつもりでございます。で、東京都の方も非常に農業サイドの補助金を打ち切られましたけれども、振興交付金等で援助をいただいておりますするし、また貸付金も全面的にちょうだいをいたしております。非常に理解をもってくれるようになりましたので、今年の九月予算にはぜひその改修費といいますか、そういうものを計上いたしたいとそういうふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　　これをもって……（笑声）

○二十一番（高橋通夫君）　　公団等から、団地等からもらったあれについては、井戸を掘ったりまた水路の方の浚渫等もやっております。特に市川議員が言ったところは、夏用水を使った後その長い間付近の汚水が出まして、あそこは特別にもうすごくごみやそういうものがたまっちゃって、用水組合としてもどうしょうもない難所なんで、そうしたりまた京王線の下に砂利がたまったり、また都道の下にたまったりしてそんな関係で水が来ませんので、非常にそこのところは流れが悪くてきたないどろがたまっちゃって困っているところなんで、ひとつなるべく早くひとつ……。

○議長（伊藤　定君）　　これをもって三の一農業用水路と下排水の問題点に関する質問を終わります。

次に四の二排下水溝対策についての通告質問者杉山寅三郎君の質問を許します。

（十六番議員登壇）

○十六番（杉山寅三郎君）　　御指名によりまして四の二の質問をいたしたいと思いますが、質問というかむしろ要望になろうかと思いますけどひとつよろしくお願いします。当市は都下随一の米作地ということでそのための用水路が四方八方に通じているわけでございますし、こういう世の中になってまいりますと風致的にもまた都市化された現在においては、やはり雑排水等といいますか、そういう意味で、やはり別な意味では非常に存在価値が大きくなってきていることは事実でございます。そこで御質問ですけれども、これらの用水路を使って日常生活の雑排水を処理されている地域はそれなりにいいわけでございますけれども、こうしたところに恵まれないというか

何というか、そうした用水路のないようなところでは家庭の排水処理については吸い込み、こういう方法で今やっておるわけでございます。たとえば地域的に申し上げますと、国鉄東官舎の南側、いわゆる宮下東部落、それに隣接するところの豊田地区の西部、ほかにも類似地域はございましょうけれども、そうしたところのものはいわゆるそういう水路、排水路がございませんので非常に処理には苦慮されておるわけでございます。たまたまその付近には国鉄の下水路、これもありますし、それから二、二、六が新しくできました道路のところにもあるわけでございますけれども、これらを利用するのに、いわゆる財産権といいますか、国鉄だから全然手がつけられないんだとか、あるいはそういうことで非常に引きたいんだけれども、そういう意味でなかなか処理ができないんだというようなことが非常に実情でございます。そういう中でたとえば国鉄の排水路を使うような場合でも、何かそこらへんで何ていいますか、手段といいますか、方法はないものだろうかどうだろうか、あるいは二、二、六をやる場合に市道に個人で下水溝を埋設する場合にはやはり市のほうとして許可といいますか、そういうふうないわゆる取り扱い上、その辺の問題点が何かあるような気もいたしますのでその辺をひとつ御解明いただければけっこうだと思います。なお吸い込み等につきましても現在の洗剤だとかそういうふうになりますとなかなか従来のような水の吸い込みといいますか、何か吸い込みの底に薬剤がたまってなかなか侵透しにくいというような状況もございますのでなかなか吸い込み方式もむずかしい段階でございますし、そういうこともやはり生活環境の整備上からも好ましい姿ではございませんので、できれば国鉄の下排水あるいは二、二、六の下排水等、何か接続して処理をしてもらえないだろうか、どうだろうかというのが関係地域の住民の熱望でございますので、その辺をひとつ御解明いただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（伊藤　定君）　　杉山寅三郎君の質問について答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中島武男君）　　お答えいたします。ただいまの御質問の地域は平山の国鉄官舎の南側一帯、平地でございます。おそらくその辺だろうと思います。それからその問題が出たのはやはり二、二、六からきている下排水、下水道が入ってきた関係だろうと思いますが、これは当然地域の住民といたしますればそういう考えを持つのは当然だろうと思います。しかし考えますと本来の姿とすれば下水道いわゆる都市計画の中で下水道計画を立てて一本でやるのが筋でございます。土木といたしましてはその地域外のものを扱っておるのが現状でご

ざいます。そういう関係で確かにあそこ一部だけを考えておくわけにもまいりません。あれと同じような地区が非常にたくさんございます。たとえば四ッ谷地区外のもの、区域外のもの、それからさきほど杉山議員さんが申しましたように、田んぼの近い平地のところは、低いところはいいんですけれども、高台で盆地になっているところ、こういうところがたくさんございます。そういう関係でやはり都市計画が本来の下水道課というのもございますのでそういう課はどのように考えているか、地域をこのまま放っておくわけにもまいりませんので、何か聞くところによりますとかなり大きな計画もあるようにも聞いておりますが、これは実現するかどうかわかりませんような大きな問題でありますし、そういう場合断定的にできない場合には、断定的に土木で対策を考えなければならない、こういうことで都市計画部と細かい打ち合わせをしながら、平行しながら考えていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　　杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君）　　部長の答弁の主旨はわからないわけではないんですけれども、日常やはり苦慮されておりますので、たとえば今申し上げた二、二、六の下水、あるいは国鉄の下水等の個人が導入するようなふうになってもそれもやはりまずいわけですか。

○議長（伊藤　定君）　　都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　　お答えいたします。二、二、六の路線下に平山台の地区排水路がございます。管を埋設しておりまして、したがってその管の埋設地区、これがやはり平山台の集水地区と合わせて東側に平行ではございませんけれども、平均すると三〇メートルくらいが集水地区、西側が約一〇〇メートル程度集水地区になっております。この集水地区の内であればこの管に排水できるというようなことで認可が出ております。したがって今申し上げた二、二、六の東側、平均三〇メートル程度、西側一〇〇メートルくらいこの集水地区内ではマンホールございますからここに接続する。二、三付近の方がそれぞれ接続しております。ただし費用は個人負担でございます。それ以外については下水道といっても全く夢のようなことで計画ができておってもできません。したがってその区域だけは支障ございませんが、そのほかについては何らかの具体的な方法を講じて支障のないような方法を前向きに検討しなければならないと思います。その程度で二、二、六の平山台の都市下水路これの利用地区だけ。

○議長（伊藤　定君）　　杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君）　　そうしますと二、二、六の両側一〇〇メートル、三〇メートルについては個人で工事をやるわけですか。（都市計画部長「はい。」）やる場合はそれでもいいと……。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　　申請が出てくれば許可をして……。

○十六番（杉山寅三郎君）　　出てくれば許可をするということですか。（都市計画部長「はい。」）それから国鉄の利用する場合、国鉄側との話し合いがついた場合は、工事その他についてはやはり今のような考え方でよろしいわけですか。やはり市道を通ったり何かする場合があろうかと思うんですけれども、そういう形でもよろしいかということなんですが。

○議長（伊藤　定君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　　これは公害の立場から申しますと多摩川の浄化ということがひとつ目標になっております。この下のほうに入れますと、じかに入れますと管の損傷ということも心配だし、それからどこから入ったかということが明らかでない。したがって平山台につきましても区画整理をせっかくやったのに流せないということでは困るので、何軒が寄せまして集水升を取って集水升から酸素を、若干酸素が入るわけですからそういう中で流し込むという方策が一番いいだろうと、こういうことでありますから、もしその辺国鉄の管の沿線の人がそれぞれの考え方でじかに入れますと、どこから一体汚水を流しているのか、悪い水が出るのかということが分かりませんから、そういう点。それから施行については都市計画のほうで指導すると思いますけれども、いわゆる中間で確かに悪い水かどうかというものが分かるものでないと、じかにそれぞれたとえば浄化槽を持っている人がじかにそのまま流してしまう浄化槽が悪いのが後で分かりませんので、そういう指導はいたしたいと、こういうふうに思っております。

○議長（伊藤　定君）　　杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君）　　企画財政部長の言われることはわかるんですけれども、たまたまそういう下水管の装置があるからこそそういうことをお考えも出るでしょうし、一般のさきほど申し上げた農業の用水路を使う場合は、何ていいますか、そのままフリーで放流してあるわけですから、そういう意味ではその辺ちょっと分かりにくいんですけれども、いずれまた細かいことは事務段階でいろいろお伺いすることにして私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　　次に林重義君の関連質問を許します。

○七番（林　重義君）　　ただいまの排水のことなんですが、この関連ですけれども、私は前議会においてやはり区画整理区域と建設部との関係で、区画整理が終わらなければ市の土木課のほうには道路の…「聞きとりがたし」…というようなことのお答の関係でしたが、これから雨季を控えて昨年度も区画整理内から、日野市でやっております区画整理内から出る雨水のために相当な隣家の区画整理内のところが被害が起きていると思

えるので、そういう点からいきましても今の雨季を控えて区画整理内にU字溝その他に点々とまた家も建ってまいりますので、そういう点で遠いのであまり民家の方々も距離がありますので掃除その他も怠っているんでなくしてできかねるという点も見受けられる点もあるし、それに排水溝の道路の升あたりも今は何ていいますか、ビニールとかそういうような物資が多いために穴がふさがっているというような点もあるので、その点を区画整理内の、都市計画部でやっておられるというようなお話なんですが、その点も再三やっておらないように見受けまして、今後の雨季に対してそういう状態になっておりますから、その点都市計画部のほうでどういうふうな処置を取られてやっておられるかという点ですが、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　毎年定期的ではございませんけれども、雨季を控えた場合には各それぞれの担当者がおりますからその地区の担当者に点検をさせております。本年度は今のところ平山台のほうはやっておりません。神明上と四ッ谷下関係は済みました。そういうようなことで平山台地区もさっそく進めたいと考えております。

○七番（林　重義君）　部長から今お話がありまして早急に掃除をして対処するというようなお話でございますが、やはり今後の問題としてやはり区画整理をやる場合、U字溝自体はやはり環境都市といいますか、環境問題も起きますので大変なところはやはりなるべく管にして全面的に汚水が現に出ないようにということでこれからの配慮を願えればやはりきれいな町づくりができて、それが対策というかそういうふうになるんじゃないかというふうに考えますので、現在の問題としたらさっそくにU字溝その他の水路、道路とU字溝の整備をお願いしたいということで、将来の問題としたらそういう点はなくしてやはり経費がかかってもなくしてやはり環境の整備に当たっていただきたいということを要請いたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　次に秦正一君の関連質問を許します。

○四番（秦　正一君）　排水溝の対策に対しての関連質問いたします。具体的に場所を取り上げて一つの実例を通して質問してみたいと思います。日野台の五丁目十六番地から十七、十八番地、あの辺一帯が非常に昔から道路を利用した、道路のわきに一本浅い側溝、U字溝があるわけですが、非常に最近に至って家も建てられ、また近代的な家庭浄化槽というような下にその側溝を通して汚水が流れている。その汚水も完全に浄化されているわけですけれども全然生のままで流れる。非常に近所が悪臭に悩まされているという一つの例があるわけですけれども、これは問題はやはり東京都の建築確認の段階においてが非常に処理場のそういった面、実際の現地を実情を調べた上での処理の取り扱い、そのようなもので、おそらく処理場だけで終わっていると思うんです。そういった面からやはり市の段階としてはすべてのそういった問題が最終的には市のほうにきてしまう、このような面からさきほど民生部長のほうからはすべての日野市の実態を、そういう実態を調査するというお話もありましたけれども、いつになってその調査がまとまるか、またそれに対する対策が打ち出されるかどうかわかりませんけれども、いずれにしても早急に何とか考えていかなきゃいけないし、これを改善するためには浄化槽の機能の面、それにマッチした大きさ、いろいろな面の指導ももちろん市のほうとしてもやっていると思います。それと同時にやはり側溝を何とか改善していかなければならないんじゃないか、このようにも思うわけですけれども、こういった点でやはり市の考え方、これに対する取り組み方、そういったものがあったら説明願いたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　たいへんむずかしい問題なんですけれども、これはそういうことをしていては無理なんですけれども、大体簡易浄化槽というものは本来これはくみ取るべきもので流すべきものではないわけです。くみ取りにしましてくみ取るということによって建築確認を得ているわけです。ところがたまたまある一軒の方が用水堀に流すということになるとみんなそれをおやりになる、これを何とか指導、取り締まるといいましてもやみでやっておられる方もたくさんございますし、あれもやっているじゃないか、おればかりなんで指導するんだということになりかねないので、なかなかこれはむずかしい問題になると思います。道路の側溝にしましても大体道路の側溝というものは道路に降った雨水を運ぶものでありまして、家庭の雑排水を本来そこに入れるものじゃないんですけれども、ほかに入れっぱがないからお台所のものでも何でもそこに入れてしまうというのが現況でありまして、本来のやつとはだいぶ変わった形が現状として表れているわけです。それを根本的に解消するということになりますと何といっても都市下水路を全市的にやらなければならないことになるわけです。なかなか現実にはむずかしい。御承知のとおり平山台の都市下水路があるわけでして、今度神明上に都市下水路ができますと一応旧日野の付近一帯がそれによって救われる。それから今東京都の住宅供給公社が都市下水路を計画して近いうちにできると思います。そういった場合にあの付近が入れられるということになればかなり旧日野は近いうちにそういう意味で都市下水路ができていくということで救われるわけですが、旧七生地区の水田地帯といいますか、低いところは現実の問題としてなかなか救済の方法がないわけです。したがいまして従来からこの東京都の保健

所でいわゆる簡易浄化槽の監視はやるわけですけれども、たしか監視員が三多摩中で三人とか五人とかいうことで、これはとても問題にならないような数字でございます。しかもそれもさきほど申し上げましたとおり、Aの人はどんどん放流しておる、Bの人だけどうしてやめさせるのかという問題がありますので非常にむずかしい。暫定的には市のほうで協力を求める、市民にひとつできるだけくみ取って用水堀には流さないようにというお願いを申し上げて、市民の方々に御協力を求めるということと、さきほど申し上げたやはり新設とか改修とかを市でやるべきだ、そしてできるだけ公害を防いでいくということよりほかに方法はなかろうと思います。都市下水路が計画がない七生地区においては残念ながらそういう方法しかあるまいということです。

○議長（伊藤　定君）　秦　正一君。

○四番（秦　正一君）　日野市全体にいえると思いますけれども、特に私のさきほども申しました日野台五丁目は一部だけで十五、六軒家庭浄化槽を利用している、やっていると、しかも何らそういった流すところもないところへ作っているというような状態で、こういった問題についても公害のほうではかなりの指導はしているようですけれども、もう一段とくみ取り方式なりそういった方式にするとか、させるとか非常に近所の方は頭が痛くなると、非常に異様なにおいがするわけです。そういう面で今後の市としての都のほうへもちろん行くし、強い要請をする必要もあるだろうし、また本人に対し、業者に対してもそういった面のくみ取り方式にさせるべく何らかの手を打ってほしいとこのようにも思うわけです。もしどうしても側溝とかそういうものを利用していきたいということであれば、そういった点で多少なりとも考える余地はあると思いますけれども、いずれにしても何とか善処してもらいたいということを意見として申し上げます。

○議長（伊藤　定君）　これをもって四の二、排下水溝対策に関する質問を終わります。

次に五の一光化学スモッグの被害から児童をどう守るかについての通告質問者鈴木美奈子君の質問を許します。

（一番議員登壇）

○一番（鈴木美奈子君）　光化学スモッグの被害から児童をどう守るかについて質問いたします。公害は今日大きな社会の問題となっております。産業発展の中で避けられないものとして宣伝され、また長い間人々はそういうふうに思わされてきました。しかしこれは独占資本がもうけを殖すために必要な措置を取らず、生活環境また自然を破壊し作り出してきたものです。これを黙認し放置してきた自民党政府にも責任があります。水俣病、イタイイタイ病、また四日市のぜんそく、農業汚染、ＰＣＢ汚染、大気汚染、こういうふうに数限りなくあります。その中の一つの光化学スモッグ、この被害が最近相次いで出てきております。五月十二日に練馬の石神井南中学校では全校生徒の約八割が被害を受け、また二十一名の重症の人院患者を出しております。今日の新聞によりますと清瀬、世田谷の中学校でも百三十六名の児童が被害をこうむっております。日野市でも昨年六月から八月までの三カ月間で二十一回注意報が出ております。今年に入ってからも注意報が出ておりますが、現在のところまだ被害の状況は出ていないようですけれども、潜在的にはあるんじゃないかと思われます。石神井の中学校の例にもあるように都の発令基準よりも低い状態の中で手足のしびれやけいれんを伴う激しい症状がこのごろ見られるわけです。これらをみますと警報が出ないからといって安心してはいられないと思います。そこで質問いたします。光化学スモッグが発生し公害室から知らせがあったら学校は児童に対してどのように対処されますか。二点目として児童に被害が出た時、学校の処置の体制はどのようにされておりますか。三番目に児童の中から入院患者が大量に出た場合病院の確保ができているかどうか。四番目に市民の命と健康を守る上で光化学スモッグの発生を押えるためにはどのように対処していくか。この四点について質問いたします。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。

○体育課長（長谷川暢男君）　それではただいまの質問に対しましてお答えいたします。特に質問の一点、二点につきまして教育委員会のほうで担当しておりますのでお答えいたします。

一点目の関係につきましては公害室から知らせがあったら、学校の児童にどう対処しているかというような御質問のようでございますが、市の公害対策室のほうから教育委員会の私のほうでその発令を受信した場合に、学校にその時点で発令するということでございます。発令の仕方としましては御承知のとおり市内現在十六校ございますが、第一中学校、第一小学校、潤徳小学校に三本の電話を入れますと、継送電話によって全校に通じるというような方法を取って発令をしております。また発令を受けた学校側としてはその時点でもちろん児童に対処するについては東京都のほうから光化学スモッグ公害の具体的な処置についてというような通知をいただいているわけでございます。この関係につきましては各学校の校長先生等の集まり等をいただきまして、先般説明もし、それによって具体的な処置を講じているわけでございますが、予報の発令時点におきましては事前の指導と準備のために児童生徒の健康管理の徹底というような形。また規則、正しい生活の指導、あるいは異常体質の児童生徒等もいるわけでございますので、その点もやはり先生

方の配慮を願うというようなこと。それともちろん公害ということになりますと被害が出る場合には洗顔、うがいそういった設備や薬品の問題もある程度整備を整える必要があるというような形でございます。その中でスモッグ注意報が発令されたという場合についてはもちろん学校の全児童生徒、あるいは教職員はもちろん徹底させるというような形、校医等にも通報し協力態勢を取るんだというような形と、特に児童生徒に対処するについては野外の授業については適宜指導計画等を変更する場合もあろうかと思います。また教育授業内にはなるべく校外に面したところの窓等は閉めるというような指導の仕方、やむを得なくあけている場合にはカーテン等を引いてやるんだというようなのが現在の被害の防止のための対処している各学校の状況でございます。一点目について終わります。

二点目につきましては特に学校の処置とその態勢についてはどうなるのかというような御質問のようでございますが、さきほど御質問の中にもありましたとおり、現状昨年二十一回の発令をし、今年三回やっております。実際の問題といたしましては被害は出ておりませんが、しかし最近の問題として非常に多く新聞紙上でも取り上げられているというような中におきましては、被害が発生した場合には学校は直ちに私のほう、やはり教育委員会のほうに直ちに連絡するというようなシステムを取っております。もちろんその場合に被害が発生したということでございますので、児童生徒の応急措置として一番最初に各学校に養護教員がいますので養護教員を中心とした洗顔あるいはうがい、特別ひどい人はやはり保健室の利用等もあろうかと思います。そういったことと合わせまして校医に要請すると、校医についてはその異常者の健康診断をやるんだというような、診断に当たるんだというような形でございます。しかし教育委員会としてもそれを受信した時点で内部の調整はもちろん、またほかの公害の関係等の連絡を取りながら私のほうとしましては保健所に連絡するということでございます。管内の保健所におきましてはこれは東京都の体制の中でスモッグ対策のプロジェクトチームがすでに編成されているわけでございます。よって東京都はもちろんのこと日野保健所管内においてもそういった異常者の処置に当たる班編成が講じられているわけでございます。そういった形で発生後の原因究明あるいは異常者の処置に当たるというようなのが今の現状の形でございます。しかし異常者が大量発生した場合大量発生の可能性もあるわけでございますので、その時には校医はもちろんのこと、日野医師会のほうの協力を得るために先般、協力をお願いしたい、というような意味で打ち合わせをしているわけでございます。よって学校の体制としても、現在そういったスモッグの発令がされて、また被害が出ても、実際の学校ごとの組織作りはできておりませんが今後そういった各学校ごとの組織については配慮すべきであろ

うと考えております。以上です。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　次の御質問ですが入院患者が出た場合にはどうするか、ということですがこれにつきましては消防署の救急車、あるいは救急隊というんですかそこと公害対策室が協議をいたしまして応援についての体制を持っております。病院のほうの病床のベットの確保ということになりますと、やはり空いているところの病院に運ぶよりしようがない。常時、出るであろうということで空いたベットを備えておく、こういうことは現在のところできない、というふうに思っております。

それから対策でございますが一応警報あるいは注意報等の発令された場合には御承知のとおり今申しましたほかに、学校のほかに駅とか保育所、そういった所には全部連絡をし、市民のほうにもPRする、こういう体制は整っております。そこで減少の対策ですが現在日野市にある大きな工場で重油を一日に使用料を決めまして、それ以上のところ、四社ありまして、四社に対しては協力工場として指定しております。したがって注意報が出た場合には二〇%程度削減をするようにあるいは警報が出た場合には四〇%重油使用を止める、また緊急的な警報が出た場合にはこれを勧告する、こういう東京都の条例になっておりますので、その点については各工場も協力を受けております。一番問題なのは、この光化学スモッグの原因であろうといわれるガソリンを使用する、自動車であります。ガソリンの中にはオクタン価を上げるためにいろいろの人間に悪いものが入ってる。例えば鉛も入ってる。しかし使うほうの身になればオクタン価が高い、馬力が出るということでわざわざいいものというふうなことで実際には使っている。しかしそれが結果的には非常に悪いガスを出している。これが大きな原因になっている、こういうことが言えると思います。そこで自動車の規制ということになりますと、なかなか難しい。やはり自主規制をしていかなきゃならない。アメリカのニューヨークでもいろいろの住民が団体を作りまして、いろいろの市長の責務であるし、東京都でいえば東京都の責務、企業の責務、住民の責務ということから出たんでしょうけれども、公害という大きな敵が来て、よく見たら自分たちである、援軍を求めることは容易である。それは自分たちが気をつければいいんだ、こういうようなことばの記事を読んだことがありますが、なかなか強烈なことばだろうと思っております。そこで市の職員が率先、やはり自動車の規制を、自主規制をすべきである、ということで先日の庁議でも市長からこのことについて隣近所で一台を一人で、専用して市役所に来るということならば、お互いに交替交替で相乗りして来れば半分になる、こういう一例でありますけれども、市民全体が、東京都民全体がそういう考えになることによってこの

光化学スモッグの被害というものが相当減ってくるであろう。しかし、こういうことが市役所自体だけの力では到底できない。やはり都民全体がそういう考え方になることによって、この光化学スモッグ、いわゆる大きな公害から救われるであろう、こういうふうに思っておりますので、そういう意味から市民の自主規制についての協力方を呼びかけたい、こういうふうに思っております。

○議長（伊藤　定君）　鈴木奈美子君。

○一番（鈴木奈美子君）　学校側に通知がいった場合は、割とスムースにいっているようですので安心いたしましたけれども、被害が出た時の状態なんですけれども私は各学校を回りまして、この問題でやりました時にお手上げだと全部先生方がおっしゃるんですね。それで洗眼の器具もないし多勢、例えば二中なんかの場合ですと都内一ぐらいのマンモス校、そこで大量に出た場合には養護教員一人ではとてもできないということがあるわけです。全部の日野市内にある学校が一度にそういうことになるわけないから、ほかの学校から養護教員の応援ということも考えられると思いますけれども、やはりここでぜひやってほしいと思うことは洗眼の器具とか、それから酸素吸入ですね。それから毛布とか、それからベットの増加、それから養護教員が増員できたらしてほしい。その点について、できるかどうかお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（松本　武君）　補足申し上げます。石神井南中学の例が出たわけですが、あそこの校長は、私どもの課にいた指導主事でございます。ですから、その様子はよく私ども知ってるわけでございますが、今、その質問でございますが、大量に出た場合ということですが、石神井南中の例では率直に言って現在原因がつかめていないわけです。光化学スモッグに相当されるのは若干名おるようでございますが、それにしても対応策は考えておるわけですが洗眼器ということでございますが、実際に石神井中の例でいきますと、洗眼器を使ったのがかえって角膜を傷める。むしろ水道のところへ両手で出して柔らかく洗眼したほうがいいという実例も出ております。あるいはプールの洗眼もございます。そういうことで、角膜を傷めない配慮がかえって必要ではないか、こういうことです。

もう一つは養護教員ということですけれどもこれはもう、御承知のように県費負担、教職員は都がわくを広めねばなりませんので、現在は無理ですが、これは実は知事査定で切られているわけです。三十学級以上は、養護教員を二名にしたい、ということを教育委員会、都教委は要求を出しているわけです。たぶん来年はどうなるか、実るかもしれませんが、今年は最終査定で切られました。もう一つ、毛布という点でございますが、石神井のようにああいうふうに出た場合でも実際の例としては、その後ベッドを十五入れているようでございます。実際普通の

備えてあるのはベッド二つだそうですけれども、十五備えた。簡易ベッドで組み立て式でやはり毛布も二十枚程度、寒くなるという今の形の原因がつかめないやつはそういうことでその毛布を若干入れております。そういうことでただ将来の問題として石神井南中のように今調査班やっても原因がつかめないということで、練馬区の教育委員会としては養護教員を殖やす、医者も常駐というわけにもいかない。ですからその危険度合いがある三カ月ぐらいは看護婦を配置しようかということで今、人を集めてるという状態のようです。したがいまして、私どものほうは当面考えられるのは毛布を若干と、簡易ベッドをどこか集中して保管する、そういうようなことが当面考えられるのではないか、こう思います。

○議長（伊藤　定君）　鈴木奈美子君。

○一番（鈴木奈美子君）　それではもう被害が出てからでは遅いわけですから、いつ出るか分らない。しかし、やはり子供たちを守っていくためにはぜひ用意しておかなければならないものは最低限用意し、確保してほしいと思います。それで、後入院患者が大量に出た場合、それは消防署が緊急にすっとやってくださると思います。それから市民の命と健康を守る上でということについては市長さんのほうから職員のほうに自主規制を呼びかけたということで、私たちもこれには賛成ですし、ほんとうは、私たちも協力してやっていかなければならないと思います（「そのとおり」と呼ぶ者あり）最後に要望を申し上げまして、質問を終わりたいと思いますけれども、やはりこの光化学スモッグの発生の主な責任は、自動車資本や石油資本のもうけ本意（「みんなが悪いんだよ」と呼ぶ者あり）そういう公害のたれ流しと、その立場をやはり守ってきた今の政府に責任があると思うんです。（「じゃ、鈴木さんも車やめるようだよ」と呼ぶ者あり）今、歩いてきてます。電車に乗ってきております。それで、さきほども言いましたように緊急医療体制の確立のために救急指定病院の整備と、必要な薬品、器材を整えさせること、それから大気汚染の観測車を殖して保健所で総合観測ができるようにすること。都内では保健所で五つの保健所しか観測はできないようになっておりますけれども、やはりこれを三多摩にもぜひ来るように都のほうに働きかけてほしいと思うんです。それから緊急時における自動車の交通規制をすること、それから光化学スモッグの警報の基準を変えていかないと、今のように低い状態の中で被害が出てるわけですから、現在の実情に合わなくなっておりますので、これを変えていかなければならないと思います。それから自動車メーカーに対して即時有毒ガス除去装置の取り付けを義務づけること、これは規制の厳しいアメリカに輸出する場合にはつけているのに、日本の車にはつけていないわけですね。そういうことをやはり改めていかなければならないと思うんです。以上の点について。

それから電光掲示板、一つ三百万ぐらいらしいんですけれどもやはり、駅とかそういうところは看板が掲げてある、というふうにおっしゃいますけれども、ちょっと目に入りにくいのでやはり市民の目にふれるようなところに人の多く通る日野の駅とか高幡の駅とか、そういうところに電光掲示板をやはりつけて市民にもう少しアッピールする必要があるんじゃないかと思います。以上の点について市の独自でできるものもありますので早急にやはりやっていただいて、また、都や国のほうにも働きかけていっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これをもって五の一光化学スモッグの被害から児童をどう守るかに関する質問を終わります。

次に六の一、学校の充足状況と集団住宅の増加見通しについての通告質問者石川佐太郎君の質問を許します。

（十八番議員登壇）

○十八番（石川佐太郎君）　それでは許されました六の一のことにつきまして質問いたします。日野市には新興住宅地帯としまして、住宅、あるいは住宅用地を求めましてほかから住民が殺到するという必然性を持っているわけでございます。住民の急増は逆らうことのできない要するに現実であると私どもはこういうふうに考えております。したがって、それによって、生じてまいりますところの学校用地などの入手が、あるいは手立てがいわゆるこの、用地難とあいまって非常に行政の重大な問題であろうとこういうふうに考えるのでございます。初めに私の質問の要領にも書き留めておいたんですが、いわゆる不正規な教室といいますか、プレハブ教室ですね。こういうのはどこの地域が一番多いか、あるいはどこの学校が一番多いか、こういうことを聞きたいわけでございます。それとも関連するわけですけれどもしたがって、小中学校用地の建設順序ですね。これは地域別に現在手立てをしているのも含めまして、順序をお聞きしたいわけでございます。三番目に用地の確保について打ちつつある手があればお聞きしたい。この点まず質問いたします。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。石川佐太郎君の質問についての答弁を求めます。教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　お答え申し上げます。まず私のほうで、今御質問の一点目と二点目についてお答え申し上げたいと思います。現在プレハブの数の一番多い学校という御質問でございますが、現在で一番多いのは、日野の第二中学校でございます。十六保有してございます。そのうち、普通教室に六、特別教室に九、それから視聴覚教室に一、というような保有状況でございます。なお、それに続きまして、第三小学校が総体で六、第六小学校、潤徳小学校第八小学校が五、というのが多いほうの分でございます。プレハブ教室の総数を申し上げますと、現在小学校で二十八室、中学校で十九室を使用してございまして、合計四十七室でございます。そのうち普通教室として、使用しておりますものは、小学校で二十二室、中学校で八室の、計三十教室分でございます。そのほかの十七教室は特別教室、あるいは視聴覚等、その他の教室で使用しております。そこで本年度、七小、四中の新設、あるいは三小、八小の増築が完成した場合にどうなりますかと申しますと、普通教室や特別教室等で使用しているプレハブの、小中を合わせまして、十六室ぐらいに減る予定でございます。しかし増築した学校以外の学校でプレハブが殖える学校というのもございますので、来年度当初の見込みでは、たぶん二十四室強のプレハブを保有せざるを得ない、というふうに想定しております。プレハブ教室の解消問題につきましてはいろいろ問題があり、また財政的な諸問題が関係しているため、なかなかむずかしい問題でございます。しかし、義務教育であるが故にこのプレハブ問題は早期に解決すべきことでありまして、国や都に対しても十数年来この財政援助の拡大を訴え続けてきているわけでございます。これに対しまして、国は本年度から小学校校舎の負担率を三分の一から二分の一に引き上げてくださいました。これは昭和三十三年に義務教育諸学校施設費国庫負担法が制定されて以来、十四年間にわたります関係者の努力がここでやっと実ったものでございまして、喜びに堪えないところでございます。しかし、国庫補助の基準面積が非常に低いということがございまして、実際に児童生徒が相当増加しているにもかかわらず、新増築の場合の国庫対象とならない、という場合が多いわけでございます。これは日野市のような人口急増地で申しましても、例えば学校新設当時十二学級であったといたしましても、数年経ずしまして、すぐに二十数学級というふうに学級が増加していくわけでございます。その場合に特別教室とか、あるいは管理室等を十二学級の校舎の基準よりもかなり広くとって、将来を見越している、というところに大きな原因が一つあるわけでございますがそれにいたしましても、国の基準そのものが、あまりにも低すぎるということで、本年度国に対する運動の中でも、この基準面積の引き上げ、改定というものが校地の補助金の増大とか、単価のアップという問題とともに重要な運動目標の一つとして行なってきているわけであります。一方東京都におきましても、昭和三十九年度から、校舎の新増築に対しまして一部、補助金を支出してくださるようになったわけでございますがそれが関係者の努力によりまして年々増額され、ついに本年度からは国庫補助対象にならないで市が単独で増築する場合でも、翌年度末の学級数を基準といたしまして、現に不足している教室を増築する場合には一部都が貸付金でお金を貸し

てくださり、残りの二分の一を東京都の補助金として交付していただける、このように制度が非常に改善されてまいりました。これは画期的な財政援助措置でございまして、先般来、都教委に対しまして、心から感謝の意を表しているところでございます。しかし、御承知のように人口急増における住民要求と申しますのは、学校ばかりでなく多種多様でございます。限られた市財政の中でこれらの住民要求を解決していかなければならない現状では一気にプレハブを解消する、こういうことはなかなか不可能なことでございます。そこで、児童数の増加の非常に激しい学校であるとか、校地が狭隘、狭くてプレハブをあまり置くことができないような学校などこれらをまず優先して解消するために、今後も努力を続けたい、かように考えているものでございます。

なお、二点目の小中学校の建設順序ということでございますが、なかなか非常に難しい問題でございます。昭和四十三年に策定されました日野市基本的総合計画によりますと、昭和五十二年までの十カ年に小学校を七校中学校を二校、合計九校の新設が必要である、というふうにされていますが、この計画のうち本年度末をもちまして、いわゆる万願寺区画整理地域内に建設を計画していた小学校の二校の新設を除きまして、それ以外のすべての小中学校の新設が完了する、こういうことになるわけでございます。しかし、日野市における児童生徒の急増現象と申しますのは、その当時の予想をはかるに上回っておりまして、今後万願寺区画整理地域の小学校を二校造る、新設するということでは到底適切な状態で児童生徒を収容することができないと私どもは考えております。すなわち潤徳小学校ではすでに本年度、三十三学級という大きな学級になっておりますし、これが今後毎年一学級ないし、二学級学級が殖えていくということは必至と推定されております。ところが潤徳小学校にはもはや校舎を増築する敷地がないわけであります。これ以上増築するということは校庭をほとんどつぶすということになりますので今後の学級増を考えますと、やはり当該学区内に新たに学校を建設して分割しなければならないだろう、というふうに考えるわけであります。そこで現在南平地域内に学校用地を確保していただくため、市のほうで折衝をしていただいております。用地が買収され次第、早急に校舎を建設していただきまして、この潤徳小学校の急増に対処いたしたい、かように考えております。次に日野第三小学校の問題でございますが、この学校も学級数が相当に増加する傾向にございまして、また学区内に都の住宅供給公社の団地も建設される、というふうな予定があるそうでございます。近い将来そういう中で、やはり旧東光寺あたりに小学校一校の新設が必要ではないか、というふうに考えております。さらに日野第八小学校と百草台小学校の通学区域にわたりましては宅地開発が盛んに行なわれておりますし、空

き地がまだ相当ございますので今後もなを相当の宅地造成が行なわれるものと予想できます。そこでこの二校の大規模校化を解消するために新たにこのあたりに一校の新設が必要である、というふうに推定されます。次に中学校でございますが平山城址公園付近の京王団地約千百戸を中心にいたしまして、付近に相当の宅地造成が行なわれているために、七生中学校が大規模化することが十分予想されますのでさきほど申しました第八小学校区の急増と考え合わせまして、できれば高幡以東、高幡よりも東の地域に中学校一校が新設されることが必要になるのではなかろうか、というふうに考えております。さらに申し上げれば日野第三小学校の増加と万願寺区画整理地域の、区画整理の進捗度合いによりましては、日野第一中学校がやはり大規模校化するということも考えられますので、できれば、やはり万願寺区画整理地区内と申しますか、そのあたりにやはりさきほど総合的基本計画にありました小学校に加えて中学校のほうも一校新設することが必要ではなかろうか、かように考えております。このように見てきますと、今後小学校五校、中学校二校の新設が最低でも必要であろうというふうに考えております。また建設の順序につきましては、児童生徒の増加状況がいろいろ変化があろうと思いますので、ただいま申しましたことよりも、多少前後することもあるんではなかろうか、かように思います。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　用地の確保の見通し、こういうことでございますが、御承知のように学校用地は最低一万五、六千あるいは一万八千平米ぐらいの用地を一所にまとめる、集約するわけですから今までやりましたのも非常に難しい。しかしこの難しさは年をとればとるほど難しくなる、こういうことは当然考えております。そこでできるだけ先行的に買い取りたい、こういう考えではおりますけれども、その候補地がなかなか今日では一所に一万六千も、一万八千もまとめるということが、非常に難しくなってまいります。この間もある市長、あるいは区長とも話が出たんですが、区の中でも非常に困ってる用地難のところは、いわゆる坪でいうと千五百坪ぐらいの小学校がある。武蔵野なんかでも十三万から十五万のところを買うのには三千坪まとめるのには容易ではない、というようなことを言われております。日野市でも、単価が非常に高くなりましたし、また一所に五千坪まとめるということが非常に苦しくなった。さらに難しくなるということでできるだけ、今の時期に先行的に取得をいたしたいとは思いますけれどもこれとてやはり財政とのからみ合いもあります。財政の硬直化を防ぎながら、さらに先行取得をしていくという至難な技があるわけで、こういうことでさきほども教育委員会のほうからは、南平の近くに買うようにと、これとて教育委員会のいわゆる目

先といいますか、目標というか、予想というものが大きくはずれておりまして、私どももいろいろマスタープラン等をつくりましたけれども、やっぱり神様ではないし、またその資料も教育委員会の方からいただいたわけでございますが、いずれにしても人口の伸び率が予想をはるかに高く上回っていると、こういうことの中でどうしても校地の取得を急がなければならない。しかし急ぐにもお金を出せば話は別ですけれども、お金を出すことによって一番先に質問のあった財政の硬直化、起債の増とこういうこともありますので、いろいろ頭を痛めているところでございますがわれわれの力、また市長をはじめ全力を出しまして用地を確保いたしたいとこういう考えでございます。

○議長（伊藤　定君）　おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間はこれを延長することに決定いたしました。石川佐太郎君。

○十八番（石川佐太郎君）　ただいまいろいろお答がありましたけれども、いわゆる住民の急増に伴う学校の手配といいますか先行といいますか、こういう先行手配が非常にこれは行政の最大問題といえるほどの大きな問題にもなっているわけでございますけれども、ちょっと御質問をしたいんでございますが、この生活が苦しい若い人たちはまず所帯を持つとか、あるいは部屋を借りるとかそういうことをする場合にまず一番低家賃の住宅を求めるわけでございます。端的に言いますというと、都営住宅あたりをねらうわけなんです。都営住宅がどうしても当たってこないというと、公団住宅か、あるいは民営のアパートに肩代わりをしていくと、こういうことにならざるを得ないわけで、非常に若い世代には低家賃の住宅を、いわゆる非常に望むわけなんです。都営の住宅について申し上げますならば、どうも都営住宅はどこの地域でもあまり歓迎されないと、こういうふうに聞いております。古谷市長も何かそれめいたように私は推測をしたんでございますが、どこでも歓迎されないけれども、日野市には特にきらわれているようだというふうに東京都あたりでは考えているようです。しかしながら事、住宅問題に関しましては市長

もたいへん積極的でございまして、毎年市営住宅を建てようとする努力を払っているわけでございますけれども、そうだとすればやはり都営住宅も積極的に、積極的にということばは適当ではないかもしれませんけれども、受け入れざるを得ないんじゃないかとこういう感じがするわけでございますが、この点について先に市長の御見解を承りたいと思うんですが……。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　これはたいへんむずかしいことなんですが、私は率直に言ってまずざっくばらんにといいますか、本当にざっくばらんに申し上げると、都営住宅と限らず大規模な集団住宅ですね、これは現在のところ日野市としてそう歓迎すべきじゃないと、こういうふうに基本的に考えております。と申しますのは前市長の時分にあそこへ大きな住宅団地を持ってきたわけですね、高幡台、百草台という。これの何といいますか、後始末といいますか、財政的に非常にたいへんなんですね、何といいましょうか、日野市が、これは日野市ばかりじゃなくどこの近郊都市でもそうだと思うんですけれども、仮に人口十万としますとですね、年間四、五千程度殖えていくということに対する対応能力はあると思うんです。ところが一辺に一万も一万五千も殖えられるとですね、これは本当に何といいましょうか、財政的ばかりではございません。学校を造るといいましても御存じのとおり現在ではお金はあってもできないと思うんです、土地がなければできないんですから。仮に財政問題が片付いたとしても現実に学校はできないと思います。私どもも過去三年間微力でありましたけれども、一生懸命学校を建ててきたわけですけれども、これからそれじゃどうするんだと。今教育委員会から話のあった学校でもなかなかそう簡単にはできないと思うんですただ率直に申し上げてですね第一に私どもは企業じゃございませんので、土地を買う場合に一々議会にはからなきゃならない。それから平等にしなきゃならないと。地主さんのA、B、C、D全部平等の価格でなければならない。安い価格でなければならない。中にがんばる人があった場合はじゃ坪千円余計に出してやろうとこういうわけにはいかんと。企業ならば、会社ならばそういうことも可能でありましょうけれども、役所としてはそういうことは不可能であります。しかも今私どもがぜひ学校を建てたいというところも、東京都の方でやって来まして都営住宅を建てようというんです。私どもはもっと安い価格で入手できそうだと思っておりましたところが、都営住宅のためにたくさんの金を出されるということになりまして、市の財政負担もそれだけまあ重くなったわけです。私のところへ都営住宅をもし造ってもらっちゃ困るという強調はしておりません。ただ現実にしなくとも市長会と東京都の住宅局との結んだ協定ぐらいのことをしてくれないと、これはどうも建てていただくわけにはいかないと。私どもも市長会とし

て住宅局長とそういう協定を結んでおります。学校についてもあるいは保育園等についてもそういう協定を結んでおります。そういうことは少なくともしてもらわんと、私どもは仮に都営住宅が千戸も千五百戸もできてそれで学校をどうするのか、学校の土地も全然考えてくれないというような住宅政策であっては。私どもは残念ながら御協力はできないとこういうことであります。決して都営住宅を拒否しているという姿はございません。たださきほど申し上げましたとおり都営住宅であろうと、住宅公団であろうと、あるいは東京都の住宅供給公社であろうと、まあ民間住宅であろうと、いずれにしても大団地はこれからはやはり一ぺんに人口が一万も、一万五千も殖えるような、そういう規模のものは造らない方がベターであろうと、こういう考え方は基本的に持っております。私も過去三年間やってまいりましてどうやらこうやら学校を建てましてできましたけれども、これからはなかなかこの速度では学校はできないとこういうふうに痛切に感じております。

○議長（伊藤　定君）　石川佐太郎君。

○十八番（石川佐太郎君）　さきほど学校庶務課長の答弁によりますというと、一番困るのは二中、これはまあ要するに四中という準備をしておりますから、これは解決というわけじゃありませんけれども、一つの方法、いわゆる突破口を見いだしているわけでございますけれども、要するに潤徳小学校はもうすでに増築の余地もないと。そこで南平付近に用地を求めつつあると、こういうようなお話を承りましたが、これは理事者の方は御存じだと思うんですが、申し上げる必要もないと思うんですが、東京都では一千戸の都営住宅を建てたならば、小学校用地を一校分は必配をしたいと、こういうことで日野市の理事者といろいろ協力関係のもとに、南平地区に用地を求めまして、それで大体位置もきまりまして、そしてそれの買収が成功した暁には都が都の予算をもって放出をして、こういうことで昭和四十六年度に、かなりの努力をしたそうでございますけれども、ついにそれは一人とか二人とかの地主さんが応じてくれないので予算がとうとう流れてしまったというふうに聞いております。私が見ましても南平地域に小学校を建てるとすれば、あの場所以外にはなかろうと、こういうふうに考えるのでございますけれども、市はあの場所を変更して学校用地を急遽おさがしになる予定でありますかどうか、その辺のことについてお伺いいたします。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　東京都へどういうふうなことを言ったか知りませんけれども、東京都の言い方にも非常に欺瞞があるわけですね。うそをついているんです。つまりあそこに八千坪の土地がございます。これを東京都は一団地の都営住宅を造るんだと、こういうふうに建設省の方へ申請をしましてこ

の八千坪を買おうとしたわけですね。八千坪でなければ一団地の住宅団地にはならないわけなんです。そうしましてですね、これを一応許可を得て水田債かなんかであそこを買いましてですね、その内の五千坪を市にやってしまうわけです。市にまあ仮にくれるわけですね。全部ただじゃございません。市長会との協定は八割を東京都が負担すると、こういうことでございます。二割は市が負担をすると。もっとも東京都の方で貸付金でその二割も負担してやろうと。しかしながら二割は市の負担でございます。全部じゃございません。住宅、都営住宅千戸につきまして一校分というのは全部じゃございません。が、いずれにしましても、この五千坪を市にくれますとですね、三千坪しか残らんわけです、これは明らかに。三千坪じゃ一団地の造成にはならんわけです。したがって東京都は八千坪に一団地の造成をするといいながら、じゃすぐにこの五千坪をくれるかというとくれはせんのです。二、三年ほとぼりがさめるのを待って建設省の方にそういう申請をしておりますから、二、三年ほとぼりがさめるのを待って市の方へそれをよこすと、こういうことなんです。ですから二年も三年も待たなければ東京都の言い分ですと学校はできないわけです。地主も極、一部の地主はそれを知っているわけです。したがって今売らなくってもいいじゃないかと。市が学校を建てるなら考えてもいいけれども、三年も四年も先ならば何も今売らなくったってその時になって売ればいいじゃないかと、こういう地主さんがあるわけなんです。したがってまとまらなかったというのが現状なんです。現実の姿でございます。そこで東京都ができないんなら市でやろうじゃないかと、五千坪、八千坪買うならば、市が八千坪買ってもよかろうというのが私どもの気持でございます。その三千坪は将来何の公共用地に使ってもいいですから買ってもいいじゃないかということで、今住宅局が断念してくれるかどうか折衝中でございます。この土地はもともと市でも考えたことがあるんです、去年。しかし実際問題としてなかなか踏み切れなかったんです、巨額な金がいりますから。その内にあそこの付近を都営住宅の敷地としてお買いになった価額が、私どもが提示した価格よりはるかに高かったもんですから、地主さんがそっちへ行っちゃったわけなんです。そういう経緯がある土地なんです。東京都が別に努力した土地じゃございません。むしろどちらかといえば私どもの方で手を引いたから東京都が出てきたという土地でございます。しかもこのようなことを公的な場所で申し上げるのはどうかと思いますけれども、住宅局としてもかなりのうそがあるんじゃないかと私は言いたいのであります。さきほども申し上げましたとおり、今買ったってすぐに来年そこに学校ができるわけじゃないんです東京都の場合には。これは断言できます。そういうことでございます。

○議長（伊藤　定君）　石川佐太郎君。

○十八番（石川佐太郎君）　どうも市長が市はうそを言っていると、こういうことになりますとですね、これはまあ確かに……（市長「市ではございません。都です。」）ああ都ですね、都はうそを言っていると、こういうふうに市長はおっしゃいますけれどもですね、これは確かに私も聞きましたが、すぐ来年建つというような状態ではないようです、いろんな関係がございまして。市長は三年も四年もといいましたけれども、三年も四年もというふうには私は聞いておりません。私が申し上げたいのは、やはりあの地域に来年建つか、再来年建つか、あるいはその次に建つかは別として、さきほどもおっしゃいましたように、学校用地を求めるといいますというと、かなりの場所が必要なわけでございます。そうざらにあるわけではないと私は思うんです。ですからもちろんこれは私もさきほど申し上げましたように、東京都がかってにやっているわけじゃないんで、これはまあ市の理事者といろいろ市の理事者に聞いたり、あるいは市の理事者の力を借たり、そしてやはり東京都は一団地持ちたいと同時に、そうすれば市長が言いましたように、小学校一校分の八割、後の二割だってこれはまあ当然起債がつくでございましょうから、どういう起債か私もよくそこまで聞いておりませんけれども、しかしながら八割という金は仮に五千坪としても、かなりな高額に私はなると思うんです。三億か、四億になるでしょう。そういうものを都がどうもうそをつくからそんな先まで待っておられないと。市が買うんだということもけっこうでございますけれども、日野市全体を見まして学校を建てなければならん場所は、さきほど言いましたように、たくさんあるわけなんです。もちろんあの場所を来年着工したいというお考えかもしれませんけれども、私はそういうものはやはり住宅公団にしても、東京都にしましても、やはりこの市町村の傾向がだんだん、だんだん強まっておりますから、いろいろこれは市の意見を聞いていると私は思っているんです、最近は。昔はそうでなかったと思います。そういう中でですね、来年すぐ学校の建築に取り掛かれないにしても、私はこういうものは市と、都と、市はともどもにそういう用地確保に努力をして財政硬直化という中に、やはり市のこの財政の出るそういう放出することをやはり軽減をはかるべきじゃないかと、こういうふうに考えるものですから、まあ、市長がうそをついたということは非常に感情的に聞こえますので、私は又聞きで言っているんじゃないんですから、東京都のやっぱり職員からちゃんと聞いているんですから、来年建つとは私も申し上げませんですよ。そういう感情的にはお考えにならない方がいいんじゃないかと思いますけれども。

○市長（古谷　栄君）　じゃもし私が申し上げたことが言い過ぎであったら、もっと表現を柔らかくいたします。ただこの土地は実際に東京都が買えないんですよ、現実に。市も協力をいたしましたけれども買えないんです、東京都では何年か先に学校を造るんだということで。その間グラウンドにしておくのかというふうなこともちろん地主さんにはおありと思います。いろいろな理由があろうと思います。買えないんです。市だってもちろんこれから交渉しても買えるとは限りません。買えるか買えないかは分からないんですが、もし東京都が手を切るというんならば市でひとつぜひ買うように努力を、最善の努力をいたしたいと。しかも学校建築は早急を要すると。さきほども申し上げたとおり、だいぶプレハブが来年は減ってきます。今年より減ります。減りますけれども潤徳は非常にかわいそうな姿になるわけです。何とかこれをやはり救済しなきゃならんと、こういうふうに私は考えているわけでございます。それからちょっと石川議員の御意見には賛成を致しかねる点もあるんです。つまり千戸都営住宅ができるんだから三億、四億というような膨大なお金を東京都が出してくれるんだから市の財政は硬直化しないとおっしゃいましたけれども、それは反対です。市の財政は一層硬直します。なぜかといいますと千戸の都営住宅から何人の学童が参ります。都営住宅の場合昔は〇。四五というふうなことを言っておられたんです。〇点の四五、住宅公団の場合ですね。ところが現実にはそんな数字じゃないんですね。仮に〇点の四五とか、〇点の五とかという少ない数字を押えたといたしましても、千戸の都営住宅だとすれば五百人の学童が通うわけですね。それでいっぱいになっちゃうんです

よ、その学校は。ですから私どもは千戸、千戸建てるならば小学校一校を造ってくれというのは、千戸の都営住宅からお通いになる子供さんが五百人なり六百人になるから、これを造ってくれということなんです。ですからたとえばあそこへ一校できると、そうすると千戸の都営住宅ができればそれでいっぱいなんです。潤徳の緩和などには全然ならないわけです。そうでございましょう。私どもの言うのはそれでは一般の民家がどんどん殖えていくと、それをどうするのかと。今の民家の方々だけの、いわゆる民営住宅といいますか何というか分かりませんが、社会的に増加していく自然に増加していく児童を収容するために一校いるんです、今の市は。私はそういうふうに解釈しているわけなんです。都営住宅千戸造らせたら一校造りゃいいじゃないかとこうおっしゃるかもしれませんが、そうじゃないと思います。これはもう千戸の都営住宅のお子さんで一校分いっぱいですよ。また新しくどっかへ造らなきゃならないと。今度はもし、それ今の窮状をしのぐ急場しのぎにつくっても、今度は都営住宅のじゃお子さんをどこで吸収するかと、こういうことになると思うんです。ですから都営住宅が千戸きて小学校一校造ってくれるということはそこの施設なんです。その都営住宅の施設なんです。ほかからもそこへ入れるというわけじゃないんです。そういう意味でございます。

○議長（伊藤　定君）　石川佐太郎君。

○十八番（石川佐太郎君）　どうもやはり市長は勘違いをしているように私は思うんです。これから市営住宅を千戸造るについて、一校分の小学校用地を日野市に寄付をしますとこういうことではないんですよね。すでにもう昭和四十六年ですか、以来すでに東京都は住宅いわゆる都営住宅の用地として、しかも市長はまとまってといってますけれども、まとまってんじゃないんですよ。日野市にたとえば落川もありますし、三沢もありますし、万願寺もありますしね。こういうふうに点在して用地を求めているわけなんですよ。すでにもう入居寸前のものもあるわけなんですよ。学校を断ったからってですね、それは東京都はありがたがるだけでですね、別に都営住宅は減らないんですよ。市長はちょっと勘違いをしているんじゃないかと私は思うんですよ。ちゃんとここにデーターがありますよ。いやいいですよ、ちょっと待ちなさいよ。市長はちょっと、私はね、何か私の発言に対して感情的にですね、勘違い、感情的になっていらっしゃることと、勘違いをしていらっしゃるんじゃないかと思うんですよ。これはほっといてもですね、都はすでに用地を求めて市と協議してできたことはどんどん家を建てて入っちゃうわけなんですよ。しかも一団地じゃないんですよ。すでにもうえいえいとしてたくさんもう何坪だとか、何千戸入る都営住宅を最近は造る余地がないわけなんですよね。ですから点在をして用地を求めておってそれにもうすでに住宅を建てているわけなんですよ。あるいはできちゃってもう入居寸前のものがあるわけなんですよ。そういうものは学校を建てたから建てないからということは関係ないわけですよ。だから私はそういうふうなものは受け入れた方が得じゃございませんかとこういうふうに申し上げているんですけれども、ちょっと市長勘違いをしていらっしゃるんじゃございませんか。

○市長（古谷　栄君）　私も石川先生が勘違いしているんじゃないかと思います。（笑声）都営住宅をお建てになる時にはですね、市長の判がないと建てられないんですよ、市長が承諾しなければ。かってに東京都がね、それはお建てになることができるかできないか分かりませんが、少なくとも今のシステムでいくと市長が承諾しないと都営住宅をお建てにならないわけです。建てられないわけです。こういうことがございます。たとえば三沢のところに百三十戸ですか、都営住宅を建てさせてくれということでこれは八小の増築を心配してくれると、お金を。ぜひ建てさせてくれと、そういうことでオーケーしたわけです。そのほかにはないと思います。東京都はたくさん土地を持っています。それはもう私もよく知っております。ある程度もうほかに入居寸前の住宅があるというふうなことを聞いておりません。昔建てた都営住宅に対しては東京都は約束を守らない点もあるんです、正直に申し上げて。ですけれども私どもはこれは三沢のところに百三十二戸ですが、これは現実に認

めております。これは八小へ増築のための資金を融資してくれるという条件で承知をいたしました。ほかにたくさんあるものが入居寸前というふうなことはないと思います。私たちの知らないうちに都営住宅がどんどんできるというふうなことはないと思います。

○議長（伊藤　定君）　石川佐太郎君。

○十八番（石川佐太郎君）　どうもやっぱり市長勘違いをしている。（笑声）（「もういいかげんに終わったら」と呼ぶ者あり）あのね、いいかげんに終わることできないですよ、これは。これは要するに東京都ば用地を求めていることまでは日野市が知らないものがあると思うんですよ、用地を求めている途中では。東京都が看板を掛けて用地を求めているんじゃないんですから、業者に買わせるんですから、それでまとまってくるというと今度は東京都の土地ですから、それは都営住宅を建てるための用地ですから、それは古谷市長に断らないで都営住宅は建てませんですよ。建てるけれども市長がいうこと聞いたら自分の土地なんですから東京都であろうと、だれかの地主さんであろうとおまえここに建てちゃいけないよということはできないんですよ。私はそれを申し上げているんですよ。あるいはまだ古谷市長のところに交渉に来てない分もあると思います。私は用地を持っているという事実をちゃんとこういうふうに知ってるから言うんですよ。それで結局そういうものを合してこれは学校を断ろうが断るまいが、それは別に学校を建てる条件で都営住宅を市は許可するわけでございませんから、あるいは水道はこうしなさい、進入路はこうしなさい、いろいろ言うわけです。あるいはいろいろまだそのほかに条件もあると思うんですよ。その条件をみんな聞いたら東京都であろうと住宅公団であろうと、家を建てちゃいけないということはいえないと思う、土地を持っていないうちは別ですよ、土地を持っていれば。そういうことを私は申し上げているわけなんです。ですから私はそういうふうに確かに一カ所に市長がおっしゃったように高幡台や百草台のように人口が一べんに一万も二万も殖えるような住宅は市長としては好ましくないとお考えになるかもしれません。しかし最近そんなばかげた百草台や高幡台のような大団地を建てるところは都であろうとどこであろうとありませんです。みんなちょぼちょぼ土地を買っておいて、それはもちろん市と協議しますよ。市と協議をしますけれども土地を買われてしまえば将来建てられるということですよ。家を建てさせないというわけにはいかないわけです。そういうものを合わせるというとすでにもう四十五年度に買って四十六年度に建てるというものもありますし、大体買収済みだというものがほとんどです。これから建てるというものもございます。これから建てるというのはおそらく市長に相談に来ると思いますよ。だけれども金輪際住宅は建てさせませんということはできないで

しょうと私は申し上げているわけです。そうだとすればその代償として、代償といってはおかしいんですけれどもその住宅を殖やした罪滅ぼしに一校は用地を結局提供せざるを得ませんと、こういうことだと思えば、東京都しゃくにさわるから市で買うというのは私はちょっとどんなもんかなという感じがしたもんですから、私は市長は勘違いしていませんかということを申し上げたわけですよ。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　このことにつきましての見込み方、受け取り方に相違があるようです。はっきり申しまして新井の団地ができました当時、前の地方課長であった方が主幹になりまして、用地がまとまったから何とかひとつまとめてもらいたいということで、有山さんの当時にきたわけです。今後については事前にいわゆる協議をいたします。今度だけはとにかくまとまっているんなら入れてもらいたい、そこで私どもも仕方がないという気持もありましたので、しかし四百何戸かきますとすぐプレハブも作らなきゃいけない。こういうものについて住宅局では応分の負担をあるいは補助をしていただきたい、住宅局ではそういうふうにしていただきたい、よろしゅうございます、できるだけの配慮をいたします、こう言いまして建てましてから、今度はいやあれは教育庁関係だから出せません、そういうことが私どもとしては非常に残っているわけです。ですから今度南平地域に五百建てるならばあの分の五百が残っているから両方を足したので一校出しなさい、いやあれは四十二年以前だから予算が二年延びているから四十二年度予算なんだ、しかし現実に建ったのは二年も後に建っている、というのは予算を繰り越しているわけなんです。繰り越評価のそのテクニックのために何年度予算だとこういっている。当然それは入るべきだと、東京都のいっていることは万願寺も買ってあります。それから京王が持っておりました落川の地域八千坪、これも買ってある。三沢も買ってある。南平も買ってある。総合しますと千戸だからその分でいいんじゃないのか、後でできる時には何ももらえないわけです。しかも地域の南平地域では自分たちのそばに学校ができることについては協力いたします、しかしでき上がったら都営住宅の関係でいっぱいだということではこれまた承知をしない。潤徳の小学校の緩和にもならないということで、私どもが最初話した時にはそういうことで潤徳の緩和ということで新井住宅の分と今度できる分でいけば潤徳の緩和が五百できるわけですけれども、ちょうど筋は通るんじゃないか、そういうことで交渉したところが一人の地主がそういう話には市がすぐ建てるんならば売るけれども都が買って後になるんでは売らないんだということで壊れてしまった。ですから当初私どもは全然拒んでいるんでなくて前の不始末をまず今回、中に入れていただきたい、こういう交渉を続けてきたわけです。ですからそうしませんと潤徳の緩和にならないわけですが、そういう五百を、五百近いですから、それからその前の姥久保にしても平山につきましても何ら東京都は打っていない、ただ保育園が南平にあるだけでほかのことはほとんど市には援助していないわけですから黙っていたのも悪かったでしょうけれども、過去においてあまり泣き付かなかった、あまり大きなことも起きなかったからでしょうけれども、そういうものを責めるならば当然過去のものについても古いものまで要求したいんですけれども、少なくも新井住宅についてはそれは中に入れていただきたい、何とかそれは入れますと言いながらもそれはからくりでこれから建つところを計算に入れて千戸と、こういうふうに計算を向こうでしているわけです。そこらの食い違いがだいぶあるようでございます。

○議長（伊藤　定君）　石川佐太郎君。

○十八番（石川佐太郎君）　あるいは市長が東京都はうそをついているといっていますから私にもあるいはうそをいっているのかもしれません。私にもうそをいっているのかもしれないんです。それは私も直接聞いたんですけれども、都はやはり都の予算におきましてやはり都営住宅は何戸建てなきゃいけないと、そして何年にはどれだけ入居させなくちゃいけないと、こういったような目標がありますからこれはやっぱり都だって、今企画財政部長は前にはこうだったと、ちっとも何もやってくれなかったというけれども、それは日野市だけではないと思うんです。だんだん事情が厳しくなってきますから、初めは日野市の住民は都営住宅を建てても入れるか入れないかわからなかったですよ。それでやっと二割を確保して、四割になって、四割のほかに市の住民が入りますから、そうすると五割ぐらいおそらく日野市の住民が入っているんじゃないですか。市営住宅もたとえば一年に一棟ずつたいへん努力されまして建てております。二十四戸分ですよね。私はやはりそういうようなことを考えれば住宅というのはたいへんな負担がかかるものだと、こういう感じがするわけです。ですから私が申し上げるのはどうせ建てられるのなら東京都から取ったほうが得じゃないか、お金を取ったほうが得じゃないか、腹を立ててそんなの東京都がいけないんだからじゃ市で買うんだといえばこれはたいへんな財源になると私は思うんですよ。それから地主さんは確かにあれですよ、おそらく全部が全部売らないといっているんじゃないんだろうと思うんです。一、二の地主でしょう。それは売らないという理由ははっきりしているわけですよ。やはり二、三年後にやむなくその学校用地を売らなきゃいけないんなら、その時売れば値段がもっと上がっているはずだということなんでしょう。それなら私はたとえばそういう差額を後で市のほうで清算をするとかなんとかいってもそういったように手だてが講ぜられるかどうか、私はもちろん東京都ならそういうことは地主に対する交渉も買収に対するいろいろな細かいこともむずかしいと思うんですが、日野市がほんとうにその用地を欲

しくて買おうとするならば私は手だてはないはずはないんじゃないかと、むしろ東京都なんか買いっこないから日野市が買うんだということになれば一体幾らの財源がいるんですか、なんぼ学校を建てても足りないというのに、私はそういうことを申し上げているわけなんです。東京都は、後で図面を私持っていますけれども、それは今の市長が言いました八千坪というのはこれは大規模団地ですよね。だけれども東京都はこんなちっぽけなところたくさん買っているわけです。いずれは市長のところにきますよ。もうすでに許可を得たものもありますよ。その場合にどうして人の地所に住宅を建ててはいけないということはいえないと思うんです。注文はつけられますよ、こうしてください、たとえば入居者はこうしてください、水道はこうしてください、市はこれで困るんですからと、注文はどんどんつけるべきですよ。それはつけていると思います。もっとつけるべきだと私も思います。そういうことを言っているんじゃないんです。注文はどんどんつけても私はやはり住宅を建てるということは必然的な運命だと思うんです。東京都も必死だと思うんです。企画財政部長は古いものまで要求したいと、そんなことをいったってもうすでに建ってしまったものをその当時は日野市だけじゃなくてみんなその水準で建っちゃたんですからあの時建っちゃって許可をしちゃたんだけれどもあれをなんていったって建ち上がっちゃってからはそういうことには私はならないだろうと思うんです。日野市だけの問題ではないと思うんです。だんだんだんどこも都営住宅を受け入れるところがないから私は東京都も苦しまぎれにいろいろなことを考えてきて日野市の許可を得たいと、こういうことだろうと思うんですよ。ぜひひとつそういう私はちょっと市長感情的になったんじゃないかと思うんですが、感情的でなくて、でなきゃ勘違いをしているんですよ。勘違いをなさらないで冷静にひとつお考えになっていただきたい。私も市長と同じ立場ですよ。一議員でありましても日野市の財政は損したくないと、都営住宅はなるべくふんだくれと、都営住宅じゃないですよ。都営住宅を建てることによって条件はふんだくれと、なんぼ要求してもいいじゃないですか。要求をしちゃいけないといっているんじゃないんです。たとえば地主さんにしたってだれだって土地を持っているのにおめえ住宅を建てちゃいけないということはいえないですよ。どうせ建てられちゃうんです、土地を持っていたら。たとえば十階建てを九階建てにちょん切れというか、あるいは日照権があるからこうしろといったってヘイヘイとやればみんなそのとおり建てなければいけないんじゃないですか。そういうことを私は申し上げている。しょせん拒むことのできない都営住宅であるならば、しかも大団地をこんなに建てようというんじゃないんです。もうすでに実績ができているんですよ。黙ってほっておいてもそれまでだから私は取ったほうが得じゃございませ

んか、そういうことを申し上げているわけなんです。

それからもう一つ、私はちょっと関連してお聞きしたいんですが、さきほど学校庶務課長は潤徳の東のほうに中学校を一つほしいということも言われてましたが、私もそういう感じがするんです。私は詳しいことは知りませんけれども、千代田区のなんですか、林間学校というのがありますね。あれはまるっきり遊んでいますよね、あの施設は。私は知りませんけれどもおそらく戦時中に学童疎開かなんかに使うために千代田区があそこにそんなものを造ったんじゃないかと思うんですが、最近全然使ってないでしょう。ただ管理人がいるだけでしょう。あれは学校用地にもってこいの場所ですよ。面積も五千坪ぐらいありますよ。日野市はあれについて交渉したことがございますか。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　おそらくないと思います。現実にまだそこまで切迫した事態ではなかろうと思います。これからの問題ではなかろうかと、中学校の。さっきのお話のとおりただくれっこないんですからなかなか小学校も中学校も一べんに買い得るというふうな財政的な市にはお金もございませんし、ちょっと無理じゃなかろうかと、すぐでは。しかし将来としては確かにそういうふうに交渉せざるを得ないようなことになろうと思いますが、今すぐに交渉してもちょっと早すぎるといいますか、そこまではいかなくてもまだいいんじゃなかろうか、中学校の場合は。今ほしいのはやはり南平これはもうぜひほんといえば来年建てたいです。そこで私どもとしても東京都が買ってくれれば成功すればいいわけですが、東京都の場合には来年はできないわけです。さきほど申し上げましたとおりすぐに市へよこすということはできないわけです。

それからさきほど石川議員さんがおっしゃった、市長が知らなくてもどんどん住宅を建ててしまうとおっしゃいましたが、それはできないことなんです。御存じのように千平米以上の造成をするのには市長の判こがなければ建設できませんから。ですから東京都としても建てるわけにはいかないですよ、向こうで協定を結ばなければ、しかしその協定を結ぶのには学校なりいろいろな施設を造るということなんです。ですからどうせ建てられちまうんだとおっしゃいましたけれども建てられることはないんです。やっぱり学校を造るなり保育園を造るなり協定を結ばなければ住宅は建たんですから。それからもう一つは万願寺の場合などは私どもとしてはこれは住宅局の財産だと、住宅局が住宅を建てるということのためにお買いになったかもしれませんけれども、現実にはまだできないわけです。道路も何もないですから、進入路も何もないですから、しかしそういうのはやはり区画整理に協力していただくという形の中から一部都営を認めるかどうかという問題になろうかと思います、万願寺辺りは、持っておられるようです。これはあそこに都営を造

られても困るわけなんです。進入路も何もないし、これはもうできない、現実に。そういうところもございます。

それから先般実は東京都のほうへ売るというはっきりお話があったところもあるわけです。これもやはり三沢ですか。これは農協が持っておられた土地です。これは実は私はちょうど学校用地としてもう千坪が千五百坪あればいいと思ったんですが、三千坪しかないわけなんですから一応学校用地にならないということで都へお売りになってもけっこうですということで、これもやはり東京都のほうでお買いになったと思うんです。これなどははっきりわかっているんですがほとんどわれわれに分からない形で、やはりブローカーを通じて買っておられるんです。そういう買い方が、これは昔からそうなんですが、私ども昔からそういうことはまずいんじゃなかろうかといっておったんですけれども、もう住宅局の職員が一挙手一投足を使うわけじゃないんです。全部ブローカーに口銭を払いましてやっておりますから、そういう買い方がはたして都営住宅を建てるために適切かどうか、市町村長にもほとんど相談しないで買っているわけです。買ってから市が受けると、私どもは前々からお買いになるなら市町村長にも一応話をして、市の都市計画もありますし御相談になっていただきたいということを要請しているんですけれども、かってにブローカーの持ってくるものをどれでもお買いになっている。そういう姿がはたして地元の市の都市計画にマッチするかどうかというふうなことについても意見を私どもは持っております。決して私は反感など持っておりません。感情的なものは何もございません。ただ現実にあそこへ一校もらえば千戸はこれは認めざるを得ない、こういうことでございます。

○十八番（石川佐太郎君）　千代田区の林間学校のことは確かにこれからだと私も思うんですよ。たださきほど市長もおっしゃいましたし、私も考えるんですが、金をなんぼ用意しても土地を買えないと思うんですよ。そういう時代だと思うんです。そうだとすれば民間の地主さんも、最近は公共用地を持っておられるそこの東京都なり区なりにしても大同小異だとは思いますけれども、それは私はまた話のつけようがあると、こういう感じがするわけですよ。学校用地としてもびったりだと環境もいいと、そういうことで私はむしろこういうものは、それから千代田区は東京都の区内では最高の富裕区なんだそうですよ。ですから遊ばせておいて腐せておいて管理人を雇っておったって平気なわけですよ。ですから何もあそこに使いもしない林間学校を置く必要はないわけですよ、千代田区だって、日野市が適当な交渉をすれば私は交渉の仕様によっては民間の土地を求めるよりは楽な土地である。しかもこれからだんだんほかの地所を求めるということは困難になってきている。そうだとすればこれはやはり手の打ち方は私はあるような気がするわけです。やはりそこまでいってないということはまだ余裕があるということだと私は思うわけなんです。今後そういう点についても私は努力してほしいものだと思うわけなんです。

それから市長のおことばを返すようですが、私は決して協定を結ばないのに都はどんどん都営住宅を建ててしまうということは一言も言わないですよ。そういうことを言ったんじゃないんですよ。東京都はそれは弱みがありますから市長のところに相談してきて、市長が一喝食らわしておまえのところ建てさせないというわけにはいかないだろうというわけですよ。こうしろと言えばへいとやれば、そのとおりやれば建てさせなくちゃいけないでしょう。だからどうであろうと東京都には住宅を建てられてしまうからそんなら東京都なんか買えないんだから市が買うなんていったってちょっと私はそれでは実際には考えてみれば市のためにならんじゃないかということを申し上げたわけです。私がちょっと邪推しますとカドミウム汚染でもって水田債といいますか、あるいはカドミウムじゃなくて減反ですか、水田債というのがあるんですね。ああいうのに利用するから格好だというふうにお考えになっていられるかどうかわかりませんけれども、それだってやっぱり起債でしょう。起債といえども結局市の持ち出しには変わりないと思うんですよ。それはそういうふうにすれば減反のそれは救えると思いますよ。私はただもらったほうがいいと思うんですよ、東京都から。そういうことを申し上げているわけなんです。

それからいろいろ申し上げましたけれども、私も言いすぎたことばがあるかもしれませんけれども、私は少なくとも私の言ったことを好意と受け取ってほしいということなんです。私は決してつつき出すつもりで申し上げたわけでもございません。私だって市長だって同じ立場ですよ。議員としてやっぱり少しでも市の負担が減ったほうがいいと、簡単に入手できるものは入手したほうがいいということで千代田区の林間学校などを申し上げたわけです。ぜひとも私の申し上げたことはひとつ好意として受け取ってほしいと、こういうふうに申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これをもって六の一学校の充足状況と集団住宅の増加見通しに関する質問を終わります。

本日の日程はこれをもって終わりました。明日の開議は午前十時です。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十八分　散会

六月二十四日　土曜日

（第六日）

昭和四十七年
第二回定例会

日野市議会会議録　第十八号

六月二十四日土曜日（第六日）

出席議員（二十八名）

一番	鈴木美奈子君	十七番	名古屋史郎君
二番	板垣正男君	十八番	石川佐太郎君
三番	市川芳太郎君	十九番	大下博君
四番	秦正一君	二十番	森田喜美男君
五番	滝瀬敏朗君	二十一番	高橋通夫君
七番	林重義君	二十二番	滝瀬政吉君
八番	谷栄吉君	二十三番	日野源作君
九番	百済勇君	二十四番	杉山亘君
十番	米沢照男君	二十五番	伊藤定君
十一番	西沢保君	二十六番	吉富繁枝君
十三番	岩沢哲夫君	二十七番	清水芳雄君
十四番	伊藤松之輔君	二十八番	佐々木昭雄君
十五番	剣持佐吉君	二十九番	正国務君
十六番	杉山寅三郎君	三十番	三浦重春君

欠席議員

六番	池田重太郎君	十二番	大柄保君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄	君
助役	葛西正彦	君
収入役	市川晴夫	君
企画財政部長	篠崎美雄	君
総務部長	遠藤政之	君
市民部長	赤松行雄	君
民生部長	松村清栄	君
建設部長	中島武男	君
都市計画部長	杉本好次郎	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	武居一茂	君
書記	川上輝子	君
書記補	深海弘子	君
書記補	安原清美	君

議事日程

一、一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

昭和四十七年六月二十四日（土）

午前十時　開議

午前十時十四分　開議

○議長（伊藤　定君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十名であります。欠席の連絡があった議員は大柄議員、池田議員であります。遅刻の連絡があった議員は、正国議員、大下議員、高橋議員でございます。その他の方はお見えになると思います。

前日に引き続き一般質問を行ないます。七の一、建築に関する行政相談についての通告質問者森田喜美男君の質問を許します。

（二十番議員登壇）

○二十番（森田喜美男君）　発言の初めにちょっと通告と直接の関係はないかもしれませんが昨夜遅く市民の方から電話をいただきまして、たぶん、その時刻はＮＨＫのニュースのＰＣＢの学術機関が報告をしたという後であったと思うのでありますが、市民として、日野市のＰＣＢに関する汚染の状態環境はどうなっておるか、市もこれをひとつ極力解明してもらって、水道の水はどうであろうか、あるいはその他の食品などはどうであろうか、そのことをひとつ市なりの解明、努力によって市民を安心させるふうな発表をしてほしい、こういうことが言われておりますのでそのことをひとつ、まずお願いいたします。

私がこれからする質問もややそれに精神的には似たようなことになると思うんですけれども、日野市は実際的に建築指導の行政上の権限を持っていないわけです。用途地域並びに地区、それからしたがって建築基準法の規制といいますか、そういうことにつきましては、それぞれの関係部課で市民のほうから相談があれば、恐らく案内というような形で説明があるだろうと思います。ただもう一つは、先日示されておりますような開発行為の指導基準、あるいは中高層建築物の指導要綱というようなことで、一応市側としての大きな住宅開発に当たりましては一応の指導体制ができておる、というふうに受け取るわけでありますが、市民の個人の家の建築、あるいは改築、増築、そういうような面につきましてはどういうふうに把握がされ、あるいは案内の形にせよ、相談なりあるいは一歩乗り出た指導なりというものが行なわれておるかどうか、という点を一つお伺いしたいわけでございます。市には確かに建設部に建築課という課が所在いたしますが、これはいわゆる役所側の公共建築物それの設計なり建築なり、あるいは監督なりと、そういうふうな内部いわゆる外に発する行政という形ではなくて内部の仕事に当たっておるわけでありまして、したがって、市の建築課というのはそういう機能を持たないんではないか、というふうに受け取っておるわけですけれども、その点はいかがでございましょうか、この二点につきましてひとつお伺いいたします。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして、

関連質問者があれば挙手を求めます。森田喜美男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中島武男君）　それではお答えいたします。ただいま森田議員からの御指摘のように実際には市の建築課では権限は持っておりません。しかしながら、ただいま森田さんが言ったように、市民からの問い合わせは非常に最近とみに多くなっております。これはいろいろな問題がある関係で、電話連絡の関係が非常に多いんです。しかしながら電話では非常に間違いやすいことが非常にしばしばあるわけです。したがいまして権限はございませんけれどもやはり市の建築課ということになりますと、市民といたしましては恐らく権限持ってるもののように思ってるような節がございます。しかし権限はございませんけれどもできる範囲のことは御指導申し上げてるわけです。来ていただくということを言いますと、非常にいやがるような方もおりますけれども、これは素人の方です。大体は建築設計士に頼んでおりますので、専門的なことはほとんどその設計士がやりますけれども、最近特に多くなったのは個人が森田さんがおっしゃいましたようにいろいろと問題が起こる関係もございまして問い合わせがございますが、その問い合わせの中で一番多いのがやはり道路の関係ですね。四十二条の二項関係、それから建築の制限関係、これは私道、四十五条の私道の廃止の問題、今まで使ったものを廃止する、こういう問題、それから住居地区の四十九条の一項、住居地区の中へこういうものを建ててよろしいかどうか、こういう問い合わせがございます。できるだけ、一般住宅については私のほうで時間を割いて、九人いますので、どの職員も権限はないにしても専門的なことは一応分っておりますので、そういう御指導は申し上げております。ただ大きなものについてはこれは東京都の西部事務所に行ってもらいたいということで、そういう程度のものは教えております。そういうことでございます。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　例えば昨年一年間にどれくらいな、一般住宅が建築があったか、あるいはその中に不本意ながらの違反がどれくらいあったか、摘発されて指導された件数がどのくらいあるか、というぐらいのことは、これは市として当然把握されていなければいけないと思うんですが、たぶん建った後になりますと、いわゆる税務関係の固定資産徴収の面からの調査はあろうかと思いますが、現実に新築がどういう事態で進んでおるかということも、これは市の市勢ですね。市の勢いの赴くところに大いに関係あるわけですから、そういうものが把握されてなきゃいけないと思うんですが、そういうことは、何か統計にも出されておりますか。

○議長（伊藤　定君）　建設部長。

○建設部長（中島武男君）　新築戸数、建物の戸数が

どれくらい建ってるか、ということでございますが、実際には建築課としては把握はしてございませんが、さきほど森田議員さんがおっしゃったように税務関係から割り出しますと、大体一年間に新増築、改築をまじえて、千百戸程度でございます。新築は、その中から改築がございますので、改築が大体百五十戸程度です。ですから九百五十戸程度のものが専用住宅として認可を取っている、ということです。その中で、無認可でやってるものについては一件程度毎年あるそうです。西部事務所でも、まだ移動した関係で、この西部事務所では範囲が非常に広うございますので、日野、多摩、稲城、こういうものを管轄してございますので実際に問い合わせてみたんですが、把握はしていないようです。少し経てば分るけれども、ということでございました。市内の新築関係は大体年間千戸程度、こういう状況です。なお、非木造については大体百五十戸程度、こういうことでございます。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　行政の分野にないわけですから事務当局に正確な把握をしてないといって責めてみてもしようのないことですが、日野市の行政上のいろんな分野があるわけですけれども町造りを守るとか、あるいは市民生活を守るとか、という面からもやはりそういった建物の建ち進んでいくありさまというものは、やっぱりこれは把握されていなければまずいのではないか、というふうに思うわけです。私の調査に間違いがなければ、四十六年の一般住宅の申請件数というのは、これは一月から十二月までですありますが、千七百八十戸の申請件数があった。それから、その中で、これは全部都の建築確認ないしは建築指導の当局が現場で総当たりに当たったわけではないでしょうけれども要するに違反という形でお役所ことばを使えば摘発ということに相当するのが百四十三件、これはごくうちわに現場調査をして出た数字のわけですけれども百四十三件、千七百八十戸のうち百四十三件、したがって八％ぐらいになりますかね。この中には確認のないというのも、確認を出してない、というのもあるそうですから、含んでおるようですから、いわゆる建べい率等の違反ということが、全部ではない　と思いますけれども、こういうふうな一応の状況がつかめる一つの足がかりではないかと思うんです。それで市の行政が市民を取り締まるというような関係では、むろんまずいわけでありまして、そういう姿が出ない先に進んで建築相談というようなかっこうで市当局に連絡があり、それを事前に法規上の実情も説明をして、そうして結果において違反ということにならなかった、そういう関係が望ましいと思うのであります。いろんなことで、道路行政だけでもなかなかたいへんですから、そういった建築の行政というとちょっとおおげさかもしれませんが、一歩踏み出した相談のあり方、内容的には若干指導を含め

た行政のあり方、こういうことがやっぱり行政の分野として必要な時期に入ったと言えるのではないかと思うのでありますが大きな将来、日野市に大影響を与えるというふうなものをまず把握して、そうして、いろいろ指導要綱に照らした指導を行なうというのは当然でありましょうが、小さい既成の町の中の、そういったきめ細かなといいますか、そういう行政分野が必要な時期に入ったのではないか、という気がするわけであります。このことが要するに地域地区の指定があるということは、とりもなおさず、環境なり、それから防災なりという見地からいわゆる順化という形で、地域の順化という形で行なわれていると思うわけでありますが、特に困りますのは、こういう土地情勢ですからして、狭い土地でもやっぱり有効に使うには少々オーバーをしても目いっぱい建てたい、こういう気持が生まれるのはまた否めない面があるわけです。しかし、そのわくを一歩踏み出して現実ができてまいりますと、もうこれに右へならへのかっこうができてしまって、せっかくの基準を定めたものも大水に流されたごとく消え去ってしまう。そしてまた、住民としての、隣人間のある場合には都の監察当局に通報するとか、電話で知らせるとか、今度はそれがだれがしただろうとか、そういう市民間のせっかく平和でなくちゃいけない隣人関係が損われる面があるわけでありまして、また、こういう面の市民社会の破壊といってはおおげさかもしれませんが、せっかくの連体

感を損うものがあるとするならば、これもまた放置できない問題ではないか、というふうに思うんです。そういうことについての、ひとつ、市長なり企画なりどうお考えになりますか、伺ってみたいところであります。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　建築基準法という精神は、建築物の敷地で、それに対するところの構造とか、あるいは設備とか、そういうものについての最低基準が示されておるわけです。したがって、これは財産を守るために、あるいは環境をよくするために、こういう趣旨から建築基準法が生まれて、制定されている、こういう趣旨としては非常にけっこうなことでありますけれども、しかし、さきほど御指摘のあったように、やっぱり財産を有効にというだけで考えないでいるのが現状で、たとえば道路にいたしましても四メーターなければいけない。現況二メーター、まあ一メーター八〇のものなら、水平で二メーター下がりなさい、下がることの土地についての処分、あるいは買収、そういうことが明確でない。建てる人がそれを下がりなさい、これは道路とみなすんだ、という法律の内容であります。これは四十二条二項だと思いますが、そういうことで、なかなか地主としては、いわゆる買った人については非常に酷な示し方である、しかし、法律の精神からいきますと、当然それは自分の財産を守り環境を良好にするということ

ですから、そういう義務づけられて法律になってるんだ、しかし認可を取りますと、どうしても自分の土地だということから既設の道路に沿って構造物を造る、こういうことから非常に問題が出るようになる。こういうことが東京都の仕事だからといって手をこまねいている、ということについては、ますます混乱をするということで、次の、質問者があります地域でもいろいろ混乱があります。そこで西部の建築事務所長と第一課長に会いまして、こういう認可の方法について、もちろん法律の意味もありましょうけれども、やはりそれが大きな混乱なり、あるいは御指摘のあるような、相互不信というものが生まれる、ということについては、非常にまずいので、建築認可に当たって、ここならばだれが見てもだいじょうぶだというところはいざしらず、そういう混乱が起きそうだ、図面上だけでも、そういうものが予想される、そういうことについては、市のほうにも十分連絡を取っていただきたい。現在、工場についての照会は参りますけれども、一般住宅については、何ら連絡がないわけです。ないままにまた図面上で設計が公道一メーター八〇の場合には二メーター下がるという申請を出せば、机上で認可をしている。こういうことですから、そういう混乱が予想され、地域的にも非常にまずいということは机上でも分るわけですから、そういう問題についてはひとつ連絡を取っていただいて、現地に市のほうも立ち会って、そして、今後混乱のないようにこういう姿勢をぜひ協力していただきたい、こういうことでお願いにまいっております。そういう市の姿勢というものがやはり全体に進歩でありますから向こうのほうでも非常に喜んで、一応そういうものについては、十分協力をいたします、こういう約束を現在取っておる。なお、今後につきましては、例えば固定資産の関係で調査に行きます。その時に簡易浄化槽があるとかないとかいうのは明らかでありまして、そういう点も相互に連絡を取って、そういう問題についてはこうするんだ、あるいは建築確認の中ではこうだった、こういうものが部長連絡会等で、あるいは課長連絡会等で相互に連絡を取っていろいろの問題点とならないように、また、事前にそういうものを把握するための体制を整えたい、こういうふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　区画整理区域であるとか、あるいは市で把握をできる、つまり市に回付される、市に意見を問われる、あるいは同意を求められるというケースであれば市もそれなりのタッチをし対応のし方がある、こう考えますが、確かに非常にやっかいな分野でありますからして、これは都に一切ゆだねておくということであっては今申し上げたような、あるいは、今日の現実のような状況に放任されるわけですから、今篠崎企画部長から前進的な、都との連絡を行ないつつある、というふうに答弁がございますので、そういう考えがあるということはうかがえたわけですが、どういう部なり、どういう課なりどういう姿の担当でそれをおやりになるか。いわゆる行政相談という形であるとか、あるいは指導ということばが出てくるとか、具体的にはそれでいつごろからどういう形でおやりになるか、ということをひとつ伺ってみたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　行政相談ということになりますと、金曜日が毎週建設部長の担当になっております。もちろん課長も出ることもあろうと思いますが、そういう定期的な相談というのを建設部長が金曜日の午前中当たるようにする、その中で従来、市の庁舎だけの関係の建築ということでなく、やはり一般の住民の指導という立場で今後当たるべきである、これはこの間の庁議でそういうことを確認しております。そういうことですから前進的な相談に乗れる。またＰＲのほうにつきましても、広報を通じまして、そういうものについては金曜日の午前中、建設部長が担当いたしますから、もちろんそのほかで臨時的にあるいは問い合わせがあろうと思います。区域的には都市計画部のほうに来るでしょうし、また、建物については建築に来る。これは従来でありますけれども、そういう市の行政範囲でありませんけれども、相談に乗れます、相談をいたします、こういうことは金曜日の担当、こういうことになります。そのほかの、例えば区画整理その他の公道が、きちっとできてるところの以外のいわゆる農道的なところに家が建つ、こういう場合につきましては、もちろん私のほうに連絡が建築事務所のほうからあるわけですから、その際、都市計画なり、あるいは土木の土木課長なりこういうところにうちのほうから連絡を取りまして、その現地をよく確かめて、そして建てる方にも、四十二条の二項の趣旨を了解してもらう、こういう形に進みたい、こういうふうに思っております。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　私の言うのは待っていてはやっぱり不十分だ、やっぱり出向いて行くぐらいな体制を作らないと待っていたのでは、これはなかなか相談には私は来ないと思うんです。したがって、都のほうの確認申請に対して何か一つ回付を受けて、市も情報なり、そして早くキャッチをして、そして例えば監察ということばはたいへん悪いことばですからそういう姿であってはならないわけですが、やっぱり行動的に現場に出向いてでも指導するということがやっぱり望ましい。あるいは建築業者を通ずるなり、いわゆる建てるほうの側の方を通じて、その人たちに悪意でないにせよ違反になるような建築をすると自分自身も業者も、場合によれば免許といいますか、そういうものを取り消されたりする処分もあるそうですから、両々相俟って、要するに結果的には損ですよ、ということを、これが知ることが、損というよりも、不利といいます

か、そういうことをおのずから知るということが一番うまいやり方ではないかと思うわけであります。そういうことで、とかくすると表向きの町造りの振興の裏から、根本的にはこれは土地情勢のもたらす個人を責めてはならない現象であることは間違いないですけれども、やはり守るべきことはやっぱり行政としても市民に守っていただかなきゃならないし、また守っていただくだけの積極的な努力が大切ではないでしょうかということをお伺い申したわけであります。このことにつきましては以上をもって質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これをもって七の一建築に関する行政相談に関する質問を終わります。

次に七の二浅川流域の水防対策についての通告質問者森田喜美男君の質問を許します。

（二十番議員登壇）

○二十番（森田喜美男君）　この三月の一般会計予算の審議に当たりまして、私ども一部の者は予算の修正案という形で、駒形公園の予算一千六百万円でしたか、これをひとつ留保する必要があろうという意味の修正案を出して否決された結果になっております。公園そのものは進んでおります現状ですし、ただ若干、この後追い調査という気持で数名のわれわれの側の議員が、関係当局にいろいろと資料なり、あるいは御意見なりを伺ってまいりました。その結果いわゆる従来浅川は一秒間の流量四一七〇ミリですか、四千百七十立米という流量の基準で護岸なり堤防なりの築造を考えておったと。つまりそういう防護の仕方を考えておったと。最近いわゆる多摩丘陵が宅地開発され、また従来の畑、山林、水田も宅地化に進んでおります。したがって今後これまでのその基準流量では浅川の防護には欠陥があるというふうに考え方を変えたと。一秒間の流量六千立米、これを基準にすることに変えたということを聞いて参りました。これまでこの市はいろいろ川のめんどうは考えられないようにあっちこっちにいろいろ市の仕事があるもんですから、わりあい川に対しては、これはまた管理者が別だということもあって、考えがあまり巡らされていない、あるいは若干なおざりにしている点があるんではないかというふうに私は感じるわけです。それで市内の特に浅川流域を考えます場合に、すでに堤防のきちんとされているところもありますし、また、まだ堤防のないところもたくさんあるわけでして、一秒間六、〇〇〇トンの流量というのは非常にめずらしいケースだと思いますけど、要するに水かさが上がることはもうそれを想定すれば水かさが高くなることは間違いないわけですから、いわゆる堤防の切れ目であるとか、あるいはかすみ堤であるとか、そういうところに相当水が乗ってくる可能性が考えられる。そうなるといわゆる川の流域というとちょっと範囲がおおげさかもしれませんが、そういうところの防護というものについて、積極

的なやっぱり着眼を要するんではなかろうかというふうに私どもとしても考えるわけです。そういうことにつきまして現在の堤防がどういう状況にあり、また仮に建設省の考え、建設省が基準としております六〇〇〇トンというような流量が実際に起きた場合には、現実にはどの程度この水が乗る区域ができてくるのかということを、ひとつ何か説明の方法があったらお話をいただきたいと思うんです。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君の質問についての答弁を求めます。市長答弁。

○市長（古谷　栄君）　私から先に……。ただいまの御質問について専門的な流量とか、その他の問題についてはあるいは危険個所がどこであるかというようなことについては、都市計画なり建設部なり何なりで話があろうと、答弁があろうと思うんですが、全般的な問題としては何か私どもが川に関心がないんじゃないかというふうなことでしたが、これは関心がなかったらたいへんなことで、非常に関心を持っております。御承知のとおり多摩川はかなり改修されましたので、十数年前までは多摩川についても非常に不安があったわけですけれども今日ではまあ、まあ当分だいじょうぶではないかというふうに考えておるわけですが、浅川という川は、これは昔からもう流量の問題がありましたけれども、急激に増水する川なんです。これはもう昔からそうでありまして、今日この市街化が進みましたので、丘陵地帯の市街化が進みましたので、一層それが激しくなったというふうなことで、学術的なことは分かりませんけれども、素人の私どもでもこれはもう当然考えられることです。私どもも直接の管理者であります建設省の建設事務所にも何回も行っております。また沿岸の住民の方々も何回も陳情に行っておられると思います。特に三多摩選出の衆議院議員等を通じまして、何とか早く無堤防なところはひとつ堤防を造ってもらいたいと。あるいはかさ上げすべきところはかさ上げしてほしいと。あるいは護岸が崩れ落ちておるところはひとつぜひ予算措置を取ってもらいたいというふうなことで、かなりひんぱんにやっております。実際私ども市の行政を預かる者といたしましても、雨季になりますと浅川がどうかなあということをいつも心配しておるわけであります。関心がないどころじゃ実はないのであります。去年も、御承知のとおり緊急な措置を講じてもらいまして、まあ、まあ大難が小難で済んだわけでありますけれども、今年もたいへんな心配があるわけでございます。したがって駒形公園の時にも建設省の仕事をわれわれの方でやるというふうなことは、何かわれわれの方で手助けをするというふうな感じになってしまったわけですけれども、しかし、何

とかしなけりゃやはりならんということで、河川の流れが右岸に片寄っておるのを中心部に持ってくると、あるいは左岸の方へ少し寄せてくるというふうなことで、かなり建設省の言い方も難題であったとは思うんですけれども、あえてそういう仕事も実は建設省の仕事を分担して私どもやったということがあるわけです。まあ、お役人ですからうまいこともおっしゃるでしょうけれども、本来はこれは建設省が当然やるべき仕事なんです。それをたまたま駒形公園に引っ掛けてひとつ川を修理してくれというふうなことを、そういう工事をやったわけであります。したがって私どもとしては関心がないとかいうふうな問題ではなく、そういう関心とか関心でない、関心を持つとか持たないとかいうふうな問題ではなく、もっと切実な問題として考えております。なお技術的な問題についてはほかの当時者に答弁させますけれども、この雨季を迎えて非常に心配ですから、私もこの議会が終わりましたら私ももう一度お願いに上がろうかというふうに考えておるわけです。今のところどうも予算措置が若干遅れるんじゃないかという非常に心細いような感じもいたしますので、できるだけ早くやってほしいと、特に応急措置が取れるような態勢を取っていただきたいというふうなことをお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　森田議員さんの御質問でございますが、基本的なことにつきましては市長から御説明ございましたが、御質問の中の無堤防地帯とか堤防の状況でございますが、これらにつきまして御説明申し上げます。確かにこの河川につきましては、昨年の二十号台風、二十三号台風の場合も、高幡橋の右岸の上流でございますが、無堤防地帯と申しますか約六〇〇メートルございますが、これらは溢水寸前だということで、この上のかすみ堤から逆流いたしまして、床上浸水というふうな状況でございまして、危険な状態でございます。それでさきほど森田議員さんが申されました最大流水量の押え方でございますが、森田議員さんの言われるのは多摩川の浅川と多摩川の合流点の最大流水量かと思いますけれども、高幡橋付近の最大、浅川の最大流水量を高幡橋付近で見ますと、現在建設省で言ってる最大流水量は高幡橋の現堤防で、今の堤防より一メーター上がると、一メーターより余裕がないというような計算はしております。これは確率から申しましても五十年に一回とか、百年に一回とかいう確率でございますが、そういう流水量を持ってこの川の対策に当たっているというのが現実のようでございます。それで川全体につきましては、堤防のかさあげにつきましては高幡橋を付近を基準といたしまして、一メーターで約一メーターのかさあげが心要ではないかと。それからその他川底の整備につきましても、計画的に実施をいたしたいというようなことでございます。それから現在の無堤防

地帯と申しますか、護岸の低いところ、全く護岸のないところでございますが、これは大体六カ所ございます。それで高幡橋の上流の右岸でございますが、前年の危険であった南高幡橋の上流右岸の大体六〇〇メーター、それから高幡橋の、これら駒形公園の付近、これが約六〇〇メーター。それから平山橋の上流の左岸、これが滝合橋と平山橋の中間でございます五五〇メーター、それから滝合橋の上流の右岸平山用水の取り入れの付近でございますが、二〇〇メーターでございます。大体四カ所でございました。約千八五〇メーターでございます。それで危険個所につきましては、高幡橋の上流が、さきほど申しました右岸でございます。それから一番橋の左岸二〇〇メーター、これは水の当たりが強いということでございます。それから一番橋の上流の七生中学校の裏、これも水の当たりが強いということ、それから平山橋の下流の左岸これは四〇〇メーター、これにつきましては現在工事中でございます。それから滝合橋上流の右岸二〇〇メーター、これも水当たりが強いということで、危険個所につきましては現在六カ所でございます。この内まあ平山橋の下流の左岸につきましては現在工事中。それから一番橋の付近でございますが、一応工事が終わったということでございます。なお建設省の方は、この六カ所につきましても現在順位を付けまして整備を急ぐということでございます。さきほども市長からも申されましたが、この河川につきましては多摩川と違いまして、一級河川になった時点が四十一年でございますので非常にまだ建設省といたしましても調査の結果十分ではなかったということでございます。それで私どもも消防署と協力をいたしまして、今日も出ておりますが、川下からそれ以外の細かい危険個所と申しますか、細部にわたって河川の調査を現在やっております。これらにつきましても調査結果を見まして、建設事務所の方に早急に行って、補修・改修等につきまして要請をいたしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　市長がまあ、われわれ議会には余りそういう話をなさらないで、いわゆる庁内の中で静かに運動をやっておられるというふうに、それ全然知らんということじゃ無論ないですけれども、大関心を払っておられるということをさきほどおっしゃられたわけで、これは当然そうなきゃならない、そうあってほしいということに変わりはありません。ただこれはわれわれが行ったわずかの面接の範囲ですからして、意見の交換も不十分、無論不十分ですが、四十一年に従来の都の管理から高幡橋上流ですが、一級河川ということで建設省の管理に移されたということ自体が、財政上の問題もありましょうけれど、この緊要性ということがやっぱり技術的に判断されて、そして国の管理においてひとつ河川管理をやろうということになったふうにも伺いましたし、またわ

れわれといたしましても出向きましたからにはひとつ大いに御心配を願いたいということをお願いしてきたわけであります。ただたまたまおっしゃったことばの中に予算も十分つきがたいので、地元からの運動を盛り上げてほしいというお話もございましたので、今後は特にそういった運動にも単なる代議士さんを活動していただくということのみならず、市民も議会も、あるいはこの市の行政当局ともに、やっぱり積極的に訴えていくということが、ぜひやらなければならない仕事ではないかというふうに、特に痛感したわけであります。それで関連してまいりますのがですね、川というものはこれはひとつの自然の降水の関係と、地形の関係をひとつのバランスによって、できております自然空間といいますか、今日なれば公共的な空間であるというふうにも取れると思うんです。日野市が位置します場所は、これはつまり多摩川の河川流域と、それから浅川の河川部分とこういう二つに囲まれておるということは、その水防の問題だけをよく克服でき得れば、今の大気の流通であるとか、それからこの自然の復元をする自然的は力といいますか、そういうことではきわめて恵まれておる条件であるというふうにも考えますので、必ずしも土地が不自由だということで、川を狭めるとか、それから川を何かほかのことに川敷を利用するとかということは、やっぱり第一義的には考えるべきでないという気が生まれてくるようにも思うんです。したがって駒形公園という形で、要するに建設省の四十四年九月十七日に告示されております。縦覧文書を見てみますと、浅川のこの幅がやっぱり駒形公園のいわゆる駒形川原を含めて青にベッタリ塗られております。やっぱりその意味はそれなりの、つまり川幅を保つということがいざという場合に必要であるということを技術的に示したもんであろうというふうに思うんであります。それでこの公園、今日公園が進んでおりますからして別段公園のことを途中でおやめなさいとかそういうことは申しません。ただ過去の駒形川原についての扱いの理非曲直は行なっておかなければならないということで、若干お耳ざわりかもしれませんが、質問を継続いたします。昨年の十月ごろにわかに駒形、いわゆる駒形川原のこの何か国有財産であったものが急に河川敷に入ったと、河川敷に編入されたということがにわかに伝えられました。これをさかのぼって調査いたしますと、昭和四十四年の九月十七日の官報によりまして、いわゆる建設省告示第何号ということで、もっぱら廃川敷であるといっておったところがこれはいわゆる河川敷であるという指定に入っておるわけです。だから早く四十四年九月十七日という三年も前のことですから去年辺りそういう問題が何か急にどこからか知らされたというようなことで生まれてくること自体がおかしいと思います。また駒形調査会が調査活動いたしましたのはたしか四十五年であります。その時点ですでにここは河川敷になっておるわけです。また市はそういう主張に立って駒形補償をすることの妥当なるゆえんを説いてきたわけです。そういう請願とともに議員伊藤定氏は関係者から委任状を取って、そして交渉権といいますか、請求権といいますか、それの交渉の代表者になられた。これは駒形調査会でそういう状態があっては民法の上から考えてもその人を対象に調査を進めなきゃならんからしてそのことを外してくださいということをたぶん当時の議長から申し入れてもらってその解除をした上で調査に入ったという過去の経過があります。市はですから委任状を取り付けた方と一生懸命交渉されたでありましょう。つまり補償しなきゃならんという側に立ってまた補償の理由を議会側あるいは調査会側にも説明をされる立場に立ってお話があったように記憶しております。またかつてのプール敷について当時の市長はそれぞれの耕作者と市営プール建設に伴う国有地耕作者に対する離作、並びに上物補償契約書という形で、いわゆる三百坪一百万ですか、そういう単価による補償が行なわれております。この契約書自体がつまり川原を耕しておった人に何かまことしやかな理由を付けて、そして補償を行なったということを考えてみますと、まことにおかしなしくみであります。かつて駒形調査会におきましていわゆる二小の仮運動場として使いましたいわゆるほんとの河川敷、しかし、

す。またさかのぼって廃川敷がいつ行なわれたかということなんですが、明らかに廃川敷という処分は私の調べる範囲では行なわれていなかった、つまり東京都から建設省に申請をしてもらって、つまり東京都の意見ということであの個所は河川管理から外しても差し支えないからして日野市からプールを造りたいという申請があるから管理から外してやってくれというふうな申請に基づいて、いわゆるそれを認めるという形で行なわれております。したがって市当局が駒形調査会などでもう大正年間からあそこはいわゆる無籍地という国有地なんだと、廃河川敷なんだというふうに終始一貫説明されておりましたが、これは事実と合っていないということがはっきりいえるわけであります。その点につきまして後でひとつ御答弁をお願いいたします。

またこの土地のいわゆる駒形川原のかつて耕して利用しておったという方々から、あの場所は土地改良を行ない大正の初期から米麦その他の農作物を耕作し、今回公園用地として離作交渉を受けておると、したがって生活に重大な支障を来たしたから市は相応の補償を行なってくれ、離作料を行なってくれと、こういうふうな請願がこれは当時伊藤定議員からわれわれも説明を受けまして紹介議員になりました。しかし川原を作ってこれは食料不自由の時にたまたま利用したということは、これはそれぞれの努力ということで認めていいと思います。しかし、川原を土地改良したとか、それから作ったものを供出したとかいうようなことが、これはもうあり得るはずはないわけです。

かもこれはきちんと借用して耕作した河川敷と、これに坪五百円といういわゆる上物補償が行なわれたと、これと同じ考え方で駒形の補償も納めてほしいという気持が駒形調査会の考え方に大いにありました。しかしいわゆる対比という形で比較するという形で豊田の豊田川原の利用は、あれはつまり河川敷だと、川の内なんだと、駒形は川の外なんだと、川とは無関係の土地なんだと、したがって考え方の根本が違うんだということでもっぱら説明されました。東京都の都営住宅の新井都営のところの都が行なった補償もやっぱりあれは行政財産、河川敷だと、したがってそれとも比較はできないんだといわれてまいりました。しかし多年にわたってあそこは文字どおり河川敷であり行政財産であったことが立証できます。これは理非曲直ということでやっておりますので元にもどせとかそういうことをいうつもりはありませんけれども、つまり明らかに誤りがあったということが立証せられたからには何らかの措置がなければならない。なおまたこのいわゆる四十六年、つまり昨年の十月一日に大蔵省から建設省にいわゆる河川敷地として管理替えになり、市はその時点をもって契約関係が終わったというふうに聞いておりますけれども、私どもが関財立川出張所あるいは京浜工事事務所という役所で聞いたのでは九月三十日に満了するという、契約が満了するというその時点があるからいわゆる管理上の移行をそれに合わせてくれと市からいわれたんだと、何か補償でごたごたということがあるそうじゃありませんかというようなことだったわけです。そうなりますと何かつまり去年の六月に予算が可決したわけですから、それの執行を終わったのちに移管替えが明らかにされたというふうにも取れるわけでありまして市側にそういう内部的なしくみがあったとは考えたくないんですけれども、その点をひとつどういうふうに御説明がありますか。以上の二点について。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　率直に私から申し上げたほうがいいと思うんです。いろいろ事務的にいろいろのことがあったかもしれませんが、私は廃河川敷と河川敷というものの相違法律上の相違というふうなものは詳しくありません。一応あの地域は私どもが子供の時分から農家の人が耕しておったことは事実であります。ですから当然これは私有地だというふうに考えておったこともまちがいない、観念的に。一方関財のほうへ使用料を取られておる、当然廃河川敷であろうと、こういうふうに私どもは考えておりました。したがって河川敷であったためにおまえあやまれというのならいつでもあやまります。

それから五千坪で三百何十万払ったお金が払いすぎじゃないかと、豊田のあそこと比較して払いすぎじゃないかと、こうおっしゃいますけれども、私は違うと思うんです。これは。豊田のあの中の川原の中のところのあそこと比較しちゃかわいそう

だと私は思います。実は昨日ですか、あそこへ行ってみました。見てきました。すばらしいところになりました。ほんとうにすばらしい公園であります。無償であれが借りられて市民の憩の場となる、五千坪の土地がなる、三百二十万円はそう惜しいといいますか、惜しくはないんじゃないかとこういうふうに私は率直に感じます。それであそこへ小さな苗木を植えたり、あるいは運動公園としたり、見晴らしもいいし、すばらしいところです。堤防側も少し高くなれば、何かかさ上げする予定だそうです、将来。そして正式に廃河川敷となり、正式に将来無償貸与されて市に払い下げになるということになればもちろんすばらしいことですし、かりにすぐに払い下げにならなくても無償であの土地を借りられてりっぱな公園ができるということは市民にとってたいへんな喜びじゃなかろうか、私はむしろ非常にいいことをしたと実は考えております。あのプールへ、市民プールへたくさん子供さんがあるいは来られましても駐車場が今までなかったわけです。駐車場を市で設定するといっても今日駐車場を借りるんだって百坪ぐらいの駐車場を借りるんだってたくさんの金を取られるだろうと思います。（二十番「議長」）そういうふうな感じで私は決してあそこに公園を造ったことに払いすぎであったとか、おまえ余計払ったんじゃないかと、廃河川敷という名前を使って余計に払ったんじゃないかと、こういうおしかりは、私は廃河川敷ということが、誤りだったということになりますれば、これはもう私のほうから率直にあやまりますけれども、河川敷であろうと、廃河川敷であろうとりっぱな公園ができれば三百万ほどのお金は払いすぎであるという私は批難は当たらないんじゃないか、こういうふうな確信を持っております。市民も決して市長おまえ余計金払ったじゃないか、五千坪に三百万とは払いすぎじゃないかとおっしゃるかもしれませんけれども、いやおっしゃらないだろうと私は大多数の市民はおっしゃらないだろうと、こういうふうに確信をいたしております。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　市長いけませんよ、問題をはぐらかしちゃ。そういうことを言っているんじゃないんです。もちろん利用できる土地を利用することはけっこうでしょうし、それから公園の促進を今、その修正案を出した当時と違って今止めようという気持は変えたといってもいるわけですし公園のできること自体あるいはあの川原の利用自体がまちがっておったというふうな言い方をしているわけじゃありませんわけでして、いわゆる問題の打ち出し方といいますか、早く公園を三年も五年も前に認可になっておったわけですから、延び延びになったら補償問題でしょう。補償問題につまり足を取られて公園のできるのが三年も四年もあるいはもっと遅れたわけです。だからそういうことに市長があえておっしゃるならば、な

ぜもっと早くそういうことを克服してお進めにならなかったと言いたくなるわけです。そこでやっとこ、とにかく補償行為が終わって着工されたという、何か補償するために足を取られてつまり補償は必ずしも正しい請求ではないということを、これをやっぱり関係者にもしっかり御説明なさらなければいけませんし、とにかく公金ですから筋の通らない金を払っていいということはないわけです。二千円は安いということは安いとか高いとかいうことを言っているわけじゃないわけでして、関係の場所のバランスということもありましょうし、これは市長は太っ腹でしょうからしてすぐ安いとか高いとかいうふうにおっしゃってそれで困っちゃうんですが。図書館用地だって何か地元に謝礼するのが二十万円もする土地が一万数千円だと、安いもんじゃありませんかと、こうおっしゃいます。安い高いということで議論をしては、結果的な評価ということならこれは別ですけれども、やっぱりこれは行政であり公金を支出することですからけじめがつかなければ安いも高いもいえないというもんではなかろうかと思うんです。ですからひとつ論点を変えないで、市長がぐあいが悪ければ担当の部長さんなり、課長さんなり応対していただければけっこうです。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　私つまり見舞金を支払ったことが違法のあるいは不当な支払であると思っておりません。先般も申し上げたとおり東京都などは不法建築のところにでもたくさんの金を支出してどけております。もしこれが違法の支出であり、不当な支出であるならば法的な根拠もなく法律を無視して占拠をしておるにならない。お金を支出する公金を支出するというようなことは一そう不当であり不正な支出である、違法な支出であると言わざるを得ない。私はこの見舞金を払いましたことは違法でもない正当な支出である、そんなに高い市の財政を市のそれから受ける市民福祉とバランスを取りましてものすごい高い支出であるというふうなことは考えておりません。むしろ財政的に、経済的にみれば五千坪の土地が三百万程度の補償で市民が楽しむことができればたいへんけっこうじゃなかろうか、私は正直そう思っております。また市民にあの土地をお見せして作物を作っておった農家の方に三百万支払ったんだと、市長は違法な不当な、市民福祉を顧みないで公金を使用したというふうにいわれないだろうと、こういうふうに確信を実はしております。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　市長は何か問題をすり替えてすぐその高い安いだ、やれ結果の評価はどうだというふうにおっしゃいますけれども私はそういうことを言っているんじゃないんです。つまり経過の説明の中に議会側にまちがった説明をしたということの責任はどうなるんだということと。それ

から四十六年の九月三十日付で何かその後に日野市に情報が伝わってきたようにいわれておるけれども、告示そのものは四十四年九月にすでに行なわれておると、その間知らなかったということであってもいいけれども、九月三十日以前に市は御存じであったということを言っているわけです。それをなぜ議会には伏せておられたかということを言っているわけです。ですから市長の今の高い安い、あるいは不当、そういうことで私は言っておりません。ただそういう多年にわたってもめた問題ですし、やはり理非曲直は明らかにしておくことが大切ではないかということで伺っているわけであります。また大きくは駒形を公園の状態で保つということは、これは水防上にも支障ないと思いますし、しかしあそこの駒形の場所は堤防すれば川は狭くなります。もう一つはあそこは当局の見解では本来遊水地であったと、水を出水時に水を回す固有の場所であったというふうにいっておりました。したがって私は川は川並みにつまり川を狭めてまでものを利用しようなんていうことは原則として不自然であると、川は自然のままに一つの幅が保たれなければならない、こういうふうに申し上げておるわけでして、ただ現実に公園は進んでおりますし、公園そのものは市民に喜ばれるとすればけっこうですが、過去の扱い方に議会側に対するいろいろ違ったといいますか、事実に相違した説明、あるいは九月三十日前に御存じでありながら、何か突然分かったごとく発表されたということについて理事者と議会という関係ですか、そういうことで申し上げているわけです。

○市長（古谷　栄君）　ですから私どもは最初に申し上げたとおり廃河川敷であったと思っておりましたと、その点にまちがいがあれば謝罪をいたすのにやぶさかでないということを最初に申し上げております。私どもは少なくとも私は廃河川敷である、こういうふうに信じておりました。私のその信じ方について誤りがあれば、非常なおまえが誤ったために、まちがったためにそういう認識を持ったんだとすれば、その過ちについて責任があれば、これまたおわびを申し上げたい。つまり私は知らなかったと、河川敷であるものをことさらに知りながらおまえは廃河川敷といったじゃないか、こういうことはございません。ただ私の認識に非常な過ちがあった　それを知らないことについて悪意はなかったにしても、少なくとも知らなかったことについておまえに過ちがあったんだということになれば、これはもう公の席上でたいへん申しわけなかったと申し上げたいと思っております。人間でございますので過ちというものは私もございます。皆さんにもおありと思います。誤りに対しては、誤りがあったということになりますれば、これはもうおわびを申し上げるのに決してやぶさかではございません。こういう意味でございます。ただ私どもとしては蛇足かもしれませんけれども、やはり行政の理非曲直を取らす場合に　ただ理

論で、ただ理屈で、ただ法律でいけばいいという問題だけではなかろう。やはり市民福祉にそれが大きなつながりを持つならば若干は曲げるというとおかしいんですけれども、押し切ってもそのほうが市民福祉につながると思う場合には、やらざるを得まい、こう思うわけであります。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　遠藤さんのほうからは答弁ありませんか。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　森田議員さんの御質問の官報に登載されました告示の時期、それからその四十六年の予算を計上して議決を願った時期、これにつきましてはずれがございます。これは国有財産でございまして、国有財産法の第十二条では確かに官報に告示されて河川区域ということでございますが、この点につきましては、四十四年でございまして私ども官報の確認が足りなかったと言われるかもわかりませんが、この点につきましても私と同時に民生部のほうでも見ましたので、特に官報の確認については手落ちがあったということについてはおわび申し上げます。それでその後でございますが、その土地につきましては建設省関係は全然ございません。ずっと四十六年の十月一日まで大蔵省でございます。国有財産法の第十二条で国有財産の所管につきましては大蔵大臣と協議をしなければならないということで建設省のほうは大蔵大臣に九月三十日でもって協議文書で協議をしてございます。それに基づいて大蔵省は十月一日付で所管替えをしたと。それから森田議員さんのいわれます十月一日を無理に市のほうから頼んだというようなことではございません。これはあくまでも建設省の文書もございますが、建設省から大蔵省へ、大蔵省から建設省にと文書の中で全部所管替えの手続が行なわれてございます。河川区域であろうと河川区域でなかろうと国有財産の所管につきましては所管替えの手続ができなければほかに移さないと、管理が移らないということでございます。確かに私どもその告示をされた時点において手落ちがあったということについては申しわけないと思っております。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　本会議の場ですから必ずしもきちっと詰めることも必要ないと思います。市長は住民福祉という立場から少々のでこぼこは結果の評価のほうが大きいというお考えに伺うわけでして、そういう考え方もあると思います。ただ住民福祉のためには少々筋が違ってもいいということもやっぱりこれは問題でありまして、何かぎくしゃくして法律とか規則とか一点張りで物事を処分する、ということもまた適当でないことも私はよく知っております。だから全体のいわゆるバランスの中でチエックされ、また、バランスされるという形でこの行政の進展が望ましいわけであります。ただこのことにつきましては、多年にわたって問題にもなりましたし、またそれぞれ厳しいこれまで調査なり議論もあったわけですから一ぺんやっぱりピリオドを打つには理非曲直というものは明らかにしておかなければならない、ということで私は今まで発言いたしました。別段、市長をやっつけようの、部長さんを困らせようのということでは決してありません。やはりこれも市政全体の前進のためである、というふうに受け取っていただきたいと思います。とにかく私の主題は浅川流域の水防対策について、という大きな題で行ないましたわけでありまして、題目を取り違えてはなりませんので、浅川そのものは日野市の、日野市を縦断する非常に大きな自然の恩恵であるとともにまた災害の要因ともなり得る。したがって治山治水ということばが古来言われているわけですけれども、治山のほうは終わりました。今度は治山には破れた結果を治水という形で守らなければならないのではなかろうか、そのための努力を理事者、議会、ともにひとつ大いにやりましょうということで、私の質問を結びます。以上であります。

○議長（伊藤　定君）　次に板垣正男君の関連質問を許します。

○二番（板垣正男君）　今、森田議員の質問の中でも私の質問しようとしたことが質問なされておりますし、それに対する答弁もありましたけれども、一点この際聞いておきたいと思います。三月議会で市長のほうからも、いわゆる駒形公園用地が十月一日付で建設省に管理替えになったということの説明もあり、それに若干の質疑があったわけですけれども、これまでわれわれが説明を受けていたものによれば十月の中ごろいきなり建設省のほうから連絡があったという説明だったわけですが、これに対して、われわれは疑問を持ったわけです。ですから三月議会で補正を通した、賛成したということがありましたけれども、しかし、はたして十月の中ごろ、いきなり連絡があったのかどうか、そういうことについては疑問が残る、と私はそういうことを率直に市長に申し上げておいたはずです。その後、われわれの調査によって、そういう疑問がいっそう濃くなった、ということが出てきたわけです。この場では詳しい事実関係はあげられませんけれどもそれ以前に、日野市が、建設省の管理になるということを知っていた、そういうことから執行者と議会との関係にやはり事実関係が間違っていたものがあった、そういうことが言えるんじゃないかと思います。議会と執行者の関係というのはそういうことであるべきことではないだろう、ということは私が申し上げるまでもないことですから、われわれが、なおそのことに疑問を持ち、問題点として追究する、ということは当然だろうと思うんです。さきほど総務部長のほうから、大蔵と建設省の間で文書も取り交わされてる、

というようなことが説明ありましたけれども、それは確かに文章上の取り交わし、ということについては間違いないだろうと思います。正当な手続きがなされているだろうと思います。しかし、そういう形になって現われる以前にどういう認識を得ていたか、ということになれば、私はこれまで議会で報告されてきたようなことではなかった、というふうに推察もしているわけです。今後、なおその点の解明が行なわれなければならないだろうというふうにも思っておりますので、説明があればよろしいですけれども、無理に説明しろということは私は申しません。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　国有地の取り扱いでございますが、これはあくまでも私どもが国有地を所管替えをするということじゃございません。国の各省各庁でもって協議をして、それから所管替えなり所属替えが行なわれる、ということが原則でございます。これは河川法の第十二条でございます。市のほうが所管替えをするとか何とかできません。この辺を十分ひとつ御承知願いたいと思います。なお、これにつきましては私どもは借りるほうでございます。当然国のほうからの指示に従ってやる。国から何らその間、通知もなければ連絡もございません。地主でございます。相手は。地主側から何にもございません。これは事実でございます。それで初めて財産法の第十二条によって連絡が来るというのが筋でございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　次に百済勇君の関連質問を許します。

○九番（百済　勇君）　森田議員の質問内容について関連して質問をいたします。前者の二人の議員から内容について重点的に質問がされましたので、私もそういう点について質問をしたかったんですけれども、大体、解明されたようでございますので、あと二、三点、具体的な面から質問をいたします。まず第一点といたしまして、水防上の見地から浅川を見た場合さきほど森田議員のほうからお話もございましたけれども、駒形川原、あそこは市営プール及び公園敷地にかけて、約半径二五〇メートルぐらいの曲線になっております。河川がこの曲線になるということは非常に流水の力の集中するところであり、こういう関係から、まして広かった河川が、あれだけの用地が狭くなる、河川の用地が狭くなる、こういうことになりますと非常に水の力というものがあの部分に集中してくる、こういう観点から、非常に危険を伴うのではないか、さきほど市長のほうから答弁もありましたけれども、建設省のほうの考えではこれで十分だ、こういうふうに言われていれば問題はない、こういうふうに答弁がありましたけれども、やはり丘陵地帯が一面に宅地造成がなされ、雨水の吸水というものが非常に薄くなってきておる。その雨水はすべて浅川に流入してくる、こういうことで、さきほどの質疑応答の中でも四千トンから六千トンというふうな話がありましたけれども、大きくオーバーしてくるんではないか、こういうふうにも考えますが、その点の見解がどのようにあるか、第一として質問いたします。

それから次に第二点といたしまして、現在市営のプールがございますけれども、この市営のプールの敷地が何といいますか所有権といいますか、貸借権関係といいますか、こういうものがいかようになっているのか、二点目としてお聞きしたいと思います。以上二点を質問いたします。

○総務部長（遠藤政之君）　第一点目の駒形公園の付近の水位でございますが、さきほど私も申しましたが、現在の最大流水量で、現在の擁岸と申しますか、公園に付属した擁岸でございます、堤防ではございません、　最大流水量いっぱいだ、ということで、これには耐える。これは建設省のほうの指示に従いまして、工事を施工したものでございまして、最大流水量でも越さないという計算で造成された、ということでございます。それから第二点目のプール敷でございますが、これにつきましては、十月一日から河川敷の占用ということで無料でございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これをもって七の二、浅川流域の水防対策に関する質問を終わります。

午前の会議はこれをもって休憩し、午後の会議は一時よりいたします。

午前十一時五十九分　休憩
午後　一時　十五分　再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。八の一、工場建設についての問題点についての通告質問者秦正一君の質問を許します。

（四番議員登壇）

○四番（秦　正一君）　工場建設についての問題点ですが、この件については、さきほど地元の有志の方が市長ともお会いしまして、かなりの解明もなされておりますが、一応、今までの経過を通して、今後どのようになされていくか。もちろん請願も出ておりますもので、そういった面で幾つかの点を質問いたしたいと思います。工場建設については、都の建築指導の関係で確認申請がなされ、その中で行なわれているわけですが、市の段階として直接関係のある点としては、工場の認可の面だと思います。特に公害についてそういった面を通して話を進めるわけですが、日野台一丁目の小構に工場建設の話のあったのは、本年の五月上旬ごろで、その地区は、工業地域となっているが地域一帯、住宅が密集した中で、その中へ工場が建設される。その工場へ入るための道路としても一、八メートル非常に狭い道路を利用しなければならない。この道路は地域の

住民の通勤や通学、買物の唯一の生活道路であり、また下水溝もない。このような状態の中で、工場が建設されるということは、現実の面から考えて非常に無理ではないかと、このように思われるわけです。その後都の役人も呼んで現地の調査も進め何回か地域の住民の代表の方も建築事務所の所長、課長、こういった方にもお会いしまして、工場建設反対の陳情もし、強く地域の住民の方の要請もなされてきたわけですが、工場認可の面の市としては公害課、また市長、地域住民の方が面談されまして陳情、請願等も行なって、最終的には住民の切実な願いとして訴えた、この請願となって現われたわけであります。工場建築の確認は、まだ最終的には通っていないようですが、まず私がここでお聞きしたいことは、日野台一丁目の一帯がいつから工業地域の指定となされていたか。言うまでもなく地域住民の方は生涯の安住の地として生活の苦しい中を土地を求め、また家を建て、中には毎月、月賦払いをしているというような状態でかなり準工業地帯じゃないか、とこのように思い込んでいる方がいるわけです。そのような点から市としては、工業地域としての徹底というのか、啓蒙というのか、こういったこともおろそかでなかったか、と、このようにも思われるわけです。地域の住民の方が認識されていない、ということは事実であります。市としては、将来、用途地域の指定替えですか、こういった面の考えが当然なされていかなければならないと思うんですが、これは全面的でなくても一部を除いてそのような変更をしていくべきではないかとこのようにも考えられるわけです。このような面から市の考え方をまず一点お伺いしたいと思います。二点ですか、お伺いします。

それから次に、都は建築基準法第四十二条の二項をたてにとって、この工場建設の認可を進めようと、このようにしているわけですが、現実の状況から判断して非常にその面においては問題がある、そのような点から、市としても都に対する強行なる意見具申、こういったものもなされたと思いますけれども、その点についての内容というんですか、今までやってきた概略を説明願いたいと思います。工場の操業による騒音公害、機械が二十四台ぐらい入ると言っておりますが、これは操業していった過程において問題とされるでしょうし、また現時点においては、そのような心配はないというような判断のもとに進めていると思いますが、その他の問題として、道路も狭いけれどもその将来、公害を起こし得る可能性もある。たとえば下水溝等もありません。そのような面からどのような排水の状態にして流すか、排水の処置ですね。処理。これをどのようになされていくか。非常に、反面、考えれば公害の面にも適用されていくと思います。それから火災とか救急車、いろいろなそういう緊急時の場合が発生した時の道路が狭いためになかなか中に入れない、という心配もあるし、また汲取り方式による清掃車の進

入も難しいという問題もあります。企業者は資金の面でたいへんな中を、このところの工場建設の予定として、計画を進めているようですが、その企業者の気持ちも分りますが、一応市のほうとしてこのような実際に操業された場合に工場としての機能を果すことは難しいじゃないか、進入路も狭いし、また、いろいろと問題が惹起されるんじゃないか、とこのような懸念もありますもので、市としては、どのように企業者に対しての指導をしてきているか。また地域住民の方にもどのような話を進めているか、概略説明願いたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（伊藤　定君）　秦正一君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　四点ばかり質問がございましたが、第一点から申しますと、工業地域の指定になった。この日にちは三十六年の十一月九日、建設大臣の告示によって決定された。それから指定替えをする意思があるか。これにつきまして、部分的にその地域、住居地域ということだけで離してやることによってそれぞれの方々にはいろいろ支障があるわけです。たとえば建ぺい率の問題につきましても、建て替え時には建ぺい率を下げなければいけない、こういう問題等も起きます。なお、小さないわゆる区分をして、現況、そういうような建設大臣が許可するかどうか、ということについても問題がある。ということは、三十六年十一月以降、そこのところへ家を建てられたという方々は恐らく工業地域の建ぺい率でお建てになっているんではなかろうか、こういうふうに思います。したがってそういう建築確認の建ぺい率の関係もありますし、また相手主とまた地主の方々、現在操業している方々、こういう方々の意向を集約しませんと、なかなか今日、ここで地域の指定替えをするということにはならないんではなかろうか、こういうふうに思っております。それから認可の意見具申について申し上げますと、現在建築確認についての事務所は立川にございまして、所長とも第一課長とも会いまして、いわゆる建築基準法の内容についての矛盾、指導、こういう欠陥について十分話し合ったわけであります。もちろん人員の関係もございましょうけれども、なお、いろいろ救済措置が四十二条の二項目に盛られてある。これは住居地域といわず、区画整理その他をした所は別でございますが、各所にそういう救済措置によって家が建ってる、というのが現実であります。もし、仮に法律どおりにしますと、一メーター八〇の土地のわきに二メーター垂直で下がって用地をあけなければいけない、それをもって道路とみなす、というふうに法律ではなっているわけです。そういうものを、もし確実にしますと、いろいろ支障がある、とい

うので救済措置として一メーター八〇の道路でも下がる、というようなことでは、現在は認可になっている、しかし、その下がった土地の処分につきまして、明確になっていない。ただ、構築物を建ててはいけないということになっておりますけれどもこれとて、なかなか守っていない。しからば申請の時には、図面上はそういうことでありますけれどもその後において違反をする、また承知でかき根を出す、こういうことは全国といわず東京都下でも、日野市内でも各所にあるわけでございます。これを取り締まることはなかなかたいへんである。特にこの土地の問題につきまして、建築事務所で、いわゆる権力でこれを取り除かせるとか、あるいは拡張をするとかこういうことはできない。しからば建てる業者に、製作所にその費用を出させて徹去をし、拡張するということについてはどうなのか、これは行政上そういうことはできないんだ、しかし、そういうことでは建築確認という事務は東京都で行なっております。工場認可は都条例の範囲内で市に委任を受けております。建築確認については東京都ではこれを不認可にするという理由が全くない。したがって近く建築確認を下ろす意向である、東京都の、都条例の委任を受けております工場の認可につきまして、都の総務局の法務部のほうにも照会をいたしまして、これを拒むということについての見解を聞きました。これを拒むことによって市は訴訟される。その場合に敗訴は明らかである、こういうことがはっきりしております。敗訴を覚悟でやるならいざ知らず、敗訴になりますと損害賠償、そういうことは全部市がかぶってくるわけです。その上に敗訴をしながら工場は建っていく、こういう現実であります。ですからその辺の問題については法律上は建てるでありましょうし、許可になるでありましょうけれども、やはり行政的な立場から、それぞれ住民の方々の意向とか、そういうものを十分にくみ上げて集約いたしまして、工場主のほうに、それについての誠意を持った回答を求めるべく、現在努力をし、二、三回答が来ているものもありますが、集約的に全面的にこれを受けるということは今までのところ、なかなか困難なようでございます。問題の、道路の問題等は建築確認の中で、その道路でよろしいということで許可になる。ただ工場認可ということになりますと、工場の騒音、その他の防止条例によったいわゆる規制措置、こういうものを守るということになりますと、許可をせざるを得ない。したがってこの基準につきましても工場内の基準よりも上げまして、住居専用地域の基準まで高める、規制を厳しくいたしまして、工場主のほうには騒音の規制、その他については一応約束しております。したがって工場認可に当たっての条例の中の範囲内での問題については、その中に含めて認可をせざるを得ないだろう。なお、この工場認可とはかかわりない行政上の問題については市長に念書なり、あるいは誓約書なりを受け取って、それぞれの解決をするよりしかたがないだろう、こういうふうに現在思っております。したがいまして、建築確認が下りる時期には工場認可も下ろさざるを得ないだろうと。もしこれを拒むことによって市が賠償をし、賠償しながら工場ができるということでは、非常に困る問題になるので、鋭意住民の方々の要望に応えるべく現在のところ努力しているところでございます。それから排水のことでございますけれども、一応正式な下水ではございませんけれども、雨水排水ということで若干離れておりますけれども、そこのところにマンホールがあります、そこまで土木の方では認可、つなぐことについては認可をしょうと。しかし管の円形等については地域住民の方々も、それにつなげるべきような関係を持ちまして、少しでもお役に立ちたいと、こういうように工場主も言っております。そういうことでよろしいかどうか。まだ、そういうことは確約できておりませんので、まだ認可の方まで行っておりませんが、そういう排水については考え方でございます。問題がバキュームカーのことでございますけれども、くみ取りのことで車が入らないということではこれまた当然業者としては、くみ取りをしなきゃいけないんですから、そのことについての別途道路についての関係については、私道でありますれば私道の地主に対し、工場主が誠意を持ってある程度の補償なり弁償なり代償なり、あるいはすみ切りの買収なりこういうことについては、地主にお願いをして行なうんだというふうに、工場主から聞いております。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　秦正一君。

○四番（秦　正一君）　二点目の工場地域と指定されたのはすでに三十六年十一月ですか、当然地域住民の方は、それ以降入った方においては承知しているんだということの答弁がなされましたけれども、実際に地域の方が全然そういう状態を知らないで、精々よくって準工ぐらいじゃないかというような考え方を持っている方が、かなりいたわけで、私はあえてその点を質問したわけですが、その点は今更ああじゃない、こうじゃないと言ってもしようがないし、これは地域の方の認識を改めてもらう以外にないと思います。それから工場がどうしても不適当だと。進入路とかまたそのいろんな災害時の場合の救急車、または緊急車、またはバキューム車、こういうのが現実的にはもう入らないわけですから、そういう面からして当然市としては工場認可をすることはできないと、このような態度は当然取れると思います。ただささほど部長おっしゃいました訴訟された場合に敗訴されるのは明らかだと、このように言われてますが、法的にはもちろん、そういった面でなされていけばそのようになるのはしようがないにしても、現実の面においてやはり何というんですか、工場の建設は不可能だということであれば、やはりそこに一つの理由があるわけですから、そういった面からやはりできる限りの工場建設をできる状態にしなけ

れば、そういう環境にしなければ許可していかないんだという姿勢が、私は望ましいんじゃないかとこのように思うわけです。工場が先に建って後地域の住宅ができるということであれば別ですけれども、もうすでにかなりの人家が密集しているわけですから、そういう中へ工場ができたと、できるんだということであれば当然工場に対しての規制をしていかなければ法的な面からすればそうじゃないんだと。あくまでも四十二条の二項によって何でもかんでもそれでいくんだと、そういうことになってしまえば話は別ですけれども、やはり一つの人間のそのようなモラルですか、そういった面を通してやはり工場に対しての規制というものを、まず最初に考えていかなければならないんじゃないかと。零細企業ですから、さきほども言いましたように、そう資金があってやるわけじゃないだろうし、そういった点の気持は分かりますが、何とかお互いの合意のもとにできることを望んでいるものです。建築許可の期限はもうすでに迫っていると、切れていると、時期的にはもうきているんだと、そのような話もありましたが、場所が場所だし、このようないろんな悪条件が重なっているわけですから、これはまあ、多少期間が長くなっても、やはり市の方としても、その工場認可に対しての確認は遅れてもしかたがないんじゃないかと、このように思うわけですが、今後の見通しとして請願も出ておりますし、そういった面で大いに検討され、また企業者、工場側ですね、また地域の住民の方、そういった点である程度のめどがつくまでこの件については認可を差し止めていくというような気持があるかどうか。それから実際問題さきほども言いましたように、道路の狭いそういうようなところを通って、そして工場に入らなければならない。そのような非常に悪条件の中で認可することは、これは市としてもできないだろうし、そういう面でいろんなそういう何というんですか、工場ができる条件になって初めて認可すべきじゃないか、とこのように思うわけですが、その点についての見解をお願いします。

○企画財政部長（篠崎美男君）　認可の方法といいますか、さきほども御説明しましたとおり、東京都なりのいろいろ照会をいたしまして現在延びているという、建築確認が延びているのは取り壊しの家の問題で、私の方からクレームをつけました関係で、その確認のために延びているわけです。したがってそのちょうど木端のところですが、これが下がるということが明確になれば、今度は認可をするだろうとこういうふうに思っております。認可が下りて工場確認は、工場の認可の方は今月の十五日で期限が切れているわけです。しかし、これが期限が切れていても、これについての損害賠償は起こらないだろうと。工場の建築確認が下りないで損害が起こるわけはないわけです。したがってそれまでは時間かせぎとしていこうという腹構えです。ですから工場の認可、建築の確認が下りた時点

ではやはり認可をせざるを得ないだろうと。そこで道路の問題一つを取り上げましても、いわゆる建築基準法で言う生活環境なり、財産の保護なり、そういうものからして二メートルを下げなさいということが現実に実行されていない。それならば申請の時点では合法でありますけれども、以後は、いわゆる違反の建築であると。そこまでお互いに駆ぎ出してはたしていいものかどうかと、そういうことですから、今後につきましてはやはり関係の地主の方、あるいは住居されている方々について、工場ができようができまいが、おそらくできなくってもこの問題をやはり市も乗り出しまして、舗装をするとか、拡張をするとか、すみ切りをするとか、こういうことをしませんと、いざ災害、あるいは緊急の場合に自動車が入らないと、こういうことでは困るので、この点につきましては鋭意努力いたしまして地域住民なりと話し合っていきたいと。なお、工場が建設された後の建設については、当然おまえが買収しなきゃいけないんだという義務付けはできない。それにしてもやっぱり道義的に市の方に寄付なり、あるいは分担金という形なり、そういう形で応分の出費を願いたいと、こういうふうに実は考えているわけです。これもまだ市長から決定を受けておりませんけれども、解決方法として工場が現在の法律の中で拡張しなければできないんだということならばいざしらず、それができるという法律いわゆる合法なんだということになれば、やはり地域住民を含

めた中の財産保護なり、環境整備なり、そういうことから道路を現在広げなきゃいけないということになれば、一部はやはり分担金なり負担金なりあるいは寄付金なり、そういうことによって拡張をしないと、このままでいきますとお互いに工場ができなくっても、今後大きな災害等が起きたような場合には、緊急的な手配ができないと、たとえば消防車も入らないと、こういうことでは非常に困るので、今後こういった問題の中で、こういうものを含めまして、道路の拡張なり、舗装なり、こういうものをいたしたいというふうには考えております。しかし、これは工場建設と合わせてものを考えると、非常に工場ができるからやるんだということの受け取られ方をされますので、その点についての時期については十分考えていきたいと。また工場側にはいろいろの支障のあるものについては、自分の力でへいを下げるなり、あるいはすみ切りをするなり、こういうことについては努力をするようには話し合っております。したがって認可の方法としてはもちろん住民の方々の全面的な、いわゆる了解ということはむずかしいについても、できるだけの努力をして御了解を願い、また約束をいたしまして、そして工場の方にもいろいろの規制を被せまして認可をいたしたいと、こういうふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　秦　正一君。

○四番（秦　正一君）　地域の方はこの工場が建設さ

れるという話を聞いて四六時中、場合によっては夜も眠れないで、このような面に非常に心配され、また何ですか、つらい毎日を送ってきたわけです。まあ、さきほども言いましたように、法的の面からしても、また工業地帯だということで、しようがないんだといえばそれまでかもしれませんけれども、いずれにしても、今まで生活してきたその環境を破壊され、またそういった面で一家の家庭にしても、または地域の住民の方が、そういう面で悩まられることは、やはり工場そのものができなければ問題なかったわけですけれども、工場がどうしてもできるということであれば、どういう面から考えても将来はどうしてもしようがないんだということにしても、やはり地域の方がそういった企業者との話し合いの中で、また請願も出ております。請願の面でどのように結論付けていくか分かりませんけど、お互いに意思の疎通をはかって、それで納得できる、そういう方向で進められるように市の方、または都の方のそういった面にもいろいろと不満はあります。ただ法的な面で進めるというような、またはそれに対する救済的なものも本当に見当たらないし、いろんな面で市が全部しりぬぐいをしなきゃならんだろうし、そういう後々の問題を大いに踏まえて、今後の行政的な面から大いに適切な指導を、または措置を講じてもらいたいことを意見として申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　次に剣持佐吉君の関連質問を許します。

○十五番（剣持佐吉君）　私も小樽の工場建設に関する問題でございますが、いろいろの機会にこの問題について、法体系の一連の手続きも承知をいたしました。それから業者に対する指導の限界も、限界であるということも分かりました。しかし私の印象としては、きわめてこれが事務的なもの、そういう気持がなくてもあるいは、事務的なものに過ぎないような感じがするので。というのは、このままでまいりますというと、事実あの工場を建てることによって、自動車の出入りがきわめて困難でありますし、この状態では地元の住民各位が納得をしないと思うんです。従ってこの法律問題とは別に、現実の問題を処理するのが行政でもあり、政治でもあると思います中に、森田製作所に対しては指導の限界があるということは聞いてまいりましたけれども、具体的にこの地元と将来も操業の上においても起こり得るであろうトラブルを、どう処理しようということで指導されたか、その辺の具体的のことをお伺いしたいと思います。もう一つの問題は、二点でございますが、あの地域に規定どおり、今の法律に基づく規定どおりに工場が建ちますと、勢いその平穏な生活状態が破壊されると。それに対して今企画財政部長は舗装なり何なりと言っておりましたが、元来あの地域の特殊性といたしまして小樽という地域はいろいろの観点からいいところも悪いところもあるかもしれませんが、第一

この前に私が本会議でも発言したことがありますけれども、小樽という地域は現在きわめて取り残された、しかも将来も手が付けられない、計画の上では手が付けられないような状況になっております。で、あの生活の状態を調べてみますとまず消防車が入らない。それから奥まったところにはこの清掃車も入らないと。それから交通の便もはるかに歩かなければ、直接管轄ではございませんけれども、バスに乗るにも暫く行かなくちゃいけない。買物もできない。それから郵便ポストもない、こういういわばきわめて不遇な地域であります。その地域に、この工場がさらにできますと、その地域がさらに、失礼な言い方になるかもしれませんが、落ちぶれた地域になります。これを見のがすことは私はできないと思います。したがってこの工場建設によって破壊されるであろう生活環境を、今後の市の施策として改善について具体的にどういうふうなお考えをもっておられるかお伺いしたいと思います。以上二点です。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美男君）　工場認可とその後の問題ですけれども、もちろんこの工場についてたとえば工業地域の騒音規制と、住居地域の騒音規制は違うわけであります。ホンが相当相違がございます。低い方をもってその工場に与えると、その可能性というか、無理かどうかということは、製品そのものがいわゆるコピーの部品の組み立て、あるいは製造ということですから、大きな騒音を出すものではない、ということは親会社の小西六の方にも行って、八王子工場の工場長にも会い、在中の課長にも会い、そういうことは承知をしております。したがってその住居地域の規制をいたしましても、その騒音については守れると、こういうことは工場主も申しております。その上で防音の遮音壁とか、あるいは内部のいわゆる材料建築材料あるいは窓、それから外に見られないような、いわゆる遮蔽物、こういうもの等も業者の方では承諾をいたしまして市の申し入れどおりにやりますということを言っております。問題の剣持さん　御心配なられるのは、今後増築なり増設なりするんではないかと、そういう問題だと思いますが、今後たとえば二階のものを三階にするというふうなこと、こういうことはすべて工場認可、増設なり動力の引き込みを多くするということですから、工場認可につながるわけでございます。たとえば私がいなくなり、次の人がいてもその誓約書がはいり、そういう経緯はいわゆる継承するものでございますから、そういう増設なりそういうものがきた場合には、そのものについては当然許可をしないと、同意をしないと。これは前の約束のことですから当然そういうことになろうと思いますので、それ以上、いわゆる工場が発展し、大きな騒音を出すということについては、現在のところそのものは守られているというふうに業者の方も言うし、私の方もそういう気持で取り締まってまいりたい

と、こういうふうに思っております。それから二点目の問題ですけれども、今後の指導というか、そういうもの生活環境の問題ですけれども、これは現在の中でも、このことは建築基準法そのものが完備されて、全部の人がそれを尊守するということになれば、四メーター以上の道路が確保されているはずです。ところが法の欠陥がありますために、いわゆるいろいろのうまくこぐると、こういうことですから、一メーター八〇のものは決して四メーターにならないと。建築確認の法律の中では、道路は四メーター以上にするということになっているわけです。建築確認を受けた方々はおそらく四メーターに即しているということで認可を受けていると。ですから一メーター八〇の道路はあり得ないわけです。しかし、四十二条の二項で救済措置としてそういう形に載っているから現在あのようになっていると。したがって今後、あの道路を拡幅なりすることによって、さらに地の場合には当然地主の人は受益者負担という形で、提供なり廉価で譲ってもらうということが当然だろうと思うし、また現在建てられた人も、建築基準法の関係からいきましても、時価相当分で買い取ってくれということについては、なかなかそうはいかないんじゃないのかと、そういうことが相互理解の中でお互いに協力をいたしまして住宅環境を整備するなり、不測の事故等については、十分それに備えるようなことをお互いにする。市も率先するわけですけれども、関係の住民の方々もそれについての御協力を得なければ当然できないんじゃないかと。また将来そういうことを工場ができようができまいが、考えなきゃならないというふうに思っております。したがって今後その方向で努力をいたしたい。なお工場について、前のいわゆる私道の問題については、当然その私道に対する通行のことについては、道義的にもいろいろのお話をして、応分の物資を出すと、こういうことにはするようには指導をしております。しかし、今後の問題として工場の方でもそれが工場ができたから道路を拡幅するんだということでは、もちろん地主の人は承諾しないでしょう。当然それについての相当分の負担というか、いわゆる区画整理でいきますと、減少のような形で提供してもらわないと解決はしないんじゃないかということが言えると思います。その方向については、なかなかむずかしいものが潜在しておりますので、今ここで一からということが明確にお答えできませんけれども、そういう方向で今後解決しませんと、永遠に今言われた、いわゆる孤島のような形の住居ができてしまうんではなかろうかと。当然道路というものは生活道路であり、また非常災害の時に使える道路でなければならないというふうに思っておりますので、鋭意そういう方向で進めたいというふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君）　論点が多少違うので、ちょっと私の言い方が悪いかもしれませんから改めて申し上げますが、私の現実問題として無理だというのは、この工場建築について規制をする、そのことが無理だか無理でないかということは、私は承知をしておりませんし、そういうことではございませんで、現実問題として無理というのは、あすこの道路を、あの道路で一メートル八〇ぐらいのところに自動車が、工場ができると自動車が通ると、それは無理だと。この問題を解決をしなければ、法律の問題はとにかくとして地元の納得を得られない。そうすると操業の上にも差し支えるんじゃないかと、そういうことを業者といわゆる指導の限界にも、強制することはできないということは分かっております。しますけれども、それを含めてどういうふうに指導をされたか。強制しろという要求でもございません。現実の問題としてあそこを自動車が、ダットサンが通ればもう後へ三〇メートルぐらい下がって待避しなきゃならない状況の中に、地元の納得を得られなければ今後の操業にも、建築の事業にも地元とのトラブルは、どういう形においてか起こるであろうということは予想される。そういうことを森田製作所にどう指導されたかということをお伺いしたわけで、いわゆる規制の最高という指導をしていただいたことは地元の人も納得していると思います。その全体を納得するんでなくて、その指導態度については了解していると思いますが、その結果はわかりませんけれども。私の言っているのは現実問題として無理なところへ自動車を通すということは、地元とのトラブルが将来も続くということである、これをどう指導されたかということをお伺いするわけです。今までのお話によりますと強引にあそこを通るんだというようにしか印象を受けていないのが地元の実情ではないかということを感じられますので質問をする次第であります。

それから生活環境改善については、ちょっとそれとは企画財政部長の答弁とは私違うので、あの地域全体が非常に不遇の上にいろいろな工場が建つ、あの工場だけではなく次々に建つということになると、非常にあの地域が混乱とまではいわなくても、非常に悪条件に陥ってしまう傾向がある。これに対して取り残された島であるあそこを神明上団地とか多摩平団地とかいうものがきれいにできている中であれだけが取り残されるということは地域住民の住民感情として忍びない。これに対して具体的の何か御計画はおありでしょうかということでございます。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　森田製作所のほうには公害対策室のほうで、特に道路の危険個所、構造物があると、これについてはいわゆる所有者に誠意をもって交渉に当たるという、こういう回答を受けております。しかし、それが何日までにできるということばはまだ受けておりませんけれども、誠意をもってその交渉に当たります。そして除去いたします。

そういうことで特に危険の、非常にそちらから見ても危険だと、全面的に危険でございますけれども、その中でも特にひどいようなところ、普通のへいでありますれば問題はないんですけれども、中に入れるんですけれども、コンクリート、こういうものだと市が全然できませんので、そういうものについては、取り除くなり、つまり下がるなり、そういうことについては努力をするようにいたしたいと、こういうことで工場主のほうに話しまして工場主のほうでも誠意をもって努力をします、こういうことになっております。

それから生活環境、この問題につきましては、区画整理法でいえば減歩は出すわけです。それから宅造が進んでいるところについて買収すれば地価が高くなる、こういう相関の関係もございますので、いわゆる農道のところに家ができる時にはおそらく地価は相当違うと思います。それを今度市のほうでそんなところを全部、全面的に買収して全部道路を作れということはなかなかむずかしい。当然そういう時点になりましたら受益者負担というか、御協力を願わなければならないだろう。そうしませんと現在おそらく私道についても寄付を願って、そして側溝なり舗装するというのが市の現状でございます。日本全国を訪ねましても建築基準法でいわゆる下がったところを買収した事例は東京区内の中野区で何件かあったそうですが、それ以外はほとんどないわけでございます。建築確認の中で下がるということは道路とみなすということですから、道路とみなすものは、やはり寄付なり廉価で譲っていただく、そして道路として使用する、こういうことに御同意なり御協力を願うよりしかたがないんじゃないかというふうに思っております。

○議長（伊藤　定君）　剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君）　確認いたしますが、森田が地元に来て細かい交渉をするというんですか。今までは。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　直接課長が当たりましたから、課長のほうから。

○公害対策室長（前田雅夫君）　森田製作所のほうから直接関係者に交渉に入るということでございます。

○十五番（剣持佐吉君）　その点は了承いたしました。それから生活環境の問題については大きな問題で、なるほど私は何も追求したいとは思いませんけれども、それでは意見として申し上げておきます。小構地域というのはいろいろの状況から工場指定地域でございますので、建べい率が多いとかいうことの魅力がございますけれども、都市化されたあの中で、非常に生活環境が日本一といっては悪いんですが非常に悪くなります。たとえば雑排水の問題についても相当の問題が起こっております。これらの問題だけでも、あるいは解決しなければならない課題であると私は思います。それから遊び場もない、そして周辺はみんな区画整理でよくなっていく、あそこだけが取

り残された地域でありますので、前から私は声を大きくしてまいりましたけれども、今のところ具体的な対策がないということは分かりますけれども、私の意見としては、ついでといってはたいへん恐縮でございますけれども、あの地域は何らかの方法で手を打たなければならない課題を多くはらんでいる地域であるということを御了承いただきたいと思います。私の質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　次に正国務君の関連質問を許します。

○二十九番（正国　務君）　私のお聞きしたいことは、この問題はこの地区が今度の昨日の質問の中でもありましたように、色塗りの問題について、これがどういうふうな形で現在作業されつつあるかということと。これに関連してこの問題は解決すべきもんであろうかということをお聞きしたいんですがいかがでしょう、回答ができれば。

○議長（伊藤　定君）　都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　作業中でありまして、公表してももう時点ではよろしいと思いますけれども、一応都の基準から推してまいりますとやはり準工業、準工業になりますと、今の工業よりは緩やかになるんだと、それから方向を少し変えますと、住居地区ですけれども住居地区ではまだ工場建ちます。ですから第二種まできびしくしないと、工場を建てると、工場が第二種になりますと建てられませんから、そこまでいくのは今までの過程、要は三十六年から非常に工場地域でありましたから、建べい率も緩やかであります。そういうようなことで長い期間かかっておりますから、相当建べい率も緩やか、また工場もできているという現状の中で極端に第二種住専までもっていくということは困難性があろうと思います。

それから二点目の第二種住専までもっていけばというようなことで進めていっても、四十八年の末までに改正をするわけですから、その改正になって告示になる前まではやはり従来どおりで建築がなされるということですから、これは間に合いません。現時点の建築確認が出ている途上におきましては、もうそれは間に合いません。それから二点についてはかみ合わない。一点については第二種住専までもっていくということは困難性があると、したがって準工業にするか、あるいは工業に進めるかというのが、今の色塗りの段階でございます。

○議長（伊藤　定君）　正国務君。

○二十九番（正国　務君）　当然そうだろうと私も推察したわけですが、だからといってやはり四十八年の年末までには前の法でやるんだと、規定でやるんだということでございますけれども、やはり人間がやったことですから、何とかそこらを都にしても要するにおれのほうの決めたことはそのままやるんだということも、市長の昨日の説明もありましたけれども、

私はそこらで何とかひとつ政治的にこういう切実な問題は解決できるんじゃないか、解決までもいかなくても請願を見まするというと、一番問題になるのは、私の考えでは通学路であるということです。子供の通う学校、子供がちょっとした車がくれば、もうすぐに二〇メートルも三〇メートルもよけて待っていなきゃならんということは、非常に危険性の状態があるということです。そういうことを勘案して、考えてやはりそこらは何とか色塗りと勘案の中で、からみ合いの中でひとつ積極的に解決できるものならしていただきたいということを合わせてお願いして終わります。

○議長（伊藤　定君）　次に米沢照男君の関連質問を許します。

○十番（米沢照男君）　今まで質疑が行なわれてきているわけですけれども、あの地域はいってみれば工業地域であって、工場を建てるのに法的には何ら規制されるところがない、これははっきりしているわけです。しかしさかのぼってあの地域を工業地域に指定する際に、そこに住む住民の総意が反映されていたかどうかという点を考えますと、決してそうではなくて、行政のサイドから一方的に工業地域に指定されたということだろうと思うんです。ですから今、ここの時点でそこに住む住民側から工業地域の指定がされていた。しかし今、問題になっているあの地域が現実問題として住居地域化していく、だからそのど真中に工場を建てられては困るんだ、さらには今準備が進められている用途地域の指定替えでは住居地域に指定替えをしてほしい、こういう要求が出るのはあたりまえだと思うんです、現に住んでいるわけですから。

私は具体的に質問をしたいわけですけれども、今、都市計画部長の説明では工業地域あるいは準工業地域として色塗りがされるんじゃないだろうかということがいわれましたけれども、東京都の地域地区指定基準案によりますと、こういうふうに書かれています。現在の商業地域、準工業地域、または工業地域内であっても、住環境を保護する必要のある区域については、住居地域として指定しなおしなさいと、こういうことがはっきり方針として打ち出されています。じゃ今ここで問題になっているあの地域、住宅が密集している、道路も狭い、子供の環境や生活環境という点から考えて、住むための環境にしてほしいと、こういう要求が出ている中で、しかも都がこういう方針を出している、この中で、工業地域あるいは準工業地域にしか指定替えができない、色塗りができないというのはちょっとおかしいんじゃないか、少なくとも今度の用途地域の指定替えは再三申し上げるように、人間尊重、生活優先の方向で今、作業が進められているわけですから、特にその点についてはそういう基準に基づいて住民の声を反映させた形で色塗りがなされなければこの用途地域の指定替えの意味が根本から覆されることになる

んではないだろうかというふうに私は思うんです。その点で今のお答についてはちょっと疑問が残るという点、一点指摘してさらにお答えをいただきたいというふうに思います。付け加えれば今のままなら、これからあそこを住居地域として、あの一画だけ住居地域として指定し替える可能性は残っているけれども真中に今、工場が造られたんでは真中だけぽつんと準工なり工業地域に残して回りぐるりととっくり状の形で住居地域の指定をするということは絶対に不可能だと思うんです。だからこそどうしてもあそこは工場を建てさせないようにしなければ住宅環境として守れない、住居地域として色塗りをさせるということができなくなるというふうに私は思っているわけです。そしてこの種の公害問題を一般的に考えてみた場合、ほとんど今まで数多くある公害問題、非常に社会問題としてクローズアップされてきた、この公害問題を突き詰めてみると大体企業側は合法的に操業をやってきているんです、法的には。しかし国の規制する法律が不備だったために事実上野放しの状態でこういう公害問題が生まれたというふうに思うんです。ですからこれをあまり行政側で法律論でこの問題を処理していこうというのでは、ほんとうに公害を阻止するということにはならないんじゃないかというふうに思うんです。

私は毎回引用しますけれども、昨年の七月に制定した市の基本構想で、どういうふうにこの公害問題についてうたわれているかといいますと、こういうふうにいっていますね。近代的な市民生活を実現するため生活環境の整理を優先的に推進し、生活の障害と不安を防止し、市民生活の安全を確保するということがこの環境整備の冒頭にうたわれていて、さらにこの公害問題では市民の生活を阻害し、健康を脅かす種々の公害に対してあらゆる手段で防止と追放のために対策を進める、さらに積極的な行政措置が行えるようにつとめていく。また市民の創意と協力によって町ぐるみの公害防止運動を推進する、こういうふうに基本的な態度を打ち出しております。今、この住宅環境を阻害し、そして事実上住居地域化したこのど真中に工場が造られようとしている、これは困るんだといって立ち上がっているのは、これは住民運動ですね。ですから基本構想でうたわれているこの方針は法的な権限があってできることなら何も住民運動に期待する必要はないんです。法的に規制できるわけですから。法的になかなか守り切れないからこそ市民全体の住民運動を推進していくと、住民運動を呼び掛けていく、こういうことだろうと思うんです。ですから今度のこの問題はやはり住民運動としてとらえ、それを市としてどういうふうに推進しながらその住民パワーをこの企業側にぶつけていくか、こういうことにかかっているんじゃないかというふうに私は思うわけです。ですから住民の側からすれば、この問題については法的にはちょっと押えようがない、規制ができない、だからこそ市長のと

ところへ陳情に来たり、あるいは市議会に請願を出したりして頼ってきている。ここで市長が、あるいは市議会が、この住民の要請に応えてどうこれに対処するか、ここにかかっているんじゃないだろうかというふうに私は思うんです。住民側の中ではこういうことも言われていますね。親会社が小西六だ、あの大企業が後ろに控えているために市のほうもやっぱり多少気がねしながらこの問題を処理しなければならないのかなあというふうに言っています。ですからそういうふうに住民側からかりに見られるとすれば、これは市長としても心外でしょうし、やはり住民の立場に立ってどう環境を守っていくか、こういうやはりことを真剣に考えていかなければいけないんではないかというふうに私は思っています。それで少なくとも今、住民側から請願が出されています。さきほどの説明では、もうぎりぎりのタイムリミットまできているようですけれども、私は少なくとも議会のこの問題に対する結論が出るまではやはり引き延ばしておくべきだろうと、そうでないと住民側から当然もちろん権利として請願が出されてきた、それに対して市議会が全然審査もしていない、審議もしていない過程でオーケーが出されたんでは結果的に議会無視になるんではないかというふうに私は思うんです。ですから今日この場では少なくとも議会の結論待ちぐらいの態度表明があっていいではないかというふうに私は思うんですが、その点についてお答をいただきたい。

○議長（伊藤　定君）　都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　第一点目お答えいたします。用途地域につきましては四つの種類があったのが八つになったんだと、その内訳は工業関係については工業地区、準工業地区と二つあったんであるけれども、もう一つ殖えて工業専用地区ができたと、三項になったわけですが、したがってこの日野自動車周辺一丁目はやはり日野自動車だけはやはり工専にもっていこうかと、そのほうがよろしいのではなかろうか都の準則もそうなっていると、そういうこともちょっと考えたわけなんですが、しかし住専にするにはちょっと無理であろうから従前の線で色分けをしていこうと、それから東側については住専あるいは準工、準工となると緩やかになる、しかし極端に住居までもっていくということは困難性があると。それからさきほど米沢議員さんが申されたとおりであります。住居地区につきましてはさきほどお話があったとおりのことであってでき得ればそうもっていくのがよろしいと思うんですが、今の色塗りはそうなっております。正直なところを申し上げたんですが、したがって今後説明会やら、あるいは審議会やら、あるいは地元の意見をいろいろ聴取して、そして今のは都の準則、それからそれらの基準によってまず準工程度、あるいは今の工業住専にもっていくのはとんでもないと、そういうようなことで今考慮しております。そういうことで最終的にはいろいろと皆

さん方をはじめ住民の声を聞きまして、そして仕上げてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　とにかくいろいろのことを言われましたけれども、問題の一つ、法的だけではないわけです。工場につきましても認可、それは日本一きびしい東京都の公害防止条例の委任を受けていますから、その委任の中で行なっているわけです。根本的にはやはり工住混同、混住といいますか、こういうことを避けるために地域の指定をしていこうというのが法律の趣旨だと思います。たまたまこの三十六年以降お住みになった方もそういうことでとにかくいろいろの形でお住みになったと思うんですが、おそらくその内容はよく知っていないにしても建ぺい率等の中は御承知だろうと思います。しかし今日いろいろ入りついてきますとそれを阻止するのはあの地域を外さなきゃならないんだと、工業地域からはずせばなるほど住居地域としてはけっこうだと思います。しかし現在の中は工業地域である、工業地域の中にいわゆる住居と工場との存在のためにこういうふうになっているといえばこれは政治のあるいは行政の欠陥もある、あるいはお住みになっている方の承知もあるだろうと、こういうふうに思っております。これをとらえて今後の地域の指定替えまで待つということについてはなかなか現在の中ではむずかしいだろうというふうに思っております。そこで御指摘のように今度議会のほうに請願が出ている、承知しております。東京都のほうも聞きました。建築確認の中で請願が出ている時もある、しかしほとんど請願は請願としてのいろいろの要素があるので、それらの問題については留保の問題もあるので、それを一応別に控えてはいないんだと、そういうことによって請願が出たからによって認可を下ろさないということにはならない。ただ日野市の場合には一つの地域団体、公共団体ですから議会のほうでそういう意向であり、また理事者のほうでもそういう意向であるということ自体今、即答はできませんけれども、考えさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　くどいようですけれども、この基本構想でうたわれている公害に対しては、あるいは公害が予測される事態というか、問題に対してはあらゆる手段で防止と追放のために対策を進めると、こういうふうに方針として打ち出してあるわけです。今、この時点であらゆる手段といったらどういうことかといえば、いろいろあると思いますけれども一つは住民側とかって一度はやりましたけれども、住民側と建て主と市側と場合によっては都側も含めて合同の会合を持ってお互いに意見をぶつけ合う、それはやはりそういう中で建て主側も住民側もこの血相を変えた、目の色変えた要求に対してどうそれに応えるか、そういうことが中身ではないかというふうに私は思うんです。必ずしも町ぐるみの住民運動を推進すると

いう方向が打ち出されているからといって市のほうが先頭に立って旗を振るということには必ずしもならないだろう。ですから住民側から見て市当局のほうがどうもどっちかというと企業側のほうに姿勢が向いてしまっていると、こういうふうにやはり見られてはいけないんじゃないかと思うんです。少なくとも住民の側に立ってやはり企業側にも説得する、そして場合によっては住民運動を激励しながらその住民パワーを背景に企業側にやはり要求をぶつけていくと、こういうことにならなきゃいけないんじゃないかと思うんです。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　まず一点の企業側に目が向いているということで大企業だからということでは決してそんな考えは持っておりません。私は小西六に行ったのはどういう製品で月間どのくらいの発注があるのか、そういうことを調べに行ったわけです。建て主は、私の信用にかかわることを一々言ってもらっては困るんだと、しかし私は市の行政の中でどのくらいの規模だということはいわゆる発注主に聞かなければ分からないそうですが、それを調べに私は行きました。ですからそういう弱腰ではございません。もちろん住民と、御近所の方と事業主とは二、三回会っているようです。しかし市役所でも会いましたけれども、そのふんい気をいろいろ聞いていますとなかなか折り合わない問題の出しにくいものがある、答えにくいものもあるということで、それぞれ地域の方々のいわゆる言い分を集約いたしまして、工場主を呼びよせまして、そしてこの問題はこれまでできるか、これはやるべきだ、こういうことを積み重ねて現在まできているわけです。公害の対策室の前田室長も、ほとんどこのことで取りきっております。先月、五月から何十回となく東京都のほうに行き、指導のほうも受けて、また建築主も呼び、また住民の方々の意見も聞いてなかなか進みませんけれども、ある程度の歩み寄りは現在なっております。さらに今後努力をして解決に当たりたい、こういうふうに考えているわけで、決して住民のほうを向かずに企業のほうを向いているというようなことはありません。もしそれならば何も黙っていて認可をしてしまえばいいわけですけれども、行政サイドからできるだけの、やはり住民の要求というものを入れて、そして事業主にこれをいわゆる仕事をさせると、言い分を聞かせると、こういうふうに努力をしているつもりでございます。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　わかりました。最後一点だけくどいようですけれども、この問題は法律論では解決できない問題だと思うんですよ。今までもたとえば生活保護家庭に対する公害援護の問題一つ取ってみても、やはり国の法律のわく内では自主的な援護ができないということで。その法律のワクを

はみ出た形で市が独自に公害援護をやっているわけです。また駒形公園の問題にしても若干筋として疑義があるけれども、あったとしてもそれはやはり住民福祉という観点から考えてやはり私はそういたことが市民にとっては、プラスになると確信しているという意味の発言もありましたけれども、行政というのはそういうものだろうと思うんです。一面では。ですから私はこの段階まできますと、市長の腹いかんにかかっていると思うんです。ほんとうに市長が、この問題についてもうけ本位の企業優先か、それとも、人間尊重、生活優先の住民要求の立場に立つか、このどちらかだろうと思うんです。だから法的に言えば、確かに市長権限で阻止できないという、それは分りますけれども、やはり基本構想にうたわれているように町ぐるみの住民運動を推進していく、その力を背景に公害を防止していくんだ、追放していくんだ、こういうことであれば、やはり現に住民運動が起きてるわけですから、その力をやはり背景にしながら、法的にはどうにもならない一面はあっても、そこを何とかやはり環境を守るために市長が一肌脱ぐという、やはりこともあっていいんじゃないか、市長としてはそうすることが当然の立場ではないか、というふうに私は思うわけですけれども、その点について、市長から。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　たいへん難しい問題ですけれども、私としてできるだけのことはやってみたい、こういうふうに考えております。ただ御存じのとおり、これは東京都知事が建築確認を下ろすということなんですよ。これはやっぱり建築確認を下ろされますと、市の立場も非常に苦しくなるわけです。ですから、ひとつ私のほうも一生懸命やりますけれども、美濃部さんにもひとつぜひ（笑声）こういう建築確認を下ろされないように、特別の、格段のひとつ御尽力をお願いいたしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米安照男君）　最後に、今そういう答弁が市長からあったので、意見を申し述べておきたいと思いますが、私は執行機関と議決機関という関係からいえば、今、これから議会でその請願が審議されようとしている、こういう段階です。全然審議されてない状況の中で、市側が工場建設に認可をする。許可をするということは、やはり結果的に住民無視、議会無視につながるんではないか、こういうふうに思っております。したがって私は今までいろいろ申し上げましたけれども、そういろいろ申し上げた意味も含めて、少なくとも議会側の態度が、結論が出るまでは、その認可をとどめてもらいたい、ということを強く要望して私の質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これをもって八の一、工場建設についての問題点に関する質問を終わります。

次に八の二、公害対策について、その後の措置についての通告質問者、秦正一君の質問を許します。

（四番議員登壇）

○四番（秦　正一君）　公害対策についてですが、これは以前にも取り上げまして問題にしましたんですけれども、特に日野自動車、小西六、この悪臭についての問題を取り上げてみたいと思います。昨年の十一月、それ以前もかなり日野自動車の面においては、煤煙の亜硫酸ガスの減少とか、そういう面で、鋳物工場の二基のキューポラの装置も造りまして、一〇〇%の除塵装置の方式を取って、金がさにしても相当費用をかけましてでき上がりまして、現在、それができたために全面的に悪臭がなくなったか、といえば、たいして変らないような状態で、たしか煤煙はなくなっておりますが、臭気においては依然として前と同じような状態を続けておるようです。当初、鋳物工場の煤煙また悪臭、そういったものもなくす、減少させるということで、工事も進めて、もし、悪臭もなくならない、変っていかないということであれば、やっぱり、特種な臭気ですけれども、かなりその工程における材料とか、いろいろな面のそういう問題があるんじゃないか、ということで、そういう材料等の開発にも努めていくんだ、このような日野自動車の見解であったように聞いております。したがいまして、現在の時点でやはり前と同じような、のどが痛くなったり、また吐き気がしたり、そのような周辺の人たちは訴えております。そういう面から、その後の状態、手の打ち方、これはあくまでも留保工場ですから、都のほうに権限がありますけれども、どのような経過を取っているか。また手を打ってるか、その点をまず一点お伺いします。

　それから小西六の工場の悪臭については、高い煙突を造ってかなりの悪臭の除去に効果はたしかあったと思います。ところが、その後において、依然として多摩平の五丁目から、あそこの四ツ角ですね。あの辺のところにおいては、依然として、悪臭がひどい、このように苦情も出ております。一日の仕事を終わって家に帰り御飯を食べるころになると、異様なにおいがして御飯ものどに通らない。せっかくの一日の生活の憩いの場である家庭において、そのような状態であったんでは、これはやり切れない、というような苦情も相当出ております。そのような面からして、その後煙突も造り、かなりの資金も投じて行なった、その後の悪臭というのはどこから出てるのか。簡単に言えば三種類のにおいがする、したがって三カ所あたりから出てるんではないか、このようにも聞いております。特に排水されてる汚水の何というんですか、汚水所ですか、汚水を処理する一番東の、南のほうにある排水のところに一つの攪乱装置があって、それによってより以上においがするんじゃないか、そこから恐らくにおいが出てるんじゃないか、このように思うわけですが、そのような悪臭に対しての、市の公害としてもかなり努めてはいるようですが、どこに原因があるのか、また、どのような手を打ってきてるのか、その点の説明をまずお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。秦正一君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　秦議員さんがおっしゃったとおり、両工場は、いわゆる東京都の留保工場でございます。そこで市のほうでは都に対して、非常に両工場とも悪臭の問題が付近住民に被害があるので調査をしてもらいたい、こういうことで今月の七日の日に都の公害の職員と一緒に両工場を実地に調査いたしました。その結果日野工場については薬品の改良、こういうことも一つ考えられますが、抜本的には臭気を抜く、脱臭装置をつけなければいけない、これは活性炭とかいろいろの水の中をくぐるとか、いろいろのことがありますけれども、何しろ大きな工場ですから、それをどういう形で空気を集約し、その脱臭をするか、ということについての工程、いわゆる設計等が難しい問題でありますけれども、日野自動車のほうでも、いわゆる現在悪臭の程度によって公害という指定を受けておりますから、このことについては、七月の上旬までに設計の計画をいたします、そして提出いたします、こういう回答を受けたので勧告までいってませんが、そういう誠意を待つ、というふうに東京都は受けております。

　次に小西六でございますが、これは六月の十四日に公害の立川の事務所から勧告という形で強い通達が出ております。その内容は、対象工場は第一下引き工場、それから第一から第五までの合成工場、三番目は排水処理場こういう三点について、その改善計画を文書をもって今月の末までに出しなさい、そういう勧告を出しております。したがって、まだ回答は見ておりませんが、勧告分の写しは市のほうに送付されております。したがって、このような回答は当然来るものとし、また改善に期待している、こういうことでございます。

○議長（伊藤　定君）　秦　正一君。

○四番（秦　正一君）　両工場ともある程度の手は打たれ、またそれに対する対策もあるようにも聞きました。ただ、きのう、きょう起きたわけじゃないんだ、この悪臭の問題ですから、市と、また企業者とかまた学識経験者とかいろいろなそういう面で公害対策連絡協議会ですか、そんなふうな機関もありますし、そういった面でかなりいろいろなそういう状況やらまた経過等もつかむこともできると思います。最近、環境保全対策ですか、そういった面から監視員制度等も設けられておるようですが、市の公害に対する取り組み方が非常に弱いというか、なれあいというか、そういった面が感じられるわけですが、

市の公害の職員等においては一生懸命やっておるようです。ところが、市の市長部局等においてももっともっと公害に対しての地域の人たちがこのようにして困ってるんだ、ということをもっと痛切に感じ、やはりそういった面で積極的にあらゆる手を打ち対策を講じていく必要があるんじゃないか、このようにも感じられるわけです。市としてはあらゆる手段を講じて公害の絶滅に期していかなければならないだろうし、いろいろと公害に対しての基本方針ですかそういうものも打ち出しておりますし、一応ある程度の手は打ってる。日野自動車においても七月上旬ですか、この間までには脱臭装置を取り付けるための装置を計画してるんだということですが、公害のあったのは、昨年の十一月ごろにはこの装置もされ、その後すぐそういった面もキャッチできることでありましょうし、われわれが聞いたのも遅かったかもしれないけれども非常にスローモーのようにも感じます。連絡協議会等で、こういった面の内容をやはりキャッチすることができないのかどうか、また、お互いにそういった面の話し合いがなされていると思うんですが、一点、連絡協議会の内容、またそういった面の、もし、あれば議題等もあると思いますが、その点の過去の経過があればお話ししてもらいたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　さきほど議員さんがおっしゃったように両方とも留保工場でございます。したがって、都のほうに要請いたしまして、都の立ち入り検査をいたした、ということで決して企業側に向いているわけじゃございません。それから今度できました環境保全条例に基づくところの公害についての連絡協議会、あるいは監視員、こういうものについて七月一日からの施行になってるわけです。ですから公害連絡員のほうは三十日に連絡会の第一回を持とうというふうに午前中、午後議会がございますから午前中持ちたい、という計画を持っております。したがって、条例施行からいきましても七月一日以降でありますから、まだ現在のところ実績はございません。

○議長（伊藤　定君）　秦　正一君。

○四番（秦　正一君）　一応、最後に一応留保工場ですから当然都のほうの公害の手によって進めるよりほかにないと思いますが、極力、市の段階において打つべき手は打ち、いずれにしても困るのは地域住民の方だし、非常に数多くの苦情が来てるわけです。そういう面で今後も一段と、その計画なら計画を進め、またとりあえず材料等によって、悪臭が除けられればそういう手当をさせるとか、あらゆる手を講じて一日でも早くそういう悪臭の公害絶滅に、除去に力を入れてもらいたいと、このように要望するわけですけれども、なお公害対策委員会も議会にもありますし、極力そういう面で状況を報告してもらい、また、そういう面でも討論してもらって、今後の市の行き方としてもやはり留保工場というそういう考えもあるでしょうけれども、一段と積極的なそういう面の今後の現段階における時代においては、やはり積極的な、そういうものも必要だろうし、また、そういう組織の面においても市の権限というものをやはり高めていく方向に持っていく必要があると思います。そういう面で幾つかの要望を申し上げましたけれども、私の質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これをもって八の二、公害対策についてその後の措置に関する質問を終わります。

次に九の一、街路樹の植樹についての通告質問者板垣正男君の質問を許します。

（二番議員登壇）

○二番（板垣正男君）　九の一について質問いたします。改めて多く申し上げるまでもなく、人間と自然の循環関係が崩れた、バランスが崩れた、というところに公害が発生しております。自然環境の面から見るならば、日野市においても無計画な企業の宅造が進められた結果、自然の破壊が進行したということは改めて申し上げるまでもないことであります。こうした中で、自然の保護が叫ばれておりますし、これまで、議会の中でも幾つかの論議がされてきました。そして公害防止の面から、緑地の保全と街路樹の植樹を望む声が市民の中で高まってきております。市の施策の中でも基本構想あるいは先日市長から報告されました開発行為指導基準の中にありますように宅造業者に対する街路樹の植樹等による緑化を進める指導が盛り込まれております。環境保全条例も近く具体化されるものもある、というところまできております。こうした中で緑化、その中で街路樹をいかに多く植樹するか、というような問題を質問いたしますけれども、その前に基本構想の施策の大綱の中の道路交通のハの中で自動車排気ガス、振動、騒音等の公害から住居環境を守るため、街路樹を植樹するほか道路の構造を検討するということが明記されております。この明記されたことをふまえて次の三点にわたって質問をしたいと思います。一つは、区画整理地域における街路樹の植樹であります。今年度六百万円で、平山台の街路樹の予算が組まれております。これまで神明上、あるいは吹上もそうでありますけれども、四ツ谷下、そういったところの区画整理を進めた道路の街路樹の植樹も当然道路の築造と同時に進められなければならないのではないか、というふうに考えております。今後植樹の計画があるのかどうか、その点を一点質問したいと思います。二点目は既設の道路でありますけれども、非常にこれは植樹をするという点では難しさがあるかと思います。しかし、この基本構想に盛られたように、道路の構造を検討する、というようなことまで考えているわけですから、植樹という観点から、この道路の構造を検

討するということがどの程度進められておるのか、その点を二点目としてお伺いしたいと思います。それから三点目に国道、都道の街路樹の問題であります。日野には何本かの国道と、それから都道が走っておりますけれども残念ながら、街路樹が植樹されてる、という道路はまだ確認して聞いておりません。直接市が植樹しなければならないということでもないでしょうけれども、やはり植樹を進めるということで国や都、関係官庁に積極的に働きかけていかなければいけないのか、というふうに考えております。これまでの道路の建設は自動車優先という観点から道路の建設が進められてきました。車、歩道の分離ということが非常に遅れているし、ましてや住居環境を守るという点から見ると、非常に立ち遅れた道路になっております。公害の面から、住居環境を守るという面から街路樹の必要性が高まってきておりますだけに、関係官庁に対する働きかけということがより望まれるのではないか、というふうに考えておりますので、三点についてお答えしていただきたいと思います。お答えする中で日野市の街路樹の現状というふうなものも含めて説明していただきたい、というふうに思います。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（伊藤　定君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　お答えいたします。第一点目の区画整理の事業の中での街路樹の状況です。道路法にいう道路というものは一般の交通の要に供する道を道路というわけです。それから街路樹という名称が出てきましたが道路の付属物であります。そこで一応、道路法では並木という名称を使っております。それで並木を植樹してよろしい、という道路には道路構造令によりまして、それぞれの幅員、車道、あるいは歩道の幅員が定められております。そこでその中を見ますと三メーター以上の歩道のある道路ということに限定されております。やむを得なければ二・五メートルまでの幅員のある道路には植樹を植えていい、これは道路の付属物、それ以下の歩道には並木を植えてはいけないことになっております。そこで、私ども区画整理事業の中をながめますと、二・五メートル以上の道路、四ツ谷下にいたしますと、二・二・十一の将来市道となるべき道路、都市計画道路二・二・十一、これが二・五メートル、そこでこの事業計画を持った当時は、最小の幅員であるけれども、街路樹、並木というものは考えておりませんでした。そこでその他は四ツ谷下にはございません。歩道はありませんし、構造令の最低基準内に当てはまる道路はございません。そこで二・二・十一は将来どうするか、ということになります。今のところ事業計画にありませんしするので、補助対

象で築造した道路でございますが財政、事業計画等とからみ合わせて植樹をしようか、しまいか、ということでございます。でき得ればなるべく植樹をいたしたいと考えております。

それから平山台については、一応さきほどお話がありましたとおり、予算計上してあります。四、七〇〇メーター、約千本これは平山台の二・二・七号線、二・一・三号線、二・二・八号線を予定しております。あの中に縦貫する都市計画道路二・二・六がありますが、これは植樹の計画がありませんでしたのでしたくがしてありません。そこでこれもどうするかということを今考えております。それからなおさらに二・二・六を南に延長しまして国鉄を過ぎまして平山の官舎付近、これは街路樹の並木のしたくがしてあります。これは都で植樹をするということになっております。それから神明上については二・二・三の消防署の前のあの通り、これには植樹をいたしてあります。それから将来できます二・二・四号線、これは日野駅のホームを縦断する道路。それからもう一つは一・三・二という道路がございます。これはやはり幅員も二二メートルというようなことで、当然この歩道についても三メートル以上になるんじゃなかろうかと、そういうことでそれぞれ二・五メートル以上の道路には植樹をいたしたいと、そういうふうに進めておるし、すでに計画を持っております。それ以下の歩道のない道路には構造令から言いますと、禁止をされておりますから、これは不可能でございます。それから最後に国道、都道関係ですが、日野市には一・三・一という二八メートルの幅員の道路が将来できることになっております。それからその次には二二メートルの一・三・二ができることになっております。今のお話。そのほかには二〇メートルの道路もありますけれども、豊田駅の北側それからその程度。そこでここはもう植樹もされております。後は一八メートル以下でそれぞれ片側歩道を付けるか、付けないかというようなところが三、四路線あります。そういうようなことで、これらについてはできますけれども、二・二・十一のごとく二・五というのは最少限であります。そういうようなことで築造の暁は植樹ができるであろうけれども、将来のことでございます。今造っている区画整理の中等につきましても、二・五以上の歩道にはなる予定です。それから街路樹の現状ですけれども、市全般をながめてみますと、どこも植えてないではないかというようなお話が出ましたけれども、今街路樹が植えてあるのは二・五以上の宅造した中にはほとんど植えることになって、すでに植えたところと、これから植える準備がしてあるというようなところができております。それから宅造以外の全般についてはただいま申し上げました豊田の駅の北側二〇メートルの付近の両側にそれぞれ街路樹がセットしてあります。日野台交番のところです。それから一・三・二の病院前、病院の西側、ここがそれぞれ植樹がなされております。それから動

物園の入口、七生支所から動物園まで、これは片側歩道でございます。最少限の二・五で片側歩道でありますけれども植樹がなされております。まず大体この程度で、後は幅員が構造令に合致したところがありませんので、植樹がなされておりません。これはやはり、それ以下の幅員二・五メートル以下のところにはやはり規定上禁止されておりますので植えるわけには今のところまいりません。二点目については他の方からお願いしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　建設部長。

○建設部長（中島武男君）　既設道路の計画でございますが、既設道路は御存じのように今一番広いものでも七メートル五〇というふうなことでございます。そういう関係でさきほど都市計画部長が申し上げましたが、道路構造令からいきますと、植樹することのできる道路は現在ございません。したがいましてできるだけ、しかし考え方としては道路を拡幅してそして植樹をするという考え方には非常に賛成でございますので、考えておりますけれども、今一本新井の十七号線を拡幅した時にも実際にはあれも考えていたんですけれども、何せ六メートルが精一杯で、人道を取りますと七・五メートルと、七五センチですから、人道を一メートル五〇取ってありますと七メートル五〇になるんですけれども、やはりそれは六メートルで終わっております。そういう状態で現在できませんが、できるだけそういう方向で努力しております。

○議長（伊藤　定君）　板垣正男君。（二番議員「国道について……」）（二十番議員「道路構造令だ」）国道、国道は今都市計画部長が言ったあれじゃまずいか。国道については一・三・二と説明したけれども……。（「休憩」と呼ぶ者あり）（笑声）

○二番（板垣正男君）　国道、都道はですね、現在作られている、あるいはこれから作られていくということでは説明されませんね、今説明されましたけれども、既設のものがあるわけでしょう……。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　私は一点目と三点目を御説明いたしました。合わせて街路樹の現状を申し上げたわけでございます。二点目は建設部長が申し上げました。

○議長（伊藤　定君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　四ツ谷下については植樹しようか、しまいかということで……（笑声）やりたいようなところもあるようですけれど、しかし、しようかしないかというようなことではなくって、方向、基本的な方向が出されているわけですから、当然やるべきではないかということを私は思っておりますので、この点再度確かめておきたいと思います。それから国道でもさきほど話をされたということですけれど、甲州街道なんかどうなんですか。それも説明されましたか、国道二

十号線。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　国道二〇号線は国道二十号線と申し上げませんで、二・五メートルの歩道ですね、歩道のあるところということで、該当するところはないとこう申し上げました。それもやはり国道も入っているわけです。

○議長（伊藤　定君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　甲州街道の歩道のある部分は該当しませんか、二・五以内ですか、歩道は。（「だめなんだよ」「三メートルないんだよ」と呼ぶ者あり）いや、旧日野町のところの歩道も二・五メーターないんですか。たいへん狭い歩道で植樹もできないということらしいですけれど、都道も現在何号線ですかちょっと分かりませんけれど、ちょっと説明ありましたかね。平山の現在作ってる、途中まで作ってるところは植樹ができるようになっているんですよね。ところが東光寺のところには植樹ができないようになっています。あれは道路の幅は同じで、歩道の幅は違うんですか。（都市計画部長「いや、いや、同じです」）同じですね。同じで片方は植樹ができると、ところが片方は植樹をやらないということになっているんですけれど……。

○議長（伊藤　定君）　都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　幅員が二五メートル、それから中が八メートル、一〇メートル、九メートルといろいろあって、また片側に二・五メートルというふうにセットしてある歩道二・五メートル以上のところが並木を植樹する最少限度の幅員であるんだと。したがって今話のありました二・二・六の官舎の東側の道路は一六メーターでございます。四ツ谷下の二・二・十一が一六メートルでございます。二・五の幅員が両側にあるわけです。で、平山台、それから四ツ谷下については計画がずっと前であったからその並木を植える準備はしてございません。それから官舎の東側については最近計画をしたので、これは最少限の歩道であるけれども、植樹の準備がしてあるので、都でこれは植えますと、こういうことでした。それから平山台の二・二・六はやはり一六メートルで都道で仕度がしてありません。そこで今後都の方にこれは要望して植えていただくようにお願いしたいとこう考えております。

○二番（板垣正男君）　自動車の排気ガスあるいは騒音等の公害からやはり守るということの一つとして街路樹の果す役割は非常に大きいわけですけれど、最初から街路樹が植えられないというような道路構造に問題があるのではないかということは、一つあるのではないかと思います。ですから当然この基本構想に盛られているように植樹するほか、道路の構造を検討するということですから、今後作られる道路ということは当然植樹をすると、できるという道路にしていかなければいけないのではないかというふうに思います。ここでひとつ私たちが昨年行政視察に行って参りました宇部市の例でありますけれ

ど、街路樹は二十三路線に植栽されていると。総数一万二千本近い本数がありまして、市民十五人に一本の割合で街路樹があるということが資料に載っております。ちなみに東京では二百人に一本、大阪では百四十三人に一本、名古屋では六十三人に一本というような割合になっておりますので、街路樹の数だけで云々するということではないんですけど、そういったことを本当にこの都市計画の中で追求するならば、市の緑化というようなものも行なわれていくのではないか、というふうにも思います。今後既設の道路の構造を検討する中で、街路樹が植樹できると、そういう構造の検討をぜひやっていかなければいけないのではないかということを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　次に森田喜美男君の関連質問を許します。

○二十番（森田喜美男君）　街路樹というのは都市計画上十八世紀、あるいは十九世紀前半あたりのころまではいわゆる町の景観を添えるという方に主なる発想の順序があって近頃のように公害防除の手段として特に重視されるという一つの大きな転換があったんではないかと考えられます。それで確かに街路樹はどんどん植えていくがいいと思いますが、植物ですからして、そう気短に植えたらすぐ役立つというふうにも、なかなかならないと思います。したがって気長に、あるいは熱意をもって取り組むということが、つまり大切なことだと思うわけです。それで今年は予算上苗木を育てるというふうな仕事も始まるようでありまして、けっこうなことだと思うんですが、確かに道路構造令とか何とかそういう面から言うと、この幅の狭い道に植えるということはむずかしいと思います。したがって全部というわけにはいかないでしょうが、道沿いの多少庭のあるようなところには街路樹相当な気持で努めて苗木でも提供して植えていただくというふうなことがやり方によってはできるんではなかろうかというふうにも思います。それから近頃のこの街路樹の考え方として宇部市でもそうでしたが、いわゆるこの電線、電話線、電燈線の下までしか育てないというのが従来の街路樹の管理であったようですが、宇部市ではいわゆる電線、電燈線を少し低い位置を架線させて、その上にこのしだれやなぎのようなつまり大きく育つと、大きく育てるということで、緑化の意味を発揮しておるということが特に特徴的でありました。あそこの開発部長の確か斉藤さんとか言う方が、いわゆる公害と植物といいますか、あるいは同化作用と植物というような根拠のある取り組みをされて、大きな工場都市で、工場地帯まで恩恵が及んでいるとは思いませんでしたけれど、ともかくりっぱな街並木ができておりました。これは大いに学ぶに値するというふうに考えて見て来た過去のわれわれの研修の実績がございました。それから、もう一つは、一本植じゃなくっ

て、三本とか五本とかまとめて植えるというふうな、これはやっぱり樹種との関係もあると思いますけれど、そういう街路樹の植栽のしかたといいますか、そういうこともあるそうでして最近これは新聞紙上等で私は見たことを記憶しております。今都市計画部長の方から非常に規則的な面から見られた、植えられる場所、植えられない場所というふうなことがありましたけれど、これはやり様によっては必ずしもそれに従わなきゃならんということでもないかとも思うんです。平山台の二・二・六号線の、いわゆる都道ですか、これは南多摩事務所の道路管理の方は、ひとつなるべく予算を早く取って植えたいというふうにも言っておられましたので、ぜひその分の進めもお願いしたいと思います。要するに街路樹というのはなるべく木を殖すということが、この中のこの街路樹という一環のまた問題でもありましょうから、木を殖す緑を殖すということで、この中の街路樹の植栽ということで、大いに検討と勉強をしていただきたいと思います。お答えをいただいてもいいし、お答えがなくてもけっこうです。（笑声）（「議事進行」「どっちでもいいんだったらやめた方がいい」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　これをもって九の一街路樹の植樹に関する質問を終わります。

暫時休憩をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時二十分休憩

午後三時四十五分再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に十の一図書館行政の充実についての通告質問者米沢照男君の質問を許します。

（十番議員登壇）

○十番（米沢照男君）　図書館行政の充実について質問をいたします。一点は移動図書館の現状と問題点についてでありますけれども、日野市の図書館活動は周知のように、貸し出し件数から見て全国一のいわゆる先進市として他市からも目標にされております。そういう点では市民の要求を反映しながら年々その活動の範囲が広がっているという点では、率直に評価できると思います。しかし内容を一歩立ち入って検討をしてみますと、必ずしも手放しでは喜べない状況もあるように見受けられております。今、移動図書館の場合なかなか市民要求に応えて駐車個所を殖していく、いわゆる貸し出しの窓口を殖すということが困難な状況にあると言われております。いろいろ交通事情その他ももちろんあるでしょうけれども、現状の態勢では、これ以上量的に、あるいは質的に向上させることが不可

能な、限界ぎりぎりの状態にあるのではないかと、このように私は思っております。もちろん職員の労働過重の問題もあるでしょうし、移動図書館の数が不足している。分館がまだ全市的に配置されていない。そういう状況ももちろんあるわけですけれども、そういう中で館長として現状をどう把握され、どういう方向で市民要求に応えた形で内容の充実、改善をはかっていこうとされているのか。その点についてまず一点お伺いをしたいと思います。それから二点目は中央図書館が計画をされております。いろいろ場所の問題やら、道路の事情の問題、論議がされているようですけれども、まず中央図書館が現在すでに実施されてきている。移動図書館、それから分館、それぞれの図書館との関連で、どういう位置付けをもって、どういう内容でどういう役割を果しているか、こういう点について差し当たりの方針があったらそれを伺いたい。以上大きく分けて二点について御質問をいたします。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの質問につきまして関連質問があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君の質問について答弁を求めます。図書館長。

○図書館長（前川恒雄君）　お答えいたします。まず最初の移動図書館の問題でございますが、御指摘のとおり現在の状況では移動図書館の駐車地点を殖すということは非常にむずかしゅうございます。これはそれでは努力していないかといいますと、実は今まで一時間で回わっていたところを、利用が少ないところは三十分で回わって数を殖すとか、あるいは近いところにあった二つの駐車地を一つにして我慢をしていただくと、そういうことをやってきております。しかし新しい団地がどんどん殖えておりますし、そういうところの多くの利用に応えるためにはどうしても限界がございます。これは単純に考えれば車を殖せばいいということになるわけでございますけれども、これは車の経費よりはどちらかといいますと、職員の問題がございます。それでそう簡単には殖せない。それからもう一つは現在移動図書館を殖せないもう一つの原因としまして、駐車地の問題がございます。交通事情がどんどん激しくなっておりますので、道路上で駐車するということはもうほとんど不可能に近くなっております。さらに空地を利用させていただいておりますが、これもどんどん住宅その他が建ちます。あるいは地主さんが囲いをするとかそういうことがありまして、なかなか利用しにくくなっております。そういうことから考えまして私は先日正国議員の御質問の時にちょっと申し上げたんですけれども、今後は移動図書館よりは、どちらかといいますと、分館にやはり重点を移すべきではないかと考えております。そして人口増その他からくる利用の増加をそちらの方に吸収して、

計画的に分館を充実していく以外には市民の要求に応えるのは非常にむずかしいと考えております。で、具体的に分館をどう造るのかということになりますと、非常にこれも財政その他でむずかしい問題がございますが、差し当たっては先日御説明しましたように、一応昭和五十年を目途にひとつ考えております。この中期計画に合わせまして、他市の分館建設に負けないようにやっていきたいと、こういうふうに考えておるわけでございます。それから二番目の中央図書館の役割でございますけれども、まず御質問の分館、移動図書館との機能上の役割といいますか、この点でございますが、私は中央図書館の一番重要な役割としまして、市民の方の手近にあります分館や移動図書館をよりよく運営するセンターといいますか、基地としての中央図書館を考えている。具体的にいいますと分館や移動図書館は非常に数が少ない図書しかございませんが、これをなるべく効率よく使うために中央館の資料を市民の要求に応じまして分館や移動図書館にどんどん流していくと、必要なものはなるべく早くいくら遠い、中央図書館から遠い市民の方でも使えるようにやっていくと、そのための中央館であると考えております。そのためにももちろん車庫とか書庫とか十分準備する予定でございます。それから中央館の働きでございますけれども、もう一つ私の考えておりますのはとにかくごく普通の一般の市民の方に親しまれなければせっかく造りましてもただの飾りにすぎません。それで特に勤め人あるいは主婦それから子供たちになるべく気軽に自由に使っていただけるように考えております。具体的に申しますと図書を、自由に、図書に接近できるように構造上、造っております。それから利用者の方の読書案内といいますか、どういう本が最も適切であるかというようなことを案内できる職員を配置して御要望に応えていく。それから三番目にはゆっくり落ち着いて勉強したいという方のためにそういう部屋を造りまして、これは子供達の部屋とかあるいは本を借りる部屋とはふんい気を変えまして落ち着いた中でゆっくりと勉強していただく、そういうふうに考えております。それからさらに身体障害者の方々のために車いすで、館内が自由に通れるように、段を付けたりそういうことは一切いたしておりません。また身体障害者の方のお話を聞きますと便所に非常に困るということでございますので、身体障害者用の便所を特に造る予定で進んでおります。

それからもう一つ、三番目には中央図書館の働きで重要なことは市民の必要な情報を適格に提供するということではないかと思っております。これは特に市の行事、市の行政、あるいは郷土の歴史といったようなものを必要に応じて提供する、これはあながち本じゃなくても電話なり複写なりで提供できると思います。それに関連しまして市民の市民資料室というべきものを設ける

予定でございます。これは市に関する資料を全部いろいろな形で集めていく、こういう手はずでございます。それからもう一つは視聴覚資料でございますが、これはレコードやフィルムなどを現在も収集しておりますが、それを現在より以上に使いやすく、どなたでも借りられるようにするつもりでございます。それから最後に市の行政あるいは教育委員会の行政、そういう行政そのものに対するサービスと申しますか、行政で必要な資料をどんどん提供しまして市や教育委員会の行政が適格に行なえるように援助したいと、そういうふうな考えでおります。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　移動図書館についてはそれを殖すということよりも、むしろ分館を地域的に配置していく、そういう方向で市民要求に応えたいということでございますけれども、分館の増設の方針として五十年度を目途に計画をしていきたいということですけれども、現状それまでなかなか車が配置できない、限界ぎりぎりの状態ということで、その分館が造られる予定の五十年まではこのままの状態でいくということはちょっと問題が解決されないままいってしまうということが懸念されるわけでありますけれども、教育委員会が出しております日野の教育、まどべという小冊子でナンバー十九に図書館だよりが載っております。大体このまどべには毎回一ページずつ図書館だよりが載っているようですけれども、ここでは年々非常に市民の要求を反映して利用者が非常に殖えていると、そういう中で非常に殖えれば殖えるほど職場の作業環境が結果的には悪くなる。しかし市民に喜ばれているということが励みになっているんだと、こういう内容が書かれております。そこでその中で前年に比較してさらに利用数が上回っていると、この数は住民の要求によりよく応えている結果のあらわれとして喜ぶんだけれども、その反面環境や職員の数を考えた時、昨年以上の奉仕拠点の数と量、昨年に変わらない職員数とでは実質的な勤務条件の負担の増が考えられるだけに手放しでは喜べない面も多いと、従来の日野市の図書館奉仕の充実がすでに最初の時点で全国の平均的な他地域の図書館職員と比べて比較にならないノルマの違差の上に支えられてきている実績である云々と、後続いているわけですけれども、図書館のありのままの環境といいますか、状況がここに紹介されているわけです。一つだけ例を上げますと、いかに図書館活動の中で職員がいわゆる労働過重の中で仕事をやっているかという点上げますと、たとえば動く窓口、動く窓口の場合には運転手は運転だけをする、これは当然なわけですけれども、移動図書館の場合は運転手は運転だけやっていればということでは済まない。運転もやる、そして市民との応対もしなきゃならない。同じ一つのマイクロバスですけれども、それだけ非常に労働が過重になっていると、そ

ういうやはり状況に支えられて日野市の図書館活動が維持されている、こういうことだと思うんです。もちろん館長の立場からはなかなか理事者に対して人員の要求やあるいは予算の要求がしずらいという点もあると思いますけれども、この問題はやはり早急に改善をされなければならないんじゃないかと思うんです。片方では運転だけやっている、これは当然なんですけれども、片方では運転だけじゃ済まなくて貸し出し作業といいますか、市民との応対まで余分に仕事をやらなければその体制が維持できないという、こういう状況にあるわけです。ですから現状のままでは駐車場所を殖すなんていうのはとんでもない話で、その辺をまず焦点を合わせて改善をはかっていく必要があるんじゃないだろうか、こういうふうに思うわけですけれどもその点について市長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　図書館の職員は去年ですか、今年ですか、若干殖したと思うんです。もちろんそれで十分であるかどうかわかりませんが、来年は中央館もできますからかなり殖さなきゃならない。それともう一つはそういう形で職員数の増加をはかっていかなければならない、これは当然のことだと思っております。それともう一つは別にその図書館、私は図書館活動だけが市の行政だと思いませんし、図書館行政があるいは図書館活動が多いからってそればかりやっているわけにもいきませんから、また現実の問題として分館を造るにいたしましても土地の確保の問題もありますし、分館を造ればまた職員も増加しなければならないと思うとたいへんだと思うんです。ですから私としては従来からそういう考え方でございますけれども、できるだけ人件費といいますか、造成費の節減をはかるという意味で児童館なり何なりそういうふうなあるいは将来七生地区に教育会館を造るということになろうと思いますけれども、その一分野に分館を置くというふうな形がいろいろな経費の節減になるんではなかろうかと、光熱水費にしましても何にいたしましてもこのごろは冷暖房をやるということが当然のことになっておりますので、そういった冷暖房なら一々分館は分館、あるいは教育会館なら教育会館、児童館は児童館ということで、いくらそういう施設をするということになると、御承知のとおり非常に割高になるわけです。したがってできるだけ総合的な施設がいいんじゃなかろうか、図書館のほうからいえば独立した分館がたくさんほしいということになろうかと思いますが、私は日野市の将来という点からみれば、たとえばおそらくそう遠い将来でもなく七生地区に日野地区にあるような社会教育センター的なものをやはり造る必要があるんじゃないか、また造ってあげなければ相ならんのではなかろうかというふうに考えております。そういう際にやはり七生を一緒にやるというようなそういう構想が一番いいんじゃなかろうか

と、そういうような五、六千万のものを造るよりも、分館を造るよりももっと大きなものを造ってその中に入れておく、できるだけそういうシステムを分館を殖していく。あるいは非常に不便のところには少し地区センターの大きなものでも造ってその中に入れるということです。そういうやはり考え方が日野市の図書館活動の中心課題じゃなかろうか。それともう一つは市民サービスの市民に本を読んでもらう、多くの市民に本を読んでもらうということはやはりできるだけ手元に本がいくということでありますから、もう少し工夫を凝らしてもらって図書館でも、たとえばダイレクトメールという方法がはやっておりますから、あれに倣うような、注文すれば幾日か経って本が手元に届くというふうな、そういうふうなサービスも考えたらどうか。できるだけ人件費を使わないで集中的に人件費を使って市民にサービスしなければならない。もう少し工夫を凝らすべきではなかろうかというふうにも考えております。以上です。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　市長一面では積極的なお考えがあるようですけれども、現状の認識の問題ですけれども、現状のままであるいは可能な限り人件費を絞ってさらに今言われたような方向で内容を充実していくと、これは理想だと思いますけれども、じゃ現状どうなのかという点をちょっと他市との比較で私は指摘したいわけですけれども、たとえば調布の場合はこれは前年度ですけれども、二十名の職員で図書館活動が行なわれております。十九万冊の貸出部数ということです。そうすると職員一人当たりの取扱部数が九千五百と。それから府中の場合は二十二名の職員がいて四十一万六千四百二十八冊の貸出件数、つまりざっと一万八千と、こういう職員一人当たりの貸出数になっております。日野はどうかといいますと、館長を入れて十七名ですか、取扱部数が四十六年実績で六十三万二千五百三十八と、三万七千の取扱部数になっている。これは移動図書館あるいは分館、そういうあるなしで若干条件は違ってくるでしょうけれども、職員一人当たりの貸出部数からいっても比較にならないほど多くの部数を預かっている、こういうことがいえると思うんです。この辺を抜きにして内容の改善はあり得ないと思うんです。ですから私は今年現在は二名ですが、増員されたようでありますけれども、それでも他市との比較においてはかなり過重な状態になっているというふうに思うんです。ですからそういう点では今、市長の積極的なその考えを具体化するにはやはりこの辺を素通りしては実施に踏み切れない状況もあるんではないだろうかというふうに思います。この辺はぜひひとつ実際に移動図書館の現場で作業している職員がどういうやはり意見なり要求を持っているのか、この辺やはり十分つかんだ上でそういう積極的なやはり方策を考えていってもらいたいというふうに思います。

それで差し当たり五十年までは分館ができない。移動図書館も差し当たり殖す計画がないということになりますと、ますます市民のほうの要求の範囲は広がる、しかしそれには応えきれない、こういう状況が続くかというふうに思うんですけれども一つの方策としてこういうことは考えられないかという点提案して市長の見解もお聞きしたいわけですけれども、たとえば小中の団地造成が現に進められている、将来にわたっても小中の団地造成というのは計画されると思うんです。これは公立といわず民間の造成も含めてかなりあるかと思うんですが、その際一つの市側の条件の中にこういう分館的な施設の要求がつけられないものかどうか、それは現に地区センターが各地にずっと二十数カ所配置されています。それとのかね合いをどうするかという問題ももちろんあるでしょうけれども、いずれにせよ中央図書館を中心にずっと地域的に分館が配置され、そしてなお残された地域を移動図書館で補うと、こういうことに将来はなるかと思いますので、その点について私は市のほうで積極的にそういう方策を持って当たるなら五十年まで待たずとも分館が実現できるんではないだろうか、こんなふうに思うわけです。これは直接その事業者に対して建物そのものを提供させる場合もあるでしょうし、それ相応の土地なり金で出させるといういろいろ方策はあるかと思いますけれども、その点について市長のお考えを伺いたいというふうに思います。

それからもう一点中央図書館の関係ですけれども、先日も一部指摘がありましたけれども、駐車場の問題ですけれども、町田の図書館の場合はざっとやはり百台は駐車できる。またそのくらいスペースがなければ困るんではないだろうか、こういうふうに町田の図書館ではいっておりました。それから府中の場合は現在七、八台車を置くといっぱいだと、後ほとんど子供の自転車ざっと百五十台くらいずらっとめじろ押しに並べられるそうですけれども、かなりのスペースが自転車の置き場で占領される状況にあるんだと、しかし府中の場合には隣接地にあき地がないので駐車場を希望してもなかなか今から駐車場を造るということは非常に困難だと、こういうふうにいっておりました。調布の場合もやはり駐車問題では悩んでいるようです。そういうことを幾つか近隣の図書館を問い合わせましても駐車場問題というのは先々やはり困る問題になるんではないだろうか、こういうふうに思います。そこで私はあそこの道路の状況から見て現状予定されている用地の中で駐車場を確保するということは全くむずかしい状況にあるようですから、道路をはさんで向かい側がまだ畑の状況にありますので何とかこの近隣で駐車場を確保するように、これは今から手だてを講じておいたほうが将来考えた場合いいんではないだろうかと、こんなふうに思います。その点について市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　　市長。
○市長（古谷　栄君）　　駐車場の問題は御指摘の道路の右側といいますか、あれはなかなか地価も高いところだし、困難だろうと思うんです。あそこは貸せということはなかなか困難である。私どもが考えておりますのは下の、今度造りました、造りました道路の田んぼがございます、たくさんではありませんけれども。そこを実は考えておるわけです。まだ具体的な話はしておりませんけれども、冗談半分には地主の連中にいま市は君のところどうだというような話はしたことはございますけれども、具体的にはまだそこまでいっておりません。なかなか上はたいへん高い、高いというとおかしいんですが、高価な土地でしょうからちょっと無理じゃなかろうかというふうに思っております。

それから新しい団地の造成等についてそういうふうな協定を結んだらどうかということでございますが、私もたいへんいいことだと思います。ただ御存じのとおり団地を造りまして図書館に対する要望ばかりではないと思うんです。いろいろな要望が団地にお住まいの方々からあろうかと思います。やはりこの際も独立した図書館というわけにはいかないんじゃなかろうかと、やはりかなりの建物で集会もできる、図書室といいますか図書館というかわかりませんが、そういうものもあるんだという形でないと図書館だけ造っちゃって後は集会場もできないんだという形ではちょっとまずいんじゃなかろうかと、できれば私はそういうふうな図書室なり図書館なりに対して司書の資格を持った図書館員を派遣するというふうなことでなくて、団地のお暇のある奥さん方にでも本の好きなたとえば友の会というふうなものがございますが、そういう方々にもアルバイト的にやっていただくというふうな簡易な方法でそういうものを考えるということはたいへんけっこうなことだ、いいことだと思います。

○議長（伊藤　定君）　　米沢照男君。
○十番（米沢照男君）　　それじゃ、最後に三点要望して私の質問を終わりたいと思います。一つはさきほど具体的な数字もあげて現実問題、現場で働く職員がかなり労働過重になっている。この辺をやはり解決しませんと、今後、図書館活動をより幅広く広めていくという点で、このまま問題を残したままでは先へ進まない、そういう一つの限界点に来てるかと思いますのでこの辺はひとつ他市との比較において、あるいは実際の職場の声を反映させた中で作業の環境、労働条件の改善をはかっていただきたいということを一点要望したいと思います。

それから二点目は駐車場の問題ですけれども、これは必ず先へいって、あそこの道路の幅が狭いということをいろいろ交通事情なんかも考えてみますと、今からこの問題を重視して、用地の確保をしておかないと、先へいって、府中市なんかの場合

でも隣接に適当な用地がないということで、かなり困ってるようです。この問題もひとつ積極的に検討をしていただきたい。

最後に分館の問題でありますけれども、ぜひひとつ各種宅地造成といいますか、団地計画に対して、それは形態は集会所と併設であれ、保育所と併設であれ、いずれにせよ、地域の一つの文化センター的な役割りとして図書館が置かれるということによって、全市的な計画が軌道に乗るかと思いますので、その点もひとつ今後の各種宅地造成に対する市側の条件にひとつ入れられるようにこの分館の問題も検討していただきたい。さらに、その見通しが、五十年より先に行く、こういうことであるなら、差し当たりやはり移動図書館を殖して市民の要望に応える、こういうことでないと、一地域、限られた地域の市民にだけサービスはいってるけれども、それ以外のところはいくら要求してもその要求に応えられない、こういうことになりますので、その問題も含めて、ひとつ鋭意検討をしていただきたい、ということを要望して、私の質問を終わります。

○議長（伊藤　定君）　　次に大下博君の関連質問を許します。

○十九番（大下　博君）　　今、米沢議員の質問で、大体市長の考え方なり、あるいは私が聞こうと思ったことが出されているので、出しにくいといいますか、出さなくてもいいのではないか、というふうに思うわけです。しかし、私が聞きたかったのは、さきほど米沢議員が最後に要望されたわけなんですけれども、現状は何といっても移動図書館にしろ、あるいは今の分館にしろ、人が一番問題だと思うんです。要するに人が不足しているので移動図書館の場所を殖せないというのが現状じゃないかと思うんです。ですからそれに対して、いずれにしてもこれは市長の考え方ひとつだと思うんですけれども、現在の人員をさらに殖して、そういうものを殖す。いわゆる人員を殖して移動図書館の移動場所、設置場所を殖す気がまえがあるかどうか、ということをお聞きしたいというふうに思ったわけです。しかし、今、米沢議員も要望出されているので、あえて聞くのは差し控えたいというふうに思います。

○議長（伊藤　定君）　　これをもって十の一、図書館行政の充実に関する質問を終わります。これをもって一般質問を終わります。

本日の日程はこれをもって終わりました。本日の会議はこれをもって散会いたします。なお今後の日程として本会議は六月二十九日まで休会といたし、この間、常任委員会及び特別委員会がそれぞれ開催されます。次回本会議は六月三十日、午後一時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。どうも御苦労さまでした。

午後五時三十二分散会

六月三十日　金曜日（第七日）

昭和四十七年第二回定例会　日野市議会会議録　第十九号

六月三十日金曜日（第七日）

出席議員（三十名）

一番	鈴木美奈子君	十六番	杉山寅三郎君
二番	板垣正男君	十七番	名古屋史郎君
三番	市川芳太郎君	十八番	石川佐太郎君
四番	秦正一君	十九番	大下博君
五番	滝瀬敏朗君	二十番	森田喜美雄君
六番	池田重太郎君	二十一番	高橋通夫君
七番	林重義君	二十二番	滝瀬政吉君
八番	谷栄吉君	二十三番	日野源作君
九番	百済勇君	二十四番	杉山亘君
十番	米沢照男君	二十五番	伊藤定君
十一番	西沢保君	二十六番	吉富繁枝君
十二番	大柄保君	二十七番	清水芳雄君
十三番	岩沢哲夫君	二十八番	佐々木昭雄君
十四番	伊藤松之輔君	二十九番	正国務君
十五番	剣持佐吉君	三十番	三浦重春君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄君	
助役	葛西正彦君	
収入役	市川晴夫君	
企画財政部長	篠崎美雄君	
総務部長	遠藤政之君	
市民部長	赤松行雄君	
民生部長	松村清栄君	
建設部長	中島武男君	
都市計画部長	杉本好次郎君	
水道部長	加藤一男君	
福祉事務所長	田中若一君	
病院事務長	成井正夫君	
教育長	永野林弘君	
教育庶務課長	落合豊君	
図書館長	前川恒雄君	

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光君	
書記	朝倉敏夫君	
書記	武居一茂君	
書記	川上輝子君	
書記補	深海弘子君	
書記補	安原清美君	

議事日程

昭和四十七年六月三十日（金）
午後一時開議

一、議案第六二号　昭和四十七年度日野市一般会計補正予算について（第一号）（総務・文教厚生委員会審査報告）
二、議案第六三号　昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第一号）（都市計画水道委員会審査報告）
三、議案第六四号　昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算について（第一回）（都市計画水道委員会審査報告）
四、議案第六五号　昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一回）（都市計画水道委員会審査報告）
五、議案第六六号　日野市役所支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務委員会審査報告）
六、議案第六七号　日野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（総務委員会審査報告）
七、議案第六八号　日野市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について（総務委員会審査報告）
八、議案第六九号　市道路線の一部廃止について（産業建設委員会審査報告）
九、議案第七〇号　市道路線の廃止について（産業建設委員会審査報告）
一〇、議案第七一号　市道路線の認定について（産業建設委員会審査報告）
一一、議案第七二号　東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更について（総務委員会審査報告）
一二、議案第七四号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について（文教厚生委員会審査報告）
一三、請願第五号　市道丸山一号線ほか三路線舗装及び側溝整備に関する請願（産業建設委員会審査報告）
一四、請願第分号の一　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願（総務委員会審査報告）
一五、請願第六〇号　さくら学童クラブに関する請願（文教厚生委員会審査報告）
一六、請願第六七号　教育予算増額に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
一七、請願第三号　三井団地に子供の遊び場設置に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
一八、請願第七号　大坂西地域への地区センター早期建設に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
一九、請願第一一号　夏季手当支給に関する陳情（産業建設委員会審査報告）
二〇、議案第五三号　日野市議会委員会条例の一部を改正する条例について（総務委員会審査報告）
二一、議案第六五号　日野市道路占用料徴収条例の制定について（産業建設委員会審査報告）
二二、請願第五八号一～九　立川基地再開に反対する請願（総務委員会審査報告）
二三、請願第五七号　万願寺地区への市立保育園設置に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
二四、請願第三八号　保育時間延長に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）
二五、請願第四〇号　ダストボックス購入費用の一部補助に関する請願（文教厚生委員会審査報告）

二六、請願第四五号　在日朝鮮公民の国民健康保険適用に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
二七、請願第四七号　公立幼稚園設置の適正化に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）
二八、請願第五五号　公立幼稚園設置に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
二九、請願第五六号　幼児教室存続に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
三〇、請願第　一号　高幡台団地内に幼児教室のための施設提供に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
三一、請願第　九号　高幡台団地への地区センター設置に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
三二、請願第一三号　〇才児保育に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）
三三、請願第一四号　乳幼児の医療費の無料化に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
三四、請願第一五号　予防接種もれ乳幼児の接種料の無料化に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
三五、請願第　二号　市道市場線拡幅に関する請願（産業建設委員会審査報告）
三六、請願第一六号　新井五六番地先道路拡幅に関する請願（産業建設委員会審査報告）
三七、請願第　八号　高幡六〇九番地先用水路改修に関する陳情（産業建設委員会審査報告）
三八、請願第一二号　市道豊田九三号線拡幅に関する請願（産業建設委員会審査報告）
三九、請願第一六号　市立第八小学校進入路の排水溝整備に関する請願（産業建設委員会審査報告）
四〇、請願第二一号　万願寺土地区画整理事業から中万願寺自治会地区除外に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
四一、請願第　九号　都市計画道路計画変更に伴う取付道路の工事計画中止に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
四二、請願第二八号　住宅街を縦断する無計画道路一・三・四号線建設反対に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
四三、請願第五七号　平山台区画整理補償に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
四四、請願第六号の三　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
四五、請願第一〇号　工場建設に反対する請願（都市計画水道委員会審査報告）
四六、請願第一九号　メッキ工場団地建設反対に関する請願（公害対策特別委員会審査報告）
四七、請願第五一号　百草団地住民の生活環境保全に関する請願（公害対策特別委員会審査報告）
四八、請願第六号の四　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願（交通対策特別委員会審査報告）
四九、請願第六号の二　公共住宅団地の生活環境整備に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
五〇、　多摩川架橋対策特別委員会の継続審査議決に関する件
五一、　市庁舎建設特別委員会の継続審査議決に関する件
五二、請願第一七号　日野市衛生処理場からの悪臭に関する請願
五三、　諸般の報告

追加日程

一、請願第一八号　小西六工場の悪臭公害阻止に関する請願
二、請願第一九号　零才児保育死亡事故発生に関する請願

本日の会議に付した事件
日程第一から日程第五三及び追加日程第二まで

午後三時一分開議

○議長（伊藤　定君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員三十名であります。

これより議案第六二号昭和四十七年度日野市一般会計補正予算第一号の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はの手元に配布いたしてあります。総務委員会の審査報告書を職員をして朗読させます。

○書記（武居一茂君）　総務委員会議案審査報告書を朗読

○議長（伊藤　定君）　総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（西沢　保君）　ただいま御報告いたしましたように六二号の一般会計補正予算のうち歳入全般、歳出のうち総務費、消防費、予備費につきまして、慎重審議の結果、委員会といたしましては、全会一致で承認いたしましたので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

次に文教厚生委員会の審査報告書を職員をして朗読させます。

○書記（武居一茂君）　文教厚生委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　御報告申し上げます。休会中に委員会を持ちまして、議案第六二号昭和四十七年度の日野市一般会計補正予算について慎重に審議いたしまして、民生、衛生、労働、教育費について全員一致で認定いたした次第でございますが、意見といたしまして、報償費の件で当初計上につきまして、今回値上げが出されました、これにつきまして、このようなことのないようにしてもらいたい、このような意見を付して一応全員一致で認定した次第でございます。よろしく御審議願います。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　補正予算説明書の二七ページ中央図書館関係の用地の謝礼、それと賃借料ですけれども、今若干委員会での意見が委員長から報告されましたけれども、当初予算にさらにこれだけの謝礼金が上乗される形で今回補正計上された、この辺のいきさつ、経過について委員長から報告をしていただきたい。一点疑問に思うのは、これは委員会でも同じ指摘があったかと思いますけれども、当初予算で六百万という謝礼の計上がされている。その後に地主側と折衝がされた。当然地主側も六百万という線は承知をしているでしょうし、折衝のスタートが六百万を起点として進められる、こういうことになるかと思います。結果的にこれだけが上乗せしなければ話がまとまらなかった、という点に、非常に不明朗な疑問が残るわけですけれども、その点について委員会の中でどういう解明がされたのか、その点について質問いたします。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　私が説明するより……。

（「だめだめ」「委員長はっきり言えよ」と呼ぶ者あり）

○二十二番（滝瀬政吉君）　議長。委員長不慣れなためと申しますか（発言する者多し）ちょっと待ってください。

（「委員長の報告中にそういうことを言っちゃだめですよ」と呼ぶ者あり）あるいは新しくなりたてのために往往にして間違うかもしれませんので、やはり委員会には副委員長というのもちゃんとうたってありますので、できれば副委員長さんの補足答弁も必要ではないか、というふうに考えますので、その点をおとりはからいのほどをお願いいたします。

（「議長おかしい」「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　ちょっと待ってください。委員長答弁。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　たいへんどもタートが六百万を起点に行なわれた、こういうふうに思われるわけです。事実経過からして。こういう結果的に交渉の額を事実上つり上げざるを得ないことになったと思うんですね。それじゃ聞きますけれども当初の六百万の計上は、六百万の範囲で話をつける、こういうことで計上されたのか、全くのどんぶり勘定で計上されたのか、その辺はどうでしょうか。

不慣れで申しわけございません。さきほども申し上げましたとおり、現地を視察した中で、やはり相手方との折衝等に、やはり非常に困難を生じたわけでございます。それらの中で、当初計上したよりも値上げについての点は当然ということで一応委員会では意見を付して認定したわけでございます。

（「了解　了解」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　私は決してこの問題で何か委員長を困らせようとか、いじ悪く質問してるんじゃなくて、当然の疑問としてこれは解明されなきゃいけないと思って質問しているわけですけれども、この折衝に事務当局のどなたが携わったか知りませんけれども当初予算で六百万計上されてる。これは決してどんぶり勘定じゃないはずなんですね。はっきりした根拠をもって計上されてる。折衝の相手側に当然のこととして、当初予算に六百万で計上されてる、これ以上は上積みして補正をするということは難しい、何とかひと つ六百万の範囲内で納得してほしい、とこういうことで折衝がされないと、当初予算の計上がおかしくなってしまうと思うんですよ、だから結果的にこういうふうに上積みせざるを得なかった、ということになると再三指摘しているように六百万ということが相手側にももちろん分っていて六百万を起点にして折衝したからこそ、こういう結果になったんじゃないか、非常にそういう点では予算計上と相手側との折衝、そして結果的な上積みということを考えると、非常にまずい折衝をしたんではないか、こんなふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　予算を組むたてまえで、私のほうで申し上げますと、もちろん折衝したのは私のほうじゃありませんけれども、当初はそういう見込み六百万という見込みである。しかし、その当時は設計その他が完全にできておりません。そういう中でいわゆる氏子のほうも神主さんのほうもそう大きなものではないだろう、こういうふうに思ったかとも思います。そういうことは折衝に当たった者から聞きまして、その後折衝するに当たって、あらかじめできました図面等を示した中であまりにも神さまのほうが小さくなっちゃって、ほとんど取られる。当初の見込みよりも大幅に違った、ということになりますが、当然そうなりますと、合祀というものが生まれてくる、こういうことで折衝に当たったほうでも、合祀ということの中では、やはりそういう上積みも必要になってくるだろう、そういうことで当初予算を組んで、その中で、範囲内で納めなきゃいけないことは十分知っておりますけれども、そういうもろもろの要素が出ましたので、一応追加計上、こういうふうになったわけです。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。秦正一君。

○四番（秦　正一君）　本会議のときに一応意見として、この件については委員会で十分に検討するように、ということで申し上げておきましたけれども、謝礼金のことについては、一応部長のほうからも話がありましたけれども、委員会として、こういった謝礼金を通して、何か氏子と神主が何か意見の対立を見ているような、そういったふうなあれが見られるように、そういったふうな問題がありはしないか、というように思うんですが、そういった点、委員会のほうとして、今後その土地に永久的に中央図書館ができるわけですから将来のいろいろなトラブルはないか、ということで本会議では話はしましたけれどもその点の解明をなされたかどうか。

それからもう一点ですね。市のほうで環境保全条例ですか、そういった面から考えて、あそこの土地はかなり木も生えておるし、そういった面で非常に木を切らないと、図書館が建たないのではないか、このよのにも考えられます。そういう面から木の伐採に対してのそういった検討がなされたかどうか。環境保全条例を作りながら市のほうのそういった間接的な、直接的なそういった面で木を切るということは余り感心しないし、そういった面の論議がなされたかどうか。それから駐車場の面において非常に狭いという懸念がありまして、その点も委員会でさらに検討するんだ、というふうに話をしておきましたけれども、その隣接地等にまたその敷地内等にそういうものが確保でき得るかどうか、そういった面、検討されたかどうか、以上の点質問します。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　氏子と神主さんとのトラブルがあるやに聞いているがという意見でございますが、この件は一応委員会では審議はいたしませんでした。それから樹木の伐採についてですが一応前側へ樹木は残す、その余りへ駐車場を造る、両サイドに駐車場ができるわけですが、大体、現在では十台ぐらいが一応駐車できる状態でございます。それと、その駐車場の問題もいろいろ委員会の中での話は出ましたが、現在としてはどうしてもしかたがないんじゃないか、という中で一応民間のほうの協力が得られるならばという中で一応認定したわけです。

○議長（伊藤　定君）　秦　正一君。

○四番（秦　正一君）　本議会でも一応市長からも若干答弁がなされておりますが、神主と要するに地主のほうの神主と氏子ですね、この間のいろいろなそういう問題がないということであれば心配ないでしょうし、もし、そういった面で理事者のほうで、さらに答弁されればお答え願いたいと思います。それからもう一点、樹木の伐採に対して、かなり本数は分りませんけれども、現状見た限りではやはり、かなり切らないとならんと思うんです。そういう面で理事者のほうではそれ

に代わるべき対策なりまたそれに対する処置を考えておるか、そういった面のあれをお伺いします。それから駐車場もあんまり離れたところではちょっと不便だし、やはり隣接地が非常に好ましいのではないか、そういうふうに考えられます。その面は、もし、そういった用地がなければ何らかの形でその建物内に考えるのか、その面についても何か回答がなされれば、なければけっこうです。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　図書館の用地につきましては、私自身でもほうぼう実は歩ってきました。あそこの土地は三回ほど見てまいりました。ですから、あるいは皆さんより承知をしておると思いますけれども、実は最初六百三十坪で六百万円ぐらいでどうかなあ、という話を氏子にしたわけです。大体の氏子は了承したようなんです。もっとも当時私どもも今のような規模の大きなものを当初は考えていなかったわけです。それは国の補助金関係が何か何平米とかになりますと、ちょっと違うらしいので、その今の規模まで持っていったわけです。そうしまして、あそこへどういう建物ができるんだ、ということで土木の建築課の職員に一応なわを張ってどういうところへどういうふうになるか、ということをやってみたわけです。そうしますと、正直言いまして、神社がほんとうのすみのほうへ、ほんとうのすみのほうへ押しやられてしまう。形が、六百坪のところへ三百坪の建物が建つんですから常識的に考えると半分じゃなかろうか、ということなんですけれども、現地が、こう、もちろん傾斜になっておりまして、こう、長方形じゃないわけです。ゆがんでちょっといるわけですね。こういうふうになって。ですから現実にはほとんど図書館で占領されてしまう、という形になるんです。氏子の人たちもだいぶいろいろ不満でございました。余りにすみのほうへいってしまうので、だいぶ不満のようでございましたが、私のほうで、どうしてもだめなら私のほうはほかのところを考えてもいいんだよ、というふうなことを申して、まあ、まあ、しょうがあるまいということになったわけですが、しかもあの辺の付近の人たちは氏子もあの付近におりまして、もちろんおるわけですね。図書館ができることを非常に喜んでいるわけです。それはあの付近の住民の方々が全部が非常に希望をしているわけですね。ですから若干の無理は忍んでもぜひ造ってほしいというのが氏子たちの願いだろうと思うんです。しかし、神主さんの方はこれは八王子に住んでおられるわけです。余りそういうことは関係ないわけですね、図書館ができることによって。というふうなことで氏子の方々とはちょっとやはり考え方も若干違うようでございます。ずいぶん長い間折衝したんですけれども、どうしてももう少しほしいということになりましてやむを得んだろうということで、予算をお願い二百五十万ですかお願いをいたしたわけです。木のことがございますが、木のことはおっしゃられるまでもなく、私の方でも実は非常に、自分で条例作って木を切るんじゃなあと、その時にも実は氏子が大勢見て、あそこを大勢見に来ましたもので現地を、その時に申し上げたんですけれども、ただ移植できるものは移植したいと。大体三分の一程度は切らなきゃなるまいと思います。現地を見ていただけば分かりますように一番下の方に木が多いんです。それは切らずに済むわけです。真ん中にはそれほど大きな木はございません。でもやはり六本や七本はもちろん切るようでございます。計算しましたら大体大きな木が三分の一は木を切らなきゃなるまいと、移植がきかない木があろうかと思います。移植できる木は移植をさせて木はなるべく切らないように設計者も設計をしたようでございます。確かにそう大きな大木ではございません。昔はここには非常にえらい大木があったそうですが、それが枯れた後植えたそうですけれども、そんなに大木ではございません。しかし、なるべく切らないようには努力いたしたいと。それから駐車場でございますが、これは今折衝中でございます。上にこの図書館の建設地の右側にするか、あるいは下には道路がございまして、そこにはたんぼがございます。その道路沿いにするか、百坪ないし百五、六〇坪ぐらいを目安にいたしまして今折衝をさしております。買うことになりますか借りることになりますか、まだその点ははっきりいたしませんが、努力をいたしたいと思っております。可能性はあろうかと思っております。もちろん一〇〇％成就できるとは思いませんけれども可能性はあると思います。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。秦正一君。

○四番（秦　正一君）　一言委員会に対して最後になりますけど、一応慎重審議されてあらゆる面でなされたと思うんですけど、願わくばやはり委員長の方からそういった審議された今質問したことに対して答弁を求められたいと、このように考えております。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　中央図書館の建設につきまして、市長は多年にわたって図書館運営協議会の会長並びにメンバーをやっておられるわけでして、図書館に対する熱意はよく理解もできます。したがって中央図書館の設立予算につきましてはわれわれも異論もなしに今日に至っておりますが、今の質問、質疑応答という委員会審査報告の中で、何故にあの場所が特に条件として優れておるということで決定段階まで浮んできたもんであるか。またその内容が地元の有志といいますか、地元からすすめがあったもんであるかどうか。そういうことがこの今問題になっております謝礼金の二百五十万円の追加ということと、無関係であってはならないという気がするわけであります。予算計上の上で当初予算は要するに見込み計上であると。それから今回は協議をした中の不足額であるというふ

うに今までの経過説明を受け取るわけですが、事が土地のことでもありますし、そういうこの予算計上のしかたそのものがすでに非常にまずいわけであります。少なくもそういう懸念があるならば今回の補正予算の中で八百五十万円という形で計上されるなり、あるいは当初予算に若干の見込みを、余裕をもって計上されておったもんであればこういうふうに疑問視されないと思うわけですがね。現実にとにかく一応当初予算に計上されたものがまた追加という形で出されておると。ここに疑惑というんではありませんが解明のむずかしさを感ずるわけです。したがって地元から声が掛かってここにということであるならば、ひとつ当初予算の範囲で受けていただくのが最善だと思いますし、何か後々の支出関係との関係もあるというようなことであるならば、そこがやっぱりはっきりされてこないと交渉の中味が分からないと。そこでいわゆるどういう理由であそこに白羽の矢が立ったかということの解明と、それからあそこがたいへんいい場所だということは市長からたびたび聞いていますからそれはそれとして認めますが、とにかく公共有地、市有地でもありませんし、それから民有地でもないいわば神社の境内ということで氏子の方の共有地といいますか、半部落の公共用地といえるような場所のはずですから、現在の地価に比例させて高いとか安いとか抽象論で論じておったんではこれは解明にはならないと思うんです。委員会の中でおそらく相当緻密な御審議

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　お答え申し上げます。場所の選定、まず二点の中で場所の選定でございますが一応市側としても選定には非常に苦労されたということが見受けられるわけでございますが、それにつきまして一応人口もある程度緻密なところというそれらを一応条件の中で、今回あの場所を一応折衝した中で協力をいただくと。氏子の協力をいただいたと、これがまず選定の方法でございまして、それから二点目の価格でございますが、一応あれだけの広い場所を当初氏子の方では、さきほども市長の方から話がありましたとおり、予定以上の広さを市の方で繰り込んだというのが一応今回の上積みと申しますか、上程された金額が出されたわけでございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　問題を解明し理解をしてそしてでき得べくば反対をしたくないつもりですから、もっともっとこの中味のある御報告がいただきたいわけですが、まだ今の

答弁ではわれわれとして解明しきれたというふうに感じられません。この誘致であったのか、あるいは市がお願いをしたのかという点がまずはっきりしていないと。それからその交渉をもって今回も補正による追加分をもって話が妥結することになっているのかどうかですね。この間本会議場で秦議員の質問の後で私は関連ということで質問したわけですが、交渉相手あるいは金の受け取り方は氏子総代の方の協議機関があると。そこがまあ、交渉相手でありまた金も受け取り人もそういうことだと。何か別に合祀のために金がいるんだというふうなこともちらっと話があったわけですが、事柄が土地の問題でもありますからして、こういうぎくしゃくした中できまるとすれば、契約というものが非常に大切なことになってくると。契約というものは一体どういうふうに中味が書かれていくのか、そういうこともおのずから上がってくると思うんです。それからまた合祀云々というふうな向こうの方の運営のために市が予算を余分に計上したということになりますと、憲法の八十九条に示しますいわゆる特別の宗教団体に対する援助というような形が生まれないとも限らない。そういう懸念もおのずから内容に持っておると思います。したがって図書館は公共事業であり、且つ又市民が利便を受ける機関でありますからして借地におきましても欲得ずくになるのがあり得る事柄ではないかと。まして神社という神聖な氏子ないし市民を帰依信仰させる機関、宗教ですから欲

得ずくというようなことが中味にあろうはずがないと。市の予算計上のしかた、あるいは協議のしかたが切実であったと、そういうことならまだ分かりがいいわけですが、その点は一体委員会としてはどういうふうな審議内容であったか、重ね重ねで申しわけないんですけれども、ひとつ納得させるに足る御答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　お答えいたします。もうすでに民間においても一応貸借関係を結ぶにおいては、権利金が要求されるわけでございます。それらにつきまして今回のこの図書館の敷地にいたしましても、やはり当初氏子の方々が予定していた以上の用地を一応お借りするわけでございます。それらにつきまして坪数のいわゆる増と申しますか、それについての一応補償金に値するのが今回上程された額でございまして、これは委員会としてもこれに対するこの補償金は当然であると、こういうふうに承認したわけでございます。

○議長（伊藤　定君）　副委員長何か補足がありましたらお願いします。

○文教厚生副委員長（市川芳太郎君）　変わっての答弁はございませんけれども、今委員長から説明があったとおりでございます。何人かの議員からこの当初予算についての六百万、また補正でここで二百五十万の計上をされたというこ

とについてはいろいろ審議過程の中でやり取りが行なわれまして、駒形公園にしても、駒形公園の上物補償といいますか、そういうものもきまった時点で、話し合いの途中で補償を支払ったということもないということも取り上げましたけれども、今回の当初予算で六百万計上したと、さらにここで二百五十万の計上をされたということは非常にそれの進め方といいますか話し合いの途中で六百万計上したということで、非常に委員会の中でも非常に強く審議されましたけれども、最終的には今委員長が報告いたしましたように、これについての一致をみられたとそういうことでございます。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　最終的には要するに適当だと認めたということですが、今委員長がさきほど言われた、つまり面積増に対する増加分だというふうに、まあ言われているわけですが、市長の方と食言すると思うんですがね、市長の説明と。市長は当初六百坪だと、大体六百万円だと。今度三十七坪、六百七十三坪だそうですから、じゃ二百五十万は三十七坪分の増ですか……（「そういうふうに聞こえたよ」「そのように言ったぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　私から……。よく分かりませんが、委員長のおっしゃられたのは、要するに建物が氏子さんが考えていたより、それより余計建つと、神社の要するに居場所もなくなるとこういうことだろうと思うんです。当初氏子の方々が考えたよりも大きくなったんです正直にこれは。若干私の方で大きくしたんです。それは間違いないかもしれません。ですから若干大きくなったという不満を正直に言って神社の居る場所もなくなったというような不満は確かに強かったようであります。私の方も若干拙速であったと思うんです。それならおまえなぜここで八百五十万できまった時、時点で六月の予算に計上しなかったかということなんですが、これについては実はいろいろな理由がございます。第一にはあそこはあれが成立しないかするかということによって設計が全然違ってくることですね。つまり平地へ持ってくることになりますと全然設計が違ってくるんです。設計図面を御覧になっても分かるとおり全然違ってくるとこれが一つと、それから実はこれはまあ私申し上げにくいんですけれども、今の図書館の現在ありますところを来年は学童保育に使いたいと思っているんです、来年の四月からですね。それには少し図書館をなるたけ早く建てて二月ごろには少なくとも移転をしてしまって、三月に若干修理をしてそして学童保育をやろうという、これは私のお約束でも実はあるわけなんです。学童保育に対する多摩平の方々ですか、お見えになった時にもすぐやりますと、来年からは、今は学校でやりますけれども、学校でやっておりますね、御存じだと思うんですが、

そいつをあそこへ残して図書館の移動した後へ持ってこようじゃないかと。それにはやはり若干造作を変えたりなんかしなきゃなりませんから年度いっぱい図書館の方へ動けないと、後がやりようがないんじゃないかと、お約束をやぶることにもなりますから、というふうなことで若干私の方も正直申し上げまして拙速の方のきらいがあったかと思います。その点は、これは事務当局もそうですけれども私の方も、計上した私の方にも若干のそういうエラーがあったかと思います。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　何回も質問して申しわけないんですけれども、要するにこの金は、価格は妥当ということで認められたというふうに聞くわけですけれど、だれが受け取ってどういう人に使うかということもですね、これは全く民有地ということでもありませんので、部落間の均衡とか、あるいはその金が神社運営の基金になったり、あるいはその合祀等の資金にも使われるんだというようなことが必ずあると思うんですが、漫然とやっぱりこの議会で認めて、後で問題になったらこれまたみっともないことですし、そういう点をもう少しはっきりさしていただきたいんですがね。

○議長（伊藤　定君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　それは何か誤解があるようですが、神社というのは御存じのように宗教法人になっちゃうわけですみんな。当然経理は宗教法人としての経理があるわけです。そしてその神社には御存じのとおり氏子がおりましてね、氏子総代がおって責任役員というのがおるわけです。ですからその宗教法人の責任役員の判こをもらっておけば、これは一向差しつかえないわけです、会社の社長と同じですから。それから宗教法人の基本財産におそらくなると思いますが、この金は当然。たとえば合祀をする場合には、当然その金から費用を出して合祀をすることになろうかと思いますが、またあるいはどういう経理をいたすか分かりませんが、この宗教法人の財産から得た当然のこれはお金ですから不平なところが一つもございません。それから何か誤解があるようですが、何か部落とか言っておられましたが、部落とは全然関係ございません宗教法人はですね。氏子とそれから氏子総代と責任役員であります。部落の部落民であっても氏子でない人は全然関係ございません。この神社は確か十一人か十二人の氏子で組織しておるとそういう宗教法人であります。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　じゃこの憲法の八十九条ですね、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、これを支出し、又はその

利用に供してはならない。」これは単なる民法上の借地という範囲だけで処理されなければならない問題であって、これが合祀の財源であるとかそういうことで一歩でも触れればですね、これは明らかに八十九条に出てくるわけです。

○市長（古谷　栄君）　合祀に使われようと何に使われようとですね、その宗教法人の基本財産になるでしょうからこれは自由なわけですね、（二十番「じゃ高い安いの根拠はなんですか」）高い安いって何ですか。（二十番「つまり一万円では安いということの根拠は何ですか」）安いか高いか分かりませんが、なかなかそういうお金では鉄筋コンクリートの永久建物はですね、建てる地所はなかなか借りられないだろうということですね、ほかの組織では、ほかの会社なり個人ではおそらく不可能であろうと。それに比較すれば非常に安いんじゃないかとこういうことです。安いということはそういう比較で申し上げております。それはあるいはただでもいいとおっしゃられればただよりは高いですからこれは高いという理論も成り立つ、私どもはこれが民間の会社なり、土地であり、あるいは民間の、個人の土地であった場合には当然そのようなお金では借りられないと、こういうことでございます。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　最後に契約をされる契約書の原案でもひとつ議会に提示してください。質問はこれで終わります。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　これは予算のとおり謝礼金でございます。謝礼金につきましては契約書というものは特に結びません。ただ賃貸契約を結びますが賃貸契約でもってやっていきたいというふうに考えております。

○二十番（森田喜美男君）　賃貸契約を出してください。

○総務部長（遠藤政之君）　まだこれは契約を……。

○二十番（森田喜美男君）　形式があるでしょう。

○総務部長（遠藤政之君）　形式は一般の形式と同じでございます。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　委員長にお伺いします。今、森田議員との応答で市長のほうから全く宗教法人だから毫も心配はないんだと、経理の面で、こういう返事がありましたが、これは一般論だと思うんです。世上、神主なりあるいは氏子総代なりと寺宝を売り飛ばしたとか、寺宝をどうしたとかいったような問題もあろうと思います。それには跡目争いですとか、いろいろ向こう側のいろいろな条件でこちら側の市のタッチすることではないと思いますけれども、さきほど来聞いていますと神主さんの意向と氏子のほうの意向と合祀についての若

干の食い違いがあるようだと、しかし氏子のほうも図書館を建ててくれることは非常に望んでいる、こういう話がありました。近くは日野市の場合でも一中の体育館の問題のように二百五十万がどうこうということでなくて、一応の理屈の上ではそういう法人組織ですから全く何の心配もないから土地の契約だけすれば全然問題は起こらないんだという答が今ありましたけれども、委員会の中ではそのトラブルについて氏子と神主とのトラブルについての審議はしなかったという御返事でしたけれども、そういう点について契約といいますか、委員会と今市長が言われたように心配がないというような話をしたのか、それともそういう点については全然委員会の中での審議は全然触れていないのか、どちらかをお答えをいただきたいと思います。

○市長（古谷　谷君）　今の、私がお答えをするのはおかしいんですが、一中の体育館というお話がございましたがこれは全然違います、これは個人のものですから。この場合はこれは神社のものです。神社のものでございますけれども、今度が初めてではないんです。市は保育園をすでに建っております。あれは神社のものです。やはり、ここの神主さんの持っているものです。もし御心配なら前のことならなお御心配だということになろうと私は思うんです。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　市長に答を求めていませんから、あえて市長に申し上げませんけれども、せっかく立たれたんですから一言だけ言っておきたいと思うんですが、一中の問題がどうも専門的に全く同じだとか、そういうことじゃなくて市が裁判を起こされたりというケースになり得ると、そういう心配についての委員会での話し合いはしたのかどうかということを委員長に聞いているんです。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　前回の議会の中での質問もございましたので、一応当初この氏子と神主さんとの話し合いというものもお聞きした中で、これは問題外としたわけでございます。一応話し合いは付いておるという段階の中でございます。

○十七番（名古屋史郎君）　審議したわけですね、その辺についても。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　審議しておりません、そういう前提がございましたので。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　市長から今、たまたまおことばが出たんですが、確かに神社用地を公共施設に使っているところが何カ所かあるわけです。ちびっこ広場に使われているところもありますと、地区センターを建てられているところ

もあります。そういうところに多少建築物の応急性は違いますけれども、つまり地元からやっぱり神社有地をそういうことに使ってくれということがあり、また神主さんもよくそれを納得してそして神社有地を開放というようなことで、図書館に使われたり、地区センターに使われたりしていることだと思うんです。その際に権利金を払ったり、権利金ということばは悪いですが、謝礼金を払ったり、あるいは賃借料を払ったりということはほとんどないんじゃないですか。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　神社地でございますが、これはただ神主が一存でもって図書館なり遊園地なり児童館なりというものの設置はできません。これは監督庁であるもちろん東京都が監督庁になりますが、神社庁がございます。結局代表役員なり責任役員ですが、法人の代表者は許可を受けます。その許可に基づいて使用すると、使用ができるということがたてまえでございます。それで特にさきほどから問題になってございますが、神社地の使用の状況によって違いますが相違が出てまいりますが、宗教上の支障が全くないと、かりに六百坪、千坪の土地を二十坪、三十坪使うということについては宗教上の支障がないんだというようなことで今回の場合は全面的に使用するということでございます。もちろんこれは神社庁の許可が必要になりますが、現在神社庁の考え方、神社の財産であっても別にそれがあくまでも神社の財産であって普通、宗教の用に供するのがたてまえでございますが、それ以外の使用については神社としての財産として守るべきだというのが財産の取り扱いでございまして、神社地であるから非常に市価よりも安いんだと、ただでいいということはないということでございます。監督庁である東京都なり神社庁なりでもそうでございますが、あくまでも神社としての財産として考えていきたいということでございます。

○議長（伊藤　定君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　つまりほかの用地でも使っているんじゃないか、それは無償で使っていると、なるほどそうでございます。たとえば遊び場につきまして、遊び場といわゆる図書館のようなコンクリートの建物と当然これはもう使用価値が違うわけですから。特に遊び場あるいは地区センター、こういう設置については地域の住民が土地を提供すると、したがってその使用はその地域の住民が優先するということになります。日野市全体の人がそこの場所にいくんじゃなくて、地域の子供さんのため、あるいは地域の住民のために使うことですから土地の無償提供、こういう前提になっております。今度の場合には利用ということになりますと、日野市全般ですから、そういう中で同一視をすると、同じだでもいいと、そういう理論は成り立たないんじゃないかと、こういうふうに私

は解釈しております。保育園も全く同じですから保育園についてもその氏子だけが利用しているんじゃなくて、氏子でありながらもほかの人も利用している。その神社が氏子が回りにいて氏子がほとんど利用しているということなら話は別ですけれども、保育園は大勢の人が、不特定多数の人が利用し図書館もしかりでございます。したがってそういう性格と全く違うというふうに判断をしております。

○総務部長（遠藤政之君）　さきほど御質問に足りなかったんでございますが、豊田保育園の場合は全く今回のこの図書館の場合と同じでございます。その当時、十年も前でございますが、二百四十円だか二百五十円のやはり謝礼金を支払って毎月の使用料、賃借料を……（二十番「万が付かないんですか。」）二百四十万か二百五十万か、同じ形態でございます。

○議長（伊藤　定君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　最後にあの場所に現在児童遊園になっておるわけです。今、予定されている用地の場所も児童遊園になっておりますね。あれは児童遊園はどこかにまた別のところに移すんですか、廃止するんですか。

○議長（伊藤　定君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　児童遊園につきましては、現在あれは部落でもって代表役員と相談いたしまして部落が設置しているということで若干の部落の相違がございますが、今回図書館建設に当たりましてもできるだけその広場に遊園地的なものは設置いたしたいというふうに考えております。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。（「一件一件ですか」と呼ぶ者あり）全部です。（「違うでしょう」と呼ぶ者あり）ありませんか。（「休憩を求めます。休憩してください」「議長このまま進行するのか。そうじゃないでしょう。さっきそうしなかったじゃないか」と呼ぶ者あり）じゃ申し上げます。総務委員会の質疑を終わりまして続いて文教厚生委員会のほうに入ったわけでございます。この二つを終わりますから今度一括してこれを採決する段階になります。ここで御意見を求めます。御意見ありましたら……（「議長」「休憩でしょう」「休憩してください」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　暫時休憩いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　休憩いたします。

午後四時　五分休憩

午後五時十七分再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。委員長報告について御意見があれば承ります。米沢照男

君。

○十番（米沢照男君）　今回の補正予算については内容的に特に取り立てて問題にすべきものはありませんけれども、さきほどの質疑の中でも一点指摘しましたけれども、本来この種の予算の計上は相手のあることでありますし、当初かりに見込み予算であっても本来やはりその予算の範囲内で折衝をまとめるということでないと結果的に相手に手の内を見せながら折衝をやってしまうと、こういうことになるんではないかというふうに思うんです。したがってもし見込み予算で計上する場合にはその範囲内で予算を、折衝をまとめると、こういうことでなければいけないし、かりにそうでない場合折衝を先にして話がまとまった段階で予算を計上すると、こういう二通りのいき方があるかと思うんですけれども、いずれにせよ今回この議会の場でやりとりされたような一つの疑問が投げかけられるようなやはり話のまとめ方、予算の計上の仕方というのは問題がありはしないだろうかというふうに私は思いますので、これは今後の問題として意見として申し述べておきたいというふうに思います。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六三号昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第一号の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第六四号昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算第一号の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　都市計画水道委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　都市計画水道委員長の審査報告を求めます。

○都市計画水道委員長（板垣正男君）　報告いたします。今回の補正予算は支出のみでありまして、収益的支出三万五千円、内訳はし尿くみ取料値上げのための手数料一万九千円と、自動車重量税不足のための支出一万六千円であります。資本的支出で都分水導水管減圧弁の設置工事費二百八十万の支出であります。委員会で慎重審議の結果全会一致認定いたしました。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六四号昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算第一号の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第六五号昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算第一号の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　都市計画水道委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　都市計画水道委員長の審査報告を求めます。

○都市計画水道委員長（板垣正男君）　報告いたします。今回の補正予算は予備費より組み替えたもので、総額

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六三号昭和四十七年度日野市一般会計補正予算第一号の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第六三号昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第一号の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　都市計画水道委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　都市計画水道委員長の審査報告を求めます。

（都市計画水道委員長登壇）

○都市計画水道委員長（板垣正男君）　報告いたします。本予算案は予備費より組み替えたもので総額三百四十八万円でございます。内訳は平山台区画整理費三十三万円、これは保留地処分金に伴う還付金。それから四ツ谷下区画整理費三百十五万円合計三百四十八万円補正であります。委員会では特段反対の意見がございません。全会一致認定いたしました。よろしく御審議願います。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。な

三十五万四千円であります。内容は委託料と工事請負費、委託料は自家用電気設備保守委託料であります。現在処理場が改修工事を行なっておりますけれども、完成すると二〇四キロの電気を扱うと、既存の三〇キロ合わせまして二三四キロの電気を扱うということで専門の技術者による保守が必要であるということから関東電気協会に委託するものであります。工事請負費の内容は塩素漏洩警報装置取付工事でありまして、二十五万それぞれ計上されたもので委員会では審査の結果、全員一致認定と決まりました。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六五号昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算第一号の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第六六号日野市役所支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部改正の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　総務委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（西沢　保君）　ただいま議題となっております六六号でございますが、町名地番が変更になりましたので設置並びに所管区域に関する条例の一部を改正するということでございます。内容的には、地域的には全く変わっておりません。地番の変更によるところの条例の改正でございます。全会一致で認定してございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六六号日野市役所支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部改正の件は原案のとおり可決されました。

○書記（武居一茂君）　総務委員会議案審査報告書を朗読させます。

○議長（伊藤　定君）　総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（西沢　保君）　ただいま議題となっております六六号でございますが、町名地番が変更になりましたので設置並びに所管区域に関する条例の一部を改正するということでございます。内容的には、地域的には全く変わっておりません。地番の変更によるところの条例の改正でございます。全会一致で認定してございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六七号日野市手数料条例の一部改正の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　総務委員長の審査報告書を求めます。

○議長（伊藤　定君）　総務委員長の審査報告書を朗読。

○総務委員長（西沢　保君）　ただいま議題となっております条例の改正でございますが、法で決められておりますところの免税になります書類の、今まで行なわれておったんでございますが条例として明文化されておらなかったということと、第五条一項中の本市発行の証紙を振替、証券というふうに改めましたということは、証紙というのは現在使っていないということで現在に即応した形で直したということでございます。委員会といたしましては全会一致で承認してございます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六七号日野市手数料条例の一部改正の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　総務委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（西沢　保君）　それでは六八号の報告をいたします。これも基金条例の一部改正でございまして、額におきまして一億円というのを二億円にということでございます。二億円の限度内で基金条例として使用できるように改正したということでございます。委員会といたしましては全会一致で承認してございます。どうぞよろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結

いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六八号日野市土地開発基金条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第六九号市道路線の一部廃止、議案第七〇号市道路線の廃止及び議案第七一号市道路線の認定についての件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め議案第六九号、七〇号及び七一号を一括議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。産業建設委員長の審査報告を求めます。

（産業建設委員長登壇）

○産業建設委員長（吉富繁枝君）　議案第六九号につきましては、私立第四幼稚園の新設に伴いまして、その中に百坪ほどの道路が入っているわけです。それを道路変更いたしまして、第四幼稚園の敷地の中に入れたい、ということでございます。委員会といたしましては、現地を視察いたしまして、国のものを市の移管といたしまして、国から無償でこれをもらうということで全員一致で採択した次第でございます。

次に七〇号でございますが、これは個人のお宅に豊田の一一七七でございますが、星谷さんというお宅の地所の中に道が入っておりまして、これはやはり申請が出されまして、申請がこの議会を通りましてから認可が下りますと、四カ月は市の管理となりまして、その後は自動的に国有財産となって国有財産から本人との間で有償でもってこれを評価員の価によって、売買するということの報告がございまして、現地を委員会として視察いたしましたところ、ちょうど地所の真ん中に八坪ほどの道路ができておりました。委員会といたしましては、全員一致でこれを採択いたしました。

議案七一号につきましては、これは建設省と協議が整いまして浅川の堤防のところを道路として使うためのものでございまして、一本としての認定をしてもらったということでございますが、これは三月の予算で約三百万ということでこの認定後は敷地の舗装がしてあるという議案のものでございまして、委員会といたしましては、市道路線の認定について、全員一致で採択した次第でございます。報告を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六九号市道路線の一部廃止、議案第七〇号市道路線の廃止及び議案第七一号市道路線認定の件は、委員長報告のとおりいずれも原案可決されました。

これより議案第七二号東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　総務委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（西沢　保君）　ただいまの議題につきまして、これは地方自治法に基づきまして行なわれたもので、秋多町が秋川市と変更になりましたので、それの規約の一部変更でございます。委員会といたしましては、全会一致で承認してございます。よろしく御審議願います。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七二号東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第七四号日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（浅倉敏夫君）　文教厚生委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　御報告いたします。ただいまの議案第七四号の件は平山都営住宅のところにあ

る公園でございまして、一般も使用しておるという現況の中で受け入れる点で全員一致で認定した次第でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七四号日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決されました。

これより請願第五号市道丸山一号線ほか三路線舗装及び側溝整備に関する件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　産業建設委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　産業建設委員長の審査報告を求めます。

（産業建設委員長登壇）

○産業建設委員長（吉富繁枝君）　請願第五号につきましては現地視察の結果、非常に現地のでこぼこ道ということと、それから回りが非常に区画整理されまして取り残された地域に大きな溝ができております。これは非常に予算的にもたいへんなものでございますので、全体計画の中でぜひ取り上げていただいてあの地域を迷惑のないようにしていただきたいということが、委員会全体の意見でございます。委員会といたしましてはそのように報告いたします。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五号市道丸山一号線ほか三路線舗装及び側溝整備に関する件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第六号の一公共住宅団地の生活環境整備に関する件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　総務委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（西沢　保君）　ただいま読み上げられました請願でございますが、これは各委員会のほうに付託された中で総務委員会のほうに、七項目の請願があったわけでございますが、その中でこの十八項、十九項というのは、街路灯の補助を公団のほうにしてくれということなんですが、これにつきましては、公団側の請願者の方たちとも理事者のほうで話し合われて、二〇ワットを基準とした中で全額補助していこうということで、そのほかにつきましても、ほかのことと合わせてひとつ善処していただきたい、ということで採択してございます。次は砂場の補助金増額でございますが、この砂場につきましても、ほかの砂場と同じような考え方で半径三〇〇メートルぐらいを制限にして、公団の中には細かいのが幾つかあるんですが、その中からほかのほうと合わせながら、そういうことで補助でなくて現物支給をしていくということでございますので、そういうことで委員会といたしましては、この二につきましては承認してございます。そのほかにつきましては、まだ継続審査、内容につきましては一応やったんですが継続としてひとつよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり一部採択、一部継続審査にすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第六〇号、さくら学童クラブに関する請願の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　文教厚生委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　請願第六〇号の御報告を申し上げます。採択分につきまして、まず一項でございますが、五小、六小を校区にそれぞれ一カ所ずつ、児童保育所を設け指導員を殖してください、この件でもうすでに五小内に設置済みであり、それに伴う指導員も充足してあるので採択いたしました次第です。次二項につきましては、運営は市直営として指導員全員を市職員としてください、これにつきまして、指導員の勤務形態から市職員とすることは困難があり、今後も

日社協の委託事業として続けていくということで、不採択としたわけでございます。次三項は現在ある保育所、新設保育所には独立した学習室と休憩室を設置し遊び場を確保してください、これにつきまして、現況の施設から困難性は伴うが、願意に添うよう努力されたい、このようなことで採択いたした次第でございます。次に保育内容の充実をはかるため、財政補助の拡充など、必要な措置を講じてください、これは願意に添うよう努力されたい、ということで採択をした次第でございます。次に五項、希望する学童については六年生まで保育してください、これは都の要綱に準拠して実施しておるのでこのことは小学校低学年三年生以上を対象にしたものでありまして、各施設の状況からすぐ実施できる状況ではないので不採択といたしました。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君）　不採択分の二項と五項について質問いたしますけれども、二項の指導員を市の職員のことですけれども勤務形態から困難だということですけれども、例えば武蔵小金井なんかではやっているわけです。その市のそういう状況など調査した上でこういう結論が出たのか。それから五番目の希望する学童について、六年までということは都の要綱ではそうかもしれませんけれども、市独自でできるわけです

し、それと五小と六小が分かれた現在では人数も半分に分かれたわけですね。それで施設の面ではやろうと思えばできるわけです。そういう点ひとつ委員会で話し合われたかどうか質問します。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　一応、非常にこれは継続分でもございましたし、慎重に審議したわけでございます。それらの中で、一応指導員の増員についても、増員する必要はないんじゃないか、こういうふうな中で一応不採択にしたわけでございます。それからあと五番ですね。一応、これは都の指導に基づいて実施しておる段階でまだ都のほうでもこれに基づくような体制ができておらないわけです。それに基づきまして、一応三年生以下ということで一応やっておりますから非常に無理があるんではなかろうか、こういうわけです。

○議長（伊藤　定君）　ちょっと待ってください。

おはかりいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君）　五番目の六年生まで保育してほしいということは、都の要綱ではそうかもしれませんけれども、母子家庭の子供もいるわけですね。今、両方で二十五人ぐらいずつ保育して、とても内容も前に比べて充実してきたし、子供たちも伸び伸びと保育されているということで、とても喜ばれているわけです。ぜひ六年生までというのは全員がそうでなくて、その中の一部分なんですけれどもね。そういうことで都の要綱がそうかもしれないけれども、市でやればやれるんじゃないかと思うんです。その点審議されたのかどうか、今の答弁ですと、一番最初に報告されたことと同じような内容でちょっとつかめないんですけれども、その点もう一度お願いします。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　一応、ただいまの質問の要項でも、委員会の中でも、一応討論はあったわけでございますが、やはり時期尚早ということで、当日野市としては無理である、こういうことなんです。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　不採択部分の二項と五項についてですけれども二項のこの市の直営でやってほしい、こういうやっぱり要求というものは、決して掛け離れた無理、難題な要求ではないんですね。市の直接の責任で、そして、学童保育の内容を改善し充実してほしいんだ、こういう要求だと思うんです。これはきわめて当然な要求だと思うんです。また五項にしても、実際には小学校高学年のほうがむしろ非行化に走る危険が多いわけです。そういう中で希望者だけでも限られた範囲内、六年まで学童保育の学年を引き上げてやってほしい、これもやはり実情から出たきわめて当然な要求だと思うんです。私はこの件についてさきほどの委員長の報告聞いていますと、どうも事務当局にリードされた形で不採択してしまったような、そんな印象を受けてるわけですけれども、その点で実際にこの委員会の中でこうした直接父母から出された要求を委員会として委員会の独自の立場でこの要求を考えて本来どうあるべきなのか、またこうあるべきではないか、という一つの方針を出した中で結論を出したとすれば不採択ということはあり得ないと思うんですね、多くの請願の場合、それじゃ当面実施の見込みがなければすべて不採択の取り扱いしてきたか、というとそうじゃないと思うんです。今すぐ実施には踏み切れないけれども、やはり請願の要旨、要求としては支持できる内容のものだという点であれば、たいていの場合採択してきたわけです。その点で若干疑問が残るわけですけれども、委員長のほうからその辺どの程度まで突っ込んだ審議がされたのか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　一応、これは学業を持っておる生徒、これを対象でございまして、その学業が

やはり年令、学級別にばらばらでございます。そういう中で不特定な中での一応指導ということでございまして、やはり市職員としては、ちょっとまだまだ疑問があるのではなかろうか、こういうわけでございます。それらの中で、一応二項については不採択にしたわけでございます。

○議長（伊藤　定君）　副委員長何か補足があったら……。

○文教厚生副委員長（市川芳太郎君）　なし。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　再質問をいたします。委員会として不採択にしたということは、この請願で求めている要求内容が必要ないもんだという判断なのか、例えばこの五の希望する学童については五年生まで保育してください、この趣旨というのはさきほど説明したようにむしろ非行化に走るのは、今学童保育の対象になっている低学年よりも、むしろ高学年の児童のほうがそういう危険性が多い。だから少くとも現状そこまで学童保育のわくを広げられるかどうかは別として近い将来、やはりそういう方向が望ましいと私は少なくともそういうふうに思っています。だから現状すぐにはできないにしてもやはり議会というのは、市民の要求の立場に立って採択すべきだと、こういうふうに私は思うんですよ。その辺はっきり委員会としてこの要求は認められない、必要ないんだ、こういう判断で不採択にしたのかどうか。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　これは委員会の意見を総括して報告しておるわけでございまして、他に申し述べることはございません。

○十番（米沢照男君）　そういう答弁だとちょっと困るんですよ。同じ不採択でも、請願の趣旨が実際に実現性のないものだ、しかもその内要、要求がきわめて過大だというのか、現状にそぐわない、必要ない、こういうことで不採択したのかどうか、これは意見になるのであとで述べたいと思いますけれども、その点で私はちょっと疑問が残ると思います。ましてやその辺について委員長が説明できないとなればなおさら疑問が残ると言わざるを得ない。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　ただいま申し上げたとおりでございまして、ほかにあれはございませんが。以上です。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり一部採択、一部不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第六〇号さくら学童クラブの件は委員長報告のとおり一部採択、一部不採択と決しました。（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　今少なくとも質疑の段階ではっきり意見も交えた発言があったわけですから、これは当然意見の場を与えるべきだと思うんです。そうでないと今やったように全く意見を述べる場がないまんま採択しちゃうと。それじゃちょっと議事運営についてはやり方としては困りますので、そういうことのないように意見を述べておきます。

○議長（伊藤　定君）　今後注意します。（「今後でいいのか」「議事進行」「いいんだよ、いいんだよ、もう次やれよ」と呼ぶ者あり）（笑声）

議事の都合上暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後六時　六分休憩
午後八時　二分再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。これより請願第六七号教育予算に関する請願の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　文教厚生委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　御報告申し上げます。この請願は当初予算の時点で毎年提出されておる案件でございまして、採択、不採択でその都度処理されております関係で、一応本委員会としてもこの問題には慎重に審議したわけでございます。ただいま読み上げた中で採択の部分を申し上げますと、四中を四十七年度建設すること。これにつきましても一応見通しの中で処理できる問題でございます。一応採択したと。教育費父母負担の軽減についても一応副読本、教材費、移動教室等におきまして、一応当初の目的を達成しているんではなかろうかと、こういうことで一応採択した次第でございます。次に研究費増額に関する項目においても然り、それから非常勤講師夏期期末手当の支給に関すること、被服費の増額に関する件、それから土曜、日曜の宿日直要員に関することについて、それから夏期休業中のプール開放に関する件、プレハブ校舎解消に関すること、プールの浄化設備設置に関すること、それか

ら校庭の整備拡張に関すること、教職員互助会予算の増額に関すること、教材教具備品等の購入方法の簡素化に関すること、以上が採択に関する部分でございまして、不採択の部分に対してはさきほど事務局から報告したとおりでございます。以上で御報告を終わります。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　委員長にお伺いします。三項の二、四項の一、四項の二、四項の三、四項の四、六項の二、六項の五、六項の六、十項の三と、以上不採択された経過を伺いたいんですが。結論は今伺いましたが、さきほどの請願の不採択部分の御説明でもあったように、委員会でこうだという結論だけでなくですね、採択の部分について不採択の部分についてそれぞれ担当委員会の皆さんの御努力はよく分かりますけれども、九項目にわたって不採択にされている部分の私ども考えるとですね、不採択というのは非常に不当と思われるようなことが随分見受けられるような気もいたしますので、あえて質問するわけですが、たとえばですね、四項の一の便所清掃要員を置いてくれというような請願についてどういう審議をされて不採択という結論になったのか、いわゆるどういう経過で不採択という結論になったのかの具体的な例をお示しいただいて、御回答を願いたいと思います。その他お答えによってはですね、その不採択の部分の各項目にわたって御質問したいと思いますので、当面お答えを願いたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　委員長。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　お答え申し上げます。教員住宅建設について、ございますが、現在の時点では市営住宅建設が一応精一杯でございまして、特定な教員住宅に対しては財政的な非常にまだ無理があるということで、一応不採択したわけでございます。次便所清掃要員配置に関することこれは一応各学校とも学校教育の一環として子供にやらせておるというのが現況でございまして、今後さらに検討していきたいとこういうことで一応不採択に持っていったわけでございます。（十七番「不採択ですね」）はい。不採択に持っていきました。次に給食調理員の増員に関すること、これは国と都の中間を取り入れて当市ではやっておりまして、他市にはこれだけのあれはないわけでございます。栄養士の各校の配置及び調理員の老齢化、これらも関連いたしまして今後さらに研究していきたいとこういうことでございます。次に事務職員の増員でございますが、一応当市といたしましては小学校一名、中学校二名、これは他市と比較して現状でもよいんではなかろうかと、こういうことで一応不採択にしたと、（「一応とは何か、一応とは。一応とは何だ」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　発言中ですから……。

仕事だと、こういう結論をお出しになったからこそ不採択ということになったのか、あるいはこれは要務員の仕事であると、ですから教育部面から出るこういう要求は不当であって取り上げるにいかないんだとこういう結論なのか、あるいは欲を言えばこういうことが置かれるのがいいんだけれどもなかなかむずかしい事情があるんだとこういうことなのかですね、具体的に申し上げるとこの便所清掃要員について申し上げれば、そういったどういう討議がなされてそして結論的にこういうふうに不採択にしたんだと、こういう点を伺いたいわけです。さらに四項の四の用務員の問題ですが、増員を要求しているわけですけれども、請願しているわけですけれども、私の知る範囲では生徒数といいますか、学校規模が大きい小さいにかかわらず二名ということで現状あるんではないかと思います。これは違っていれば御指摘願いたいんですが、千何百人の学校でも二名、五、六百人の学校でも二名ということで、大きい学校にはなるべくたくさん置いてくれと、こういう要望じゃないかと思うんですが、この辺も人数の何といいますか、調査なり何なりされてですね、これはもう二名いれば何千名いる学校でも二名でけっこうなんだと、こういう討議がなされてあえて不採択という結論になったのか、いわゆるどういう経過で不採択という結論になったのかの具体的な例をお示しいただいて、御回答を願いたいと思います。その他お答えによってはですね、その不採択の部

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　次、用務員の増員、これやはり上と同じく学校建設がなされておる中で、定員オーバーについては一応解消がされるんではなかろうかということで、一応現行どおりということで。次、児童生徒の更衣室の設置、これもやはり現状では校舎建設でもう手いっぱいであるということが、一応不採択に持っていった原因です。次に会議室、休憩室の新築、これもやはり一応現段階では校舎建築に追われてもう本当に手いっぱいであると、こういう中で不採択にしたわけでございます。それから防音校舎の通風、換気の件、これは一応現段階では時をみて騒音のない時には窓を開け閉めしての運用の中でやってもらいたいと、将来に向かってさらに研究していきたいと、こういうことで不採択にしたわけです。次が就学児童検診をやってほしいと、これは一応現状では無理であると、委託料によって学校に委託して実施したいと、こういうことで一応不採択とこういうことに相なったわけでございます。以上でございます。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　三項目の二の点は分かりました。四項目の一の御説明で今後検討すると、一応不採択ということですが、今後検討する余地があるものならば、さきほどのにも若干ありましけれども、端からやたらに不採択という形でなくですね、討議の中で採択してそして実現できるものは今委員長が言われたように、今後検討して一応

不採択というくらいなんですか、採択をしてもよかったんだというふうにも聞こえるんですけれどもね、どういうわけで、分かるのもあります。たとえば六項の二ですとか、六項の五ですとか、なかなかほかのところに追い回されてなかなか無理があると、そういう結論でこうなったんだと、そういう分かる点もありますけれども、非常に四項の一などは全部が全部教育的な見地から、これはひとつの教育の一環として全部児童生徒にやらしているんだというふうな御調査の結果なのか、必ずしも私そうじゃないと思うんですね。用務員もいやがるというか、そういう問題なんかいろいろあったんじゃないかと思うんですが、その辺の検討はどうされたかですね、さらにお伺いしたいと思います。それから四項の四のお答えがちょっと分からないんですが、学校建設がされていた中で定員オーバー云々というけれども、ちょっと分からないんですけれども、これもあれですか、更衣室や会議室のようにたくさんいた方がいいことはいいだろうけれども、なかなかそこまでは回らないんだということでしょうか。それともちょっと分かりにくかったんですが、私はやっぱり一名より二名がいいし、二名より三名の方がより先生方の手も省けるし、子供のためにいろいろプラスする面があるんじゃないかと思うんですね。どうしてその二名、大きな学校でも小さな学校でも二名以上に増員ができないかという討議がですね、どうされたかについてちょっと分かりにくいんですけれども再度お伺いいたします。

○議長（伊藤　定君）　委員長。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　給食調理員ですね、まず一点はね。（十七番「給食調理員は、それでもいいですよ」）事務職員ですか。

○十七番（名古屋史郎君）　私は特に便所清掃要員ですね、再度伺ってるのは。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　一応申し上げます。お答えいたします。これは種々と申しますと他市との触れ合いも一応データー等に基づきまして検討さしていただいたわけでございますが、これによりまして現状でも良い方で、他市よりも良い方であるという中で一応現段階では不採択と、こういうふうに委員会では意見一致をみたわけです。（十七番「それは違うんじゃないですか項目が。議長」）用務員の増員でしょ。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　いや、今便所清掃要員についてお答えをいただくということで、そう聞いておったら用務員のお答えになったんじゃないですか。便所清掃用員は他市の例を見たり、他市よりいい例だということで結論が出たということじゃないんじゃないですか。教育的な見地から児童にやらせているからそれでいいんだという結論なんですか。ちょっといいますか、それです。だからこの次に伺いたいのは四項目の三の事務職員の増員について不採択とした経過ですね、特に給食事務、教科書等を請願者の方は雑務と呼んでいますけれども、雑務でないという見解から当然事務職員を殖す必要はないと、そこまで討議されたのかされないのかということですね。他市の例ではどういうふうになっているかを調査されて、そして御討論なさったかどうかですね、以上お伺いいたします。

○議長（伊藤　定君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　この請願につきましては、毎年教職員組合から新年度予算編成前に出される問題でございまして、四十七年度の予算においてはこういうことがむずかしいだろうという意味で、私の方は御説明したわけでございますが、便所の清掃につきましては学校によっては教育の一環といたしましてやっているという学校もございます。それから用務員にやらしているという学校もございます。今のところ統一されておりません。そういうことで私どもとしては今後の検討課題として取り組んでいきたいと、そのようにお話し申し上げておいたわけでございます。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　事務職員増員についてでございますが、小学校は各校一名ずつでございますが、三十五学級あります五小については二名、日野は全校二名……。

失言しました。一応非常に学級数の多い五小については一応二名配置がなされておりますのが現状でございます。その他は小学校が一名、中学校が二名という中で、一応事務職員の配置がなされておるわけです。（「補足答弁してもらえよ」と呼ぶ者あり）何か補足的なことを副委員長。

○議長（伊藤　定君）　副委員長、補足説明を、他市との比較等お願いします。

○文教厚生副委員長（市川芳太郎君）　今の委員長の方から報告がありました不採択の件でございますけれど、九件でございますけれども、委員会として一応いろいろと検討された中で、今委員長が報告されたような形の中で不採択としたと、このようなことでございます。

○議長（伊藤　定君）　よろしいですか。名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　私はですね、結論を伺っているんじゃないと先に申し上げているわけですよね。こういう結論が出たからという報告に対して、どういう経過でそういう結論が出たのかを詳しくできれば伺いたいとこういっているわけです。で、事務職員の問題なども他市の例がこうであって、本市もこれでいいんじゃないかということの討議がされたのかどうかですね。特に請願者が言っている給食事務、教科書の事務なんていうのを雑務といっているけれども、雑務と認定しないという立場で討議をされたのかどうかを伺っているわけですね。その委員の何というんですかね、審査された経過を伺わないと、結論だけ聞いたんじゃ分からないので伺っているわけでぜひひとつお願いします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　正国　務君。

○二十九番（正国　務君）　この問題につきましては前の厚生委員会でも数回審議されたものでございまして、新文教厚生委員会では最初にこの問題が取り上げられまして、今委員長が細かく報告なさいましたとおりのことでございまして、一点も補足する余地もございませんが、ただここで申し上げたいことは、一部採択、一部不採択になりまして、一部不採択の面におきましても、この問題については常に毎年新年度予算において認定の請願が出るという形の中で本年度においては、本年度予算では今、委員長が説明した各項目にわたっていろいろと慎重に検討を深くいたしたのでございますが、本年度予算の中ではとうていこれは不可能だということでございますので、年度が変わるごとに出るとするものならばここで不採択にしていいだろうということで不採択にいたしたわけでございます。以上御了解願いたいと思います。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　補足はないけれどもそういう経過だったということですが、後で意見のところで申し上

げてもいいんですが、請願者のほうはいうならば素朴な請願を出してくるわけです。それに対してそのベテランの皆さんが毎年出てくるからこの辺でばっさり切れと、こういう姿勢では私は真に市民の声を聞く市議会にならないと思うんです。請願者を呼ぶなり、代表者を呼ぶなりいろいろな手だてがあるはずです。それを十分な討議も、経過の報告を聞くと十分な討議をされている部分もありますけれども、不十分で今、正国議員が言われたように毎年出てくることだから切ったんだと、こういうふうに聞えるようなことでは私、重大だと思うんです。後で意見で申し上げますけれども。

○議長（伊藤　定君）　正国　務君。

○二十九番（正国　務君）　ことばのやりとりになりますけれども、決してここでばっさり切ったということではないのでございまして、委員長報告されましたごとく請願をその中で前向きには検討いたしましょうということが結ばれておるわけです。決してばっさりと切ったということではございませんので御了解を願います。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　くどいようでたいへん恐縮ですが、たとえば四項の一の便所清掃要員などは一応不採択だと、こういう結論が出たということなんです、伺うと。そうなれば私は一応継続と、あるいは一応採択ということばもあるかと思います。私はいきなり採択ということは一応二応ないと思うんです、結局はそこで切ったわけですから。そうじゃなくて継続という手もあるでしょうし、採択しておいてそしてできることからやっていくと、あるいは請願者の代表を呼んでこれはとてもできないことだと取り下げなさいとか、いろいろあると思うんです。そういうことをしないでいて不採択を九項目、採択を十三項目というのはどうも解せないんですが。くどくど申し上げてもしかたがありませんから意見のところで。

○議長（伊藤　定君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　今、だいぶやりとりされましたので重複は避けたいというふうに思いますけれども、私はこの請願は一部役員が頭の中で考えてまとめてきた請願じゃないんです。私の知っている範囲では教育現場で働く教職員の生の声がここに集約されて請願が出されてきていると思うんです。今、いろいろやりとりがありましたけれども、四の一から四の四まで便所の清掃員の配置だとか、事務職員をふやして雑務を解消してほしいとか、この種の要求というのはつまり教職員が本来の教育に専念できるように、いわゆる雑務から開放されたいと、こういうやはり要求だと思うんです。なぜこれを市議会で支持できないのか、どうも理解に苦しむわけです。それから三の二の教職員の住宅問題でも市営住宅の場合、わずか年間二十四戸たらずきり建てていないわけですから、その中で教職員

に向けて何戸かわくを取る、それはできない相談でしょう。しかし東京都や公社住宅や公団関係で団地造成に対する市側の要求として何戸か、何パーセントかの割合で教職員に向けてわくを取るということは全く不可能なことじゃないと思うんです。そういうことをやはり考えればここで全くこの市議会が不採択にするということよりも、むしろそう慌てて結論を出さないならこれは少なくとも継続であるべきだと思うんです。その点で不採択にするからにはそれだけのはっきりしたやはり根拠がないとそれぞれの議員も住民から、この場合には教職員から、どうなんだと質問されても、いやどうもはっきりしなかったんだ、こういう答弁できないわけですね。それじゃやっぱり、それぞれ文教厚生委員はもちろん熱心に審議をされたんでしょうけれども、やはり出された結論、結果から見るともうちょっとやはり慎重に審議してほしかったし、慎重に結論を出してほしかったと、こういうふうに指摘せざるを得ないわけです。

その点について委員長から答弁があれば求めたいと思います。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　ただいま米沢議員さんからの質問でございますが、教職員住宅については細部の資料持ち合わせございませんが、一応それは実施段階になっておるわけでございますので。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　ちょっと補足いたしますが、たとえば高幡台団地、百草台団地、あるいは団地等につきましては、特に教職員については無条件優先、そういう形で取っております。そういうことは実施しております。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　ただいまの一応お答えでございますが、よろしゅうございましょうか。

○議長（伊藤　定君）　いいですか。鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君）　私もほかの二人の議員がかなり質問いたしましたので、給食作業員を殖やすという問題ですけれども、これは昨年事故があって一人給食作業員がなくなったことがあります。そういう点で非常に大事な問題だと思いますけれども、実際に委員会で給食現場を訪ねて作業員がどんなに少ない人数の中でたくさんの児童の給食を作っているのか、そういうところで否決にしたのか、そういう点どうか質問いたします。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　さきほども申し上げましたとおり他市ではやっておりませんが、各校に栄養士を一名ずつ配置しております。その栄養士の方も一応給食の手伝いと申しますか、それら作業に従事しておるわけでございます。なお老齢化等に関連で今後さらにまた研究していきたいとこういうふうな結論が出た中で不採択ということになっております。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。意見があれば承ります。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　今回不採択されたいずれの要求項目も突き詰めてみれば教育諸条件を改善していく充実していくという非常に重要な中身だろうと思うんです。しかも出されたこの請願はそれぞれの教育現場からの生の声の集約された形で出されている、そういうことからして請願というのは、ほかの委員会でもそうですけれども、即刻実施できる見通しがなければ全部不採択かというとそうじゃないんです。まだまだここ二、三年は実現不可能だという場合でもやはり要求としてやはり支持できるものなら市民の要求の立場に立つ議会としてはそれを支持する立場から採択をしていく、これが当然な態度だろうと思うんです。ですからそういう点からいけばここに挙げていけばいろいろ来年度実施できる可能性のあるものもあるでしょうし、何年か先にいかなければ実施できない、そういうものもいろいろ含まれているでしょうけれども、全体として教育諸条件を完備していく、充実させていくという本来の方向からみて、その方向からみて外れていない要求だというふうに私は思うんです。したがってそういう点ではこういう形で採択できる部分と、採択する部分とふるいにかけて残った分は全部不採択というふうな、そういうやはり結論の出し方はないだろうと、私はそういうふうに思うんです。したがって私は今回の委員会の結論に対してはいろいろ関係委員慎重審議がされたでしょうけれども、今度の結論に対しては結果的に慎重さを欠いたというふうに指摘せざるを得ませんので、この委員会の結論に対しては反対の意志を表明しておきます。

○議長（伊藤　定君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　私もさきほどから何点か伺って、不採択の部分で全般について伺っているわけじゃないんですが、特に伺った項目については私が疑問とするところがすべて氷解したという時点に至りません。また従来の常任委員会の採択、不採択でこれほど鮮明に採択、不採択を分けてされたことは前例がないと思うんです。さきほど正国議員からこの辺でばっさりということではないんだけれども、という補足的な意見がありましたけれども、結果的にみればちょっとむずかしいなと思うようなことはすべて不採択という結論にしたと、こういうふうに受け取らざるを得ないんです。そこで私は不採択の全項目にわたって申し上げるわけじゃありませんけれども、伺った範囲内での点ではどうも十分納得できない点が多々あります。当然採択にしてよかったじゃないかと思う項目が非常に多く見受けられますので、委員会の検討の労を多といたしますけれどもまことに残念ながらこの結論に賛成いたしかねるものでございます。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり一部採択、一部不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第六七号教育予算増額の件は委員長報告のとおり一部採択、一部不採択と決しました。

これより請願第三号三井団地に子供の遊び場設置に関する請願の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしております。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　文教厚生委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　御報告申し上げます。当団地は一応交通等にも非常に被害のない、非常に立地条件に恵まれた場所でございまして、現地調査等も行ないました中で、一応採択にいたしました。（「誤解を招くぞ」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君）　採択したことはわかりましたが、今までこういう請願に対する場合にはやはり土地の提供者とかなんとかいうことが一応参考になったと思うんですが……（笑声）この場合にはどういうところにそれらしい場所があったかどうか、経過をちょっと詳しくお知らせ願います。

○議長（伊藤　定君）　文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（谷　栄吉君）　これは一応……（笑声）程久保、所在は程久保でございます。地主さんは須崎さんと申しまして土地の方でございます。一応今、現地は草地になっております。多少地の利をブルでならすという状況でございますが、なるべく金を掛けないで子供の遊び場を造るということを条件で採択したものでございます。

○議長（伊藤　定君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第三号三井団地に子供の遊び場設置の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第七号大阪西地域の地区センター早期建設に関する請願の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしております。職員をして審査報告書を朗読させます。（「省略」と呼ぶ者あり）

○書記（武居一茂君）　産業建設委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤　定君）　産業建設委員長の審査報告を求めます。

（産業建設委員長登壇）

○産業建設委員長（吉富繁枝君）　請願第一一号につきましては夏期手当支給に関する陳情でございますが、これは八王子、町田、日野の運営協議会というのがございまして、私たち産業建設委員会といたしましては支給の精神に賛成、願意に添うよう善処されたいということで、部長がこの委員会に出席いたしまして、金額につきましては協議会一任ということで採択いたしました。右、報告申し上げます。

○議長（伊藤　定君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一一号の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第五三号日野市議会委員会条例の一部を改正する条例についてに関する総務委員会審査報告を議題といたします。本件に関する委員会の報告書は先般お手元に配布いたしてあります。総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。総務委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

これより議案第六五号日野市道路占用料徴収条例の制定についてに関する産業建設委員会審査報告を議題といたします。本件に関する委員会の報告書は先般お手元に配布いたしてあります。産業建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。産業建設委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

この際請願を付託委員会ごとに一括上程いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め一括上程することに決しました。

総務委員会関係の請願第五八の一から九までの審査報告を一括上程いたします。総務委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に文教厚生委員会関係の請願五七号、三八号、四〇号、四五号、四七号、五五号、五六号、一号、九号、一三号、一四号及び十五号の審査報告を一括議題といたします。文教厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。文教厚生委員長より目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に産業建設委員会関係の請願第二号、一六号、八号、一二号及び一六号の審査報告を一括議題といたします。産業建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。産業建設委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に公害対策特別委員会関係の請願一九号及び五一号の審査報告を一括議題といたします。公害対策特別委員長の審査報告はこれを省略いたします。公害対策特別委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に交通対策特別委員会関係の請願第六号の四の審査報告を議題といたします。交通対策特別委員長より審議の中間報告の申し出がありますので、この際報告を求めます。森田喜美男君。

（交通対策特別委員長登壇）

○交通対策特別委員長（森田喜美男君）　交通対策特別委員会の審

査中間報告を申し上げます。御承知のとおり交通対策特別委員会は日野市内の駅前広場、あるいは鉄道の踏切、循環バス、それから通勤車の輸送増強ということを、特に時局に緊急な問題ということで、この三月議会において特別委員会が設置された次第でございます。そこで今この委員会におきまして請願の付託案件が一件ございます。それはこの団地協議会から出されております請願事項の中の、その中の一項目でありますが、要するに市内に循環バスを早期に運行させるようにと、こういう請願でございます。そこで委員会はこれまでに四回の委員会審査の機会を持ちまして、市内のいわゆる交通対策という事柄に、当面しますネックになっておる事柄を洗いざらい当たってみました。そこで今、上がっておりますのが豊田一号踏切といいますか、あの踏切が非常に待ち時間が長いと、それから道路も非常に狭隘で交通上非常に支障を来たしておる、あの踏切の対策といたしましては御承知のとおり二、二、六路線平山台から平山橋を通過し、川崎街道に抜ける都道でありますが、都市計画都道でありますが、これは中央線の立体交差の部分までですでに、つまり平山台側は完成しております。後、陸橋の工事とそれからすでに国鉄東方辺りには、国鉄官舎の東方辺りには道路がすでにでき上がっております。今、竣工しておる部分から平山橋の拡幅が行なわれ、それから京王線を立体交差をいたしまして川崎街道に結ばれると、その間の陸橋、中央線の陸橋につきましては、中央線の立体交差につきましては、すでに四十六年、四十七年で予算決定がありまして、すでに橋脚も両側にできております。近く完成という見通しであります。そのほかの平山橋から川崎街道に至ります部分は、すでに一部は用地買収交渉が行なわれている部分もあるそうでありますし、とにかくここ二、三年のうちに完成の見通しがある、したがって、一つの循環バスを運行するルートの開発にはほぼ豊田踏切の部分に関しましては見通しが立ったという状況であります。そのほか国道二十号線、いわゆる甲州街道が時間帯によりまして、日野坂の上から日野橋に至るまで、車の渋滞がたびたび見受けられ、このことがとりもなおさず市内の交通運行の大きな支障にもなっており、かつまた排気ガス等による空気の汚濁、あるいは交通事故、そのほかいろいろ好ましからざる一大原因になっておるということがはっきりしておりますので、委員会といたしましては、日野橋の向かいに当たります立川のロータリー、甲州街道と青梅街道、その他の五つの道が集まっておる部分が交差点がございます。あの部分について立体交差を促進してもらうことがとりもなおさず日野全体の交通運行を円滑化する一つの大きな決め手になるということで、どういう運動をすればよろしいだろうか、というふうなことを委員会の中でいろいろと論議がございました。調べましたところ、当該交差点に関しましては立川都市計画の中の追加議案として、すでに立体交差

の計画が、計画決定なされておるということが分りましたので立川市議会あるいは立川市にも連絡を取って立川市の行政区域でもありますので、立川の指導のもとに日野市も側面的に意見書、国に対する意見書等をあげて、そうして運動展開の第一歩にしようじゃないか、そういうことが望ましいのではないか、ということで委員会としてはその意見書を実はこの六月議会に上程しようか、というふうな話になっておりました。ただ立川市当局がまずやっぱり率先していただく。あるいは少なくも同時議決であるほうが立川に対して順序ではないか、ということがございまして、今回は立川市議会には議長を通じてその要請を申し入れるとともに委員会としては本会議に向けての意見書の上程ということは今回は見合わせることにいたしました。

それからもう一つ交通上の大きなネックになる場所と考えられますのが、日野橋のたもとから高幡に通じておりますあの都道が京王線の計画として、これは東京都内の地下鉄との連係ということで関係があるそうでありますが、要するに高幡駅の保健所寄りの辺りに相当大きい操車場が造られる、そのことがあそこに所在します踏切の将来、非常に開かずの踏切に近い状態になって大きなネックになっていくということが新聞などでも指摘されております。そこでこれにつきましてもやはり立体交差の架橋が望ましいということで何らかの日野市議会としての運動の一歩を展開すべきではないか、というふうな事がらが一応意見一致の形でまとまっております。

そのほか交通対策特別委員会といたしましては、市内にあります中央線の豊田駅前広場、あるいは日野駅前広場、こういう問題もありますが、日野駅前広場につきましては神明上区画整理の中ですでにセットされる方向が明らかになっておりますし、それから豊田の、特に南口の広場につきましては、地元でいろいろと表には出ておりませんが、広場を形成するためのいろいろな検討がなされておる、というふうにも事務当局から聞き取っておりますので、この問題についてはしばらく見守っていこうということになっております。

それから中央線及び京王線の輸送増強問題でありますが、中央線につきましては、三鷹から立川までの複々線化ということがすでに当局において調査費が盛られたというようなことで、一歩前進の状況にありますので、それを期待したいということであります。それから京王線につきましては、すでに高幡不動駅におきまして、百草団地、あるいは高幡台団地、その周辺の住民の方からもすでに始発駅で満員の状況だ、あのままでは済まされない、ということが考えられるわけでありますが、私鉄のことでもありますし、議会としてどういうふうな取り組み、あるいは運動展開というものを行なうべきであろうか、ということはまだ結論に至っておりません。以上のとおり付託議案、つまり市内循環バスをどういうふうにいつごろまでに通せるか、

ということを中心にして、いろいろと検討を行なっておりますが、すでに御承知のとおり基本構想の中にも循環バスを通行させるということが明記してありますし、また議会としてもいわゆる請願を直ちに採択することに別段異論はないと思いますけれどもしからばどういうルートがあり得るか、あるいはどういう経営形態によって行ない得る可能性があるか、ということになりますと、まことに問題は重要かつ複雑であることが想定できるわけでありまして、七月、この本会議後、実際にマイクロバスでも出して、実際にルートを車に乗ってたどって、そうしてその可能性を見極めるということを委員会としての現状の取り決めになっております。交通対策特別委員会は以上のような審議経過あるいは一応の結論ということで審議が今日までの段階になっておりますことをこの場で御報告申し上げ、またいろいろとお知恵をお借りさせていただきたい、こういう考えでございます。以上報告を終わります。なお、私の報告に過不足がございましたら、委員会の中から補足していただくようお願いいたします。

○議長（伊藤　定君）　これをもって中間報告を終わります。交通対策特別委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

請願第六号の二公共住宅団地の生活環境整備に関する請願の件を議題といたします。文教厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。文教厚生委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に日程第五〇多摩川架橋対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。多摩川架橋対策特別委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。

よって委員長申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第五一市庁舎建設特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。本件について委員長より中間報告をいたしたいとの申し出があります。市庁舎建設特別委員長の中間報告を求めます。

（市庁舎建設特別委員長登壇）

○市庁舎建設特別委員長（日野源作君）　御指名がございましたので新庁舎建設委員会の中間報告を申し上げます。委員会を二回開いたわけでございます。（笑声）そういうわけでこれという議題ではございませんでしたが、委員会の名前のとおり新庁舎建設についてのいろいろな委員の方の意見を交換したわけでございます。その中で、まず市長がこの新庁舎建設に対してどういう意向を持っているか、一応聞いてみたほうがいいという御意見がございましたので、早速その御意見を尊重して委員会に出席を願ったわけでございます。その席で市長は、とにかく新庁舎建設については委員会の結論を早急に出してほしいんだという御意見が出たわけでございます。そういう市長の御意見に基づきまして委員会としまして、早急に何らかの新庁舎を建設すべく道を開こうというような形で委員会を進めたわけでございますが、その時に一、二名の委員の欠席もございましたし、またある委員からは新庁舎を建設するには何らかのそれに準じた必要に迫られた理由があるだろう、そういう御意見がございましたので、早速新庁舎建設に必要な資料を出していただいて、それに基づいてさらに委員会として検討をしようという時点で第一回の委員会は終了したわけでございます。二回目の委員会におきまして、関係理事者のほうから現在の状況はこうだ、これに基づいて新庁舎ができれば、これだけの難問が解決できるんだ、という資料が出されまして、その資料に基づいて委員会としては検討をいたしたわけでございます。まず新庁舎を建設できれば分散庁舎の解消ができる、御承知のように、現在の行政面は第一庁舎、第二庁舎というような形で行なわれておるわけですが、第二庁舎につきましては、教育、福祉、水道、建設、都市計画というような各部門が分散されて行なわれておるわけでございます。二点目としまして庁舎の敷地の問題でございます。この敷地の問題は、御承知のように第一庁舎の敷地の関係は神明上の区画整理の区域内に入っておりまして、現在使用しておる前の消防署のところが取り払われ、またこの庁舎の南側がやはり一部取り壊わしになるという状況でございます。第二庁舎のほうの関係は、四十一年の六月、あそこを滝瀬さんから借地として借り、五年間の契約期間が一昨年経過しまして、地主さんに返還を迫られた状況であるそうでございますが、市の状況をつぶさに地主の方に納得をしていただいて、三年間の延長期間を無理に御了解され、四十九年には

是が非でもこの敷地を返還しなければならない状況ということでございます。そういう敷地面におきましても、新庁舎ができればこれらの難問題も解決ができるんだ、ということでございます。なお、職員の増員に伴う事務室の不足、あるいは事務的の改善も、新庁舎の建設によってすべてが解決できるという資料でございましたので、こういった観点を委員の皆さんで検討し合って最終的の委員の意見一致は速やかに新庁舎の建設をすべきであろう、という結論が出ましたことを中間報告としてしたわけでございます。なお、委員会の今後の活動としましては、新庁舎建設に伴ういろいろな資料研究をこれから行なう計画でございます。以上で報告を終わります。

○十五番（剣持佐吉君）　議長。

○議長（伊藤　定君）　剣持佐吉君。

（「質問、質疑を承ってないぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　やりました。剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君）　ちょっと手をあげるのが早くてどうも申し訳ありません。委員長が帰ってしまうと困ると思って早く手をあげてたいへん恐縮いたしました。質問になりますが、多少の意見も加わるかもしれませんが、庁舎建設については何か専門な学問があるそうでございます。以前は、昔はお城を造る、これは行政とかあるいは警察とか治安とか、そういったような意味において築城学というようなものがございましたが、今、そういう警察あるいは武力というようなことが必要ございませんので全く行政サービスの中心というようなものであることは申すまでもないことでございますけれども、その中にそういった専門の学問があるそうでございます。そういう本も私見たことがございますが、ただ、ここでそういうことを私申し上げるのでなく、今、委員長の報告の中に、それから予算の中にも旅費とか視察とか、ということが出てまいらないので、百種百様の市役所があると思いますし、それからその位置の決定についてもいろいろ難関を切り抜けてきた各都市もあろうと思われますし、それからせっかく大構想をいだいたのが、今日においては、もう一足というところでしまったというような市役所もあるはずでございます。全国、全部見るわけにはいかないにしてもそういう計画が委員長報告の中に出てきませんと、そのことについてはお話がなかったか、その質問でございますが、もしなかったとすれば希望になりますけれども、そうした計画を将来立てるべきではないか、希望を付け加えたい、こういうことです。

○議長（伊藤　定君）　委員長。

○市庁舎建設特別委員長（日野源作君）　今の御意見にお答えするわけでございますが、今、報告を申し上げたとおり委員会としましては新庁舎建設を速やかにすべきであろう、という結論を見てその後の行動、活動の具体化については

今後の委員会をもちまして最善の努力をしながら方向づけを持っていきたい、このように考えておるわけで、今剣持議員さんの意見を十分に参考にしまして（笑声）これから活動していきます。

○議長（伊藤　定君）　これをもって中間報告を終わります。委員長より市庁舎建設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第五十三、諸般の報告について、事務局長をして報告をさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　御報告申し上げます。三月の三十日以降の主だったものが記載してございますが、これらの中で特に四月の二十一日には関東市議会議長会が藤沢市で開かれ、議長が出席をいたしました。五月の九日には東京都市議長会の総会が保谷市で開かれました。その会議の内容といたしましては四十六年度の決算並びに四十七年度の事業計画、役員の改選等が行なわれたわけでございます。それからなお五

請願を議題といたします。事務局長をして請願の要旨を説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第一七号を説明。

○議長（伊藤　定君）　ただいま事務局長において説明いたしました本請願につきましては、文教厚生委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、請願第一七号日野市衛生処理場からの悪臭に関する請願は文教厚生委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に日程第五十三、諸般の報告について、事務局長をして報告をさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　御報告申し上げます。三月の三十日以降の主だったものが記載してございますが、これらの中で特に四月の二十一日には関東市議会議長会が藤沢市で開かれ、議長が出席をいたしました。五月の九日には東京都市議長会の総会が保谷市で開かれました。その会議の内容といたしましては四十六年度の決算並びに四十七年度の事業計画、役員の改選等が行なわれたわけでございます。それからなお五

午後九時二十四分休憩

午後十時三十八分再開

○議長（伊藤　定君）　休憩前に引き続き会議を開きます。次に請願第一七号日野市衛生処理場からの悪臭に関する

月の三十日には全国の市議会議長会の四十八回定期総会が文京公会堂で開催されまして、内容といたしましては式典と議事の二部に分かれておりまして、式典では会長、来賓等のあいさつ、新市の紹介、沖縄の新市、近隣では多摩稲城市の紹介等があったわけでございます。なお議事といたしましては、各種の委員会の活動の報告がなされ、議案三十一件を審議いたしたわけでございます。

この議案の中には東京からも出しましたボウリング場における税金を市町村税としてもらえないだろうかというような、次の内容も提案をされたわけでございます。なお六月の七日の日におきましては首都圏近郊整備地帯の都市協議会の役員会が都市センターで開かれたわけでございます。これは千葉、神奈川、東京、埼玉ということで、十四市で構成をいたしております協議会でございまして、協議の内容は四十七年度の予算について協議をいたしたということでございます。それからなお記載してございませんけれども、昨日全国市議会議長会の傘下であります地方財政委員会が開かれまして、この部会に議長が出席をいたしております。以上議長の関係の主なものについて御説明を終わります。

○議長（伊藤　定君）　次に東京都十一市競輪事業組合議会に出席されました杉山寅三郎議員より報告を求めます。

（東京都十一市競輪事業組合議会議員登壇）

○東京都十一市競輪事業組合議会議員（杉山寅三郎君）　それでは議長の指名によりまして東京都十一市競輪事業並びに四市競艇組合議会の四月、四十七年度の経過報告を簡単に御報告をさしていただきます。まず四月五日に十一市の競輪事業組合議会が調布で開かれまして、内容といたしましては昭和四十六年度の収益金の配分案が管理者から提出されましたので、議会の中で審議してやはり原案どおり可決いたしております。続いて四市の競艇事業組合の議会が開かれまして、その中では三月十四日最終日の打ち上げを終わりまして、これに対する四十六年度の補正予算並びに配分金の議案が提案されましたので、これも審議いたしました結果原案どおり可決いたしております。なお六月一日に第二回の会議を開きまして、議案といたしましてはいわゆる四十七年度の議会側の役員の改選が議案でございましたので、それと同じく四市の競艇組合議会も議案の内容は同じでございます。老眼を駆使しまして皆さま方に簡単ではございますけれど、資料が提供してありますのでひとつ御参照いただきたいと思います。以上をもちまして御報告を終わります。

○議長（伊藤　定君）　次に多摩川架橋問題について、立川市との協議に出席されました秦議員より報告を求めます。

（多摩川架橋対策特別委員長登壇）

○多摩川架橋対策特別委員長（秦　正一君）　会務報告の中にもありますけど五月十六日多摩川架橋の正副委員

長と、それから議長、立川の方は議長、副議長、それから関係議員三人、一応面談いたしまして、特に立川の方からは早く日野の分の二・二・十号線を進めてもらいたいと。立川はある程度道路もでき、その道路から南口へ通ずるわけですけど、日野の方としてもいろんな関係もありますけど、現在の甲州街道を交通量の緩和という面でもやはりただ単にその道を造って、また多摩川架橋を通って多摩川の橋を渡って立川の南口へ通ずるということであれば、購買力等も相当取られるんじゃないかというような懸念もあります。しかし日野の方としても立川のロータリーを立体交差して、その上に立っていくならばどんどん東京の方へ車が流れるし、作った意味もあるし、そういう面でまず日野のロータリーを、立体交差を何とか立川の方においても全員の議員の総意によって何とか決議をし、関係方面へ働きかけてもらいたいという意見具申をしましてですね、一応何とか努力しましょうということで、日野の方としてもそのロータリーができることによってその多摩川架橋、またはここで二・二・十号線を作った意味もあるし、ただそのロータリーが全然今の状態だと交通緩和においても何ら意味はないということで、一応そういった面を加味して今後の、その後においてですね、五月二十三日委員会を開いております。そういった中においても立川のそういったお会いした、面談したそういう内容のことも報告し、または日野の立場としても相当の予算もかかるわけです。二・二・十号線の道路を築造する上においても相当の費用もかかりますけれども、いずれにしても早くその立川のロータリーができることによって、日野の方は促進するということを委員会の方も一応了解も得、またなおかつ警察の手前の方から多摩川に通ずるわけですけれども、その今度南の方へ、バイパスの方へ通ずるそういう計画があるわけですけれども、いずれにしても立川の方のロータリーの関係を早く促進することによって、日野の方も進めましょうと、そういう結論的な合意によって現在の委員会の状態では終わっております。今後　も立川市との関係もありますもので、そういう連携のもとに日野としても、多摩川架橋委員会としても大いに検討もし、また地元の意向等もある程度つかんでその上に立って進めていきたいと、このように考えております。よろしくお願いします。

○議長（伊藤　定君）　次に三多摩上下水及び道路建設促進協議会第二委員会に出席されました板垣議員より報告を求めます。

（三多摩上下水及び道路建設促進協議会第二委員会委員登壇）

○三多摩上下水及び道路建設促進協議会第二委員会委員（板垣正男君）　五月十九日三多摩上下水及び道路建設促進協議会第二委員会が都議会の第一、第二委員会室で行なわれましたので、その模様について報告いたします。出席は

都側と三多摩選出の都議会議員、それに三多摩各市町村、一市を除きまして各議会代表が出席して行なわれました。この日の委員会は現在東京都が進めております三多摩流域下水道の計画に対しての各市町村のいろんな要望やら、あるいは計画の進行状況について質問するということで行なわれたものであります。資料は皆さんのお手元に地図を配布してございますので参照していただきたいと思います。現在東京都が進めております多摩川の流域下水道計画、現在五カ所進めております。四十六年度から始まりまして来年度まで三カ年計画で多摩川流域の中期計画が今行なわれておりますけれど、この計画では四十六年度、昨年が五十九億八千万、四十七年度の予算見積り額では七十九億七千七百万の予算を投入いたしまして現在工事が進められているものであります。先日の全協の中でも一部報告いたしましたように、多摩川の左岸、左岸についてはかなり流域下水道計画が進められております。右岸はニュータウン、ニュータウンを中心とする計画が現在進められておりますけれど、他の地域、特に日野、八王子、それから秋川流域ですね、その辺の地域の計画が現在立てられていないというようなことで、八王子市やあるいは秋川市、そういったところからこの地域の計画についてどういうふうになっておるのかというような質問も出されました。それに対して東京都では四十六年度において調査していると、四十七年度において計画を具体化したいというような答弁がございまして、日野市としてもこの計画にどう組み込ませるかということが今後議会の中でも検討しなければならない一つの課題ではないかということを先日の全協の中でも報告申し上げましたけれど、重ねてこの場で報告しておきたいと思います。ほかに各市から具体的な質問やら要望が出されております。けれど、その中ではたとえば昭島市からは下水道設置の補助率を大幅に引き上げることとか、起債のわくを拡大するというようなことの要望が出されております。これらの要望については各市とも共通しておりまして、下水道事業の、市独自でやるということの困難さがあるために、東京都においてもこれまでの起債のわくや、あるいは補助率にとらわれないで、もっと大幅に引き上げてほしいという要望が強く出されてきております。報告は以上で終わりたいと思いますけれど、日野市における流域下水道計画をどのように進めていこうとするのか。東京都でもそれは当然検討していることだろうと思いますけれど、東京都の検討を進める中で日野市としても当然この問題で取り組んでいかなければならないし、先日の全協の中でも都市計画水道委員会で検討を進めるようにという方向が一応は確認はされましたけれど、今後執行者の下水道計画に合わせて議会でも大いに論議していかなければいけないのではないかということを付け加えまして、私の報告を終わります。

○議長（伊藤　定君）　次に三多摩上下水及び道路建設促進協議会第一委員会委員長より報告を求めます。

（三多摩上下水及び道路建設促進協議会第一委員会委員登壇）

○三多摩上下水及び道路建設促進協議会第一委員会委員長（伊藤松之輔君）　第一委員会の報告を申し上げます。なおこの報告に入る前に実は本、一〇%節水という問題点がここで出ておりますが、私が出席した委員会の時点においては、その問題が出ていない時点の報告でございますので、御了解をいただきたいと思います。六月九日の日に府中市の市役所で午後一時半から各市の代表によりまして委員会が開催されましたのでございます。その時の協議結果をまとめまして報告いたします。例のごとく会長さん、委員長さんのあいさつがありまして、事務担当の八王子水道局長の佐藤徳二氏による経過説明がございました。その中で四市が個別協議に入ったというふうな報告がありました。その四市と申しますのは東村山市、小平市、東大和市、それから武蔵村山市でありまして、而して話し合いに入ったといっても人事問題、財政問題等が壁に当たって全然前進しないという苦心談の発表という時点でございます。問題点の主意が自治労との関係と、それから自治権問題、職員の所遇はどうなのかという心配とかそういった時点がございまして、前進しないということでございます。それからなお各市からいろいろ現状報告がございましたが、その一元化の問題に対しては赤字財政の市ほど悩みが深いような報告でございました。非常にそういうことで悲観的な報告ばかりでございまして、一元化は出発点に返ったらいいんじゃないかというような悲観的な意見も出ましたのですが、最後にまとめといたしましてはお互い各市において種々検討して衆智を得て、あらゆる努力をして一応水道の一元化に手を取って前進することということで、意見の一致を見ました。以上をもちまして第一委員会の報告とかえさせていただきます。

○議長（伊藤　定君）　次に立川、横田基地対策協議会に出席されました西沢議員より報告を求めます。

（立川、横田基地対策協議会理事登壇）

○立川、横田基地対策協議会理事（西沢　保君）　六月六日に立川、横田基地対策協議会が昭島で持たれました。これは総会でございまして、四十六年度の事業会計報告、それから決算報告、それから四十七年度の予算と。中で今まで九市町でやっているわけですが、改正になりましたのは五千円の各市の分担が今年から一万円に改めるという事項でございます。その他につきましては今年の事業計画といたしましていろいろの基地対策の推進事項として九項目を採択いたしました。この内容的には一項目を読み上げていきますと、横田基地への統合による基地拡張についてはこれを中止し、平和的利用措置を講

ずることと、こういうことを書いた九項目の条項につきまして今年もこういうことで対策として推進を進めるということで決定してございます。それでこの協議会そのものは現在基地を認めた中でいろいろ予算案等を取っていくっていうんですか、そういうようないろいろな力を合わせてやっていくというような協議会でございますので、初めての出席でありますし、そういうことで一応終わっております。以上報告をいたします。

○議長（伊藤　定君）　ただいまの報告について御質疑はありませんか。なければこれをもって報告を終わります。

おはかりいたします。ただいま請願二件の提出がありましたのでこれを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認めます。よって日程に追加し直ちに議題とする事に決しました。請願第一八号小西六工場の悪臭公害阻止に関する請願を議題といたします。事務局長をして請願の要旨を説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第一八号を説明。

○議長（伊藤　定君）　ただいま事務局長において説明いたしました本請願につきましては、公害対策特別委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、請願第一八号小西六工場の悪臭公害阻止に関する請願を議題といたしました本請願につきましては、公害対策特別委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤　定君）　御異議ないものと認め、請願第一八号小西六工場の悪臭公害阻止に関する請願を議題といたしました本請願につきましては、公害対策特別委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査にすることに決しました。

請願第一九号零歳児保育死亡事故発生に関する請願を議題といたします。事務局長をして請願の要旨を説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第一九号を説明。

○議長（伊藤　定君）　ただいま事務局長において説明いたしました本請願につきましては、文教厚生委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査とすることに決しました。

休憩中に代表者会議を開催いたしまして、南多摩選挙区における都議会議員の定数増に関する決議、衆議院議員定数是正の要請に関する決議等を検討しておりましたが、諸般の事情によりまして、その他のものを含め、決議案は七月開催予定の臨時会に上程することになりましたので報告いたします。

これをもって昭和四十七年度第二回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後十一時一分閉会

右会議の次第は、書記の記載したものでありその内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和四十七年　　月　　日

日野市議会議長　伊藤　定

署名議員　坂垣正男

署名議員　市川芳太郎

次に記した日までに返して下さい。

お問合せ・ご連絡は

ひまわり号・事務局	電話　81－7354
多摩平児童図書館	電話　81－4744
高幡図書館	電話呼 91－0493
福祉センター図書館	電話呼 82－2329
社会教育センター図書館	電話呼 82－3136
平山児童図書館	電話呼 91－3773

内図M－31－8（80×120）上45　　庁内印刷

K 10196

日野市議会会議録

K 10196

日野市議会会議録

昭和47年第2回定例会

郷土資料　二週間

日野市立図書館
☎81－7354
13 68 120